

建設環境委員会

令和8年第1回定例会

議案

議案第22号 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例 (建築課長)

議案第26号 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例
(交通政策課長)

庶務報告

1 一般

[環境部]

(1) 全国みどりと花のフェアかつしかについて

(みどりと花のフェア担当課長)

(2) 「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次)」改定版(案)について

(リサイクル清掃課長)

[都市整備部]

(1) 自転車用ヘルメット購入費助成について (交通安全対策担当課長)

(2) (仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について

(都市計画課長)

(3) 堀切地区の街づくりについて

(街づくり推進担当課長)

(4) 金町駅周辺の街づくりについて

(金町街づくり担当課長)

(5) 京成押上線連続立体交差事業について (立石駅北街づくり担当課長)

(6) 義務付け等請求控訴事件の判決について

(立石駅北街づくり担当課長)

(7) 高砂駅周辺の街づくりについて

(高砂・鉄道立体担当課長)

(8) 不燃化特区における建替え助成について

(密集地域整備担当課長)

(9) 令和7年度主要工事進捗状況について

(公園課長)

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

建築課

1 改正の理由

建築基準法施行令の一部改正及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をする必要があるため、標記条例の一部を改正するもの

2 改正の概要

建築基準法施行令の一部改正により、既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の規定に項の繰下げが発生する。また、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、法律名の変更及び建築物の容積率に関する特例の許可の規定に条の繰下げ並びに追記が発生する。

これに伴い、葛飾区事務手数料条例中の当該規定に係る項目について、所要の改正を行う。

改正部分（条例 別表第1）

改正前		改正後	
事務	事務手数料の名称	事務	事務手数料の名称
50の2 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	50の2 建築基準法施行令第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)

改正前		改正後	
事務	事務手数料の名称	事務	事務手数料の名称
50の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	50の3 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)
50の14 マンションの <u>建替え</u> 等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	50の14 マンションの <u>再生</u> 等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

3 新旧対照表

【資料1】のとおり

4 施行予定期日

令和8年4月1日

葛飾区事務手数料条例新旧対照表

現 行					改正案						
○葛飾区事務手数料条例 昭和33年 3月31日 (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料(以下「事務手数料」という。)は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。 (事務手数料を徴収する事務等) 第2条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第1から別表第3までのとおりとする。 第3条 から 第10条 まで(略) 付則(略)					○葛飾区事務手数料条例 昭和33年 3月31日 (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料(以下「事務手数料」という。)は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。 (事務手数料を徴収する事務等) 第2条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第1から別表第3までのとおりとする。 第3条 から 第10条 まで(略) 付則(略) <u>付則</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。						
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)						
事務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期		
1 から 50 まで(略)					1 から 50 まで(略)						
50の2	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。	50の2	建築基準法施行令第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。
50の3	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。	50の3	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。
50の4 から 50の13 まで(略)					50の4 から 50の13 まで(略)						
50の14	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円	許可申請のとき。	50の14	マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき	160,000円	許可申請のとき。
51 から 142 まで(略)					51 から 142 まで(略)						
別表第2(第2条関係)(略)					別表第2(第2条関係)(略)						
別表第3(第2条関係)(略)					別表第3(第2条関係)(略)						

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

交通政策課

1 改正の概要

- (1) 題名を葛飾区自転車駐車場条例に改める
- (2) 東立石自転車置場を廃止する

2 東立石自転車置場位置図



3 新旧対照表

【資料1】のとおり

4 施行予定期日

葛飾区規則で定める日から施行する。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>○葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例 昭和57年3月11日 条例第14号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 区内の鉄道駅周辺における自転車の駐車秩序を確立することにより、その周辺の道路の安全な利用を確保するとともに、区民の自転車駐車の利便を図るため、自転車駐車場（以下「駐車場」という。）<u>及び自転車置場（以下「置場」という。）</u>を設置する。</p> <p>(昭63条例28・一部改正)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>駐車場及び置場の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(昭63条例28・一部改正)</p> <p>(利用することができる自転車)</p> <p>第3条 <u>駐車場及び置場を利用することができる自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車であり、自転車防犯登録のしてあるものとする。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に利用を認めたものは、この限りでない。</u></p> <p>(昭63条例28・一部改正、平3条例28・旧第4条線上、平15条例62・令6条例4・一部改正)</p> <p>(駐車場の利用承認等)</p> <p>第4条 駐車場の利用方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一時利用 1日1回を単位とする利用（葛飾区亀有南自転車駐車場にあっては、時間を単位とする利用）</p> <p>(2) 定期利用 月を単位とする利用</p> <p>2 駐車場を利用しようとする者は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める手続により区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 駐車場のうち、定期利用をしようとする者の利用状況から、利用しようとする者を制限する必要があると区長が認めた駐車場については、規則で定める要件に該当する者に定期利用の承認をするものとする。</p> <p>(平3条例28・追加、平7条例66・平8条例24・平10条例30・平15条例62・平16条例34・令6条例4・一部改正)</p> <p><u>(置場の利用承認等)</u></p> <p>第5条 <u>置場の利用については、区長の承認を必要としない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、置場のうち、区長がその利用状況から利用する者を制限する必要があると認めて指定した置場（以下「登録制置場」という。）を利用しようとする者は、規則で定める手続により区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>区長は、前項の規定による登録制置場を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。</u></p> <p>(昭63条例28・平3条例28・一部改正)</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>駐車場及び登録制置場の利用の承認をしない。</u></p> <p>(1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) <u>駐車場及び登録制置場の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</u></p>	<p>○葛飾区自転車駐車場条例 昭和57年3月11日 条例第14号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 区内の鉄道駅周辺における自転車の駐車秩序を確立することにより、その周辺の道路の安全な利用を確保するとともに、区民の自転車駐車の利便を図るため、自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。</p> <p>(昭63条例28・一部改正)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(昭63条例28・一部改正)</p> <p>(利用することができる自転車)</p> <p>第3条 駐車場を利用することができる自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車であり、自転車防犯登録のしてあるものとする。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に利用を認めたものは、この限りでない。</p> <p>(昭63条例28・一部改正、平3条例28・旧第4条線上、平15条例62・令6条例4・一部改正)</p> <p>(駐車場の利用承認等)</p> <p>第4条 駐車場の利用方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一時利用 1日1回を単位とする利用（葛飾区亀有南自転車駐車場にあっては、時間を単位とする利用）</p> <p>(2) 定期利用 月を単位とする利用</p> <p>2 駐車場を利用しようとする者は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める手続により区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 駐車場のうち、定期利用をしようとする者の利用状況から、利用しようとする者を制限する必要があると区長が認めた駐車場については、規則で定める要件に該当する者に定期利用の承認をするものとする。</p> <p>(平3条例28・追加、平7条例66・平8条例24・平10条例30・平15条例62・平16条例34・令6条例4・一部改正)</p> <p>第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>駐車場の利用の承認をしない。</u></p> <p>(1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) 駐車場の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</p>

- (3) 駐車場及び登録制置場の収容台数を超過しているとき。
- (4) 駐車場及び登録制置場の管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(昭63条例28・平15条例62・令6条例4・一部改正)

(使用料)

第7条 駐車場の使用料は、一時利用にあつては1日1回200円又は駐車時間1時間につき50円の範囲内において、定期利用にあつては1箇月につき3,000円(規則で定める学校に在学する者にあつては、2,100円)の範囲内において規則で定める。

2 置場の利用は、無料とする。

(令6条例4・全改)

(回数券)

第7条の2 区長は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 回数券は11枚つづりとし、発行価額は一時利用の10回分に相当する額とする。

(令6条例4・追加)

(使用料の納付時期等)

第7条の3 一時利用をする者は、使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める駐車場の一時利用をする場合は、利用終了時に使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、回数券の交付を受ける者は、交付の際に使用料を納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、一時利用した者以外の者から事後に使用料を徴収することができる。

4 定期利用をする者は、第4条第2項の承認の後において規則で定める時期に使用料を納付しなければならない。

(令6条例4・追加)

(使用料の減額又は免除)

第7条の4 区長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(令6条例4・追加)

(使用料の還付)

第8条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(令6条例4・全改)

(利用の権利の譲渡等の禁止)

第9条 駐車場の利用の承認を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)及び登録制置場の利用の承認を受けた者(以下「登録制置場利用者」という。)は、駐車場及び登録制置場の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(昭63条例28・平7条例66・一部改正)

(禁止行為)

第10条 駐車場利用者及び置場を利用する者は、駐車場及び置場内で、次の行為をしてはならない。

- (1) 駐車場若しくは置場の施設若しくは付属設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に自転車を駐車すること。
- (4) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。

(3) 駐車場の収容台数を超過しているとき。

(4) 駐車場の管理上支障があるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(昭63条例28・平15条例62・令6条例4・一部改正)

(使用料)

第6条 駐車場の使用料は、一時利用にあつては1日1回200円又は駐車時間1時間につき50円の範囲内において、定期利用にあつては1箇月につき3,000円(規則で定める学校に在学する者にあつては、2,100円)の範囲内において規則で定める。

(令6条例4・全改)

(回数券)

第7条 区長は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 回数券は11枚つづりとし、発行価額は一時利用の10回分に相当する額とする。

(令6条例4・追加)

(使用料の納付時期等)

第8条 一時利用をする者は、使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める駐車場の一時利用をする場合は、利用終了時に使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、回数券の交付を受ける者は、交付の際に使用料を納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、一時利用した者以外の者から事後に使用料を徴収することができる。

4 定期利用をする者は、第4条第2項の承認の後において規則で定める時期に使用料を納付しなければならない。

(令6条例4・追加)

(使用料の減額又は免除)

第9条 区長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(令6条例4・追加)

(使用料の還付)

第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(令6条例4・全改)

(利用の権利の譲渡等の禁止)

第11条 駐車場の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、駐車場の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(昭63条例28・平7条例66・一部改正)

(禁止行為)

第12条 利用者は、駐車場内で、次の行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設若しくは付属設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 他の自転車の駐車を妨げること。
- (3) 指定された場所以外に自転車を駐車すること。
- (4) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。

- (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
(6) 物品販売その他営業行為をすること。
(7) 広告宣伝をすること。
(8) 立入禁止区域に立ち入ること。
(9) 前各号に定めるもののほか、区長が駐車場及び置場の管理上支障があると認めたこと。
(昭63条例28・平15条例62・平28条例44・令6条例4・一部改正)
(利用の承認の取消し)

第11条 区長は、駐車場利用者及び登録制置場利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場又は登録制置場の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により利用の承認を受けたとき。
(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(3) 利用の承認の条件に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
(昭63条例28・平15条例62・令6条例4・一部改正)

(駐車場及び置場の休止)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場及び置場の全部又は一部を休止することができる。

- (1) 災害その他の事故により駐車場又は置場の利用ができないとき。
(2) 駐車場又は置場の補修その他の管理上の必要により駐車場又は置場の利用ができないとき。
(3) 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。
(昭63条例28・平15条例62・令6条例4・一部改正)

(損害賠償)

第13条 駐車場利用者及び置場を利用する者は、駐車場又は置場の利用に際し、その施設若しくは付属設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。
(昭63条例28・平28条例44・一部改正)

(区の免責)

第14条 駐車場又は置場内において、第三者に起因して生じた駐車場利用者及び置場を利用する者の損害については、区は、その責めを負わない。
(昭63条例28・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平3条例28・旧第17条繰上、平13条例6・旧第16条繰下、令6条例4・旧第21条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平14条例62・旧第1項・一部改正、平15条例62・旧付則・一部改正)

(お花茶屋西自転車駐車場等の管理に関する特例)

- (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
(6) 物品販売その他営業行為をすること。
(7) 広告宣伝をすること。
(8) 立入禁止区域に立ち入ること。
(9) 前各号に定めるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めたこと。
(昭63条例28・平15条例62・平28条例44・令6条例4・一部改正)
(利用の承認の取消し)

第13条 区長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により利用の承認を受けたとき。
(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(3) 利用の承認の条件に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
(昭63条例28・平15条例62・令6条例4・一部改正)

(駐車場の休止)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部を休止することができる。

- (1) 災害その他の事故により駐車場の利用ができないとき。
(2) 駐車場の補修その他の管理上の必要により駐車場の利用ができないとき。
(3) 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。
(昭63条例28・平15条例62・令6条例4・一部改正)

(損害賠償)

第15条 利用者は、駐車場の利用に際し、その施設若しくは付属設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。
(昭63条例28・平28条例44・一部改正)

(区の免責)

第16条 駐車場内において、第三者に起因して生じた利用者の損害については、区は、その責めを負わない。
(昭63条例28・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平3条例28・旧第17条繰上、平13条例6・旧第16条繰下、令6条例4・旧第21条繰上)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平14条例62・旧第1項・一部改正、平15条例62・旧付則・一部改正)

2 第3条ただし書、第4条第2項及び第3項、第6条、第10条から第12条まで、第16条（第4項を除く。）並びに第17条から第20条までの規定にかかわらず、葛飾区お花茶屋西自転車駐車場及び葛飾区立石北第三自転車駐車場（以下「お花茶屋西自転車駐車場等」という。）にあっては、平成16年1月1日（葛飾区立石北第三自転車駐車場にあっては、同年3月1日）から同年3月31日までの間、その管理は、区長が行うものとする。この場合においては、第3条ただし書、第4条第2項及び第3項、第6条、第10条、第11条並びに第12条第1項の規定を準用する。

（平15条例62・追加）

3 前項の場合において、区長は、お花茶屋西自転車駐車場等の定期利用の期間が平成16年4月1日以後に満了する場合においても、その承認をすることができる。

（平15条例62・追加）

4 前2項の規定によりお花茶屋西自転車駐車場等の利用の承認を受けた者は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を区長に納付しなければならない。この場合においては、第18条から第20条までの規定を準用する。

（1）一時利用 1日1回100円（区長が別に定めるところにより発行する回数券に係る使用料にあっては、11回分で1,000円とする。）

（2）1箇月の定期利用 1,500円

（3）3箇月の定期利用 3,700円

（平15条例62・追加）

5 前項の規定により平成16年4月1日前に同日以後の利用に係る使用料を納付した者は、同日以後の利用に係る利用料金の額に相当する額の利用料金を、指定管理者に納付したものとみなす。

（平15条例62・追加）

6 平成16年4月1日前に付則第4項第1号の規定により区長が発行した回数券は、同日以後のお花茶屋西自転車駐車場等の利用については、第17条の規定により指定管理者が発行したものとみなす。

（平15条例62・追加）

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、お花茶屋西自転車駐車場等の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（平15条例62・追加）

付 則（中間省略）

付 則（平成12年3月3日条例第5号）

この条例は、平成12年5月1日から施行する。

付 則（平成13年3月2日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表（1）の部に葛飾区立石北第1自転車駐車場の項、葛飾区立石北第2自転車駐車場の項及び葛飾区亀有西自転車駐車場の項を加える改正規定並びに別表（2）の部の改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第57号で、別表（1）の部に葛飾区立石北第2自転車駐車場の項を加える改正規定は平成13年5月1日から、同部に葛飾区立石北第1駐車場の項を加える改正規定は平成13年5月16日から施行）

付 則（中間省略）

付 則（平成12年3月3日条例第5号）

この条例は、平成12年5月1日から施行する。

付 則（平成13年3月2日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表（1）の部に葛飾区立石北第1自転車駐車場の項、葛飾区立石北第2自転車駐車場の項及び葛飾区亀有西自転車駐車場の項を加える改正規定並びに別表（2）の部の改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第57号で、別表（1）の部に葛飾区立石北第2自転車駐車場の項を加える改正規定は平成13年5月1日から、同部に葛飾区立石北第1駐車場の項を加える改正規定は平成13年5月16日から施行）

(平成13年規則第70号で、別表(1)の部に葛飾区亀有西自転車駐車場の項を加える改正規定及び別表(2)の部の改正規定は平成13年7月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に施行日以後の利用に係る使用料を納付した者は、施行日以後の利用に係る利用料金の額に相当する額の利用料金を、管理受託者に納付したものとみなす。

3 施行日前にこの条例による改正前の第7条の2の規定により区長が発行した回数券は、この条例による改正後の第17条の規定により管理受託者が発行したものとみなす。

付 則(平成14年6月28日条例第42号)

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

付 則(平成14年12月13日条例第62号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月27日条例第23号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第45号で平成15年6月1日から施行)

付 則(平成15年12月12日条例第62号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(1)の部葛飾区お花茶屋北自転車駐車場の項を削る改正規定並びに同部に葛飾区お花茶屋西自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第三自転車駐車場の項を加える改正規定(以下この項において単に「改正規定」という。)中葛飾区お花茶屋西自転車駐車場の項を加える部分は平成16年1月1日から、改正規定中葛飾区立石北第三自転車駐車場の項を加える部分は同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第15条の規定によりその管理を委託している自転車駐車場の管理については、平成18年9月1日(その日前に葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年葛飾区条例第34号)第4条の規定により当該自転車駐車場に係る指定管理者の指定をしたときは、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(平16条例34・一部改正)

(葛飾区行政手続条例の一部改正)

3 葛飾区行政手続条例(平成7年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成16年3月29日条例第21号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第70号で平成16年9月1日から施行)

付 則(平成16年10月20日条例第34号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年12月16日条例第50号)

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

付 則(平成18年6月29日条例第37号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第77号で平成19年3月1日

(平成13年規則第70号で、別表(1)の部に葛飾区亀有西自転車駐車場の項を加える改正規定及び別表(2)の部の改正規定は平成13年7月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に施行日以後の利用に係る使用料を納付した者は、施行日以後の利用に係る利用料金の額に相当する額の利用料金を、管理受託者に納付したものとみなす。

3 施行日前にこの条例による改正前の第7条の2の規定により区長が発行した回数券は、この条例による改正後の第17条の規定により管理受託者が発行したものとみなす。

付 則(平成14年6月28日条例第42号)

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

付 則(平成14年12月13日条例第62号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月27日条例第23号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成15年規則第45号で平成15年6月1日から施行)

付 則(平成15年12月12日条例第62号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(1)の部葛飾区お花茶屋北自転車駐車場の項を削る改正規定並びに同部に葛飾区お花茶屋西自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第三自転車駐車場の項を加える改正規定(以下この項において単に「改正規定」という。)中葛飾区お花茶屋西自転車駐車場の項を加える部分は平成16年1月1日から、改正規定中葛飾区立石北第三自転車駐車場の項を加える部分は同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第15条の規定によりその管理を委託している自転車駐車場の管理については、平成18年9月1日(その日前に葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年葛飾区条例第34号)第4条の規定により当該自転車駐車場に係る指定管理者の指定をしたときは、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(平16条例34・一部改正)

(葛飾区行政手続条例の一部改正)

3 葛飾区行政手続条例(平成7年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成16年3月29日条例第21号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第70号で平成16年9月1日から施行)

付 則(平成16年10月20日条例第34号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年12月16日条例第50号)

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

付 則(平成18年6月29日条例第37号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第77号で平成19年3月1日

から施行)

付 則 (平成18年10月17日条例第49号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項の改正規定は、平成18年11月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月28日条例第18号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の部に葛飾区堀切南第一自転車駐車場の項を加える改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第44号で平成19年7月1日から施行)

付 則 (平成19年10月19日条例第35号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第64号で平成20年1月1日から施行)

付 則 (平成20年10月17日条例第36号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年10月2日条例第37号)

この条例中別表(1)の部に青戸南第一自転車駐車場の項、新柴又高架下第一自転車駐車場の項及び新柴又高架下第二自転車駐車場の項を加える改正規定は平成22年2月1日から、同部に新小岩東北自転車駐車場の項を加える改正規定は同年3月1日から施行する。

付 則 (平成22年9月30日条例第30号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第48号で平成22年12月1日から施行)

付 則 (平成23年10月20日条例第27号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第48号で平成24年2月1日から施行)

付 則 (平成24年6月27日条例第28号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第58号で平成24年8月1日から施行)

付 則 (平成25年3月27日条例第26号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第46号で平成25年8月1日から施行)

付 則 (平成27年3月27日条例第23号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第38号で、平成27年5月1日から施行。ただし、別表(1)の部葛飾区青戸高架下第一自転車駐車場の項の改正規定及び同表(2)の部葛飾区青砥高架下自転車置場の項を削る改正規定は、平成27年6月1日から施行)

付 則 (平成27年12月14日条例第62号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第9号で平成28年3月22日から施行)

付 則 (平成28年10月14日条例第44号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第5号で、第10条第1号及び第13条の改正規定、別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項の改正規定、同部に葛飾区新小岩西自転車駐車場の項及び葛飾区環七青砥橋下自転車

から施行)

付 則 (平成18年10月17日条例第49号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項の改正規定は、平成18年11月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月28日条例第18号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の部に葛飾区堀切南第一自転車駐車場の項を加える改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第44号で平成19年7月1日から施行)

付 則 (平成19年10月19日条例第35号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第64号で平成20年1月1日から施行)

付 則 (平成20年10月17日条例第36号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年10月2日条例第37号)

この条例中別表(1)の部に青戸南第一自転車駐車場の項、新柴又高架下第一自転車駐車場の項及び新柴又高架下第二自転車駐車場の項を加える改正規定は平成22年2月1日から、同部に新小岩東北自転車駐車場の項を加える改正規定は同年3月1日から施行する。

付 則 (平成22年9月30日条例第30号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第48号で平成22年12月1日から施行)

付 則 (平成23年10月20日条例第27号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第48号で平成24年2月1日から施行)

付 則 (平成24年6月27日条例第28号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第58号で平成24年8月1日から施行)

付 則 (平成25年3月27日条例第26号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第46号で平成25年8月1日から施行)

付 則 (平成27年3月27日条例第23号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第38号で、平成27年5月1日から施行。ただし、別表(1)の部葛飾区青戸高架下第一自転車駐車場の項の改正規定及び同表(2)の部葛飾区青砥高架下自転車置場の項を削る改正規定は、平成27年6月1日から施行)

付 則 (平成27年12月14日条例第62号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第9号で平成28年3月22日から施行)

付 則 (平成28年10月14日条例第44号)

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第5号で、第10条第1号及び第13条の改正規定、別表(1)の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項の改正規定、同部に葛飾区新小岩西自転車駐車場の項及び葛飾区環七青砥橋下自転車

駐車場の項を加える改正規定並びに別表（２）の部の改正規定は平成２９年４月１日から施行）

（平成２９年規則第３４号で、別表（１）の部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項の改正規定は平成２９年７月１日から施行）

付 則（平成２９年３月２７日条例第１４号）

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、別表（１）の部葛飾区立石北第二自転車駐車場の項の改正規定は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成３０年規則第１号で平成３０年２月１７日から施行）

付 則（平成３０年３月２８日条例第１９号）
（施行期日）

１ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、付則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第１６条第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る利用について適用し、施行日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。

（準備行為）

３ 改正後の第１６条第１項の承認その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（令和３年１０月４日条例第２６号）

この条例は、令和３年１１月１日から施行する。

付 則（令和４年３月３０日条例第２０号）

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

（令和４年規則第４７号で令和４年９月１日から施行）

付 則（令和４年１０月１３日条例第４６号）

この条例は、令和４年１２月１日から施行する。

付 則（令和５年６月２２日条例第５５号）

この条例中第１条の規定は令和５年７月１日から、第２条の規定は葛飾区規則で定める日から施行する。

（令和５年規則第６８号で、別表（１）の部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項を削る改正規定は令和５年９月１日から施行）

（令和７年規則第８号で、別表（１）の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項の改正規定は令和７年３月１日から施行）

付 則（令和５年９月２５日条例第５７号）

この条例は、令和５年９月２６日から施行する。

付 則（令和６年２月２８日条例第４号）

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表（１）の部から葛飾区立石北第二自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第一臨時自転車駐車場の項を削る改正規定並びに同部に葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場の項、葛飾区立石北第三仮設自転車駐車場の項及び葛飾区立石西自転車駐車場の項を加える改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

（令和６年規則第３９号で、別表（１）の部葛飾区立石北第二自転車駐車場の項を削る改正規定は令和６年６月１日から施行）

（令和６年規則第４７号で、別表（１）の部に葛飾区立石西自転車駐車場の項を加える改正規定は令

駐車場の項を加える改正規定並びに別表（２）の部の改正規定は平成２９年４月１日から施行）

（平成２９年規則第３４号で、別表（１）の部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項の改正規定は平成２９年７月１日から施行）

付 則（平成２９年３月２７日条例第１４号）

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、別表（１）の部葛飾区立石北第二自転車駐車場の項の改正規定は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成３０年規則第１号で平成３０年２月１７日から施行）

付 則（平成３０年３月２８日条例第１９号）
（施行期日）

１ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、付則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第１６条第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る利用について適用し、施行日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。

（準備行為）

３ 改正後の第１６条第１項の承認その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（令和３年１０月４日条例第２６号）

この条例は、令和３年１１月１日から施行する。

付 則（令和４年３月３０日条例第２０号）

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

（令和４年規則第４７号で令和４年９月１日から施行）

付 則（令和４年１０月１３日条例第４６号）

この条例は、令和４年１２月１日から施行する。

付 則（令和５年６月２２日条例第５５号）

この条例中第１条の規定は令和５年７月１日から、第２条の規定は葛飾区規則で定める日から施行する。

（令和５年規則第６８号で、別表（１）の部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項を削る改正規定は令和５年９月１日から施行）

（令和７年規則第８号で、別表（１）の部葛飾区立石北第一自転車駐車場の項の改正規定は令和７年３月１日から施行）

付 則（令和５年９月２５日条例第５７号）

この条例は、令和５年９月２６日から施行する。

付 則（令和６年２月２８日条例第４号）

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表（１）の部から葛飾区立石北第二自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第一臨時自転車駐車場の項を削る改正規定並びに同部に葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場の項、葛飾区立石北第三仮設自転車駐車場の項及び葛飾区立石西自転車駐車場の項を加える改正規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

（令和６年規則第３９号で、別表（１）の部葛飾区立石北第二自転車駐車場の項を削る改正規定は令和６年６月１日から施行）

（令和６年規則第４７号で、別表（１）の部に葛飾区立石西自転車駐車場の項を加える改正規定は令

和6年11月1日から施行)

(令和6年規則第55号で、別表(1)の部葛飾区立石北第一臨時自転車駐車場の項を削る改正規定は令和6年11月1日から施行)

(令和7年規則第9号で、別表(1)の部葛飾区立石北第一仮設自転車駐車場の項の次に次のように加える改正規定(葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第三仮設自転車駐車場の項に係る部分に限る。)は令和7年3月1日から施行)

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた施行日以後の利用に係る申請のうち、承認されたものは区長が承認したものとみなし、承認又は不承認がされていないものは区長に申請がされたものとみなす。
- 施行日前に施行日以後の利用に係る利用料金を納付した者は、施行日以後の利用に係る使用料の額に相当する額の使用料を、区長に納付したものとみなす。
- 施行日前にこの条例による改正前の第17条の規定により指定管理者が発行した回数券は、この条例による改正後の第7条の2の規定により区長が発行したものとみなす。

付 則 (令和6年12月13日条例第46号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月27日条例第19号)

この条例中別表(1)の部葛飾区青戸北第一自転車駐車場の項を削る改正規定及び同部に次のように加える改正規定(葛飾区新小岩東北第二自転車駐車場の項に係る部分に限る。)は令和7年7月1日から、同部に次のように加える改正規定(葛飾区東金町地下自転車駐車場の項に係る部分に限る。)は同年8月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭63条例28・全改、平3条例28・平3条例37・平4条例16・平4条例48・平5条例20・平6条例27・平7条例66・平8条例24・平10条例30・平10条例41・平11条例38・平12条例5・平13条例6・平14条例42・平14条例62・平15条例23・平15条例62・平16条例21・平16条例50・平18条例37・平18条例49・平19条例18・平19条例35・平20条例36・平21条例37・平22条例30・平23条例27・平24条例28・平25条例26・平27条例23・平27条例62・平28条例44・平29条例14・令3条例26・令4条例20・令4条例46・令5条例55・令5条例57・令6条例4・令6条例46・令7条例19・一部改正)

(1) 駐車場

名称	位置
葛飾区 金町駅北口自転車駐車場	東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先
//	//

和6年11月1日から施行)

(令和6年規則第55号で、別表(1)の部葛飾区立石北第一臨時自転車駐車場の項を削る改正規定は令和6年11月1日から施行)

(令和7年規則第9号で、別表(1)の部葛飾区立石北第一仮設自転車駐車場の項の次に次のように加える改正規定(葛飾区立石北第二仮設自転車駐車場の項及び葛飾区立石北第三仮設自転車駐車場の項に係る部分に限る。)は令和7年3月1日から施行)

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた施行日以後の利用に係る申請のうち、承認されたものは区長が承認したものとみなし、承認又は不承認がされていないものは区長に申請がされたものとみなす。
- 施行日前に施行日以後の利用に係る利用料金を納付した者は、施行日以後の利用に係る使用料の額に相当する額の使用料を、区長に納付したものとみなす。
- 施行日前にこの条例による改正前の第17条の規定により指定管理者が発行した回数券は、この条例による改正後の第7条の2の規定により区長が発行したものとみなす。

付 則 (令和6年12月13日条例第46号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月27日条例第19号)

この条例中別表(1)の部葛飾区青戸北第一自転車駐車場の項を削る改正規定及び同部に次のように加える改正規定(葛飾区新小岩東北第二自転車駐車場の項に係る部分に限る。)は令和7年7月1日から、同部に次のように加える改正規定(葛飾区東金町地下自転車駐車場の項に係る部分に限る。)は同年8月1日から施行する。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭63条例28・全改、平3条例28・平3条例37・平4条例16・平4条例48・平5条例20・平6条例27・平7条例66・平8条例24・平10条例30・平10条例41・平11条例38・平12条例5・平13条例6・平14条例42・平14条例62・平15条例23・平15条例62・平16条例21・平16条例50・平18条例37・平18条例49・平19条例18・平19条例35・平20条例36・平21条例37・平22条例30・平23条例27・平24条例28・平25条例26・平27条例23・平27条例62・平28条例44・平29条例14・令3条例26・令4条例20・令4条例46・令5条例55・令5条例57・令6条例4・令6条例46・令7条例19・一部改正)

名称	位置
葛飾区 金町駅北口自転車駐車場	東京都葛飾区 東金町一丁目22番1号先 東金町一丁目45番13号先 東金町三丁目5番9号先
//	//

四つ木高架下自転車駐車場	東四つ木三丁目 2 3 番 1 号	四つ木高架下自転車駐車場	東四つ木三丁目 2 3 番 1 号
〃	〃	〃	〃
新小岩駅北口自転車駐車場	西新小岩一丁目 6 番 6 号	新小岩駅北口自転車駐車場	西新小岩一丁目 6 番 6 号
〃	〃	〃	〃
西井堀第一自転車駐車場	東新小岩五丁目 1 番 1 2 号先	西井堀第一自転車駐車場	東新小岩五丁目 1 番 1 2 号先
〃	〃	〃	〃
西井堀第二自転車駐車場	西新小岩一丁目 7 番 3 号先	西井堀第二自転車駐車場	西新小岩一丁目 7 番 3 号先
〃	〃	〃	〃
西井堀第三自転車駐車場	西新小岩一丁目 5 番 1 号先	西井堀第三自転車駐車場	西新小岩一丁目 5 番 1 号先
〃	〃	〃	〃
新小岩東自転車駐車場	新小岩四丁目 2 番 3 号先	新小岩東自転車駐車場	新小岩四丁目 2 番 3 号先
〃	〃	〃	〃
西井堀第四自転車駐車場	西新小岩一丁目 1 番 3 号 西新小岩一丁目 1 番 4 号	西井堀第四自転車駐車場	西新小岩一丁目 1 番 3 号 西新小岩一丁目 1 番 4 号
〃	〃	〃	〃
高砂自転車駐車場	高砂五丁目 6 番 7 号	高砂自転車駐車場	高砂五丁目 6 番 7 号
〃	〃	〃	〃
金町高架下自転車駐車場	金町六丁目 7 番 2 4 号先	金町高架下自転車駐車場	金町六丁目 7 番 2 4 号先
〃	〃	〃	〃
西井堀せせらぎパーク自転車駐車場	東新小岩五丁目 1 番 1 2 号先	西井堀せせらぎパーク自転車駐車場	東新小岩五丁目 1 番 1 2 号先
〃	〃	〃	〃
亀有南自転車駐車場	亀有三丁目 2 6 番 3 号	亀有南自転車駐車場	亀有三丁目 2 6 番 3 号
〃	〃	〃	〃
金町南自転車駐車場	金町六丁目 1 3 番 5 号	金町南自転車駐車場	金町六丁目 1 3 番 5 号
〃	〃	〃	〃
新小岩駅南口自転車駐車場	新小岩一丁目 2 9 番 1 号	新小岩駅南口自転車駐車場	新小岩一丁目 2 9 番 1 号
〃	〃	〃	〃
亀有駅南口公園下自転車駐車場	亀有三丁目 2 5 番 1 号	亀有駅南口公園下自転車駐車場	亀有三丁目 2 5 番 1 号
〃	〃	〃	〃
立石北第一自転車駐車場	立石一丁目 2 2 番 6 号	立石北第一自転車駐車場	立石一丁目 2 2 番 6 号
〃	〃	〃	〃
立石北第一仮設自転車駐車場	立石七丁目 1 6 番 1 3 号先	立石北第一仮設自転車駐車場	立石七丁目 1 6 番 1 3 号先
〃	〃	〃	〃
立石北第二仮設自転車駐車場	立石四丁目 2 2 番	立石北第二仮設自転車駐車場	立石四丁目 2 2 番
〃	〃	〃	〃
立石北第三仮設自転車駐車場	立石七丁目 2 番	立石北第三仮設自転車駐車場	立石七丁目 2 番
〃	〃	〃	〃
立石西自転車駐車場	立石三丁目 1 番 6 号先	立石西自転車駐車場	立石三丁目 1 番 6 号先
〃	〃	〃	〃
お花茶屋西自転車駐車場	お花茶屋一丁目 1 8 番 1 2 号先	お花茶屋西自転車駐車場	お花茶屋一丁目 1 8 番 1 2 号先
〃	〃	〃	〃
お花茶屋地下自転車駐車場	白鳥二丁目 1 番 1 号	お花茶屋地下自転車駐車場	白鳥二丁目 1 番 1 号
〃	〃	〃	〃
お花茶屋南自転車駐車場	白鳥一丁目 1 番 1 2 号先	お花茶屋南自転車駐車場	白鳥一丁目 1 番 1 2 号先
〃	〃	〃	〃
新小岩南第一自転車駐車場	新小岩一丁目 3 4 番 1 2 号	新小岩南第一自転車駐車場	新小岩一丁目 3 4 番 1 2 号
〃	〃	〃	〃
新小岩南第二自転車駐車場	新小岩二丁目 1 2 番 9 号	新小岩南第二自転車駐車場	新小岩二丁目 1 2 番 9 号
〃	〃	〃	〃
堀切北第一自転車駐車場	堀切四丁目 5 7 番 1 3 号	堀切北第一自転車駐車場	堀切四丁目 5 7 番 1 3 号
〃	〃	〃	〃
堀切北第二自転車駐車場	堀切四丁目 5 6 番 6 号	堀切北第二自転車駐車場	堀切四丁目 5 6 番 6 号

〃 立石南第一自転車駐車場	〃 立石一丁目2番15号	〃 立石南第一自転車駐車場	〃 立石一丁目2番15号
〃 堀切南第一自転車駐車場	〃 堀切五丁目7番10号先	〃 堀切南第一自転車駐車場	〃 堀切五丁目7番10号先
〃 青戸高架下第一自転車駐車場	〃 立石六丁目35番10号先 立石六丁目39番8号先	〃 青戸高架下第一自転車駐車場	〃 立石六丁目35番10号先 立石六丁目39番8号先
〃 青戸南第一自転車駐車場	〃 青戸一丁目10番5号	〃 青戸南第一自転車駐車場	〃 青戸一丁目10番5号
〃 新柴又高架下第一自転車駐車場	〃 鎌倉三丁目20番4号先	〃 新柴又高架下第一自転車駐車場	〃 鎌倉三丁目20番4号先
〃 新柴又高架下第二自転車駐車場	〃 柴又五丁目13番11号先	〃 新柴又高架下第二自転車駐車場	〃 柴又五丁目13番11号先
〃 新小岩東北自転車駐車場	〃 東新小岩一丁目18番先	〃 新小岩東北自転車駐車場	〃 東新小岩一丁目18番先
〃 環七青砥橋下自転車駐車場	〃 青戸二丁目12番15号	〃 環七青砥橋下自転車駐車場	〃 青戸二丁目12番15号
〃 新小岩東南自転車駐車場	〃 新小岩二丁目2番12号	〃 新小岩東南自転車駐車場	〃 新小岩二丁目2番12号
〃 東金町二丁目自転車駐車場	〃 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号	〃 東金町二丁目自転車駐車場	〃 東金町二丁目3番4号 東金町二丁目3番11号
〃 新小岩東北第二自転車駐車場	〃 東新小岩一丁目15番	〃 新小岩東北第二自転車駐車場	〃 東新小岩一丁目15番
〃 東金町地下自転車駐車場	〃 東金町一丁目10番1号	〃 東金町地下自転車駐車場	〃 東金町一丁目10番1号
(2) 置場			
<u>名称</u>	<u>位置</u>		
葛飾区	東京都葛飾区		
東立石自転車置場	東立石三丁目25番12号先		

一般庶務報告No. 1
環 境 部
令和8年3月16日

全国みどりと花のフェアかつしかについて

みどりと花のフェア担当課

1 概要

「全国みどりと花のフェアかつしか」（以下「フェア」という。）については、令和7年7月に実施計画を策定し、準備を進めているところである。

この度、フェア経費の執行及び協賛申込の状況について取りまとめた。

2 経費執行状況

【資料1】のとおり

3 協賛申込状況

【資料2】のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月15日 フェア実行委員会第5回総会開催

令和8年4月下旬 第37回全国「みどりの愛護」のつどい第3回実行委員会
開催

全国みどりと花のフェアかつしか 経費執行状況

	項目	契約相手方	予算額	契約(執行)額	執行残額
区 予 算	(報償費)				
	実行委員会 委員等謝礼		948,000	226,000	722,000
	計		948,000	226,000	722,000
	(消耗品費)				
	花装飾植物調達	葛飾エクステリア(株)／ (株)相川造園	62,578,000	60,009,840	2,568,160
	フェアPR用の花の種購入費	(株)諏訪商会	990,000	988,790	1,210
	のぼり旗購入費	エビヌマ(株)	19,000	18,700	300
	スタッフ用ユニフォーム等 購入費	東京トラヤ(株)新小岩支店	2,970,000	2,464,000	506,000
	計		66,557,000	63,481,330	3,075,670
	(通信運搬費)				
	実行委員会開催通知等 郵送費		582,000	34,762	547,238
	計		582,000	34,762	547,238
	(手数料)				
	商標登録手数料		66,000	61,200	4,800
	計		66,000	61,200	4,800
	(委託料)				
	行催事管理運営委託【債務負担行為】	TSP太陽(株)	28,545,000	14,000,000	14,545,000
	会場設営委託【債務負担行為】	(株)ボストン	0	16,467,000	-16,467,000
	警備業務委託【債務負担行為】		1,650,000	1,650,000	0
	花装飾実施設計委託	お花がかり(株)	22,000,000	22,000,000	0
植栽花壇整備等業務委託	葛飾エクステリア(株)／ (株)相川造園	59,250,000	57,214,608	2,035,392	
花菖蒲維持管理委託	(株)桂造園	3,531,000	3,531,000	0	
広報関係業務委託	(株)NTTアド／ UUUMマーケティング(株)	18,150,000	14,784,000	3,366,000	
計		133,126,000	129,646,608	3,479,392	
(使用料及び賃借料)					
会場使用料		182,000	0	182,000	
計		182,000	0	182,000	
(工事請負費)					
公園改修工事(公園課執行委任)	葛飾エクステリア(株)／ (株)相川造園／(株)緑草園	101,500,000	86,087,432	15,412,568	
計		101,500,000	86,087,432	15,412,568	
(備品費)					
フラワーメリーゴーランドの購入	サンエービルドシステム(株)	56,760,000	56,760,000	0	
計		56,760,000	56,760,000	0	
区予算計		359,721,000	336,297,332	23,423,668	
実 行 委 員 会 負 担 金	(負担金)				
	プレイベント／戦略広報	(株)NTTアド	10,720,600	10,648,000	72,600
	アンバサダー関係委託／HP制作	(株)NTTアド	61,601,100	61,812,850	-211,750
	アンバサダー活用	(株)NTTアド	1,936,000	1,936,000	0
	手数料(振込)		66,000	880	65,120
	公課費		340,000	70,000	270,000
	計		74,663,700	74,467,730	195,970
実行委員会負担金計		74,663,700	74,467,730	195,970	
区及び実行委員会の総計		434,384,700	410,765,062	23,619,638	

全国みどりと花のフェアかつしか 協賛申込状況

アプローチ数：120 団体 申込件数：46 件 3,846 万円（令和8年2月10日現在）

1 資金協賛

ランク	企業・団体名	金額
ゴールドパートナー	東京ガス(株)	100 万円
シルバーパートナー	(株)エナーバンク	30 万円
	カインズ(株)	30 万円
	葛飾資源リサイクル事業協同組合	30 万円
	ガラスリソーシング(株)	30 万円
	(株)共和興業	30 万円
	京成バス東京(株)	30 万円
	公式アンバサダー齋藤飛鳥さんを応援する有志一同	30 万円
	大和ハウス工業(株)	30 万円
	(株)ワズ	30 万円
ブロンズパートナー	亀有信用金庫	10 万円
	(株)木内印刷	10 万円
	イーアス沖縄豊崎	10 万円
	(有)光永ビルサービス	10 万円
	タイヨー(株)	10 万円
	東栄信用金庫	10 万円
	東京聖栄大学	10 万円
	パナソニックエレクトリックワークス(株)	10 万円
	(株)みずほ銀行	10 万円
	(有)ユー・キカク	10 万円
	早稲田大学校友会葛飾稲門会	10 万円
サポーター	個人①	1 万円
	個人②	1 万円
	個人③	1 万円

ゴールドパートナー：1 件 100 万円 シルバーパートナー：9 件 270 万円

ブロンズパートナー：11 件 110 万円 サポーター（個人）：3 件 3 万円

合計：24 件 483 万円（※寄附金除く）

※あいおい同和損害保険株式会社から、全国みどりと花のフェアかつしかの資金として、「葛飾区夢と誇りあるふるさと葛飾基金」に 200 万円の寄附をいただいている。そのため、「ゴールドランク」の協賛特典を提供している。

2 物品等協賛

ランク	企業・団体名	金額換算
スペシャル サプライヤー	クラルテ(株)	276 万円
	(一社)テキスタイルサーキュラーネットワーク	141 万円
	(株)ダイオーズジャパン	112 万円
	(一社)地球環境情報フォーラム	103 万円
サプライヤー	(株)ハネマツ	46 万円
	三協エアテック(株)	40 万円
	(株)ハルディン	22 万円
	日本たばこ産業(株)	20 万円
	自然応用化学(株)	14 万円
	京成バラ園芸(株)	13 万円
	(有)シン・ネットワーク	11 万円
	(株)ジェイコム千葉	11 万円
	and now(同)	10 万円

スペシャルサプライヤー：4件 632 万円相当 サプライヤー：9件 187 万円相当
合計：13件 819 万円相当

3 広告協賛

ランク	企業・団体名	金額換算
プレミアム メディアパートナー	京成電鉄(株)	1,731 万円
スペシャル メディアパートナー	(株)TUS ダイニング	180 万円
	東京ビジネスサービス(株)	180 万円
	北総鉄道(株)	171 万円
	京成バス東京(株)	120 万円
	東武バスセントラル(株)	107 万円
メディアパートナー	ヤマト運輸(株)城東主管支店	33 万円
	(株)グリーン情報	11 万円
	(株)ジェイコム千葉	11 万円

プレミアムメディアパートナー：1件 1,731 万円相当
スペシャルメディアパートナー：5件 758 万円相当
メディアパートナー：3件 55 万円相当
合計：9件 2,544 万円相当

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」改定版（案）について

リサイクル清掃課

1 「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」改定版（素案）の区民意見提出手続（パブリック・コメント）結果

(1) 閲覧期間

令和7年12月16日（火）から令和8年1月15日（木）まで

(2) 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、清掃事務所、リサイクル清掃課、区ホームページ

(3) 意見提出者数

7名

(4) 意見総数

12件

(5) 素案に対する区民の意見と区の考え方について

【資料1】のとおり

2 素案からの主な変更点について

【資料2】のとおり

3 「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」改定版（案）及び概要版

【資料3】、【資料4】のとおり

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次)」改定版(素案)に対する区民の意見と区の方針について

◎:計画(案)に意見を反映する。 ○:計画(素案)に盛り込まれている。 △:意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする。

No	計画(素案)の該当箇所	意見要旨	取扱い	区の方針
1	第7章基本方針Ⅱの1の(3)の③ 区による資源回収の推進	拠点回収など、資源の回収に協力した際に、区内通貨(ポイント)の付与を行うなどして、より自発的な資源回収を促すシステムを検討してほしい。	△	拠点回収の方法については、引き続き、より区民がリサイクルに参加しやすい環境づくりについて進めてまいります。いただいたご意見については、意見・要望としてお聞きし今後の参考とさせていただきます。今後も、資源回収の推進に取り組んでまいります。
2	第7章基本方針Ⅱの1の(3)の③ 区による資源回収の推進	拠点回収をより身近な場所に拡大してほしい。	△	拠点回収の拡大については、より回収量が多く見込まれる場所について、関係事業者と連携を進めつつ検討してまいります。具体的な場所については、個別の検討事項となりますので、いただいたご意見については、意見・要望としてお聞きし今後の参考とさせていただきます。今後も、資源回収の推進が図れるよう、区民がリサイクルに参加しやすい環境づくりを進めてまいります。
3	その他	園芸土をゴミとして収集することを検討してほしい。	△	土については、処理施設での故障の原因となるため、区では収集することができません。そのため本計画に位置付ける予定はございませんが、意見・要望としてお聞きし今後の参考とさせていただきます。今後も、廃棄物の適正処理について周知や関係機関との連携を進めてまいります。
4	第7章基本方針Ⅲの2の(1) ごみの適正排出に向けた取組	リチウムイオンバッテリーなどの小型充電式電池の回収について、回収方法を確立するとともに、その回収方法についてより積極的に周知してほしい。	◎	小型充電式電池については、区内の回収協力店に設置している「小型充電式電池リサイクルBOX」での回収を実施しているほか、その回収が難しい場合には、透明・半透明の袋に入れて「燃やさないごみ」へお出しいただくよう案内をしています。回収方法については、引き続き積極的な周知に努めてまいります。いただいたご意見を踏まえ、計画に位置付けたくうえで、適正な取組を進めてまいります。
5	第7章基本方針Ⅲの2の(1) ごみの適正排出に向けた取組	資源とごみを分別するルールについて、もっとわかりやすく周知してほしい。ものによっては分別するために手間のかかるものがある。	○	ごみの分別ルールについては、ホームページや毎年配布している「資源とごみの収集カレンダー」などによって、周知を図っています。個別のことで分別にお悩みの際は、清掃事務所までお問い合わせください。

6	第7章基本方針Ⅲの1の(2) 収集・運搬サービスの充実	ブラマークの日の回収日を週2回にして、資源とごみの分別を促進してほしい。	△	資源とごみの収集回数については、これまでの収集(回収)の実績値とそれに対する費用などを総合的に考慮し、決定しています。いただいたご意見については、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。今後も収集ルート最適化、車両の配置の見直しなどにより、効率化を図ってまいります。
7	第7章基本方針Ⅰの1の(4) 経済的手法によるごみ減量の推進	家庭ごみの有料化の検討に当たっては、アンケート調査を実施するなど、広く区民からの意見を募ってほしい。	△	家庭ごみの有料化については、都・23区の議論の行方を注視しつつ、有料化の実施に当たってのアンケート調査といった具体的な方法等を含めて、総合的に検証・検討をしてまいります。
8	第7章基本方針Ⅰの2の(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発	都が策定している「都庁プラスチック削減方針」と同様の葛飾区のプラスチック削減方針を作成してほしい。	△	区内最大規模の事業者である本区は、「ゼロエミッションかつしか」や「葛飾区SDGs推進計画」を念頭に、庁舎やその他の区施設から発生するごみと資源の適正排出や3Rに全庁的に取り組み、積極的なプラスチックの削減、ごみ減量を進めているところです。改めて、本区独自のプラスチックの削減方針を策定することについては、必要性等を考慮し、現在の取組状況を踏まえたくえで検討してまいります。
9	第7章基本方針Ⅱの1の(1) 徹底的なプラスチックの資源循環	プラスチックの分別をすることは、回収したプラスチックを資源化するに当たって費用がかかることや、プラスチックをごみとして焼却して発生した熱エネルギー源として利用できるという観点から、不必要なことだと思うので、プラスチックも燃やすごみでいいと思う。	△	プラスチックの分別については、持続可能な資源循環型地域社会の形成を目指す本計画において、重要な役割を果たしています。分別を行うことで、リサイクルが進むとともに、最終処分量を抑制することが可能です。環境への負荷を低減するためにも、引き続き資源とごみの分別にご協力いただけますようお願い申し上げます。
10	第7章基本方針Ⅱの1の(3)の③ 区による資源回収の推進	ごみとして出さないために、拠点回収の対象となる品目の拡大や拠点の数を拡大するなど、拠点回収の利便性を向上させてほしい。	△	拠点回収の拡大については、関係事業者と連携を進めつつ検討してまいります。具体的な品目や拠点数については、個別の検討事項となりますので、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。今後も、資源回収の推進が図れるよう、区民がリサイクルに参加しやすい環境づくりについて進めてまいります。
11	第7章基本方針Ⅲの1の(2) 収集・運搬サービスの充実	スプレー缶などの混入を防ぐためにも、燃やさないごみの収集頻度を増やしてほしい。	△	資源とごみの収集回数については、これまでの収集(回収)の実績値とそれに対する費用などを総合的に考慮し、決定しています。いただいたご意見については、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。今後も収集ルート最適化、車両の配置の見直しなどにより、効率化を図ってまいります。
12	第7章基本方針Ⅰの1の(4) 経済的手法によるごみ減量の推進	家庭ごみを有料化するのであれば、深夜・早朝の収集を実施するなどして、利便性向上およびカラス対策にも努めてほしいと思います。	△	家庭ごみの有料化については、都・23区の議論の行方を注視しつつ、具体的な実施方法等を含めて、総合的に検証・検討をしていきます。したがって、意見・要望としてお聴きし今後の参考とさせていただきます。今後も区民の利便性に配慮しつつ、収集サービスの質の向上を図ってまいります。

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次)」改定版(素案)からの主な変更点について

No	項目等	素案(変更前)	案(変更後)
1	第3章の2 葛飾区の現状	<p>図-2</p>	<p>図-2 平成25年度の実績を追記</p>
2	第3章の5 区の資源回収量と資源回収率	<p>資源回収量は全体として横ばいまたは微減で、平成27年度26,360tから令和6年度23,410tとなっています。行政回収は令和2年度以降増加し令和3年度には2万tを超え、近年も高水準を維持しています。一方、集団回収は平成27年度の約8,700tをピークに減少し、令和6年度には4,500t台まで半減しました。また、資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和2年度以降24%近くまで上昇しています。</p> <p>図-5 区の資源回収量と資源回収率の推移の注釈 ※資源回収率=資源量/(区収集量合計+資源量)</p>	<p>資源回収量は全体として横ばいまたは微減で、平成27年度の26,360tから、令和6年度では23,410tとなっています。区回収は令和2年度以降増加し、令和3年度には2万tを超え、近年も高水準を維持しています。一方、集団回収は平成27年度の8,695tをピークに減少し、令和6年度には4,598tとなり、5割近く減少しました。また、資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和2年度以降24%近くまで上昇しています。</p> <p>図-5 区の資源回収量と資源回収率の推移の注釈 ※資源回収率=資源量/(区収集量合計+資源量)</p>
3	第3章の7 ごみ処理事業に要する経費	<p>図-16 葛飾区の清掃事業経費の推移</p>	<p>図-16 葛飾区の清掃事業経費の推移 令和5年度の東京23区のごみ処理単価を追記、年間の区民一人当たりの経費を明記</p>
4	第4章1の(2) 事業系ごみの課題	<p>現状は目標値を下回っていますが、景気や人流の変動で増加に転じる可能性もあるため、動向の丁寧なモニタリングと、業種別の助言・伴走支援、食品廃棄・容器包装の発生抑制策の継続・強化が求められます。</p>	<p>現状は目標値を達成していますが、景気や人流の変動で増加に転じる可能性もあるため、動向の丁寧なモニタリングと、業種別の助言・伴走支援、食品廃棄・容器包装の発生抑制策の継続・強化が求められます。</p>

5	第4章2の(3) プラスチックの資源化の課題	<p>しかし、燃やすごみの中には、なお製品プラスチックや複合素材が混入しており、適正な分別を妨げる要因となっています。</p> <p>令和元年度と令和6年度を比較したデータでは、家庭系燃やすごみに占める廃プラスチックの割合が10.8%から12.5%へ増加(+1.7ポイント)、事業系では17.2%から6.5%へ減少(-10.7ポイント)しています。</p> <p>それにより、プラスチック焼却量は年間約12,512tから約10,460tへと削減され、CO₂排出量ベースでは年間約34,533t-CO₂から28,871t-CO₂へ、5,662t-CO₂の削減効果が確認されています。(表-1)</p> <p>このことから、プラスチックごみの資源回収・適正分別は、単なるごみ減量や循環利用の観点にとどまらず、脱炭素・気候変動対策の視点からも重要な施策であることが分かります。</p> <p>資源化率のさらなる向上と、燃やすごみに残ってしまうプラスチックの削減は、CO₂排出抑制という観点でも喫緊の課題です。</p> <p>今後は、分別対象外プラ(製品プラや汚れ付き複合素材など)を減らす回収体制の整備と、住民の誤排出を防ぐ分別誘導策を「ごみ減量+CO₂削減」という観点でも強化していく必要があります。</p>	<p>しかし、燃やすごみの中には、なおプラスチックや複合素材が混入しており、適正な分別を妨げる要因となっています。</p> <p>令和元年度と令和6年度を比較したデータでは、家庭系燃やすごみに占めるプラスチック類の割合が10.8%から12.5%へ増加(+1.7ポイント)、事業系では17.2%から6.5%へ減少(-10.7ポイント)しています。</p> <p>それにより、プラスチック焼却量は年間約12,512tから約10,460tへと削減され、CO₂排出量ベースでは年間約34,533t-CO₂から28,871t-CO₂へ、5,662t-CO₂の削減効果が確認されています。(表-1)</p> <p>このことから、プラスチックの資源回収・適正分別は、単なるごみ減量や循環利用の観点にとどまらず、脱炭素・気候変動対策の視点からも重要な施策であることが分かります。</p> <p>資源化率の更なる向上と、燃やすごみに残ってしまうプラスチックの削減は、CO₂排出抑制という観点でも喫緊の課題です。</p> <p>今後は、分別対象外のプラスチック(複合素材のものや汚れのとれないプラスチックなど)を減らす回収体制の整備と、住民の誤排出を防ぐ分別誘導策を「ごみ減量+CO₂削減」という観点でも強化していく必要があります。</p>
6	第4章3の(1) 収集体制の課題	<p>近年、地域コミュニティの縮小や多様化するライフスタイルの影響を受け、集積所の管理や排出マナーに関する課題が顕在化しています。</p> <p>さらに、使用済み注射針や小型充電式電池、スプレー缶など危険物の混入事例が見られ、とりわけ小型充電式電池の混入が、清掃車や清掃工場の発火・火災を招いており、深刻な課題です。適正な排出方法の周知徹底と分別の徹底を一層進めます。</p>	<p>近年、地域コミュニティの縮小や多様化するライフスタイルの影響を受け、集積所の管理や排出マナーに関する課題が顕在化しています。</p> <p>さらに、使用済み注射針やリチウム蓄電池、スプレー缶など危険物の混入事例が見られ、とりわけリチウム蓄電池等の混入が、清掃車や清掃工場の発火・火災を招いており、深刻な課題です。適正な排出方法の周知徹底と分別の徹底を一層進めます。</p>
7	第7章 基本方針Ⅰの2の(1)② 事業者への啓発活動	<p>(前略)</p> <p>加えて、近年、民泊施設の増加に伴い、事業者責任の明確化や排出マナーの徹底が課題となっています。条例制定の動向も注視しつつ、事業者が適正に処理できるよう周知してまいります。</p>	<p>(前略)</p> <p>加えて、近年、民泊施設の増加に伴い、事業者責任の明確化や排出マナーの徹底が課題となっています。引き続き、事業者が適正に処理できるよう周知・指導してまいります。</p>
8	第7章 基本方針Ⅱの1の(1)⑤ ボトルtoボトルの推進	<p>環境負荷の低減に向け、プラスチックを循環利用する(水平リサイクル)ため、民間事業者との協働により、環境学習やパネル展示等による啓発を実施し、引き続きボトルtoボトルを推進します。</p>	<p>環境負荷の低減に向け、ペットボトルを循環利用する(水平リサイクル)ため、民間事業者との協働により、環境学習やパネル展示等による啓発を実施し、引き続きボトルtoボトルを推進します。</p>
9	第7章 基本方針Ⅲの2の(1) ごみの適正排出に向けた取組	<p>① 誰もが適正に排出できる環境整備</p> <p>ごみと資源の分別や出し方については、「資源とごみの収集カレンダー」や広報紙等による情報提供に努めるとともに、分別や排出マナーが不適切な集積所では、個別の排出指導等を通じて、適正排出の徹底に取り組んできました。また、高齢者や障害のある方など、ごみ出しが困難な方々への支援や、外国人向けの多言語表示への対応など、誰もが分かりやすく排出できる環境づくりを進めています。</p> <p>今後は、体温計や乾電池、蛍光管など水銀を含む廃棄物について、水銀に関する水俣条約や関連法令に基づいた適正な処理を引き続き徹底するとともに、危険性・有害性のある廃棄物の適正処理についても、製品の製造・販売を行った事業者の役割に関する制度の周知や関係機関との連携を進めます。</p>	<p>① 誰もが適正に排出できる環境整備</p> <p>ごみと資源の分別や出し方については、「資源とごみの収集カレンダー」や広報紙等による情報提供に努めるとともに、分別や排出マナーが不適切な集積所では、個別の排出指導等を通じて、適正排出の徹底に取り組んできました。また、高齢者や障害のある方など、ごみ出しが困難な方々への支援も実施しつつ、特に増加している外国人に対しては、ホームページや「資源とごみの正しい分け方・出し方」において多言語表示を行い、ごみの分別について広く周知しています。このような取り組みを通じて、引き続き誰もが分かりやすく排出できる環境づくりを推進していきます。</p> <p>今後は、体温計や乾電池、蛍光管など水銀を含む廃棄物について、水銀に関する水俣条約や関連法令に基づいた適正な処理を引き続き徹底するとともに、危険性・有害性のある廃棄物の適正処理についても、製品の製造・販売を行った事業者の役割に関する制度の周知や関係機関との連携を進めます。中でも、リチウム蓄電池等については、収集などの際に全国的な発火事故が発生していることから、不適切なごみ区分への混入を防ぐために、適正な排出方法について引き続き周知を進めてまいります。</p>
その他 全体を通して (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・誤字脱字の修正 ・表記のゆれ、用語等の統一 ・図表及びその解釈等について、わかりやすくなるための修正 ・概要版について、計画本編と同様の修正 		

葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次) 改定版 案 概要版

1 計画の概要

葛飾区は、令和3年4月に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下、「第4次計画」という。）を策定し、「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」の基本理念のもと、ごみの発生抑制と資源の有効活用を進めてきました。この度、目標達成状況や施策の実施状況、国・東京都・23区の最新動向を踏まえ、第4次計画の改定版を取りまとめました。

改定に当たっては、国の第五次循環型社会形成推進基本計画やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律との整合を図りつつ、食品ロス削減、プラスチック資源の回収・再資源化、脱炭素化、災害対応力の強化等を重点化します。今後は、国際目標であるSDGsを踏まえつつ、「ゼロエミッションかつしか」を念頭に、資源循環型地域社会の形成を一層推進していきます。

1 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」第32条に基づく計画で、「葛飾区基本構想」、「葛飾区基本計画」、「葛飾区中期実施計画」、「葛飾区環境基本計画」を上位計画とする「環境基本計画」の部門別計画です。区内の一般廃棄物処理に関する中期的な指針として、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）の計画や東京都の関連計画と調和を図りつつ策定します。

2 計画期間

本計画は、第4次計画の改定版であることから、目標年度は変えず、令和12年度までを計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、2001年のMDGsの後継として2015年9月の国連サミットで採択された「2030アジェンダ」に盛り込まれた、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を掲げ、途上国だけでなく先進国も対象とする普遍的な目標であり、日本も積極的に取り組んでいます。



ゼロエミッションかつしか宣言

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響が身近に及び、世界は危機的状況にあります。国連報告は、深刻な被害を防ぐには2050年頃までにCO₂排出を実質ゼロにする必要があると示しています。これを踏まえ本区は、都内に先駆けて「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、2050年までの区内実質ゼロを目指します。

2 基本理念

本計画では、第4次計画に引き続き、以下のとおり基本理念・基本方針を定め、本区の特性を活かし、区民・事業者・区が一体となり資源循環型社会を目指します。

1 基本理念

**持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます！**

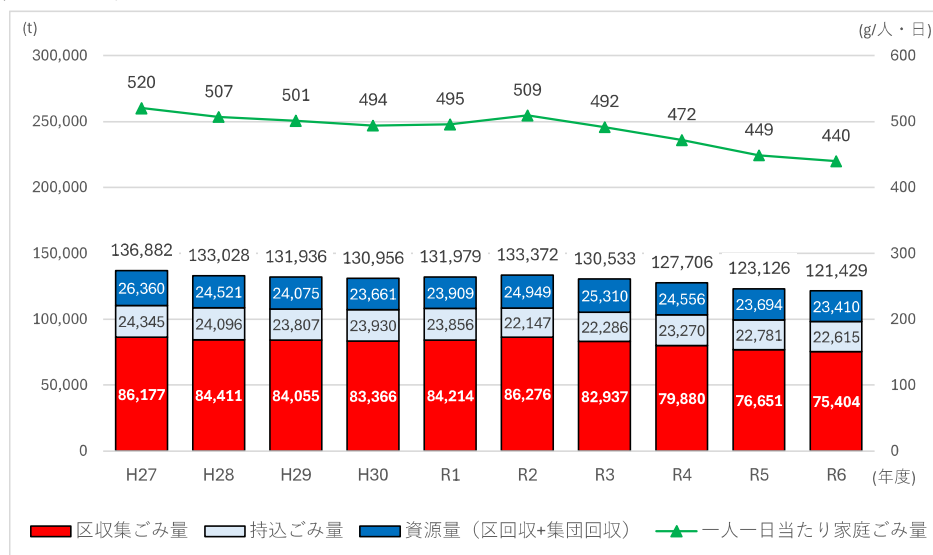
2 基本方針

基本方針Ⅰ	ごみの発生抑制・再使用の推進
基本方針Ⅱ	多様な資源循環の推進
基本方針Ⅲ	適正なごみ処理の推進

3 ごみと資源の現状

1 ごみと資源の排出量

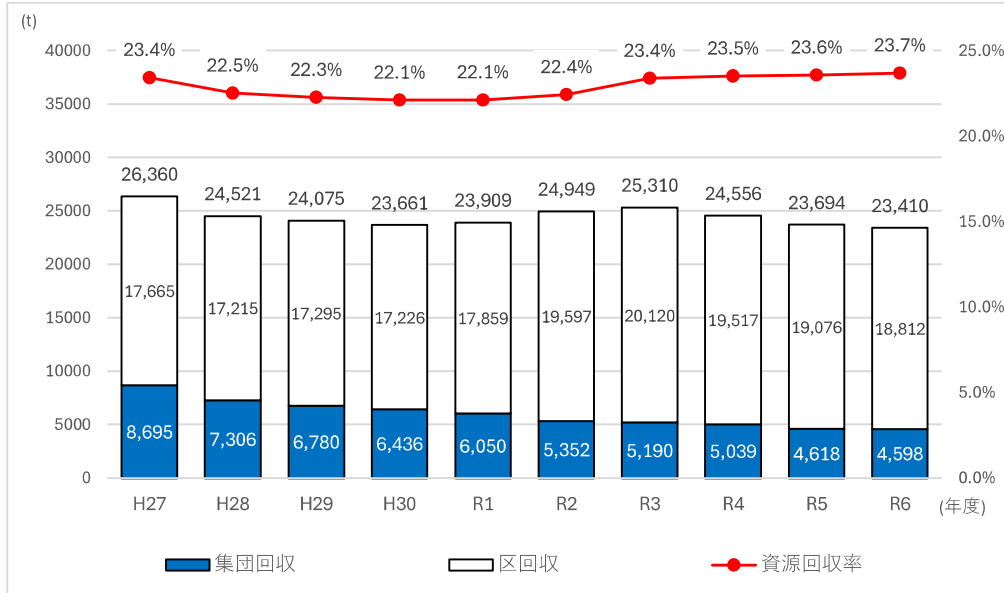
近年、葛飾区のごみ排出量は全体として減少傾向にあります。家庭系・事業系ともに抑制が進み、一人一日当たりの排出量も着実に低下しています。令和2年度にはコロナ禍の影響で一時的な増加が見られましたが、その後は再び減少基調に戻っています。



※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

2 資源回収量と資源回収率

資源回収量は全体として横ばいまたは微減の傾向です。区回収は令和2年度以降増加し、令和3年度には2万tを超え、近年も高水準を維持しています。一方、集団回収は平成27年度の8,695tをピークに減少し、令和6年度には4,598tとなり、5割近く減少しました。また、資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和2年度以降24%近くまで上昇しています。



※資源回収率 = 資源量 / (区収集量合計 + 資源量)

※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

4 ごみ処理の課題

1 ごみの発生抑制の課題

葛飾区は、家庭ごみ一人当たり排出量を令和12年度までに425gへ削減する目標を掲げております。令和6年度は440gまで減少しましたが、目標との差が15g残っています。また、区の情報提供が不十分との意見もあり、デジタル発信を含む周知の強化が課題です。

事業系ごみは令和6年度に22,615tへと減少していますが、業種・規模による取組の格差が残り、食品や容器包装の排出抑制が十分でない場合があります。今後は、区民・事業者双方の行動変容を促す働きかけを強めるとともに、事業者への支援や情報提供を一層充実させることで、発生抑制の実効性を高めていく必要があります。

2 資源化に関する課題

葛飾区の資源回収率は上昇傾向にありますが、目標には達していません。家庭ごみに雑紙や紙パック、古紙類が混入している状況が残っており、分別ルールの定着が課題です。地域の集団回収は量が減少しており、活動の維持に向けた支援が必要です。プラスチック製容器包装は適正分別率が向上している一方で、依然として混入物が見られ、資源化率の向上とプラスチック削減の両立が求められます。情報提供は紙媒体が中心となっているため、デジタル媒体の活用を強化し、分別の重要性を具体的に示す工夫が必要です。これらを踏まえ、家庭におけるごみの発生抑制や再使用の推進につながる広報・周知を一層強化していく必要があります。

3 収集・運搬・処理・処分の課題

地域コミュニティの縮小やライフスタイルの多様化により、集積所の管理負担や排出マナーに関する課題が顕在化しています。さらに、使用済み注射針・リチウム蓄電池・スプレー缶などの危険物混入が発火・火災のリスクを高めており、適正な排出方法の周知徹底、分別ルールの再周知といった安全確保策を一体的に強化する必要があります。

一方で、清掃事業経費は増加傾向にあり、令和5年度の事業系ごみ処理手数料改定は、ごみ減量を促す一方で財源確保のための措置でもあります。

今後は収集ルート最適化、車両配置の見直しなどによって効率化を図るとともに、資源物市場価格の変動リスクに対応する仕組みを整える必要があります。

5 計画の目標

本計画は、引き続き以下の目標を設定し、目標達成を目指し施策を推進します。なお、既に目標値を達成している項目についても、リバウンドを防ぎ、引き続き削減を進めます。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区民一人一日当たりの 家庭ごみ量	495g	440g	425g
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%

6 災害対策

本区において、大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになりますが、適正に管理されないと火災などの二次災害を招くほか、分別ができていないとその後の処理が困難になります。そこで、本区は、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」などと整合性を取りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画は災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めるものです。

また、大規模災害発生時に、発災後約3か月までの応急対策期、それ以降の復旧・復興期における役割分担や具体的な行動内容・処理の基本方針等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定するためのマニュアルを作成します。

引き続き、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」の更新状況を注視し、随時、本区の「災害廃棄物処理計画」や「災害廃棄物処理実行計画」の策定マニュアルについても更新することとします。

7 体系図

**持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、
環境への負荷を低減させます！**



8 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は概成 100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水排出基準内まで希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、デスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

3 浄化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などを行うよう働きかけます。

9 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」にて、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や 3 R の取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画の推進を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間としています。この計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況については、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い、適時公表します。なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には、毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

また、計画期間の中間点に当たる令和 7 年度には、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえた中間見直しを行い、令和 8 年度に改定版を策定することで計画の実効性を高めています。

10 葛飾区食品ロス削減アクションプラン

1 目指すべき姿

かつしかルールを達成し、2030年食品ロス量半減
～一人一人から始まる食品ロス削減！～

2 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

- ① 「かつしかルール」の普及啓発の徹底
- ② 家庭における食品ロス削減
- ③ 事業者における食品ロス削減

(2) 適正な再生利用

- ① 未利用食品の有効活用
- ② 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

(3) 推進体制の整備

- ① 情報収集・発信
- ② 庁内連携

3 各主体の役割

区民 (消費者)	食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。
事業者	事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。
区 (行政)	区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）改定版 概要版



発行日：令和8年4月

発行：葛飾区 環境部 リサイクル清掃課

電話：03-3695-1111（代表）

ホームページ：<https://www.city.katsushika.lg.jp/>

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）
改定版
案

令和8年4月
葛飾区

本計画書の下部に印刷されている記号は「音声コード」です。また、そのページの端にある半円の切り欠きは、音声コードの位置を示しています。

音声コードは、紙の情報を「読む」ものから、専用の読み取り装置を使用し「聞く」ものにする記号です。

視覚障害のある方や高齢の方なども、同じ紙媒体から情報を得ることが出来ます。

はじめに

令和3年4月に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」を策定し、「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」の基本理念のもと、ごみの発生抑制や資源の有効活用に取り組むとともに、区民・事業者・区が一体となって、ごみの総排出量の減少や分別・リサイクルの定着などを推進してきました。

一方で、計画策定から5年が経過し、脱炭素化や循環経済の推進、プラスチック資源の循環や食品ロス削減に向けた新たな制度の展開、高齢化や人口構造の変化、デジタル技術の進展など、一般廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化と、これまでの取組の成果・課題を踏まえ、本区では第4次計画を見直し、「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）改定版」として取りまとめました。

本改定版では、「ごみの発生抑制・再使用の推進」「多様な資源循環の推進」「適正なごみ処理の推進」という3つの基本方針を引き続き柱としつつ、「かつしかルール」の一層の定着やリユースの促進、プラスチックごみや食品ロスの削減、デジタル技術の活用など、今後重点的に取り組む方向性をより明確にしました。

また、令和8年度には、「全国みどりと花のフェアかつしか」を実施する予定であり、区外から本区を訪れる方々にも快適に過ごしてもらえるよう、「まちの美化・美観」といった取組をより推進していく必要があると感じております。

今後も、区民の皆様、事業者の皆様とともに、「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」を実現するため、ごみの発生抑制と資源循環の取組をさらに推進していきます。本計画の推進に当たりましては、引き続き皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、本改定版の策定に当たり、パブリック・コメント手続を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた区民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年（2026年）4月

葛飾区長 青木 克徳



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画期間	1
3 計画の対象	2
第2章 計画の基本理念・基本方針	2
1 基本理念	2
2 基本方針	3
第3章 ごみ処理の現状	4
1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢	4
2 葛飾区の現状	11
3 区のごみ処理の現状	13
4 区のごみと資源の排出量	15
5 区の資源回収量と資源回収率	15
6 区のごみの組成分析結果(令和元年度と令和6年度の比較)	16
7 ごみ処理事業に要する経費	20
8 現行第4次計画の目標進捗状況・達成度	21
第4章 計画達成に向けた現時点の課題整理	22
1 ごみの発生抑制の課題	22
2 資源化の課題	23
3 収集・運搬・処理・処分の課題	24
第5章 計画の体系	25
第6章 計画の目標	27
第7章 施策の展開	27
基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進	27
1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発	27
2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進	30
基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進	33
1 家庭から出る資源の循環	33
2 事業所から出る資源の循環	35

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進.....	36
1 効率的・効果的な清掃事業の推進.....	36
2 ごみの適正排出に向けた取組.....	36
3 中間処理.....	37
4 最終処分.....	39
第8章 災害対策.....	40
第9章 生活排水処理基本計画.....	40
1 基本方針.....	40
2 し尿の処理.....	40
3 浄化槽の清掃.....	41
第10章 計画の推進体制.....	41
1 計画の推進体制.....	41
2 計画の進行管理.....	41
葛飾区食品ロス削減アクションプラン.....	42
1 策定の趣旨.....	42
2 位置付け.....	42
3 期間.....	43
4 葛飾区の食品ロスの現状.....	43
5 目指すべき姿.....	43
6 施策の展開.....	44
7 各主体の役割.....	46
8 推進体制.....	46

計画改定の目的

本区では、令和3年度に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下、「第4次計画」という。）を策定し、令和12年度の目標に向けて、様々な施策に取り組んできました。この度、計画策定から5年を経過したことから、現状の目標達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、国や東京都、23区における最新の施策動向を踏まえて、計画内容を改定することとしました。

改定に当たっては、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、さらには東京都や23区の広域的な取組との整合を図りつつ、本区の特長や課題を踏まえた施策の方向性を再整理しました。特に、近年顕著となっている食品ロス削減、プラスチック資源の回収・再資源化、脱炭素化や災害対応力の強化など、新たに重視すべき課題を反映させています。

この改定を通じて、本区の取組を「ごみの発生抑制・資源化の推進」と「持続可能な循環型地域社会の形成」へとつなげ、引き続き第4次計画の基本理念及び基本方針のもと、将来を見据えた実効性のある計画に再構築することを目的としています。

第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）改定版」（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」第32条に基づき策定しています。

また、本計画は「葛飾区基本構想」、「葛飾区基本計画」、「葛飾区中期実施計画」及び「葛飾区環境基本計画」を上位計画と位置付け、「葛飾区環境基本計画」の部門別計画として、本区で発生する一般廃棄物の処理に関して、中期的な対応を図るための指針となります。

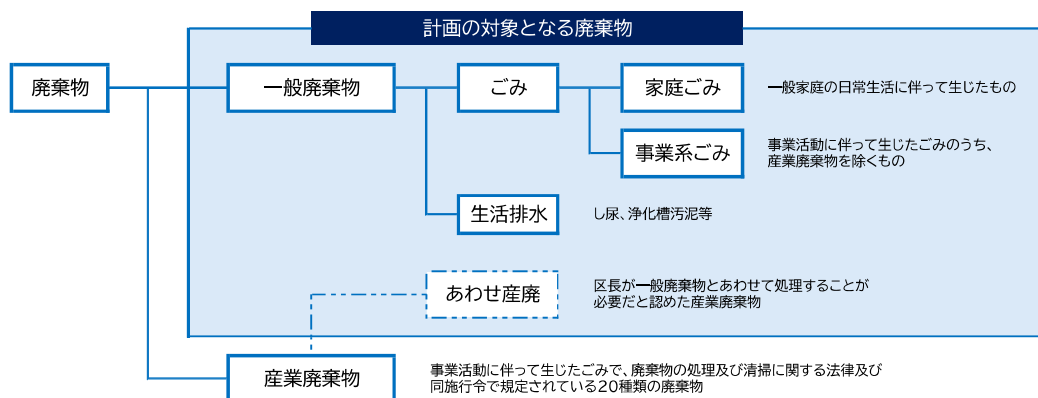
なお、中間処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）の「一般廃棄物処理基本計画」や、最終処分を管理する東京都の廃棄物処理に関する計画など、関係を有する計画と調和を図りながら策定しています。

2 計画期間

本計画は、第4次計画の改定版であることから、目標年度は変えず、令和12年度までを計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

本計画は、区内で発生する一般廃棄物と、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要だと認めた産業廃棄物（あわせ産廃）を対象とします。



第2章 計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

本区の特性を活かし、区民・事業者・区が一体となり、一般廃棄物の発生抑制を最優先とした持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます。

基本理念	<p>持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、 環境への負荷を低減させます！</p>
------	--

本計画に関連するSDGsの目標



2 基本方針

本計画では、前項の基本理念のもと、基本方針を以下の3つに定め、資源循環型地域社会を目指します。

基本方針 I	ごみの発生抑制・再使用の推進
基本方針 II	多様な資源循環の推進
基本方針 III	適正なごみ処理の推進

【コラム】：2030 年に向けて

持続可能な開発目標（SDGs）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



第3章 ごみ処理の現状

1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢

(1) 国・東京都・清掃一組の動向

① 国の動向

近年、地球温暖化や気候変動、生物多様性の損失、海洋プラスチック問題など、環境をめぐる課題は地球規模で深刻化しており、持続可能な社会の実現に向けた国際的な取組が加速しています。日本においても、国際的な枠組みやSDGsを踏まえ、脱炭素化や循環型社会の形成を柱とした政策展開が進められています。

国では、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第5次計画」という。）が策定されており、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付けています。第5次計画では、今後の取組の柱として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と適正処理・環境再生の確実な実行」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の5つの方向性が示されました。

また、第5次計画では令和12年度までに食品ロス半減といった具体的な数値を含めた方向性も示され、3R推進と気候変動対策を統合的に進める「資源循環によるカーボンニュートラル」の考え方が強調されています。さらに、令和4年施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、事業者や自治体に対してプラスチックごみの削減とリサイクルの強化が求められるなど、法制度面でも循環型社会への転換が後押しされています。

一方で、ごみ排出量や資源化率といった全国共通の数値目標については、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に以下のように整理されています。地方自治体の計画は、第5次計画が示す方向性を踏まえつつ、この基本方針で示された目標とも整合を図りながら策定・改定を行うことが求められています。

指標	目標値 令和12年度
一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減 ※40百万t(令和4年度)→約37百万t(令和12年度)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g ※令和4年度は496g

② 東京都の動向

東京都は環境基本計画のもと個別計画として「資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、直近では令和3年9月に新計画を公表しています。この計画は、廃棄物処理法に基づいて東京都の廃棄物行政の基本的方向性を示すものであり、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」の3本の柱を掲げて、持続可能な社会の構築を目指しています。さらに「ゼロエミッション東京戦略」の中で、令和32年度までに東京におけるCO₂排出実質ゼロを目指すという目標を掲げており、資源循環分野においても、脱炭素との両立を追求する取組を展開しています。

指標	目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
排出量	440万t	410万t
再生利用率	31%	37%
最終処分量	82万t	77万t

③ 清掃一組の動向

清掃一組でも、令和2年度の「一般廃棄物処理基本計画」の改定後、令和4年度、令和5年度において一部変更しながら、「循環型ごみ処理システムの推進」の目標達成のために、「効果的で安定した全量処理体制の確保」、「環境負荷の低減」、「地球温暖化対策の推進」、「最終処分場の延命化」、「災害対策の強化」の5つの大きな施策に基づく取組を引き続き実施しています。

(2) 葛飾区の動向

本区では、令和3年4月に第4次計画を策定し、「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」を基本理念に掲げ、一般廃棄物処理に関する施策を進めてきました。第4次計画では、「ごみの発生抑制・再使用の推進」、「多様な資源循環の推進」、「適正なごみ処理の推進」の3つを基本方針とし、家庭ごみの減量や雑紙の分別徹底をはじめ、多様な資源回収の拡充や普及啓発活動の強化など、区民や事業者と協働した取組を展開してきました。

さらに、本区はSDGs（目標11・12・13）を指針に、「ゼロエミッションかつしか」の実現に向け、食品ロス削減・脱プラスチック・再生利用拡大・災害廃棄物対策を総合的に推進しています。

① ごみの発生抑制・再使用の推進

区民への普及啓発を継続的に行い、資源とごみの収集カレンダーやパンフレット、区公式サイトなどを通じてかつしかルールや3Rについての情報を発信しました。

また、食品ロス削減に向けて「食べきり」・「使いきり」運動の周知や、イベントで啓発活動の実施、レジ袋有料化やマイバッグ利用の定着を後押ししました。さらに、リユース促進としてフリーマーケットやリユース家具展示・販売などの普及啓発にも取り組みました。

② 多様な資源循環の推進

製品プラスチックの集積所回収を新規に開始し、資源の日に回収したものを資源化する取組を進めました。あわせて、古布の拠点回収を区施設の他に、民間拠点にも拡大しました。さらに、「燃やさないごみ」として収集したものの資源化を推進し、金属類や小型家電、スプレー缶等を選別して適正に資源化しています。加えて、粗大ごみについても、金属製品や衣装ケースなどのプラスチック製品の選別・資源化を進め、布団は一時保管のうえ再資源化事業者へ引き渡すなど、資源回収の範囲を着実に拡大してきました。

③ 適正なごみ処理の推進

ルールを守らずに出したごみに対しては排出指導を行うとともに、不法投棄防止協力員と協力した不法投棄防止対策を進めてきました。

さらに、事業系ごみの適正排出を促すために手数料の改定を行い、受益者負担の適正化を図るとともに、ごみ排出抑制の動機付けを強化しました。

④ 施策の実施状況

第4次計画では3つの基本方針の下に、各種施策を定めています。各種施策の取組項目に関する実施内容は次のとおりです。

●基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進

取組項目	実施内容
(1) 食品ロス削減に向けた取組 ①葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブの実施と提供先への引渡し連携 ・家庭用生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成と使い方の周知 ・「かつしか食べきり協力店」の登録・周知（少量提供・持ち帰り等の推奨） ・食べきり・使いきりレシビ等の作成・発信
(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実 ①子どもを対象とした環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬ごみを用いた分別体験の提供 ・清掃車を使った積み込み体験の実施 ・学校での環境学習の展開
②大人を対象とした環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自治町会・PTA等向けの説明会の開催 ・清掃工場・リサイクル施設・埋立処分場の見学会の実施 ・環境問題懇談会・清掃懇談会の開催
③ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・FMラジオ・区ホームページ・区公式SNSによる周知 ・かつしかエコライフプラザの図書・DVDの提供（環境・3R情報コーナー） ・普及啓発パンフレット等の作成・配布
④普及啓発イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制やリサイクルのPRコーナー設置（パネル・再生品展示） ・模擬ごみを用いた分別体験の実施 ・清掃車を使った積み込み体験の実施 ・区内イベント会場での啓発ブース展開
⑤キャラクター（葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクターリー（Lee）ちゃん）を活用した普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントでの本キャラクターを用いた呼びかけ・PR ・普及啓発グッズの配布（パズル、筆記具、水切り袋、シールブック、雑紙回収袋、バイオマスプラスチックの袋等） ・かつしかエコライフプラザ等の催しへの参加・周知

取組項目	実施内容
⑥区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃協力会・自治町会と連携した環境問題懇談会・清掃懇談会の実施 ・関係部署・施設と連携したイベント会場での「ごみの分別」の呼びかけ等の啓発 ・イベントへの出展・掲示による周知
⑦3R推進パートナーによる3R活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座修了者による環境学習・講座の企画・運営 ・区施設でのリユースイベント（ベビー服・子ども服&マタニティ服洋服交換会等）の実施 ・区主催イベントでのボランティア参加・運営支援
⑧かつしかエコライフプラザの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境・3R情報コーナー」での図書閲覧・DVD貸出 ・「エコライフプラザ通信」の定期発行 ・普及啓発用印刷物の作成・送付による情報提供
(3)再使用の推進 ①不用品利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースイベント（ベビー服・子ども服&マタニティ服 洋服交換会等）の実施
②不用品の展示・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース家具展示・販売・不用品交換情報の実施 ・ごみ減量・清掃フェアなどでのフリーマーケットの開催
③グリーンバンク事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採樹木の引取り・引渡しの実施 ・「ほしい木／あげたい木」の登録仲介
④自転車のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の再生販売の実施 ・放置・不用自転車の売却処分の実施
(4)経済的手法によるごみ減量の推進 ①3Rエコポイント制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的インセンティブを活用した制度設計の検討
②家庭ごみ減量のための経済的手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・処理手数料等の制度見直しの検討・周知

2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

取組項目	実施内容
(1)ごみの発生抑制に向けた普及啓発 ①区の率先した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮調達や店内での再使用等を実践・周知
②事業者への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けリーフレット・ハンドブックを作成、配布
(2)ごみの適正排出に向けた取組 ①区収集を利用する事業者に対する適正排出指導	<ul style="list-style-type: none"> ・処理券貼付や分別の遵守を指導
②説明・相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・排出方法や分別に関する相談・説明の機会を提供
③大規模事業所等に対する適正排出指導	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理責任者の選任、再利用保管場所の設置、計画書提出等を指導 ・管理責任者向け講習会を開催
(3)事業者のごみ減量に向けた取組への支援 ①取組への動機づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業者を支援
②業種ごとのガイドライン作成	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業者を支援
(4)許可業者収集への移行促進 ①区収集排出基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・区収集受入基準の周知と自己処理（許可業者収集）への転換促進 ・個別の排出削減指導と移行支援

●基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

取組項目	実施内容
(1) 徹底的なプラスチックの資源循環 ①プラスチック製容器包装の分別徹底	・プラスチック製容器包装の分別排出を周知徹底
②マイボックス運動の推進	・引き続き検討
③環境学習へのメニュー追加	・環境学習の充実
④事業者との協働による使用量削減の推進	・「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を通じ、啓発を実施
⑤ボトル to ボトルの推進	・民間事業者と協働し、啓発を実施
⑥バイオマスプラスチックに関する普及啓発	・普及啓発物品の配布
⑦バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援	・引き続き検討
(2) 雑紙の資源化に向けた取組 ①かつしかルール の普及啓発の徹底	・「かつしかルール」に基づく雑紙の出し方の周知徹底
②雑紙回収チャレンジの実施	・家庭での分別・回収促進の企画を実施
③事業者向け環境学習	・分別・資源化に関する学習機会を提供
(3) 新たな資源化の推進 ①燃やさないごみの資源化	・金属類やスプレー缶等の選別・資源化
②粗大ごみの資源化の検討	・金属製品、布団、プラスチック製の衣装ケース等の選別・資源化
③製品プラスチックの集積所回収の検討	・令和7年度から集積所回収を開始
④区による資源回収の推進	・区回収の対象拡大・周知を推進
(4) 集団回収の取組支援 ①集団回収の取組支援	・奨励金制度による団体支援 ・地域団体・資源回収業者との連携支援
(5) 資源持ち去り防止対策 ①資源持ち去り防止対策	・早朝回収を実施（古紙・缶等の先行回収） ・清掃職員の早朝パトロールを実施 ・持ち去り禁止条例・罰則を運用し現場指導

2 事業所から出る資源の循環

取組項目	実施内容
(1) 事業者による資源の自主回収の促進 ①事業者による資源の自主回収の促進	・引き続き事業者を支援

●基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

取組項目	実施内容
(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施 ①ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	・実施方法を含めて検討
(2) 収集・運搬サービスの充実 ①収集・運搬サービスの充実	・高齢者等訪問収集を実施 ・駅周辺・商店街のクリーンアップ収集を実施 ・排出マナーの徹底

2 ごみの適正排出に向けた取組

取組項目	実施内容
(1) ごみの適正排出に向けた取組 ①誰もが適正に排出できる環境整備	・分別ルールの周知、分かりやすい案内の整備
②不法投棄防止対策	・不法投棄防止協力員による監視 ・不法投棄防止看板の提供 ・関係協力機関との協力体制
③一般廃棄物処理業者の指導	・安全・適正処理のための指導・連携
④適正なごみ処理手数料の設定	・手数料制度の適正化に向けた見直し・周知

【コラム】：地球にやさしい葛飾区

「ゼロエミッションかつしか宣言」とは？

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。国連の報告によれば、気候変動による深刻な被害を食い止めるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示されています。

このことを踏まえ、本区は、都内の区市町村に先駆け、「ゼロエミッションかつしか」として、2050年までに区内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。

【コラム】：みんなで取り組むかつしかルール

「かつしかルール」とは？

区民・事業者・区の協働で葛飾区のごみの量を減らし、また、資源を良質なリサイクルにつなげるための取組です。令和6年4月より、新たに古布の資源化が加わり、取組内容が3つになりました。

【かつしかルールの取組】

1 生ごみの減量

使わないで捨ててしまう食材をなくす、三角コーナーなどで水を切った生ごみをさらに絞ることで、生ごみの大幅な減量につながります。

2 雑紙を徹底して分別し、資源にする

お菓子やティッシュペーパーの箱、トイレットペーパーの芯など、身の回りにある多くの紙類は資源として出すことでリサイクルできます。

3 古布は資源です ごみに出さず拠点回収へ

葛飾区で、毎年約2,000tの古布が「燃やすごみ」として処分されている状況に対し、区内で実施している拠点回収や集団回収の取組を強化し、古布の回収量の増加とごみ量の削減を目指します。

【かつしかルールの目標】

- 1 生ごみの減量、雑紙の分別を実践している割合が80%以上
- 2 燃やすごみに含まれるリサイクル可能な紙類を10%以下
- 3 古布を「燃やすごみの日」に出している割合が20%以下

※雑紙：段ボール、新聞、雑誌、紙パック以外のリサイクルできる紙類全般のこと。

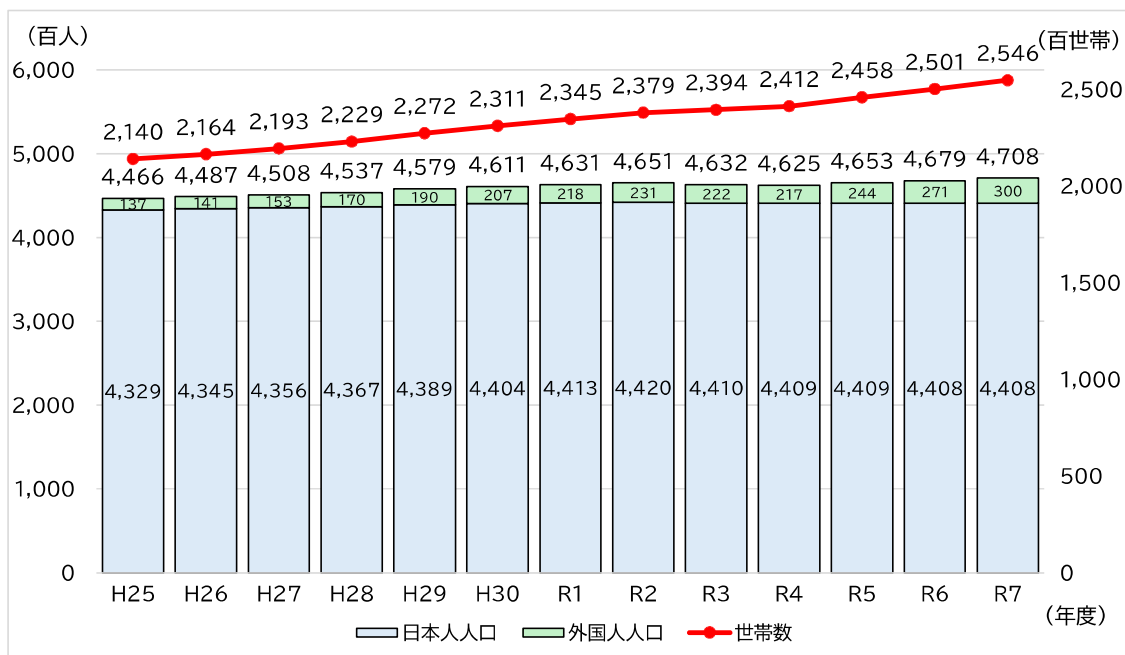
(雑紙の例) バンフレット、コピー用紙、はがきなど。

2 葛飾区の現状

(1) 人口及び世帯数

本区の人口は令和7年4月1日時点 470,812 人で、平成25年度以降増加傾向にあります。外国人人口は約2倍に増え、日本人は横ばいから微増です。

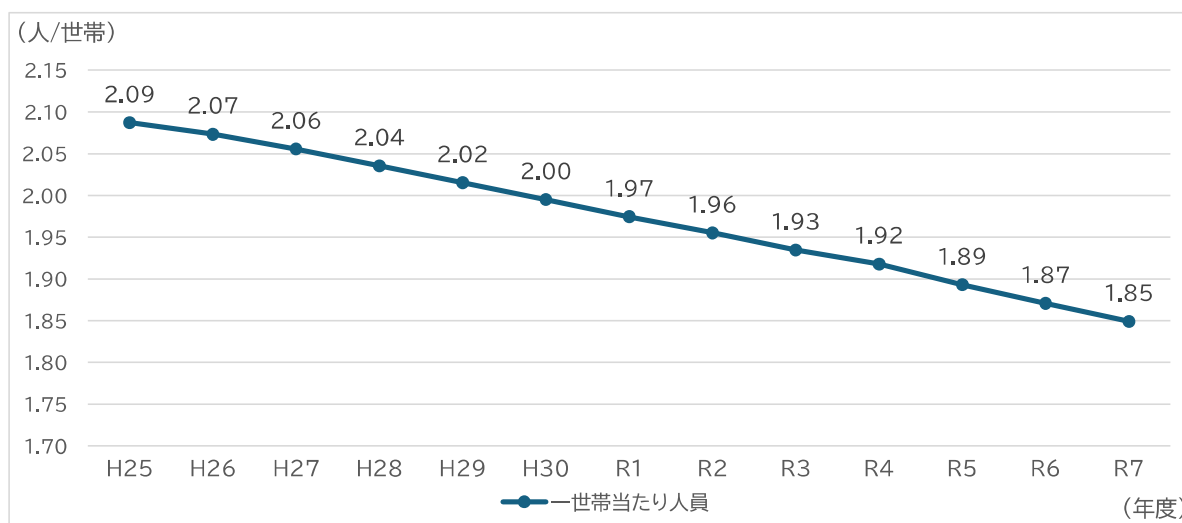
世帯数は254,618世帯に増加する一方、一世帯当たりの人員は1.85人まで減少しています。単身や少人数世帯の増加が顕著です。



※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

資料：住民基本台帳より作成

図-1 人口及び世帯数の推移 各年4月1日時点



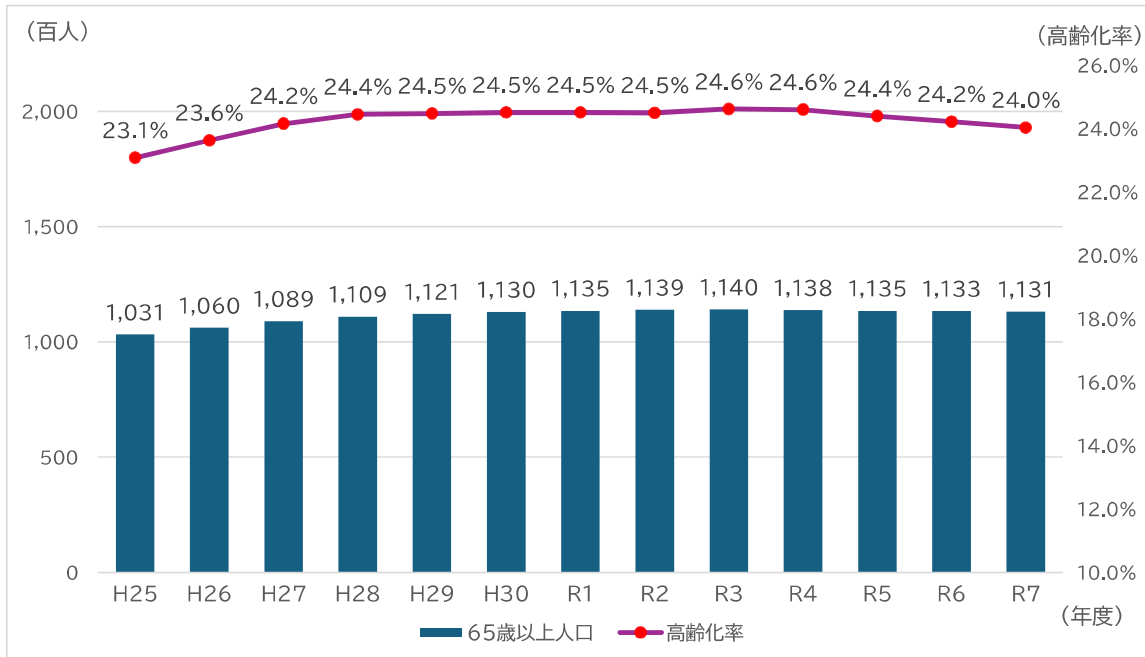
資料：住民基本台帳より作成

図-2 一世帯当たりの人員の推移 各年4月1日時点

(2) 高齢者の人口推移

本区の高齢者人口（65歳以上の人口）は令和7年4月1日現在113,146人で、高齢化率は24.0%です。高齢化率は平成25年度の23.1%から上昇を続け、令和2～3年度に24.6%でピークを迎えた後、近年はわずかに減少しています。

高齢者人口（65歳以上の人口）は平成25年度の103,080人から増加してきましたが、令和3年度以降はやや減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳より作成

図-3 高齢者人口（65歳以上の人口）及び高齢化率の推移 各年4月1日時点

3 区のごみ処理の現状

(1) 分別区分

燃やすごみは週2回、燃やさないごみは月2回、集積所で収集しています。粗大ごみは申込制の指定日収集や持込で処理されています。

資源は、プラスチック製容器包装を週1回、製品プラスチック、古紙、びん・缶、ペットボトル、食品トレイを資源の日に週1回回収しています。(令和7年度から製品プラスチックの集積所回収を開始しました。)

また、このほかにも拠点回収や集団回収による回収も行っています。

<ごみ・資源の区分と排出方法>

区分	品目	行政回収		集団回収
		集積所回収	拠点回収	
ごみ	燃やすごみ	○		
	燃やさないごみ	○		
	粗大ごみ	あらかじめ指定した場所で収集		
資源	プラスチック製容器包装	○		
	製品プラスチック※1	○		
	新聞・雑誌・段ボール・雑紙	○		○
	紙パック	○	○	○
	びん・缶	○		○
	ペットボトル	○	○	
	食品トレイ	○	○	
	古布		○	○
	乾電池		○	
	プリンターインクカートリッジ※2		○	
	使用済小型電子機器等(30cm以下)※3		○	
	廃食用油		○	

※1 令和7年度より資源の日に製品プラスチックの集積所回収を開始した。

※2 インクカートリッジ里帰りプロジェクトによるメーカー回収。

※3 携帯電話やデジタルカメラなどの金、銀、銅などの希少金属を含む家電類のこと。

一辺の長さが30 cmを超える家電類については、粗大ごみとして収集し、選別回収を行っている。

また、令和元年10月1日から環境省認定事業者のリネットジャパン(株)と協定を締結し、平成15年9月以前に販売されたパソコンや自作のパソコンの無料回収をしている。

●資源回収の方法

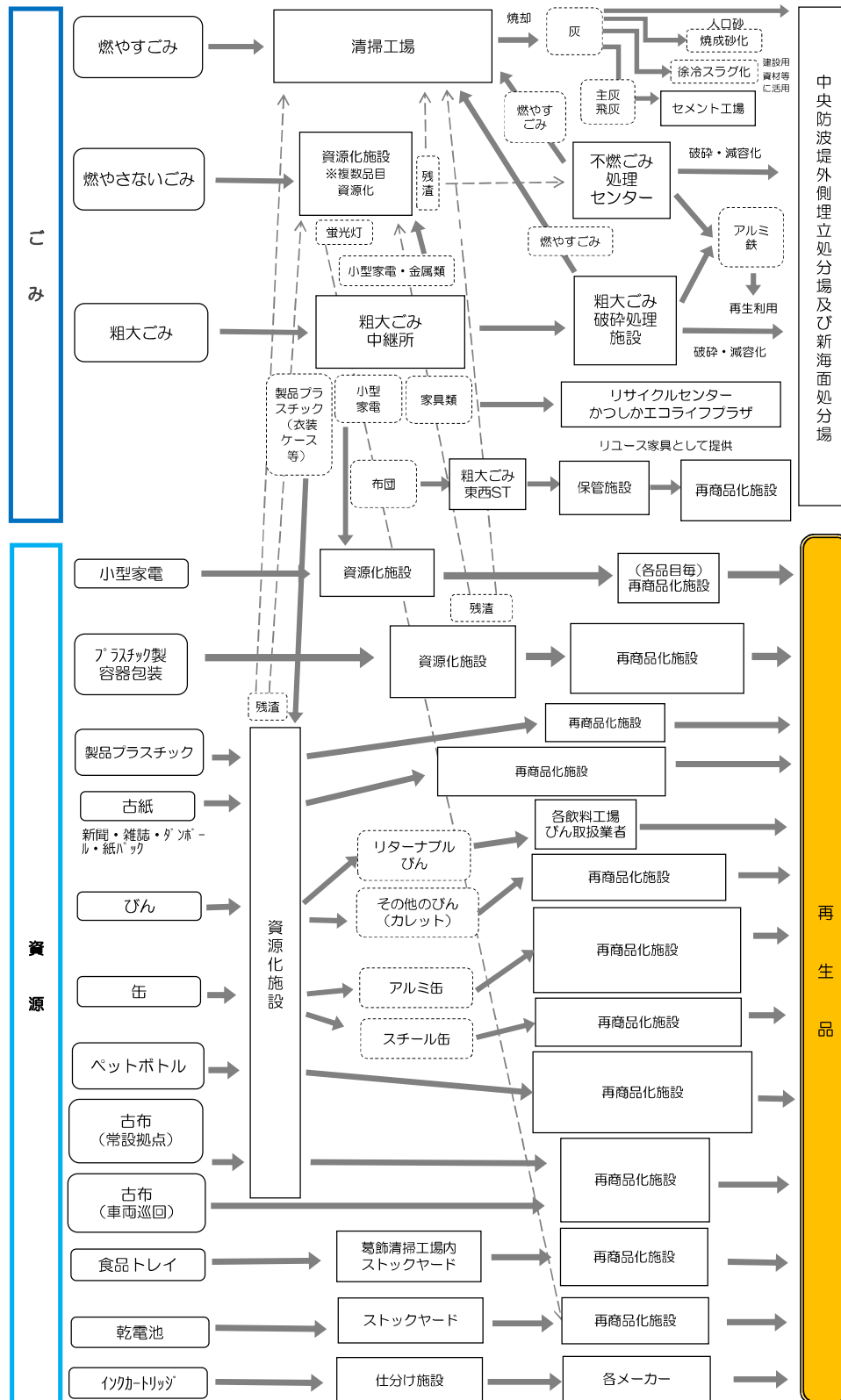
集積所回収：家庭あるいは事業所から集積所に排出された資源を区が回収すること。

拠点回収：家庭から地区センターや図書館等へ持ち込まれた資源を区が回収すること。

集団回収：自治町会・PTA・子ども会等地域団体が自主的に行う資源回収のこと。

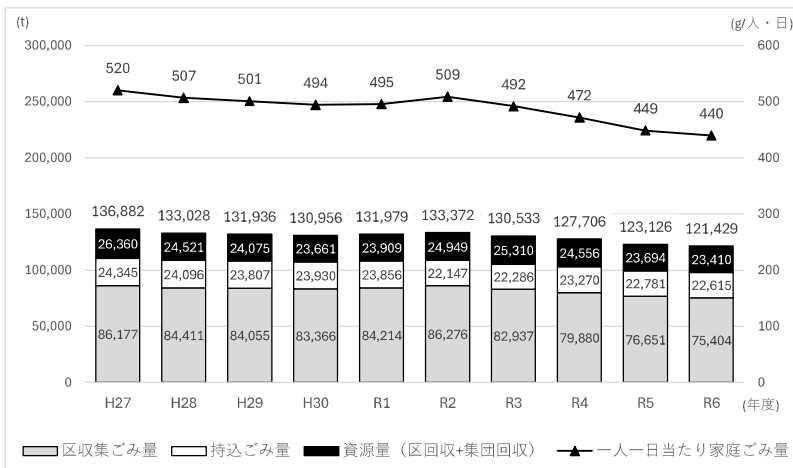
(2) ごみと資源の処理の流れ

ごみの収集・運搬は本区、焼却・破碎等の中間処理は清掃一組、最終処分は東京都が、それぞれ分担・連携して行っています。



4 区のごみと資源の排出量

葛飾区のごみの年間総排出量は平成 27 年度の 136,882t から令和 6 年度には 121,429t へ減少し、10 年間で約 1 割削減されました。家庭系ごみは 86,177t から 75,404t へ減り、一人一日当たりの排出量も 520g から 440g に減少しています。事業系ごみも 24,345t から 22,615t に減少し、いずれも着実にごみ排出抑制が進んでいます。なお、令和 2 年度はコロナ禍の影響で家庭ごみが一時的に増加しましたが、その後は再び減少傾向にあります。

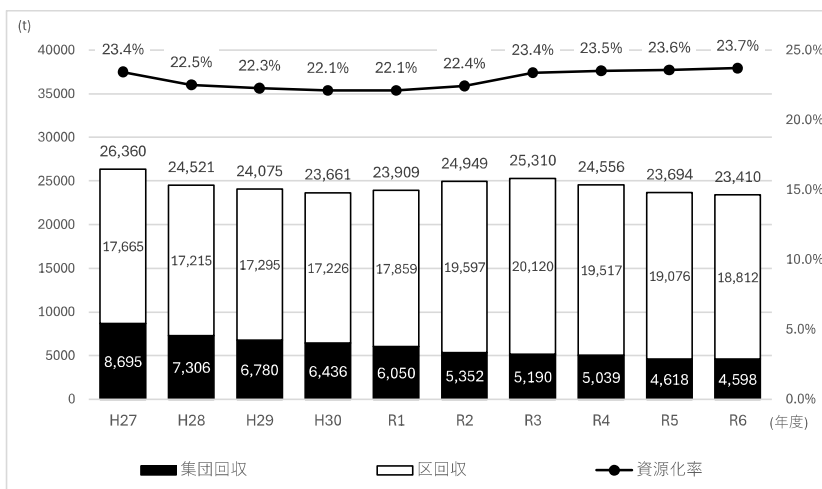


※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-4 区のごみと資源の排出量の推移

5 区の資源回収量と資源回収率

資源回収量は全体として横ばいまたは微減で、平成 27 年度の 26,360t から、令和 6 年度では 23,410t となっています。区回収は令和 2 年度以降増加し、令和 3 年度には 2 万 t を超え、近年も高水準を維持しています。一方、集団回収は平成 27 年度の 8,695t をピークに減少し、令和 6 年度には 4,598t となり、5 割近く減少しました。また、資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和 2 年度以降 24% 近くまで上昇しています。



※資源回収率=資源量/(区収集量合計+資源量)

※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-5 区の資源回収量と資源回収率の推移

6 区のごみの組成分析結果（令和元年度と令和6年度の比較）

（1）燃やすごみ

家庭ごみの令和元年度と令和6年度の調査結果を比べると、紙類が25.5%から29.3%へ増加し、厨芥は38.2%から32.0%へ減少しました。繊維・プラスチック類・その他可燃物は増加し、草木は10.5%から6.4%へ減少しています。

事業系ごみでは、厨芥が48.9%から51.1%へ増加し中心的要素となっています。紙類はやや減少し、ゴム・皮革は0.3%から15.1%へ増加、プラスチック類は17.2%から6.5%へ減少しました。

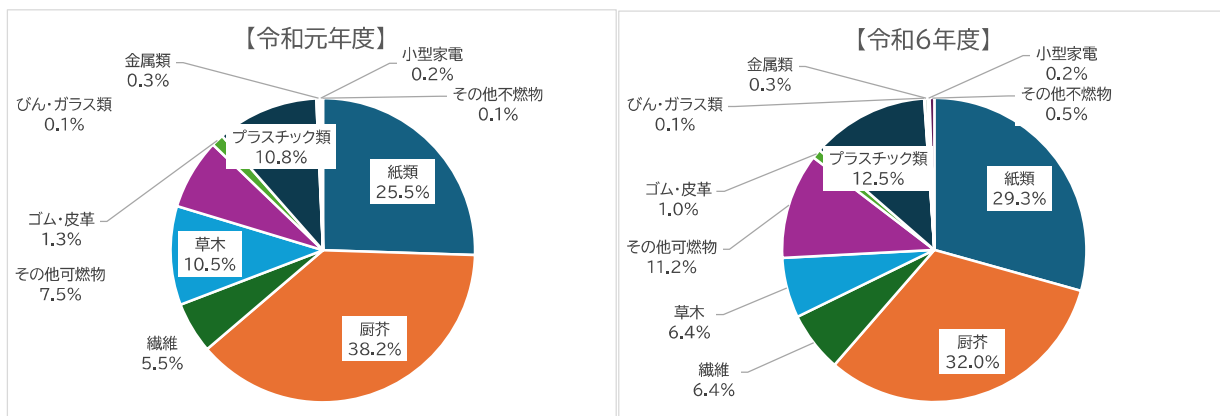


図-6 燃やすごみの組成（家庭ごみ）

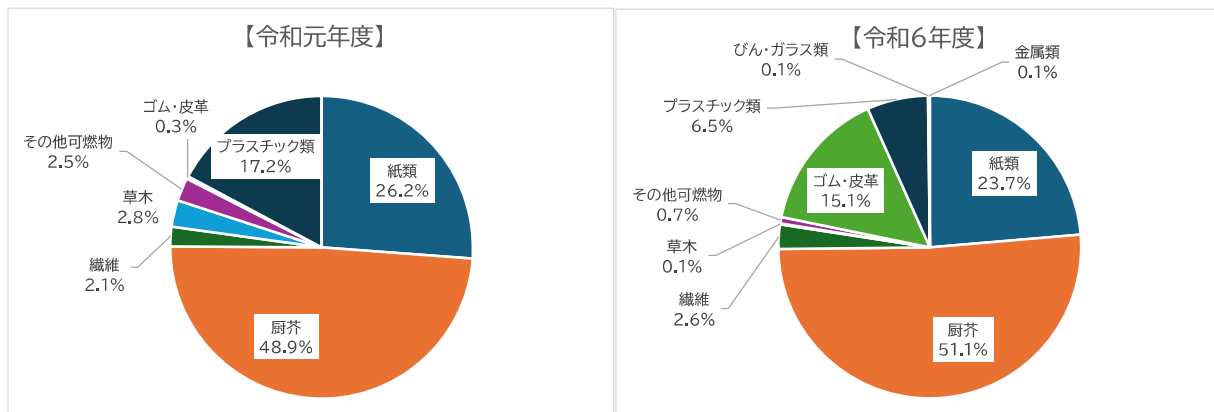


図-7 燃やすごみの組成（事業系ごみ）

令和6年度の燃やすごみの不適正排出率は20.5%で、前回（令和元年度は20.3%）とほぼ横ばいでした。不適正物の最多は紙類（資源）で10.9%と依然高く、プラスチック製容器包装も7.0%から8.1%へ増加しています。一方、ペットボトルや缶は微減するなど改善も見られますが、びんや燃やさないごみの混入は増加しました。結果として不適正排出の約5分の1は資源であり、特に紙類とプラスチック製容器包装の混入が課題となっています。

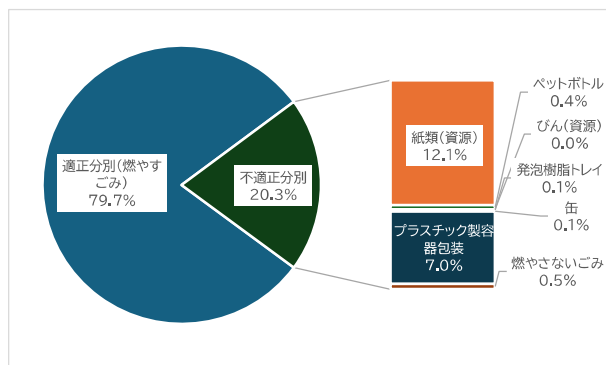


図-8 適正排出率と資源混入率（家庭ごみ+事業系ごみ）【令和元年度】

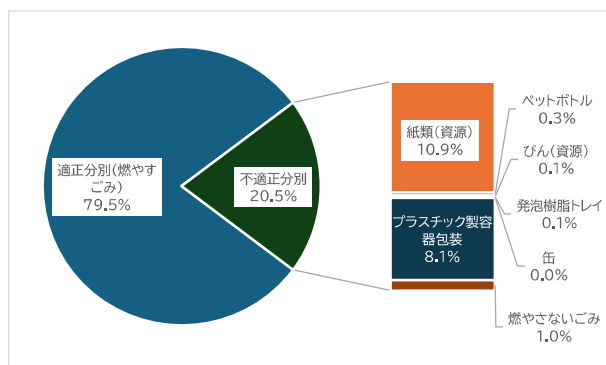


図-9 適正排出率と資源混入率（家庭ごみ+事業系ごみ）【令和6年度】

(2) 燃やさないごみ

家庭系の燃やさないごみの令和元年度と令和6年度の調査結果を比べると、金属類が35.6%から28.2%へ減少し、逆に小型家電は9.3%から16.1%、びん・ガラス類は12.9%から17.7%へ増加しました。プラスチック類は11.2%から7.1%へ減少し、分別改善が進んだ可能性があります。その他、紙類やゴム・皮革はやや増加しています。厨芥は4.2%から0%となり、混入が改善されました。

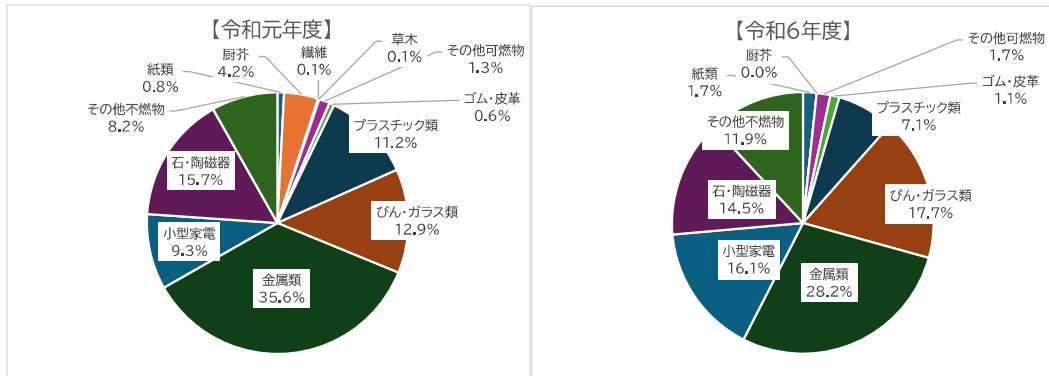


図-10 燃やさないごみの組成（家庭ごみ）

燃やさないごみの不適正排出率の調査結果も同様に比較すると、27.0%から20.7%へ改善し、令和6年度の調査結果では、適正分別率が79.3%となりました。不適正物の内訳は燃やすごみ10.0%、資源ではびん7.2%、缶1.8%、プラスチック製容器包装0.6%が含まれています。

全体的に分別精度は向上しているものの、燃やすごみや資源の混入は依然存在しています。今後は分別の徹底と回収体制の強化により、不適正排出の抑制と資源化の促進が課題です。

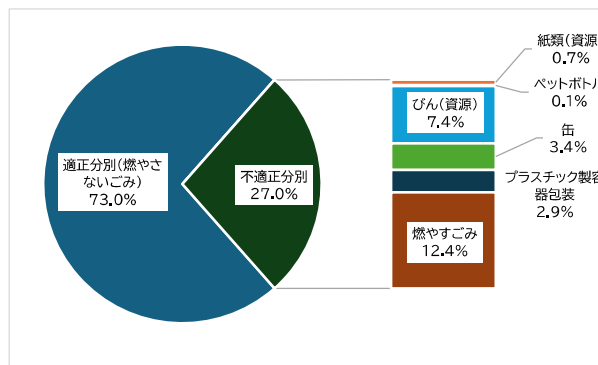


図-11 適正排出率と資源混入率【令和元年度】

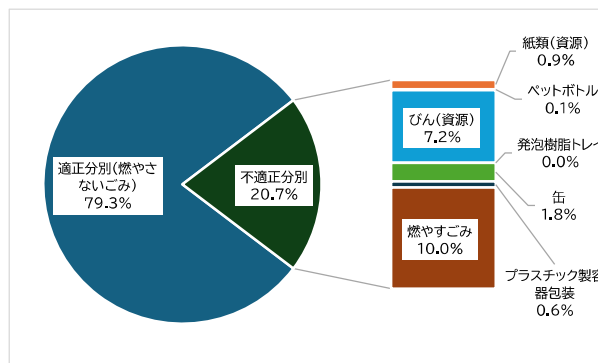


図-12 適正排出率と資源混入率【令和6年度】

(3) プラスチック製容器包装

令和6年度のプラスチック製容器包装の組成では、プラスチック類が94.8%を占め、分別の精度が高まっています。異物混入は全体的に減少し、紙類は3.8%から0.8%、厨芥は1.7%から0.4%に改善しました。一方、その他可燃物は2.7%と増加し、汚れたプラスチックやスポンジなど分類が曖昧な素材が目立ちます。金属やびん・ガラス類もわずかに増加しており、複合素材の分別判断の難しさが示されています。

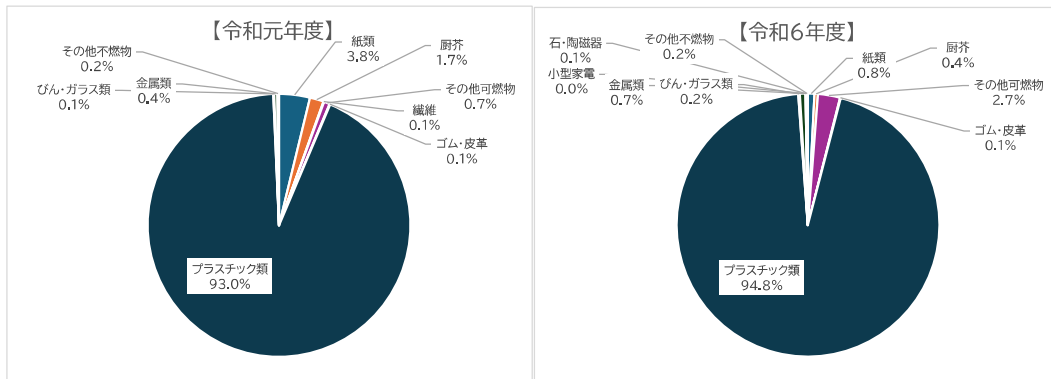


図-13 プラスチック製容器包装の組成（家庭ごみ）

令和6年度のプラスチック製容器包装の適正分別率は80.5%で、令和元年度から5.8ポイント上昇しました。ペットボトルの混入も7.6%から2.0%へ改善し、紙類・びん・缶など資源の混入も減少しています。一方、燃やすごみの混入は12.8%から14.0%へ増加し、汚れたプラスチックやシール付き包装材などの誤排出が課題です。

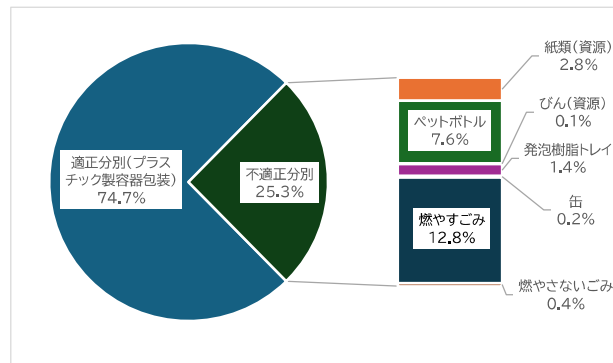


図-14 適正排出率と資源混入率【令和元年度】

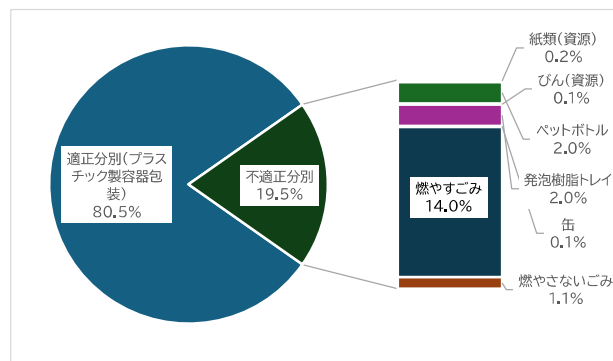
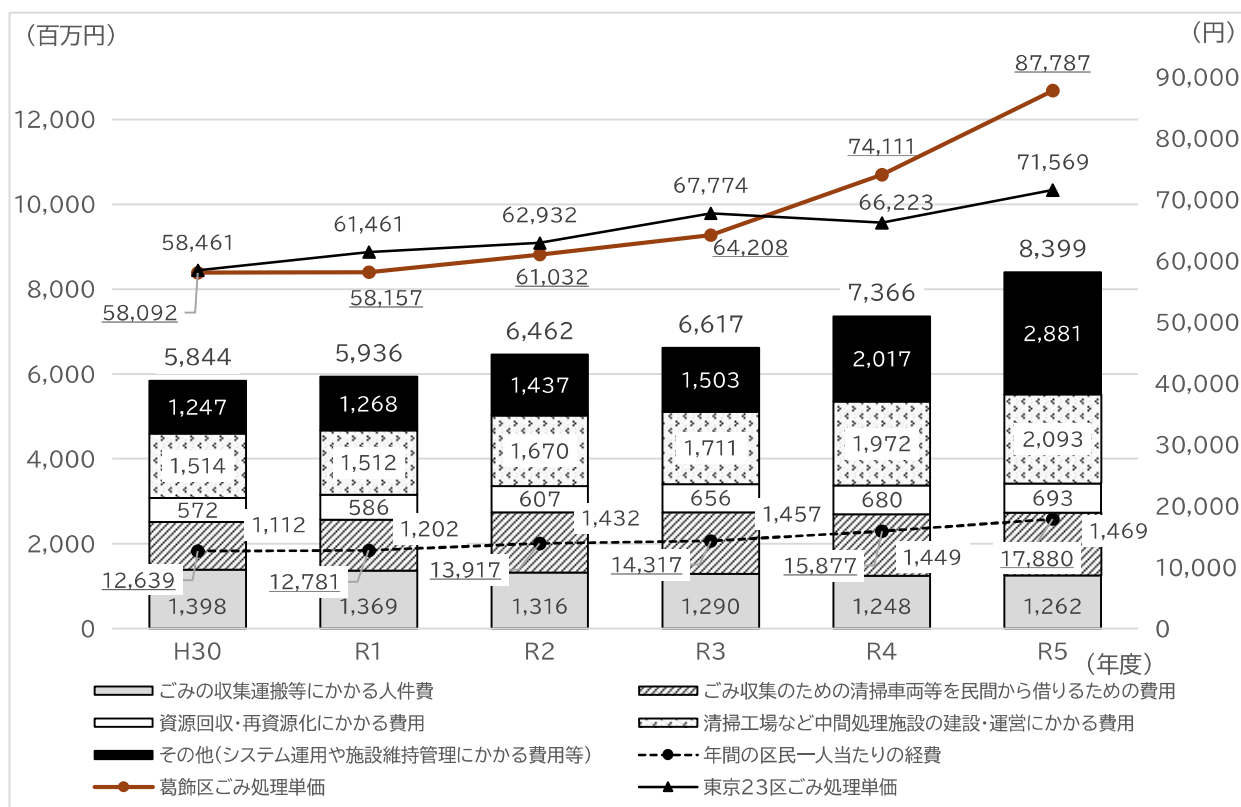


図-15 適正排出率と資源混入率【令和6年度】

7 ごみ処理事業に要する経費

清掃事業経費は平成30年度の約58億4千万円を底に増加し、令和5年度には約83億9千万円に達しました。特に「その他経費」が5年間で約2.3倍に拡大し、中間処理施設費や資源回収費なども上昇しましたが、清掃事務所の移転による一時的な要因も含まれ、令和7年度以降は縮小見込みです。その結果、ごみ処理単価は令和3年度以降急騰し、令和5年度は87,787円/tと23区平均を上回りました。区民一人当たりの経費も、平成30年度の12,639円から令和5年度には17,880円へ約4割増加し、排出量減少ではコスト増を吸収できていません。



※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-16 葛飾区の清掃事業経費の推移

8 現行第4次計画の目標進捗状況・達成度

第4次計画で設定された主要指標と、現時点での進捗状況は以下のとおりです。

- ・区民一人一日当たり家庭ごみ排出量

令和元年度実績 495g を基準値とし、令和12年度までに 425g まで削減する目標ですが、令和2年度はコロナ禍の影響で一時増加したものの、その後減少傾向に転じており、令和6年度は 440g と基準年度から 55g 減少しました。目標値に向けて順調に削減が進んでいます。

- ・事業系ごみ年間総排出量

令和元年度実績 23,856t を基準に、令和12年度までに 23,805t に抑制する目標です。令和2～3年度はコロナ禍による経済活動縮小で目標以上の大幅な減量が一時的に生じ、現状も目標値を下回る水準で推移しています。ただし、経済・人流の回復度合いによっては変動が大きくなる可能性があるため、引き続き動向を注視しつつ、発生抑制や分別徹底などの取組を継続・強化して目標水準の維持を図ります。

- ・資源回収率

令和元年度実績 22.1% を基準に、令和12年度までに 27% に引き上げる目標です。しかし、資源回収率は 22～23% 前後で横ばい傾向が続いており、直近の令和6年度実績は 23.7% となっています。目標達成には更なる上積みが必要な状況です。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	元年度→6年度の変化
区民一人一日当たりの 家庭ごみ量	495g	440g	425g	-55g(約-11.2%)
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t	-1,241t(約-5.2%)
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%	+1.6ポイント

第4章 計画達成に向けた現時点の課題整理

1 ごみの発生抑制の課題

(1) 家庭系ごみの課題

本区では、令和12年度までに区民一人一日当たりの家庭ごみ排出量を425gに削減する目標を掲げています。

令和元年度の495gから、令和6年度には440gまで減少し、55gの削減を達成しました。減少傾向は区民の協力やレジ袋有料化の影響も反映していますが、依然として目標との差は15g残っています。

令和6年度葛飾区一般廃棄物処理基本計画見直しにかかる基礎調査報告書の中の区民アンケート（以下、「区民アンケート」という。）からは、日常のごみ減量の行動について、「マイバッグ持参」の実施率が87.3%と高く、令和元年度調査時(67.0%)と比べて顕著に上昇しました。背景には、令和2年度に実施されたレジ袋の有料化が行動変容を後押ししたことがうかがえます。

一方、区の情報提供・PRについては、区民アンケートで「十分に行われている」46.6%に対し「まだ不十分である」49.8%がやや上回り、内容面でも「わかりづらい」が40.5%にのぼりました。今後は、区の情報提供・PRをより分かりやすく丁寧に行う必要があります。情報の入手先は「資源とごみの収集カレンダー」86.3%、「資源とごみの正しい分け方・出し方」47.8%が中心である一方、デジタル媒体では区ホームページ12.1%、区公式LINE1.0%にとどまっています。紙媒体の充実に加え、デジタルでの分かりやすい発信の強化が課題です。

こうした資源を可能な限り長く維持し、効率的な利用を促進していくことは、循環経済（サーキュラーエコノミー）へ転換の観点からも重要です。

(2) 事業系ごみの課題

事業系ごみの年間排出量は、令和元年度の23,856tから令和6年度では22,615tへと約1,200t減少しました。事業者によるリデュースの取組や処理手数料改定（40円/kg→46円/kg）など経済的誘導策の効果が一定程度反映されています。

しかし、業種や規模による取組格差は依然として存在し、食品廃棄や容器包装廃棄の抑制は十分とは言えません。今後は、事業者への情報提供や相談体制の充実、持続的な排出抑制を促す支援が求められます。

現状は目標値を達成していますが、景気や人流の変動で増加に転じる可能性もあるため、動向の丁寧なモニタリングと、業種別の助言・伴走支援、食品廃棄・容器包装の発生抑制策の継続・強化が求められます。

2 資源化の課題

(1) 分別の課題

資源回収率は令和元年度の22.1%から、令和6年度では23.7%へ上昇しましたが、依然として目標の27%には届いていません。家庭ごみに資源物が混入している実態は、雑紙や紙パック、古紙類などで顕著です。区民アンケートでは、雑紙を「分別せず燃やすごみに出している」と回答した人が2割台に達し、分別ルールの定着に課題が残っています。

組成分析でも、燃やすごみに多量の雑紙が含まれていることが確認されており、資源化率を高めるためには紙類資源化の徹底が不可欠です。雑紙回収袋の配布、イベントなどでの啓発活動、学校や町会を活用した集団回収との連携など、多角的な仕組みづくりが求められます。

(2) 集団回収・拠点回収の課題

集団回収量は平成27年度の約8,700tをピークに減少傾向にあり、令和6年度には4,500t台と半減しました。背景には新聞・雑誌の購読減少による古紙発生量の減少があります。発生源自体が減少する中でも、地域ぐるみの資源回収活動は住民交流や環境教育の場として意義が大きく、区として維持・支援策を講じる必要があります。

拠点回収については、区施設やスーパーマーケット等に回収ボックスを設置し、古布や小型家電、乾電池、廃食油など多様な資源を回収しています。今後は利便性の向上により利用促進を図るとともに、拠点回収品目の追加や民間事業者との連携強化も検討すべき課題です。

(3) プラスチックの資源化の課題

令和6年度葛飾区一般廃棄物処理基本計画見直しに係る基礎調査報告書によると、プラスチック製容器包装の適正分別率は74.7%（令和元年度）から80.5%（令和6年度）へ上昇し、一定の成果が得られていることがわかります。しかし、燃やすごみの中には、なおプラスチックや複合素材が混入しており、適正な分別を妨げる要因となっています。

令和元年度と令和6年度を比較したデータでは、家庭系燃やすごみに占めるプラスチック類の割合が10.8%から12.5%へ増加（+1.7ポイント）、事業系では17.2%から6.5%へ減少（-10.7ポイント）しています。

それにより、プラスチック焼却量は年間約12,512tから約10,460tへと削減され、CO₂排出量ベースでは年間約34,533t-CO₂から28,871t-CO₂へ、5,662t-CO₂の削減効果が確認されています。（表-1）

このことから、プラスチックの資源回収・適正分別は、単なるごみ減量や循環利用の観点にとどまらず、脱炭素・気候変動対策の観点からも重要な施策であることが分かります。

資源化率の更なる向上と、燃やすごみに残ってしまうプラスチックの削減は、CO₂排出抑制という観点でも喫緊の課題です。

今後は、分別対象外のプラスチック（複合素材のものや汚れのとれないプラスチックなど）を減らす回収体制の整備と、住民の誤排出を防ぐ分別誘導策を「ごみ減量+CO₂削減」という観点でも強化していく必要があります。

表-1 温室効果ガス排出量算定の根拠

項目	単位	R1	R6	R6-R1
家庭系燃やすごみ排出量	t/年	77,860	71,923	-5,937
持込ごみ(事業系)	t/年	23,856	22,615	-1,241
組成による廃プラスチックの割合				
家庭系燃やすごみ	%	10.8%	12.5%	1.7%
事業系燃やすごみ	%	17.2%	6.5%	-10.7%
プラスチック焼却量	t/年	12,512	10,460	-2,052
排出係数	t-CO ₂ /t	2.76	2.76	
CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	34,533	28,871	-5,663

※1 算定式：CO₂排出量 (t-CO₂/年) =燃やすごみ排出量 (t/年) ×プラスチック組成割合 (%) ×排出係数 (2.76t-CO₂/t)

※2 排出係数 (プラスチックの焼却起源) は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0) (令和7年3月) (環境省) より

(4) 情報提供・啓発の課題

区民の多くは「資源とごみの収集カレンダー」やパンフレットなどの紙媒体を主な情報源として活用しており、分別ルールへの浸透には一定の効果上げています。一方で、若年層を中心にデジタル媒体の利用が拡大していることから、ホームページやSNS等を活用した情報提供を強化し、媒体特性に応じて見やすさ・探しやすさ・更新の機動性を高めることが重要です。

情報発信は単なるルール周知にとどまらず、「なぜその分別が必要か」「それが環境負荷や処理コストにどう影響するか」を具体的に示すなど、内容の分かりやすさと丁寧さを高め、区民の理解と共感を得て行動変容につなげる工夫が求められます。

こうした課題を踏まえ、次節「家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進」では、学校・地域・デジタルを連動させた双方向・参加型の広報により、家庭での具体的実践につながる3Rの普及啓発を横断的に強化します。

3 収集・運搬・処理・処分の課題

(1) 収集体制の課題

近年、地域コミュニティの縮小や多様化するライフスタイルの影響を受け、集積所の管理や排出マナーに関する課題が顕在化しています。

さらに、使用済み注射針やリチウム蓄電池、スプレー缶など危険物の混入事例が見られ、とりわけリチウム蓄電池等の混入が、清掃車や清掃工場の発火・火災を招いており、深刻な課題です。適正な排出方法の周知徹底と分別の徹底を一層進めます。

(2) 経費・財源の課題

清掃事業経費は増加傾向にあり、令和5年度の事業系ごみ処理手数料改定は、ごみ減量を促す一方で財源確保のための措置でもあります。

今後は収集ルート最適化、車両配置の見直しなどによって効率化を図るとともに、資源物市場価格の変動リスクに対応する仕組みを整える必要があります。

第5章 計画の体系

本計画（改定）では、以下の体系に基づき施策を展開します。

基本方針Ⅰ「ごみの発生抑制・再使用の推進」	1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発	
	(1) 食品ロス削減に向けた取組 	
	① 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発	
	(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実 	
	① 子どもを対象とした環境学習の充実	② 大人を対象とした環境学習の充実
	③ ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実	④ 普及啓発イベントの実施
	⑤ キャラクター（リー（Lee）ちゃん）を活用した普及啓発	⑥ 区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進
	⑦ 3R推進パートナーによる3R活動の推進	⑧ かつしかエコライフプラザの機能の充実
	(3) 再使用の推進と3Rの普及啓発 	
	① 不用品利用の促進	② 不用品の展示・販売
	③ グリーンバンク事業の推進	④ 自転車のリサイクル
	(4) 経済的手法によるごみ減量の推進 	
	① 3REcoポイント制度の検討	② 家庭ごみ減量のための経済的手法の導入
	2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進	
	(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発 	
	① 区の率先した取組	② 事業者への啓発活動
	(2) ごみの適正排出に向けた取組 	
	① 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導	② 説明・相談体制の確立
	③ 大規模事業所等に対する適正排出指導	
	(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援 	
① 取組への動機づけ	② 業種ごとのガイドライン作成	
(4) 許可業者収集への移行促進 		
① 区収集排出基準の見直し		

1 家庭から出る資源の循環

(1) 徹底的なプラスチックの資源循環	
① プラスチック製容器包装の分別徹底	② マイボックス運動の推進
③ 環境学習へのメニュー追加	④ 事業者との協働による使用量削減の推進
⑤ ボトル to ボトルの推進	⑥ バイオマスプラスチックに関する普及啓発
⑦ バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援	⑧ 製品プラスチックの分別回収の定着と周知強化
(2) 雑紙の資源化に向けた取組	
① かつしかルールの普及啓発の徹底	② 雑紙回収チャレンジの実施
③ 事業者向け環境学習	
(3) 新たな資源化の推進	
① 燃やさないごみの資源化	② 粗大ごみの資源化の検討
③ 区による資源回収の推進	④ 繊維 to 繊維
(4) 集団回収の取組支援	
① 集団回収の取組支援	
(5) 資源持ち去り防止対策	
① 資源持ち去り防止対策	

2 事業所から出る資源の循環

(1) 事業者による資源の自主回収の促進	
① 事業者による資源の自主回収の促進	

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	
① ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	
(2) 収集・運搬サービスの充実	
① 収集・運搬サービスの充実	

2 ごみの適正排出に向けた取組

(1) ごみの適正排出に向けた取組	
① 誰もが適正に排出できる環境整備	② 不法投棄防止対策
③ 一般廃棄物処理業者の指導	④ 適正なごみ処理手数料の設定

3 中間処理

① 効率的で安定した全量処理体制の確保	② 環境負荷の低減
③ 地球温暖化防止対策の推進	④ 最終処分場の延命化
⑤ 災害対策の強化	

4 最終処分

① 最終処分場の延命化	
-------------	--

第6章 計画の目標

本計画は、引き続き以下の目標を設定し、目標達成を目指し施策を推進します。なお、既に目標値を達成している項目についても、リバウンドを防ぎ、引き続き削減を進めます。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区民一人一日当たりの 家庭ごみ量	495g	440g	425g
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%

第7章 施策の展開

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発

(1) 食品ロス削減に向けた取組

① 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発

葛飾区では、「葛飾区食品ロス削減アクションプラン」に基づき、2030年までに区内の食品ロス量を半減するという目標に向けた取組を進めています。区民・事業者・区が協働して、発生抑制を最優先とした食品ロスの削減を図り、家庭における食品ロスの削減や適正な再生利用の推進を目指します。また、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、食品ロス削減の推進役を担っていきます。

今後は、まとめ買い後の使い残しや期限切れによる食品の廃棄を減らすため、適量購入や少量調理の実践を呼びかける情報発信を一層強化します。さらに、小売店等における「てまえどり」の実践を促進するため、SNSなどを活用した啓発キャンペーンを展開し、区民への認知度向上を図っていきます。あわせて、地域全体での食品ロスの削減につながる新たな仕組みづくりについて、研究・検討を進めていきます。

(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実

① 子どもを対象とした環境学習の充実

保育園や幼稚園、小・中学校において、学齢に応じた環境学習を実施するほか、紙芝居や学習用DVDの貸出、リサイクル関連施設の見学なども行っています。また、環境学習内において、カード教材の活用や、ワークシートの配布なども行い、子どもと保護者が一緒にごみ減量・3Rを考える機会の創出にも努めています。

今後も、子ども一人一人の行動がごみ減量・3Rの促進に結びつくよう、内容の充実を図るとともに、実施園・実施校を拡大していきます。

② 大人を対象とした環境学習の充実

集積所を利用する方々を対象とした排出指導や、清掃協定会などとの連携による地域における清掃研修会の実施など、地域の大人に向けた環境学習に取り組んでいます。今後も、より身近な学びの機会として、ごみ減量・3Rを実践するきっかけとなるよう、リサイクル関連施設や清掃工場などを活用した環境学習の実施を検討していきます。

また、区民・事業者との協働により、地域における分別排出ルールの周知・啓発にも引き続き取り組んでいきます。

③ ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実

ごみ減量の必要性や具体的な取組方法については、広報紙、かつしかFM、ホームページ、「資源とごみの収集カレンダー」、区公式SNSなど、多様な媒体を活用して情報提供を行っています。

今後は、幅広い世代が主体的にごみ減量・3Rに取り組めるよう、動画や多言語対応コンテンツ等の充実を図り、誰もがアクセスしやすく、行動につながる情報提供体制の整備を進めていきます。

④ 普及啓発イベントの実施

区と葛飾清掃工場共催の「ごみ減量・清掃フェアかつしか」などの各種イベントを通じて普及啓発活動を実施しています。また、区主催のイベントに限らず、区内大学の学園祭等に積極的に参加し、幅広い世代に向けた普及啓発活動を展開しています。

今後は、来場者がごみ減量・3Rの取組を身近に感じ、実践につなげられるよう、食品ロス削減クッキングの紹介動画の周知を強化するとともに、体験的な学習機会の充実を図っていきます。

⑤ キャラクター（りー（R e e）ちゃん）を活用した普及啓発

「葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター りー（R e e）ちゃん」は、これまで配布物やDVD、イベントでの着ぐるみ活用、オリジナル再生品の販売などを通じてPRに活用してきました。今後は、オンラインコンテンツの充実を図り、若年層を含めた幅広い世代に親しみやすい広報展開を推進します。

⑥ 区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進

区民・事業者・区で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」では、区民や事業者が容易に実践できる具体的な取組として「かつしかルール」を検討・決定し、ごみ減量キャンペーンにおけるマイバッグの普及・利用促進などの活動を行っています。今後は、レジ袋に加えてストロー・スプーン・フォークなどの使い捨てプラスチック製品の削減について、既存のイベント等を活用して周知を図っていきます。

⑦ 3R推進パートナーによる3R活動の推進

地域の中で3R活動に積極的に取り組んでいく人材を育成するため、3R推進パートナー養成講座を実施し、人材を育成してきました。今後も、3R推進パートナーが活躍できる場の環境づくりに継続して取り組むとともに、幅広い活動の機会を提供するなど、活動しやすい仕組みや支援の充実に努めます。

⑧ かつしかエコライフプラザの機能の充実

平成23年6月に、ごみ減量・3Rに関する情報提供や学習、実践、活動、人材育成の拠点として、かつしかエコライフプラザを開設しました。開設後は、図書館との複合施設である利点を活かした情報提供や学習の場とするほか、各種講座の実施、環境・3Rに関するパネルや模擬ごみ等による体験型展示、リユース家具や日用不用品等の展示・販売、エコ講座の開催など様々な催しで活用し、普及啓発の一翼を担ってきました。

今後は、区民や事業者に対する情報提供と交流の場としての機能をさらに高めるため、一部講座についてはオンライン配信を取り入れ、来館が難しい方にも学習機会を広げられるように検討していきます。また、リユース家具や不用品の展示・販売については、区のホームページを活用した情報発信の充実を図るなど、利便性の向上に努めます。

(3) 再使用の推進と3Rの普及啓発

① 不用品利用の促進

家庭で不用になった生活用品の情報を区に登録し、譲りたい人と譲ってほしい人が直接交渉を行う「不用品交換情報」の制度により、物品の有効利用を図っています。特に利用期間が限られるマタニティ服や乳幼児・子ども用品については、再使用の促進を目的に洋服交換会をかつしかエコライフプラザや児童館などで実施しています。今後も、他自治体や民間事業者の動向を注視しつつ、引き続き、より多くの方がリユースに参加しやすい環境づくりについて、研究・検討を進めていきます。

② 不用品の展示・販売

かつしかエコライフプラザと消費生活センターでは、家庭で不用になった生活用品の展示・販売を行っています。また、かつしかエコライフプラザとリサイクルセンターでは、粗大ごみとして出された家具などのうち、使用可能なものをリユース家具として展示・販売しています。今後は、区ホームページでの掲載内容の充実など、来館前に在庫状況を把握しやすくする仕組みの整備や、区主催イベントにあわせた展示・提供の機会拡大などを通じて、不用品やリユース家具の活用促進に取り組みます。

③ グリーンバンク事業の推進

引き続き、不用となった樹木を有効活用するため、住宅の増改築などにより、やむを得ず伐採される庭の樹木を区が引き取り、必要な方へ提供するグリーンバンク事業を実施します。

④ 自転車のリサイクル

引き続き、駅周辺に放置・撤去され、保管期間の過ぎた引き取り手のない自転車を、東京都自転車商協同組合本田支部及び東京都自転車商協同組合亀有支部の指導を受けながら、障害のある方が車体洗浄、整備及び修理を行い、リサイクル自転車として葛飾自転車商協同組合を通じて販売します。

(4) 経済的手法によるごみ減量の推進

① 3Rエコポイント制度の検討

一部の商店会において、レジ袋の削減を啓発するために、マイバッグの利用者にポイントを付与する「スタンプカード事業」を実施してきました。今後は、こうした取組の効果や課題を検証しつつ、店舗や地域の協力を得ながら、3R行動の促進につながる工夫や仕組みづくりについて検討を進めます。あわせて、世代を問わず参加しやすい周知・啓発のあり方も引き続き検討していきます。

② 家庭ごみ減量のための経済的手法の導入

家庭ごみの有料化は、ごみ排出抑制と費用負担の公平化を同時に図る代表的な経済的手法です。環境省の調査（令和6年度〈令和5年度実績〉一般廃棄物処理事業実態調査）によれば、粗大ごみを含まない家庭ごみの処理手数料については、67.1%の自治体が導入済みです。（粗大ごみを含む家庭ごみ処理手数料の有料化については、82.0%の自治体を実施しています。）

一方、23区ではこれまで無料収集が続いてきましたが、最終処分場の延命の必要性の観点から、特別区長会でも、今後の資源循環施策として、家庭ごみ有料化について、引き続き、実現に向けた検討を進めています。

葛飾区において有料化を検討する際は、こうした都・23区の議論の行方を注視しつつ、①最終処分場残余容量と清掃事業経費の見通し、②減量効果とリバウンド防止策、③不法投棄・持ち去り対策などを総合的に検証することが不可欠です。また、先行の自治体を実施するスキームのメリット・デメリットを比較し、段階的・試行的な導入も選択肢として検討することも必要です。

なお、経済的インセンティブはあくまで手段であり、区民の分別意識向上やリデュース行動を促す既存施策（かつしかルール・食品ロス削減アクションプラン等）と一体的に進めることで、効果を最大化できる点にも留意が必要です。

2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発

① 区の率先した取組

区内最大規模の事業者でもある区は、資源循環型地域社会の担い手である自らの責任を自覚し、引き続き、庁舎やその他の区施設から発生するごみと資源の適正排出や3Rに全庁的に取り組み、ごみ減量を一層進めていきます。また、庁内のプリンターにセキュアプリント機能※を導入し、職員の庁内プリンター利用の低減を促すなど、庁内のDX化を進め、職員一人一人の行動変容を促進します。

（※機密情報を含む文書を印刷する際に、情報漏えいを防ぐためのセキュリティ機能）

② 事業者への啓発活動

事業活動によって生じる廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することが法により定められています。また、リサイクル等を行い、ごみ減量に努めることはもとより、製品や容器が廃棄物となった場合に、適正な処理が困難にならないような開発を行うことも求められています。

これらの事業者の役割や、適正な処理及びごみ減量の方法について、広報紙やパンフレットの配布、廃棄物管理責任者講習会、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」の参加団体等への説明など、様々な方法により周知の徹底を図ります。

また、商工会等との連携を図り、ごみ減量に取り組む事業所間で意見交換を行いながら、事業者の自発的なごみ減量に向けた取組をより一層促進します。

加えて、近年、民泊施設の増加に伴い、事業者責任の明確化や排出マナーの徹底が課題となっています。引き続き、事業者が適正に処理できるよう周知・指導していきます。

(2) ごみの適正排出に向けた取組

① 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導

区収集を利用する事業者に対しては、適正な有料ごみ処理券の貼付や分別について、引き続き丁寧な指導を行い、資源循環を促進できるような適正排出を促していきます。

② 説明・相談体制の確立

事業系ごみを排出する事業所等からの廃棄物の処理委託や適正排出に関する相談及び問い合わせに、引き続き対応していきます。

③ 大規模事業所等に対する適正排出指導

大規模事業所や食品関連事業所、店舗といった、ごみと資源を多量に排出する事業所に対し、廃棄物管理責任者講習会や条例に基づく立入検査などを実施することで、ごみ減量の取組や適正処理についてより一層指導していきます。

(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援

① 取組への動機づけ

事業者がごみ減量・3Rに積極的に取り組んでいくためのインセンティブとして、これまで「エコチャレンジ（事業者部門）」、「エコマスター（事業者部門）」の認定制度を通じて、優良事業者を表彰し、区ホームページ等で広報することで、事業者の自主的な取組を促進してきました。（「エコチャレンジ」、「エコマスター」認証制度 令和5年度をもって事業終了）

今後は、ごみの減量を含めた環境に配慮した経営の推進を目的として、「エコアクション21」、「グリーン経営認証」に基づく取組を行う事業者を引き続き支援し、持続可能な経営と資源循環の両立に向けた環境行動の裾野拡大を目指します。

② 業種ごとのガイドライン作成

事業系ごみは、業種によってごみの排出割合に特徴があります。今後は、紙類の多いオフィスや工場では、紙類のリサイクルの徹底を行い、生ごみの多い飲食店や小売店では、生ごみのリサイクルルートの案内など、業種ごとの特性に合わせたごみ減量・3Rの方法を、ガイドラインにまとめて多様な媒体で情報提供することで、より効果的な事業系ごみの減量を引き続き進めていきます。

(4) 許可業者収集への移行促進

① 区収集排出基準の見直し

排出基準量（日量 10 kg）を超える事業者に対して、許可業者による委託収集への転換を引き続き指導します。排出基準量を超えない事業者についても、必要に応じて排出基準量を見直すことで、更なる許可業者収集への移行を促します。

基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

(1) 徹底的なプラスチックの資源循環

① プラスチック製容器包装の分別徹底

プラスチック製容器包装については、「資源とごみの正しい分け方・出し方」等の冊子配布や啓発活動を通して分別排出ルール周知徹底を図るとともに、集積所を利用される方への排出指導体制について検討し、適正な分別を推進していきます。

② マイボックス運動の推進

商店会と協働し、飲食店等で食品をテイクアウトする際に、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製容器ではなく、繰り返し利用できる容器に詰めて持ち帰る取組を引き続き検討していきます。

③ 環境学習へのメニュー追加

環境への負荷の低減を図るうえで、天然資源の持続可能な利用が求められており、特に海洋プラスチックや化石資源への依存度が国際的な課題となっています。こうした状況を踏まえ、生ごみの減量や資源の適正な分別に加えて、プラスチックの3Rや脱炭素など最新の資源課題にも触れた内容を、小学生向けの環境学習メニューに順次盛り込んでいきます。児童が身近な行動変容につなげられるよう、3R推進パートナーの協力を得ながら、分かりやすく工夫したプログラムを実施していきます。

④ 事業者との協働による使用量削減の推進

「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」と連携し、レジ袋やプラスチック製ストロー・カトラリー等のワンウェイプラスチック提供を原則“オプトイン方式（希望者のみ提供）”とする店舗拡大を働きかけます。

⑤ ボトル to ボトルの推進

環境負荷の低減に向け、ペットボトルを循環利用する（水平リサイクル）ため、民間事業者との協働により、環境学習やパネル展示等による啓発を実施し、引き続きボトル to ボトルを推進します。

⑥ バイオマスプラスチックに関する普及啓発

国や都の動向を注視しつつ、プラスチックの使用が避けられないものに関し、再生材や再生可能資源であるバイオマスプラスチックを用いたものを選択いただき、長く使用いただくよう啓発を行います。特に、焼却せざるを得ないプラスチックへのバイオマス素材の導入を促進します。

例えば、バイオマスプラスチックの袋を配布し、焼却せざるを得ない場合は化石資源由来ではないプラスチックを使用することの必要性についての啓発を区民に行うことにより、バイオマスプラスチックへの理解を深めます。

⑦ バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援

代替素材（バイオマスプラスチック等）の販売或使用を行う小売店（商店会）に対するインセンティブの検討を引き続き行います。

⑧ 製品プラスチックの分別回収の定着と周知強化

令和7年4月に開始した製品プラスチック（ハンガーや歯ブラシ、玩具等）の行政回収を定着させるため、「資源とごみの収集カレンダー」、「資源とごみの正しい分け方・出し方」や区公式SNS、集積所掲示物を改訂し、対象品目や排出方法を写真とイラストで分かりやすく周知しています。さらに、製品プラスチックを再生原料として活用している事例を広報紙やホームページで紹介するなどして、分別への理解と協力を一層促進していきます。

（2） 雑紙の資源化に向けた取組

① かつしかルール の普及啓発の徹底

集積所に出されるごみの中には、依然として再生可能な雑紙が混入している状況が見られます。雑紙の適正な分別をより一層促進するため、現在実施しているイベントや出前講座での「雑紙回収袋」の配布、資源とごみの収集カレンダーでのイラストによるわかりやすい周知など、既存の取組を継続・充実させていきます。さらに、学校や地区センター等で実施している環境学習を通じて、家庭内での分別意識を高める啓発を進めることで、地域全体での雑紙のリサイクル率向上を目指します。

② 雑紙回収チャレンジの実施

小学生を対象に、一定期間内に家庭から出る雑紙を回収するチャレンジ企画を実施し、日々どれだけの量のごみとして出されているのか、どのような紙が雑紙として資源にできるのか、家族と一緒に体験しながら雑紙の分別を図り、資源化を促進します。

③ 事業者向け環境学習

令和元年度に発行した啓発本等を活用し、3Rを意識した、更なるごみの適正処理・減量の取組を通じて、環境への負荷を低減する「資源循環型地域社会」の形成に向け、事業者向けの環境学習に取り組みます。なお、これらの学習機会については、オンラインの活用も検討します。

（3） 新たな資源化の推進

① 燃やさないごみの資源化

収集後の選別作業において、金属類や小型家電、段ボール、割れていない食器、傘、ライター、蛍光灯管・水銀製品、乾電池、飲食用びん等を資源として回収し、リサイクル事業者への供給を行っています。

今後は、こうした取組をさらに拡充し、資源化が可能でありながら現在は燃やさないごみとして処理されている品目についても、資源回収ルートへの移行を段階的に検討・推進していきます。あわせて、区民に対して分別のポイントや変更内容を丁寧に周知し、更なる資源循環の促進を図ります。

② 粗大ごみの資源化の検討

粗大ごみに含まれる布団や金属類については、引き続き資源化を実施していくことで資源化率の向上に努め、木製家具についても、資源化を検討していきます。

③ 区による資源回収の推進

区は、集積所での回収に加え、図書館・地区センター・かつしかエコライフプラザなどの公共施設を活用した拠点回収を実施し、区民がリサイクルに参加しやすい環境づくりを進めています。今後は、こうした拠点回収の回収量や再生利用先の情報を可視化したレポートを作成・公表し、資源循環への理解を深めます。

④ 繊維 to 繊維

焼却されてしまう古布を可能な限り繊維製品として再生する取組である繊維 to 繊維を推進し、資源化率を向上させるため、かつしかルールに「古布の資源化」を加え、啓発活動を通じ、区民・事業者に広く浸透させています。また、集団回収の取組を協働して推進し、古布の回収量の増加とごみ量の削減にも努めています。今後もイベントでの出展等を通じ、引き続き繊維 to 繊維を推進していきます。

(4) 集団回収の取組支援

① 集団回収の取組支援

新たに集団回収をはじめるとともに、既存団体への情報提供として、各団体の取組事例を紹介していきます。また、団体の活動が安定して継続されるために、集団回収業者の確保と支援を行っていきます。

(5) 資源持ち去り防止対策

① 資源持ち去り防止対策

資源の持ち去りは、区民のリサイクル意識を阻害する行為であり、集積所から古紙や缶等の資源を持ち去る行為を条例で禁止しています。防止対策として、区職員による巡回パトロールでの注意指導や資源の早朝回収の実施、持ち去り古紙GPS追跡調査による古紙買取業者への聞き取りと持ち去り古紙の搬入禁止への協力依頼を実施しています。また、特に悪質な行為には行政指導や行政処分を行います。今後も引き続き、資源持ち去り防止に向けた取組を推進していきます。

2 事業所から出る資源の循環

(1) 事業者による資源の自主回収の促進

① 事業者による資源の自主回収の促進

これまで、資源の自主回収や再資源化に積極的に取り組む事業所の取組内容を、広報紙や区ホームページ等で紹介し、事業者による資源循環の取組を広げてきました。今後も、こうした取組の見える化や情報共有を通じて、区内事業者による自主的な資源循環活動を促します。

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

① ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

区民が、ごみ収集の経費や減量化による経費削減効果を確認できるよう、ホームページ等で積極的に情報提供することによって、区民のごみ減量に対する意識の向上を図ります。

(2) 収集・運搬サービスの充実

① 収集・運搬サービスの充実

本区の収集体系は、燃やすごみは週2回、資源とプラスチック製容器包装は週1回、燃やさないごみは月2回、粗大ごみは申込制による指定日収集又は持込制度としています。加えて、ごみ出しが困難な世帯への訪問収集や、駅前・繁華街の戸別収集など、地域事情に合わせた柔軟な対応も行っています。

今後は、①ごみ・資源回収ルート最適化、②高齢者・障害のある方へのサポートの充実、③車両台数や稼働時間などの運行データに基づく適正配備、④低公害車両の導入拡大に加え、ICTやAI等の新技術の導入も視野に入れながら、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえて、収集サービスの質の向上と環境負荷の更なる低減を図っていきます。

2 ごみの適正排出に向けた取組

(1) ごみの適正排出に向けた取組

① 誰もが適正に排出できる環境整備

ごみと資源の分別や出し方については、「資源とごみの収集カレンダー」や広報紙等による情報提供に努めるとともに、分別や排出マナーが不適切な集積所では、個別の排出指導等を通じて、適正排出の徹底に取り組んできました。また、高齢者や障害のある方など、ごみ出しが困難な方々への支援も実施しつつ、特に増加している外国人に対しては、ホームページや「資源とごみの正しい分け方・出し方」において多言語表示を行い、ごみの分別について広く周知しています。このような取組を通じて、引き続き誰もが分かりやすく排出できる環境づくりを推進していきます。

今後は、体温計や乾電池、蛍光灯など水銀を含む廃棄物について、水銀に関する水俣条約や関連法令に基づいた適正な処理を引き続き徹底するとともに、危険性・有害性のある廃棄物の適正処理についても、製品の製造・販売を行った事業者の役割に関する制度の周知や関係機関との連携を進めます。

中でも、リチウム蓄電池等については、収集などの際に全国的な発火事故が発生していることから、不適切なごみ区分への混入を防ぐために、適正な排出方法について引き続き周知を進めていきます。

② 不法投棄防止対策

不法投棄防止に向けては、これまで区職員の巡回パトロールや委託による夜間巡視に加え、区民協力員制度、区内郵便局との情報連携、不法投棄対策連絡協議会の運用など、多層的な取組を進めてきました。今後も、不法投棄防止看板の提供やダミーカメラの貸し出しなどを行うことで、区民・事業者と協働し、実効性のある不法投棄防止対策の強化に取り組んでいきます。

③ 一般廃棄物処理業者の指導

本区では、東京二十三区清掃協議会と連携して、一般廃棄物処理業の許可の申請受付や相談業務、許可業者への立ち入り検査などの指導に取り組んでいます。今後も許可業者による適正処理の向上を図るとともに、許可業者が排出事業者へ行う適正排出の情報提供を支援します。

④ 適正なごみ処理手数料の設定

集積所に排出される事業系ごみや、家庭から排出される粗大ごみなどについては、有料で収集しています。手数料を負担することで、ごみを排出する当事者としての意識を持って自ら発生抑制に取り組むこととなり、ごみ減量につながります。ごみ処理手数料については、今後も適正な手数料の設定について23区と連携しながら進めていきます。

3 中間処理

23区から排出されるごみの中間処理は、清掃一組が担っています。清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」に、中間処理に関する目標と施策体系を定めており、その主な内容については以下のとおりです。

① 効率的で安定した全量処理体制の確保

施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視及び適切な点検・検査・補修を行い、故障の少ない安定した施設の稼働に努めるとともに、調達困難な部品を計画的に一括購入し管理することで、故障時の早期復旧に努めます。

施設への不適正搬入防止対策として、継続して搬入物検査を実施し、悪質な場合は23区と連携して指導を強化するとともに、著しく悪質な場合は清掃一組の規定に基づき厳正に対応します。また、水銀含有ごみの不適正搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、不適正搬入防止啓発用DVDを幅広く活用するなど、啓発活動を進めます。

また、AIやビッグデータ解析のICT技術を活用した故障の前兆検知技術や焼却の最適化等の焼却技術、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化など、今後展開する可能性のある処理技術等についても幅広く調査し、その動向の把握に努めます。

② 環境負荷の低減

ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。

また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を設定して遵守することで、大気汚染防止対策を徹底します。併せて、定期的に測定データをホームページに公表します。

③ 地球温暖化対策の推進

清掃工場の建替えに当たり、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。また、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物緑化を進めるとともに、積極的に再生可能エネルギーを活用した発電を進めるための太陽光パネル等の設置や、道路洗浄のための散水等としての雨水の有効利用を図ります。

その他、地球温暖化対策への適切な対応として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守し、また、使用電力の削減や発電した電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。

④ 最終処分場の延命化

焼却灰の資源化は、最終処分量の削減に大きな役割を担っています。現在、清掃一組では、焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化、焼成砂化等の資源化処理を行い、焼却灰の有効利用に努めています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみを破砕した処理残さのうち、可燃系残さについては清掃工場焼却処理することで残さを減容化し、最終処分量の削減に努めています。今後稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、処理過程で発生する資源の更なる回収を行うことで、最終処分量の削減を行います。

⑤ 災害対策の強化

震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき、施設の操業や搬入体制の確保に努めます。また、清掃一組が所管する清掃工場や不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の建替えに当たっては、引き続き関係法令などに基づいた工場建物の耐震性の確保や、立地条件を踏まえた地盤改良や浸水対策等に取り組むとともに、大地震発生後迅速に再稼働できるよう、非常用発電装置を設置し、施設を強靱化します。

その他、区民の安心・安全の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、23区とともに検討を進めます。東京都と協定を結んでいる救急救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。また、災害時に区等が所有するEV車への電力供給についても、区等と調整を図りながら検討を進めます。

4 最終処分

① 最終処分場の延命化

清掃工場などのごみ処理施設で中間処理をした後の焼却灰などは、東京都が設置し管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立て処分を行っています。この最終処分場は23区の最後の埋立処分場と言われており、今後新たな処分場を確保することは極めて困難です。したがって、最終処分場の延命化を行い、貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみ減量や資源化に取り組むことが非常に重要です。

本区においては、埋立処分場の現状について正しく理解されるよう情報提供するとともに、区民・事業者と協働してごみ減量や3Rに一層取り組み、最終処分されるごみをできる限り減らしていく必要があります。

また、中間処理の段階では、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」で定められている内容に23区が協力して取り組むことで延命化を実現します。

第8章 災害対策

本区において、大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになりますが、適正に管理されないと火災などの二次災害を招くほか、分別ができていないとその後の処理が困難になります。そこで、本区は、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」などと整合性を取りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画は災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めるものです。

また、大規模災害発生時に、発災後約3か月までの応急対策期、それ以降の復旧・復興期における役割分担や具体的な行動内容・処理の基本方針等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定するためのマニュアルを作成しています。

引き続き、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」の更新状況を注視し、随時、本区の「災害廃棄物処理計画」や「災害廃棄物処理実行計画」の策定マニュアルについても更新することとします。

第9章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は概成100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水排出基準内で希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

3 浄化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などを行うよう働きかけます。

第10章 計画の推進体制

1 計画の推進体制


区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」にて、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や3Rの取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画の推進を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としています。この計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況については、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い、適時公表します。なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には、毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

また、計画期間の中間点に当たる令和7年度には、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえた中間見直しを行っており、その結果を踏まえて計画の実効性を高めています。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
一般廃棄物処理基本計画	策定	 前年度の進捗状況とごみ量等については毎年公表する。									
一般廃棄物処理実施計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別収集計画(3年ごと)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

葛飾区食品ロス削減アクションプラン

1 策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品を指し、生産・製造、流通、消費の各段階で発生します。日本の食品ロスは直近の令和5年度推計で年間約464万t、内訳は家庭系約233万t、事業系約231万tでした。国は経済損失や温室効果ガス排出量の推計も併せて公表し、削減の必要性が一層明確になっています。

世界的に見ても、飢餓や栄養不良に苦しむ人々は依然として多数に上り、食料の生産・廃棄に伴う環境負荷も無視できません。SDGs（目標12）では、「2030年までに小売・消費段階の一人当たりの食料廃棄を半減」の国際目標が設定され、日本でもこの国際目標と歩調を合わせた取組が進められてきました。

国内では、令和元年施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、官民が連携した削減の枠組みが整備されています。「第一次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「第一次方針」という。）では、2000年度比で2030年度までに食品ロス半減という中長期目標を示すとともに、国・地方公共団体・事業者・消費者それぞれの役割、教育・普及啓発、需要と供給のミスマッチの是正、フードバンク等による食品寄附の推進、見える化（実態把握・統計整備）や事業系の排出抑制の推進など、基本的な方向性が整理されました。

その上で、令和7年3月25日に閣議決定された「第二次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「第二次方針」という。）では、令和7～11年度の5か年を対象として、教育・普及啓発、事業者の取組支援、食品寄附の推進等の重点施策が改めて整理されました。第一次方針で掲げた「2000年度比で2030年度までに半減」の目標に対しては、事業系は2022年度時点で前倒し達成に至った一方、今後の社会情勢の変化を見据え、引き続き削減を加速する方針が示されています。

本区では、「かつしかルール」による生ごみ減量などの取組を積み重ねてきました。今回のアクションプラン改定では、最新の全国動向（令和5年度推計値）と第二次方針を踏まえ、家庭・事業者・地域団体・行政が一体となって、食品ロスの発生抑制、適切な活用（提供等）、リサイクルの各段階で実効性の高い取組を進め、環境負荷の低減と暮らしの質の向上の両立を目指します。

2 位置付け

本アクションプランは、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項に基づき策定するものです。あわせて、第二次方針や、東京都の「資源循環・廃棄物処理計画」の方向性を踏まえ、一般廃棄物処理計画との調和に努めるという国の考え方にも沿って構成しています。

3 期間

本アクションプランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。今回の改定は、令和8年度から令和12年度までの後期5年間に適用します。

あわせて、社会情勢の変化や関係法令の改正、第二次方針等の動きを踏まえ、必要に応じて機動的に見直しを行います。原則として計画期間の途中でもフォローアップを実施し、取組の効果を確かめながら施策の磨き上げを進めます。

4 葛飾区の食品ロスの現状

本区の燃やすごみに含まれる厨芥（生ごみ）は33.3%あり、燃やすごみの組成で最も多い割合を占めています。さらに、未使用及び未開封のまま廃棄されたもの（直接廃棄）は19.5%、食べ残しが7.8%であり、削減できる食品ロスが約27%あります（令和6年度調査）。

また、調理くずの中には、過剰除去も含まれているため、食材の早めの使用や調理技術の向上などが必要です。

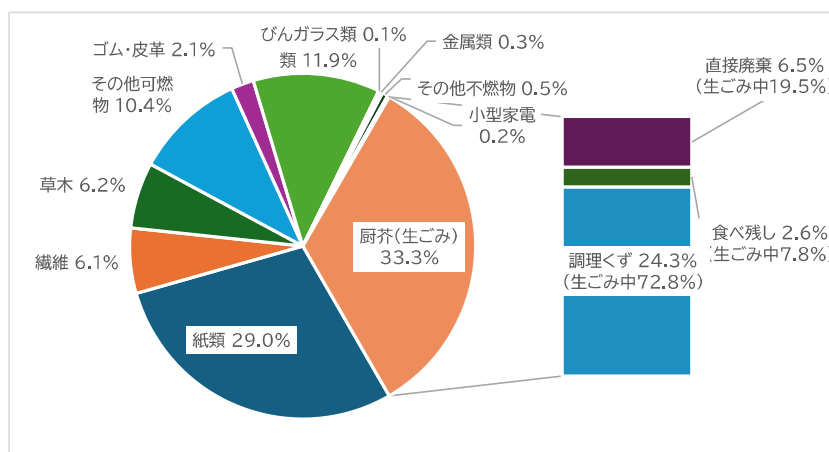


図-17 燃やすごみの組成（令和6年度）

5 目指すべき姿

本アクションプランでは、区民・事業者・区の各主体が一つになって、かつしかルール目標を達成することで、2030年に食品ロス量を半減させることを目指します。

かつしかルール目標を達成し、2030年食品ロス量半減
～一人一人から始まる食品ロス削減！～

6 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

① 「かつしかルール」の普及啓発の徹底

(生ごみの減量を実践している区民の割合 80%以上を目指します。)

①-1 子どもを中心とした若い世代への普及啓発

日々の給食や「葛飾教育の日」といった場を活用し、子ども向けにSDGsも絡めながら、食品ロスについて教育し、食べ物に対する敬意や感謝の気持ちを育成します。

①-2 高齢者を中心とした大人への普及啓発

介護施設における講座の実施や広報紙を活用した普及啓発を行います。

①-3 各種イベントやキャンペーン、オンライン等の活用による普及啓発

3つの「きり」体験イベントや食べきり・使いきりメニューコンテストといったイベントを実施するほか、区公式SNSの内容を充実するなどして、更なる普及啓発を検討します。

② 家庭における食品ロス削減

②-1 「食べきり」・「使いきり」の徹底

区民に対して、「食べられる分だけ料理する」、「食べられる部分は使いきる」などの呼びかけを行うことで、食材の有効活用を促進します。

②-2 計画的な買い物の実践

「家にある食材をチェックしてから買い物に行く」、「使いきれ的分だけ購入する」等の呼びかけにより、手つかず食品の削減を推進します。

②-3 食材を無駄にしない保存

冷蔵庫内の定期的な在庫管理の呼びかけや、賞味期限・消費期限に対する正しい知識の定着を図ることで、食材の無駄をなるべく出さないよう呼びかけます。

③ 事業者における食品ロス削減

③-1 「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録

事業者に対して、「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録のほか、小盛りメニューの設定や量り売りの導入、期限が近い商品の値引きなどの販売の工夫をしていただくよう呼びかけを行います。

また、スマートフォンのアプリ等を活用したフードシェアリングサービスの導入も検討します。

③-2 宴会・外食時の食べ残し削減

利用者への少量オーダーや3010運動の呼びかけ、マイボックス運動の推進等をしていただくことで、食品ロス削減を推進します。

(2) 適正な再生利用

① 未利用食品の有効活用

①-1 フードドライブ運動の推進

フードドライブ窓口の常設化のほか、子ども食堂・食品を必要とする方々等へ無償で譲渡する仕組みづくり、各種イベントでのフードドライブ活動の実施等により食材を有効活用します。

①-2 災害備蓄食料の有効活用

災害備蓄食料をフードバンク等へ寄付することで、廃棄を抑制します。

② 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

②-1 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成制度を引き続き実施し、家庭での生ごみ減量の取組を支援します。

(3) 推進体制の整備

① 情報収集・発信

①-1 食品ロスの実態調査

施策の効果を検証できるよう、区内の食品ロスの発生状況に関する調査の実施を検討します。また、調査実施後は結果に基づいた実効性のある対策を推進します。

①-2 先進的取組の情報収集及び発信

国や都の取組のほか、本区も会員である全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などを活用し先進的取組について情報収集を行います。また、区の先進的取組事例を広報紙、かつしかFM、ホームページ等の各種広報媒体により情報発信することで、食品ロス削減に関する意識を啓発します。

② 庁内連携

②-1 全庁横断的な庁内連絡会の設置

全庁横断的な庁内連絡会を開催し、各部署における食品ロス削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、区としての課題や取組について検討を行います。

7 各主体の役割

(1) 区民（消費者）

食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。

消費行動のあらゆる場面において、食べきり・使いきりを徹底するとともに、事業者の取組を理解し、過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の優先購入などに努める。

(2) 事業者

事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。

「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録、食品の生産から処分までのライフサイクル全体での食品ロス削減を徹底する。

(3) 区（行政）

区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

区は、区内での食品ロス削減の率先取組を進めるとともに、フードドライブや「かつしか食べきり協力店」の推進、環境学習や普及啓発イベントなどを通じて、区民や事業者の取組を後押しする。これにより、地域全体で食品ロスの発生を抑制し、削減の機運を醸成していく。

8 推進体制

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画」とともに、区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行います。また、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、食品ロス削減を牽引する役割を担い、本アクションプランを推進していきます。

自転車用ヘルメット購入費助成について

交通安全対策担当課

1 概要

自転車用ヘルメット購入費助成については、自転車利用者のヘルメット着用を促進し、交通事故による被害の軽減に資することを目的として、令和5年度から3年間実施した。今後は、ヘルメット着用に向けた普及啓発活動を推進し、着用率を高める。

2 実績

	計画個数	助成結果
令和5年度	10,000個	10,560個
令和6年度	10,000個	5,744個
令和7年度	7,000個	3,807個（2月9日現在申請受理個数）

3 実施概要

対象者・補助金額

葛飾区内在住で自転車を利用する個人

1人当たり上限3,000円（自転車利用者1人につき1個）

4 事業効果

(1) ヘルメット着用率

警視庁調査

	令和5年	令和6年
亀有二丁目	7.9%	6.1%
本田広小路	5.1%	5.3%
都内平均	9.1%	9.5%

担当による調査（令和7年度）

	令和7年4月	令和7年9月	令和8年2月
たつみ橋	6.1%	5.1%	10.2%
お花茶屋駅前	7.3%		7.0%
本田広小路	11.9%	6.3%	7.5%

(2) 区民アンケート結果

自転車を利用する方のうち、32.2%がヘルメットを所有している旨を回答

5 今後の対策

(1) 各種広報による周知

広報かつしか、区公式ホームページ、公式SNS、各種交通安全教室など

(2) 区営自転車駐車場等における着用キャンペーンの実施

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について

都市計画課

1 経緯

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定については、令和6年度より策定委員会を組織し、個別施策や素案(案)、パブリック・コメントの実施などについて検討を行ってきたところである。

その後、第5回策定委員会において、パブリック・コメントの結果を踏まえた計画(案)について検討し、区長への報告が行われた。

2 パブリック・コメントの実施結果について 【資料1】のとおり

3 計画(案)について 【資料2】のとおり

4 概要版(案)について 【資料3】のとおり

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に係る
区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果

1 閲覧・意見提出期間	令和7年10月15日から11月21日		
2 閲覧場所	区政情報コーナー、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（3か所）、 図書館（5か所）、地区図書館（6か所）、男女平等推進センター、都市計画課窓口、区ホームページ		
3 意見数等	意見総数	18件	
	意見提出者	8名	
4 意見の取扱い	◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する		0件
	○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている		5件
	△：計画・事業の推進に当たって参考にする		3件
	□：意見・要望としてお聞きする		10件

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に係る区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見の概要と区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する ○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第2章	花いっぱいのみちづくり活動のなかで空き家の跡地を花壇として整備するなど、空き家及び空き地対策、利活用策も取り組むべき。	□	空家等対策を総合的かつ計画的に進めるなかで、空家の活用方法の1つとして参考とさせていただきます。
2	第3章	配置方針の「農地保全を重点的に推進するエリア」は、現在農地があるエリアだと思うが、「場所があれば近所で野菜作りなどをしてほしい」と思っても区内では場所が限られてしまう」という課題があると感じている。 人口増加に伴い宅地が狭くなり、集合住宅に暮らす人が増加しており、野菜作りをしたいというニーズは多いのではないかと。他の地域でも利用可能なスペースを確保し、区民に農地として開放してもらいたい。	△	施策1-4 都市農地と地域に根付いた樹木の保全 取組の方向性【1】都市農地の保全・活用 取組②区民が農とふれあう環境づくりに記載のとおり、区民農園や体験農園、ふれあいレクリエーション農園をはじめとした各事業に取り組んでまいります（素案 P.65）。 なお、現在も「農地保全を重点的に推進するエリア」以外において、区民農園事業の実施を行っております。
3	第4章	区民に対する「緑地を作ることの意味や重要性」の啓蒙が必要だと思う。「環境に興味、関心がない」区民に対し、環境は自分たちの暮らしの質に関わるものということを様々な形で伝え、関心を持ってもらうようにしてほしい。	○	暮らしの質の向上については、計画の将来像として掲げ、目標としています（素案 P.39）。 また、区民への情報発信は重要であると考えており、施策4-3 魅力が伝わる情報発信 取組の方向性【1】多種多様な情報発信 取組①緑・水辺を知る・楽しむきっかけを生む情報発信に記載のとおり、緑・水辺の役割や効果など情報発信を行い、区民意識の醸成に取り組んでまいります（素案 P.82）。
4	第4章	ボール遊びを禁止するならば、代替案を提示すべき。例えば、遊び場として乏しい公園ならば、歩きタバコ等の対策となるコンテナ型喫煙所のほか、宅配ロッカーやシェアサイクルといった利便性の向上につながる施設をメインとする公園など。 また、大人や高齢者利用のための公園として、グラウンドゴルフなどの利用に限定にしたり、健康遊具（器具）やジョギングコース等の運動に特化する、そのほか賑わい創出を図るため、イベント開催用のスペースがメインの公園もあって良いと思う。	□	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【1】身近な公園の魅力アップ 取組①誰もが利用しやすい公園づくりに記載のとおり、公園等の計画的な改修を通じ、個々の公園の特徴を明確にし、魅力を高めてまいります（素案 P.54）。 また、取組③徒歩圏を考慮した公園の適正配置に記載のとおり、公園の機能分担により、個々の役割を明確にした施設更新、改修に取り組んでまいります（素案 P.55）。

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする

○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
5	第4章	買い物弱者・買い物支援として、店舗の少ない住宅地内の公園では、キッチンカーだけでなく移動販売の緩和や誘致に取り組むべき。	□	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【1】身近な公園の魅力アップ 取組②多様な主体による公園の利活用促進 に記載のとおり、新たなニーズを掘り起こす実験的な利用の機会を様々な主体と連携して設けてまいります（素案 P.55）。
6	第4章	豊かな植栽による憩える公園は堀切菖蒲園、奥戸ローズガーデンのような観光需要の創出が必要。出来れば、滞在時間を増やすためカフェを併設してほしい。	○	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【2】特色ある公園づくり 取組①特色ある公園の整備、改修 に記載のとおり、キッチンカーやカフェなど飲食ができる場所など、新たな利用者ニーズに応えていくための施設整備を検討してまいります（素案 P.56）。
7	第4章	Park-PFIを活用し、街の活性化や買い物の利便性向上にもつなげる商業施設併設の公園の検討や、公園施設の種類によっては有料化する取組も必要だと思う。	○	施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用 取組の方向性【2】特色ある公園づくり 取組②民間活力を生かした公園の整備・管理運営の検討 に記載のとおり、Park-PFI制度の活用に向けた候補地などを検討してまいります（素案 P.56）。 なお、区内には一部スポーツ施設や新宿交通公園内のミニSLなど有料の公園施設もございます。
8	第4章	敷地分割によるミニ開発等においては、遊び場機能を設けずに住宅ばかり建てられることが多いため、地区計画や建築協定の指定に努めるべき。 緑地協定制度の活用は、空き家や空き地のみならず、利活用困難な狭小地、旗竿地、再建築不可の土地などを対象にすることも必要。	□	施策1-2 街づくりを通じた緑の創出 取組の方向性【1】開発、建築における良質な緑の創出 取組①市街地整備と連携した緑の確保・創出 に記載のとおり、地区計画や緑地協定制度等の都市計画手法の活用による緑創出に取り組んでまいります（素案 P.58）。
9	第4章	「世田谷ひとつぼみどり」のような魅力ある小さな緑の創出は、量は少なくとも土と緑が住宅地に連続して設けられることに大きな意味があると思う。そのため、「住宅建築の際、最低〇㎡の緑地スペースを設ける」等の条件を事業者などに課すことができる条例などの制定を検討してほしい。	△	施策1-3 魅力ある小さな緑の創出 取組の方向性【1】小さな緑の創出 取組①私有地における小さな緑の創出支援 に記載のとおり、小規模な宅地における緑化の促進に取り組んでまいります（素案 P.61）。 なお、現在も「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」において500㎡以上の敷地で建築行為等を行う場合、緑化計画の届出制度が義務付けられております（素案 P.30）。

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする

○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
10	第4章	高砂橋辺りのプロムナードが連続しておらず、また自動車交通量が多いにも関わらず歩車分離されていないため子どもを安全に歩かせることができない。当該部のプロムナードの連続的な整備について記載していただきたい。	□	水辺空間の大きな方向性としては、施策2-1 水辺に親しめる空間の充実 取組の方向性【1】河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備 に記載のとおり、水辺を快適かつ楽しく散策できる環境づくりに取り組んでまいります（素案 P.66）。
11	第4章	新中川のごみの不法投棄や落書きへの対応のため、江戸川区との連携、地域住民への啓発活動を行うとともに、定期的な除草以外の清掃やごみの撤去などきめ細やかな管理を行ってほしい。	□	施策2-1 水辺に親しめる空間の充実 取組の方向性【1】河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備 に記載のとおり、水辺を快適かつ楽しく散策できる環境づくりに取り組んでまいります（素案 P.66）。 なお、第5章 推進体制 に記載のとおり、河川管理者である東京都や隣接する江戸川区などの関係機関と連携し取り組んでまいります（素案 P.84）。
12	第4章	船着場に関しては、幹線道路の渋滞対策として新中川での水上バスの社会実験をする余地があると思う。また、四つ木、新小岩、亀有、にいじゅく、東金町にも船着場を新設し、使いやすくすることも必要。	□	施策2-2 水辺空間の活用 取組の方向性【2】水辺空間の活用 取組①水辺空間・船着場の実験的活用の推進 に記載のとおり、舟運など新たな利用ニーズや利活用の担い手づくりにつながる実験的な利用の機会を様々な主体との連携により創出してまいります（素案 P.68）。
13	第4章	区内には大きな公園や河川敷など、恵まれた緑地環境がある一方で、現状の市街地部分の緑化には満足しかねる。公園や街路樹の樹高を高くし、幹や枝が十分に広がるよう改善することが必要。 また、道路の新設や電柱の地中化の際には、地域住民と協調しながら適した樹木を選定するとともに、道路幅や地域の特性に合わせて樹高や樹冠被覆率を向上させるため、適切に管理をすることが大事。	○	施策3-2 緑・水辺の施設の適正管理 取組の方向性【1】植栽の健全化につながる管理と資源の有効活用 取組①植栽の育成・管理・更新 に記載のとおり、樹木の健全な育成に向けて取り組んでまいります（素案 P.74）。 また、街路樹の樹種選定や植栽については、施策1-2 街づくりを通じた緑の創出 取組の方向性【2】公共空間の緑化 取組②緑のネットワーク形成 に記載のとおり、幹線道路における樹種や配置の検討を行い植栽し、樹冠形成に配慮した改修などに取り組んでまいります（素案 P.60）。

【取扱いの凡例】 ◎：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン（案）に意見を反映する
 △：計画・事業の推進に当たって参考にする

○：(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案に入っている
 □：意見・要望としてお聞きする

番号	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
14	第4章	街路樹や公園などの樹木においては、剪定や花びら、落葉の処理を行政と地元住民が連携して行い、樹木を保護していくことが必要。	○	樹木の保護に関する地元住民との連携については、施策4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進 取組の方向性【1】水と緑の活動の推進 取組②緑化、公園の自主管理等の活動推進 に記載のとおり、公園等の自主管理活動への参加の呼びかけを継続してまいります（素案 P.77）。 また、取組の方向性【2】活動を支える仕組みづくりと人材育成 に記載のとおり、活動を支える仕組みの充実、新たな担い手の発掘につながる体験機会の創出や人材育成を進めてまいります（素案 P.79）。
15	第4章	魅力が伝わる情報発信には工夫が必要。2045年の「かつしかの水と緑」を思い描くために、机上で考えるのではなく、「かつての水路を可視化する暗渠歩き」や「図書館での企画展示」「かつしか郷土かるたの活用」など過去の「かつしかの水と緑」の痕跡を歩いて、身体に落とし込んでいくとわかりやすくなると思う。	△	施策4-3 魅力が伝わる情報発信 取組の方向性【1】多種多様な情報発信 に記載している取組を行うなかで参考とさせていただきます（素案 P.82）。
16	第4章	京成高砂駅以西のフェンス足元に生えている雑草が景観的な課題となっている。街の環境意識向上は元より連続立体交差事業の機運醸成にもつながる取組として、鉄道敷地部分の緑化、美化なども推進していただきたい。	□	景観形成の実現に向けた緑の創出・保全については、第5章 推進体制 に記載のとおり、事業者とも連携し取り組んでまいります（素案 P.84）。
17	その他	青砥橋にエレベーターを設置していただきたい。	□	これまで、区からは青砥橋を管理する東京都に対し、エレベーターの設置を要請してきており、今後も引き続き働きかけてまいります。
18	その他	「怪無池」は管理不全となっており、近隣住民の不安が高まっている。区の所有地でないことは把握しているが、高砂地域の貴重な自然の財産であるので、保全及び環境改善、管理体制の確立に取り組んでいただきたい。	□	ご意見のとおり怪無池は私有地のため、区が主体的に管理を行うことはできません。 現状、地権者との話し合いも困難な状況にはありますが、環境保全の観点から、最善の働きかけができるよう、進めてまいります。

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・
実施プラン（案）

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 策定の背景と趣旨.....	1
2 位置付けと役割.....	3
3 対象とする緑・水辺と役割.....	4
4 対象区域.....	5
5 計画期間.....	5
6 構成.....	6
第2章 現状と課題.....	7
1 計画を取り巻く動向.....	7
2 区の概況及び緑・水辺の現状.....	20
3 課題と方向性.....	36
第3章 緑・水辺の将来像と目標.....	39
1 将来像.....	39
2 目標.....	39
3 方針.....	45
4 緑・水辺の将来イメージと配置方針.....	46
第4章 緑・水辺に関する施策.....	52
1 施策体系.....	52
2 施策.....	54
方針1 地域の魅力を高める緑づくり.....	54
方針2 地域の魅力を高める水辺づくり.....	66
方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり.....	71
方針4 緑・水辺でつなぐ人づくり.....	77
第5章 推進体制及び進行管理.....	84
1 推進体制.....	84
2 進行管理.....	85
資料編.....	88

1 策定の背景と趣旨

葛飾区では、平成11（1999）年に「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、工場跡地を活用した大規模な公園やオープンスペースの整備をはじめ、区内の緑化や緑の保全、水辺の整備を進めてきました。

一方、この間に環境や社会情勢をはじめとした区内の緑・水辺を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境面では、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の損失が深刻な課題となる中、その解決手段の一つとして、多様な機能を有する緑・水辺への期待が高まっています。

人々の暮らしの面では、少子高齢化の進展による社会構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、コロナ禍を経て、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる場として、都市における身近な緑・水辺の価値が再認識されています。

緑・水辺に関連する法令や国・東京都の施策も、この間大きく変化しています。平成27（2015）年の都市農業振興基本法制定により、都市農地が、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと方針が大きく転換されました。また、平成29（2017）年の都市緑地法等の改正により、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら都市の緑空間を保全・活用する動きが加速しました。これに加え近年では、グリーンインフラ、都市公園や水辺の柔軟な管理・運営など、新たな視点の取組が求められるようになっていきます。さらに、緑地を質・量の両面で確保し、良質な都市環境を実現するため、令和6（2024）年に都市緑地法が改正され、国は「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）を策定しました。これを受け、今後地域の状況を踏まえた施策を展開する市区町村と、広域的な見地から施策を講じる国・東京都をはじめ、様々な主体が相互に連携して取組を進めることが求められています。

本区においても、葛飾区基本構想、葛飾区都市計画マスタープラン等を改定し、時代に即したまちづくりの取組を進めています。

これらの環境や社会情勢の変化、公園緑地に関わる法令改正や国及び東京都の政策の動向に対応するとともに、葛飾区都市計画マスタープランにおける「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に基づき、緑・水辺に関する将来像や目標、区が講じる具体的施策を明らかにし、区民、事業者等、行政の協働により取組を進めていくため、新たな計画を策定するものです。

これまでの区における水と緑に関する主な取組

年度	計画や条例など	事業や実績など
昭和 50 年	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	緑化推進協力員
平成元年	葛飾区水辺環境整備保全構想	
平成 2 年		曳舟川親水公園
平成 3 年		柴又公園
平成 4 年	水辺のプロムナード計画	
平成 7 年	葛飾区水と緑の自然環境ネットワーク計画	
平成 8 年	葛飾区環境基本計画	
平成 10 年	葛飾区区民農園条例	
平成 11 年	葛飾区緑とオープンスペース基本計画	
平成 12 年		葛飾あらかわ水辺公園
平成 13 年	葛飾区都市計画マスタープラン	
平成 17 年	水辺のネットワーク事業基本構想	
平成 19 年	葛飾区農業基本構想	東立石緑地公園
平成 23 年		中川親水テラス
平成 25 年		葛飾にいじゅくみらい公園
平成 26 年		かつしか花いっぱいのもちづくり
令和 5 年	葛飾中川かわまちづくり計画	

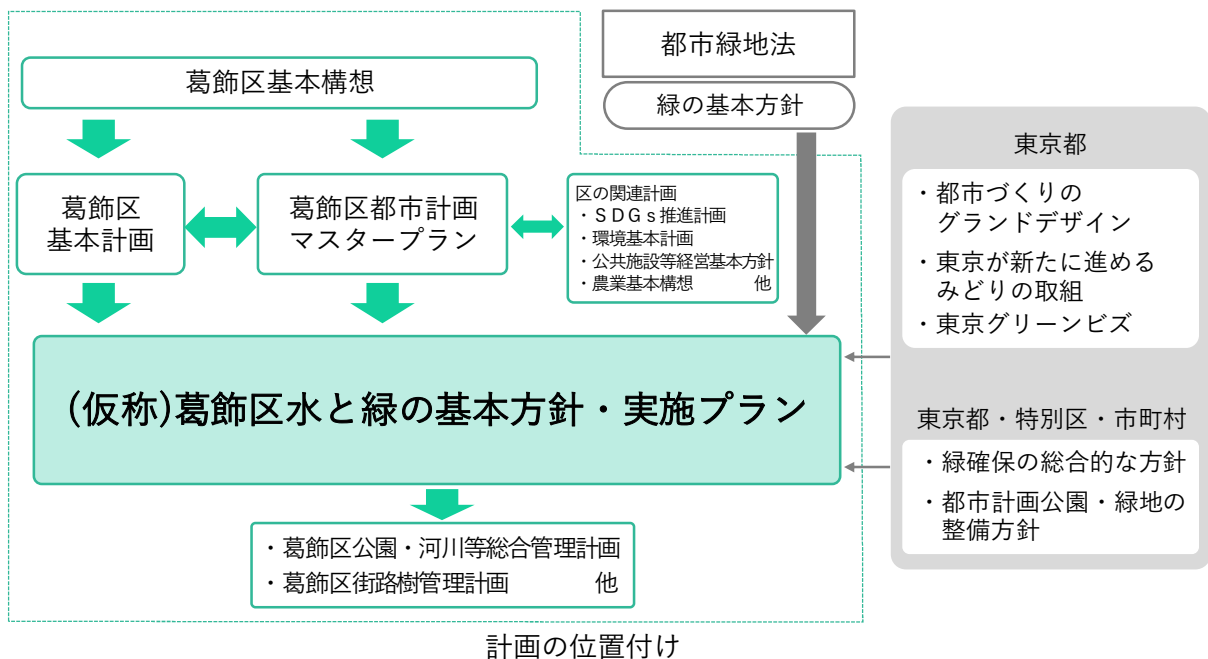
2 位置付けと役割

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものです。

区が行うまちづくりの総合的な指針である葛飾区都市計画マスタープランの下位計画に当たり、分野別方針の「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に即した計画として、次の3つの役割を担います。

<計画の役割>

- 緑地の保全及び緑化の推進に関する目標を明らかにすること。
- 一定の目標の下、都市計画制度に基づく施策と都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置付けること。
- 緑地の保全及び緑化の推進に対する区民、事業者等の理解を深め、協働で取組を進めること。



3 対象とする緑・水辺と役割

(1) 対象とする緑・水辺

本計画が対象とする緑・水辺は、都市緑地法第3条に則り、次のように定義します。

- 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）
- これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの
(都市緑地法第3条「緑地」の定義より)

具体的には、公園、道路、河川などの公共空間の緑・水辺に限らず、住宅や商業施設・工場等の敷地における緑、農地、民有の樹林地なども広く対象に含まれます。

(2) 緑・水辺の役割

緑・水辺は、次のような役割を担い、地域の環境、人々の暮らしを支えています。

人と自然が共生する都市環境の形成

- ・二酸化炭素の吸収
- ・大気の浄化
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・緑陰の形成による暑熱緩和
- ・生物の生息・生育環境の保全・形成



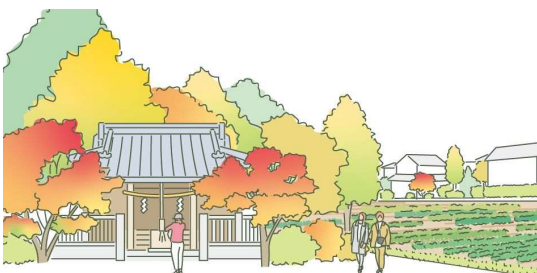
都市の安全性・防災性の向上

- ・地震、火災発生時の避難場所や避難路の確保
- ・火災の延焼防止
- ・救援活動、復旧活動の拠点
- ・雨水の貯留・浸透による流出量の調整



良好な景観の形成、個性と魅力ある地域づくり

- ・四季の変化を実感できる景観の形成
- ・都市のシンボルとなる景観の形成
- ・地域固有の歴史・文化を継承する景観の形成



緑の機能を生かすことによる、変化に対応した潤いのある生活空間の確保

- ・様々なレクリエーション活動の場の提供
- ・休養・休息の場の提供
- ・運動・遊びの場の提供
- ・健康づくりの場の提供
- ・環境教育・生涯学習の場の提供



4 対象区域

葛飾区全域（34.8 km²）を対象とします。
なお、本区は全域を緑化重点地区としています。

5 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和27（2045）年度までの20年間とします。
進捗状況の確認・評価、社会経済状況の変化、上位計画の動向等を踏まえ、必要に応じ中間見直しを実施します。

6 構成

第1章

計画の基本的事項

- 策定の背景と趣旨
- 位置付けと役割
- 対象とする緑・水辺と役割
- 対象区域
- 計画期間
- 構成

第2章

現状と課題

1 計画を取り巻く動向

- 環境の動向
- 社会の動向
- 国の動向
- 東京都の動向
- 区の動向
- 区民意識

2 区の概況及び緑・水辺の現状

- 区の概況
- 緑と水辺の成り立ち
- 緑の現状
- 水辺の現状
- 緑・水辺をはぐくむ活動

3 課題と方向性

量的拡大から地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階への移行

第3章

緑・水辺の将来像と目標

1 将来像

みんなではぐくむ 水と緑で つながる かつしか

2 目標

1 水と緑豊かなまちの実現

2 水と緑に関する区民満足度の向上

3 水と緑に関する利活用の促進

3 方針

1 地域の魅力を高める緑づくり

2 地域の魅力を高める水辺づくり

3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

4 緑・水辺でつなぐ人づくり

4 緑・水辺の将来イメージと配置方針

第4章

緑・水辺に関する施策

地域の魅力を高める 緑づくり

- 魅力ある公園づくりと公園の利活用
- 街づくりを通じた緑の創出
- 魅力ある小さな緑の創出
- 都市農地と地域に根付いた樹木の保全

地域の魅力を高める 水辺づくり

- 水辺に親しめる空間の充実
- 水辺空間の活用
- 水辺の自然環境保全

地域の安全を支える緑・ 水辺づくり

- まちの安全を支える緑・水辺づくり
- 緑・水辺の施設の適正管理

緑・水辺でつなぐ人づくり

- 緑・水辺をはぐくむ活動の推進
- 未来の担い手づくり
- 魅力が伝わる情報発信

第5章

推進体制及び進行管理

第2章 現状と課題

1 計画を取り巻く動向

(1) 環境の動向

気候変動

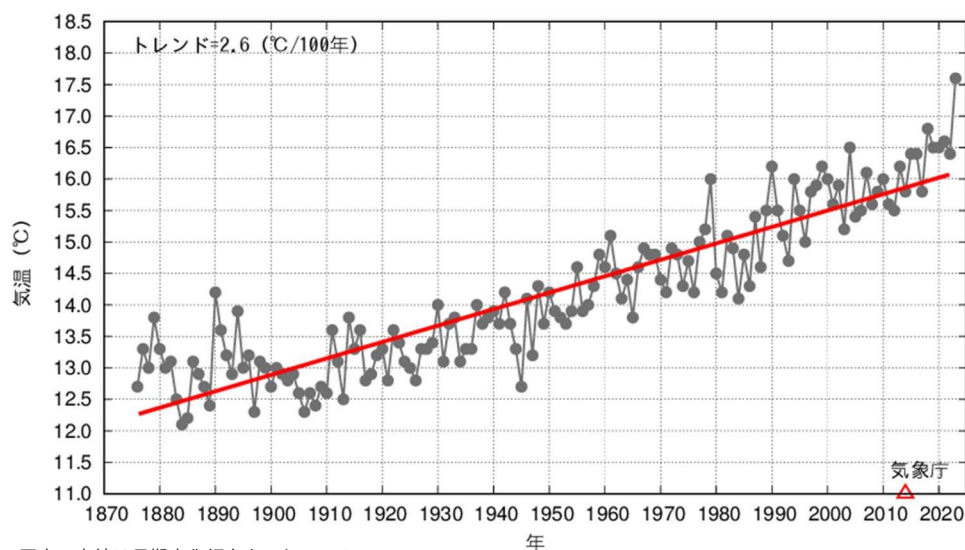
温室効果ガスの排出増大等による地球温暖化の進行は、豪雨等による自然災害の発生、海面の上昇、生態系の攪乱等により、都市生活、経済活動、農林水産業等に深刻な影響をもたらしています。

東京の年平均気温は、100年当たり2.6°C上昇しており、21世紀末には猛暑日、熱帯夜の増加や、日本付近の台風強度が強まること、台風に伴う降水量が増加することなどが予測されています（東京管区気象台「東京都の気候変動」（令和7（2025）年3月）より）。

これに伴い、熱中症・感染症などの健康被害、都市水害の頻発などのリスクが高まることが懸念されています。

都市の緑は、建物外壁等の表面温度の上昇や蓄熱の防止、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等の機能を有しています。猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する暑熱対策としての機能をはじめとする気候変動適応策として、緑の保全や緑化の推進が求められています。

また、雨水の貯留・浸透による浸水被害軽減の機能も、気候変動の影響への適応策として、その重要性が再認識されています。



図中の赤線は長期変化傾向を示している

図の横軸上のマーク (△) は、観測場所の移転による影響は補正されており、その前後でデータは均質であることを示す

東京の年平均気温（1876年－2023年）

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）（気象庁作成）

ネイチャーポジティブ

人間活動によって世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けています。

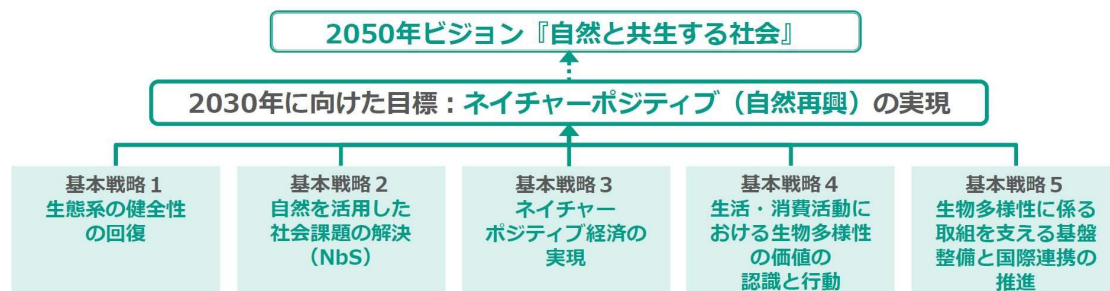
このため、生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられました。

ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

これを受け、令和5（2023）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するための5つの基本戦略を掲げ、生物多様性損失と気候危機の2つの危機への統合的対応や、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の達成等を通じた健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進等を進めるものとなっています。

このうち、「30by30目標」の達成に向け、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくため、令和5（2023）年度から「自然共生サイト」の認定が始まりました。

また、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、自然共生サイト認定制度を法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が、令和7（2025）年4月から施行されています。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の目標と基本戦略

出典：環境省 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

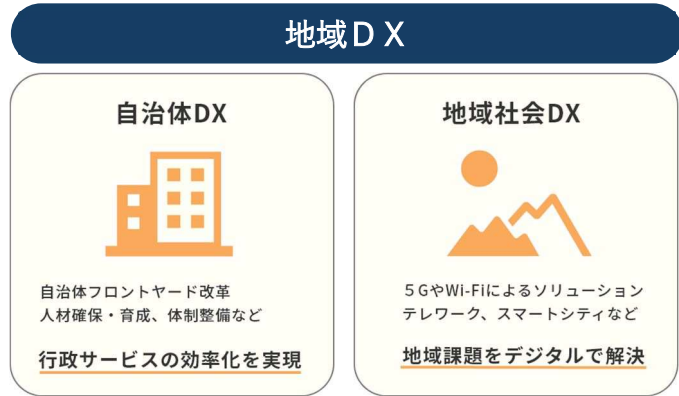
水と緑を基調とした空間は、都市における生物の生息・生育空間としての役割を担っています。区内に残る自然環境の適切な維持・管理、生物が生息・生育できる環境の形成に配慮した緑化や公園整備、水辺の管理により、ネイチャーポジティブの実現に貢献していくことが求められています。

(2) 社会の動向

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るとともに、デジタルの力を活用して地域の課題解決を図る「地域DX」が進められています。

緑・水辺の保全、緑化においても、デジタル技術を活用しながら、都市の情報や緑地の確保状況、利用状況等の基礎的な情報を継続的に把握すること、多様な主体の連携、住民参加の促進のために、これらの情報の開示を進めていくこと、さらにデータを活用してエビデンスに基づく分析や施策の検討を行うことが重要となっており、対応を進めていくことが必要です。



地域DXの概要

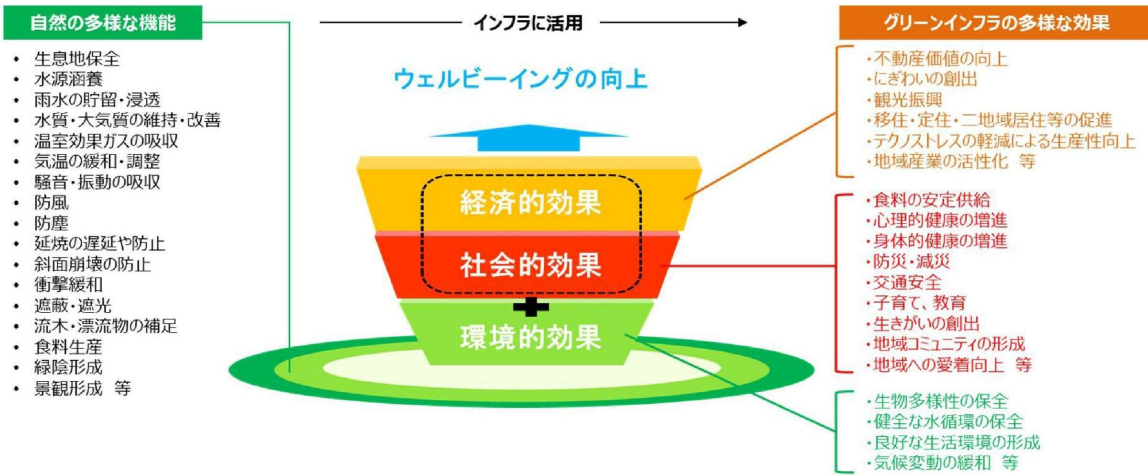
出典：総務省HP

(3) 国の動向

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある地域づくり、Well-being 向上に貢献するものです。

SDGs や Well-being 等の新たな社会像の実現に向け、自然の力を生かすグリーンインフラの取組への期待は高まっており、緑の基本計画の策定時に、地域の課題（例えば、雨水流出抑制、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、賑わい創出など）の視点から、グリーンインフラの考え方を取り入れていくことが求められています。



自然の機能とグリーンインフラの多様な効果

出典：国土交通省 グリーンインフラ推進戦略 2030

官民連携

近年、都市公園や水辺空間などの公共空間の活用や、良質な緑地の確保を官民連携で柔軟に進める取組が広がりを見せています。

例えば、都市公園については、『『都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会』提言』（令和4（2022）年）において、地域の課題や公園の特性に応じ、公園が持つ多機能性のポテンシャルを更に発揮していくため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきであるとの考え方が示されました。

水辺空間についても、地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となる「河川空間のオープン化(利活用の推進)」の取組や、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組である「かわまちづくり」への民間事業者、地域住民の参画が進んでいます。

また、SDGs や環境への意識の高まり等を背景に、民間企業において、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きがますます活発化する中、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国が評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」が令和6（2024）年度に創設されました。

このような流れを受け、本区においても官民連携により、緑・水辺の維持・創出、柔軟な活用に取り組んでいくことが必要です。



優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）ロゴ

出典：優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）HP

都市農地 「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へ

平成27（2015）年の都市農業振興基本法の制定及び平成28（2016）年の都市農業振興基本計画閣議決定を受け、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けが大きく転換されました。

これを受け、緑の基本計画の対象となる緑地の定義に農地を含むことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園などのほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象となりました。



区内の農地

緑の基本方針

都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、都市緑地法の規定に基づき、令和6（2024）年12月に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）が策定されました。

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿とし、個別目標として以下の3つの都市の実現に向けた取組を都道府県が定める「緑の広域計画」、市区町村が定める「緑の基本計画」に位置付けることを促しています。

全体目標	将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、 Well-being が実感できる緑豊かな都市」		
個別目標	環境への負荷が小さい カーボンニュートラル 都市	人と自然が共生する ネイチャーポジティブ を実現した都市	Well-being が 実感できる 水と緑豊かな都市

緑の基本方針の全体目標と個別目標

出典：緑の基本方針の概要を基に作成

(4) 東京都の動向

「緑を、総量としてこれ以上減らさない」

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン」(平成 29 (2017) 年 9 月) 及び「東京が新たに進めるみどりの取組」(令和元 (2019) 年 5 月) において、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを大原則として、今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出していくことを示しています。

「東京が新たに進めるみどりの取組」では、実現に向けた方針として、緑のネットワークの充実を図る、農的空間を都市の中の魅力ある貴重な資源として活用することなどを示しています。

東京グリーンビズ (東京都の緑の取組)

「東京グリーンビズ」は、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民と共に未来に継承していくため、令和 5 (2023) 年 8 月に東京都が始動した 100 年先を見据えた緑のプロジェクトです。

100 年先を見据えて「自然と調和した持続可能な都市」を目指すこと、既存の取組を強化し「まもる」「育てる」「活かす」の 3 つの観点で取組を進めることが示されています。



東京のみどりを「まもり」「育てる」「活かす」取組
出典：東京グリーンビズ

かわてらす

“かわてらす®”は、夏の京都などでよく見られる「川床」の東京版です。

東京都が定めた実施要項に基づき、河川管理者が指定した区域において、民間事業者等が特例占用許可を受けて川床設置・飲食営業を行うことで、水辺の更なる魅力向上と地域の活性化を図ることを目的とした取組で、隅田川を中心に 6 店舗が設置されています(令和 7 (2025) 年 9 月現在)。

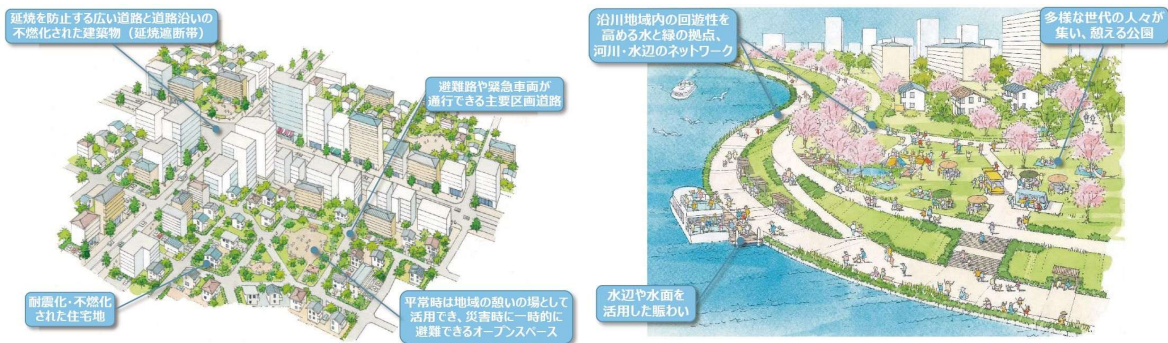
“かわてらす”という言葉には、人々が集う川沿いの“テラス”席、水辺でにぎわうみんなの表情を照らす、太陽の光と水面に反射した光によってみんなの顔を明るく“照らす”という意味が込められています。

(5) 区の動向

防災都市づくり、魅力的な都市環境が広がるまち

地震や豪雨などの自然災害等の発生時にも、必要な都市機能を維持し、道路や公園などの都市基盤の損壊や建築物の倒壊、浸水被害などを軽減できるよう、平常時からの防災都市づくりを進めることが示されています。

また、誰もが憩える身近な公園や、特色ある公園、親しみやすい水辺空間の整備を進めること、特徴的な街並みや市街地における小さな緑の創出により、ヒューマンスケールにも配慮した景観形成を誘導するなど、魅力的な都市環境が広がるまちを目指すこととされています。



様々な自然災害に対応し、被災を繰り返さないまち

誰もが親しめる、河川や緑豊かな都市環境が広がるまち

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

緑・水辺の適正な管理・改修

公共施設等の効果的・効率的な活用を図り、将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、適切にマネジメントをしていく必要性が高まっています。

公園に関しては、ストック効果の向上、民間との連携などの観点を重視し、量の整備から質の向上に向けて取組を進めること、街路樹に関しては、質の向上により、緑の機能・効果が発揮できる道路植栽への改善を図っていくことが必要とされています。

（葛飾区公園・河川等総合管理計画（令和元（2019）年8月）、葛飾区街路樹管理計画（平成30（2018）年7月）、葛飾区公共施設等経営基本方針（令和5（2023）年）より）

花いっぱいのまちづくり

区民と区が協働し、駅前広場や沿道など、まちを花と緑で彩る「花いっぱいのまちづくり活動」を進めています。

平成26（2014）年9月には、「かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会」が発足し、区民、団体、事業者及び区が、相互に連携・協働のパートナーとなり、花いっぱいのまちづくり活動の拡大や活性化に向けて取り組んでいます。

令和7（2025）年1月1日現在、区内では、166か所で146団体が花いっぱいのまちづくり活動に取り組んでおり、その数は年々増加しています。

(6) 区民意識

①調査の概要

計画の策定に当たり、緑・水辺に対する区民の意識・評価、緑・水辺と接する機会や利用方法、区の取組の方向性に関する意向などの把握を目的に、一般区民、小・中学生を対象としたアンケートを実施しました。

	一般区民アンケート	小・中学生アンケート
対象	満 18 歳以上の区内在住者 (区内 7 地区の人口構成比に応じて回答者数を設定)	区立学校に通う小学 5 年生・中学 2 年生
方法	オンライン回答 (インターネット調査会社)	オンライン回答 (学校配布のタブレット端末、任意)
期間	令和 6 (2024) 年 12 月 20 日(金) ～ 12 月 23 日(月)	令和 6 (2024) 年 12 月 9 日 (月) ～ 12 月 26 日 (木)
回答数	1034 件	小学 5 年生 757 件 中学 2 年生 500 件

②緑・公園に対する意識

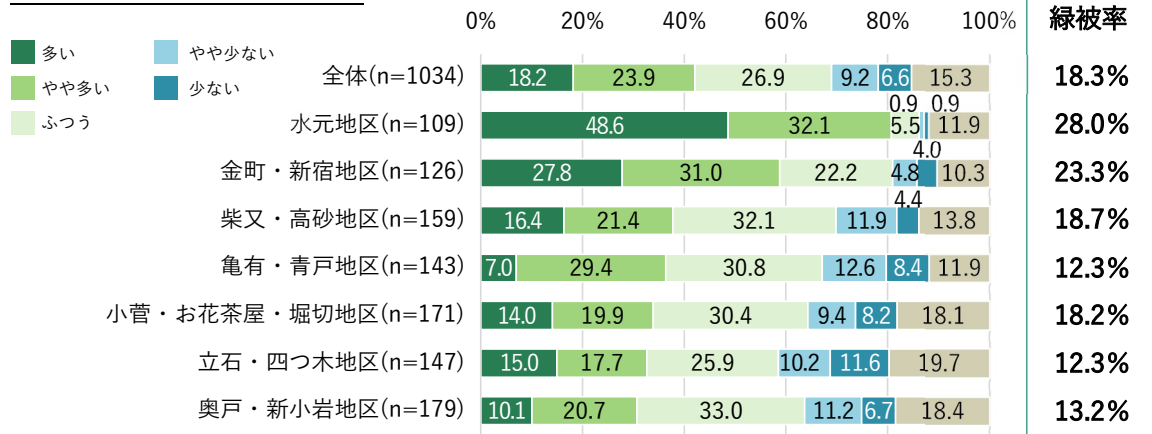
緑の量やまちの魅力としての緑の満足度に対する意識

- 居住地別の、住まい周辺の緑の量に対する実感やまちの魅力としての緑の満足度は、地区別の緑被率と大きくは乖離していない。
- 半数以上の回答者の実感は「過去 10 年で緑の量が増えた・減った場所はない」
- 緑が多い・身近と感じる場所は「公園」(76.6%)、
小・中学生が、家や学校の周りで「緑」がたくさんあると感じる場所は「公園」「川沿い」「学校」
- 今後増やしていく必要があると感じる緑は「公園の緑」(33.6%)「道路沿いの緑」(32.3%)
- まちの魅力としての緑の満足度を高める要因は「公園」「道路」「河川沿い」など、緑を身近に感じる環境があること

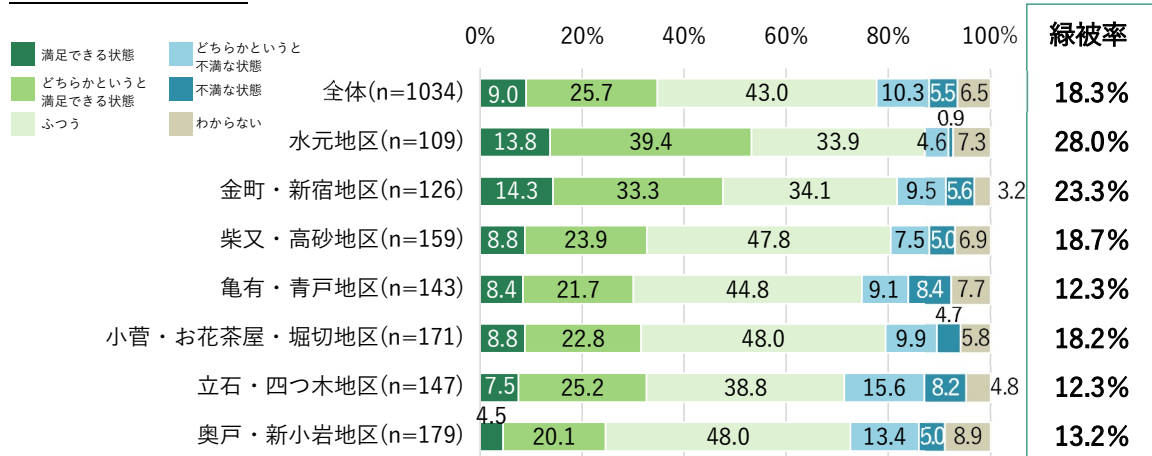
緑との関わり

- 緑に触れる主な機会として選択された項目のうち割合が高いもの「樹木や草花を楽しむこと等を目的とした公園利用・散策」(27.9%)
「自然観察」(26.0%)
「自宅でのガーデニング」(16.3%)

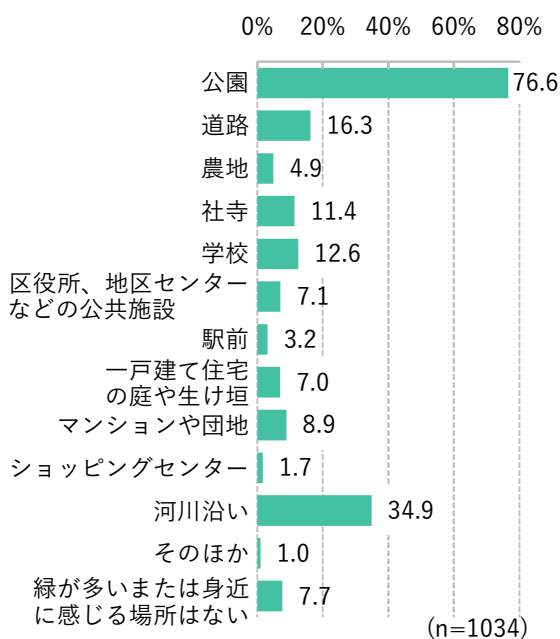
住まい周辺の緑の量 [SA]



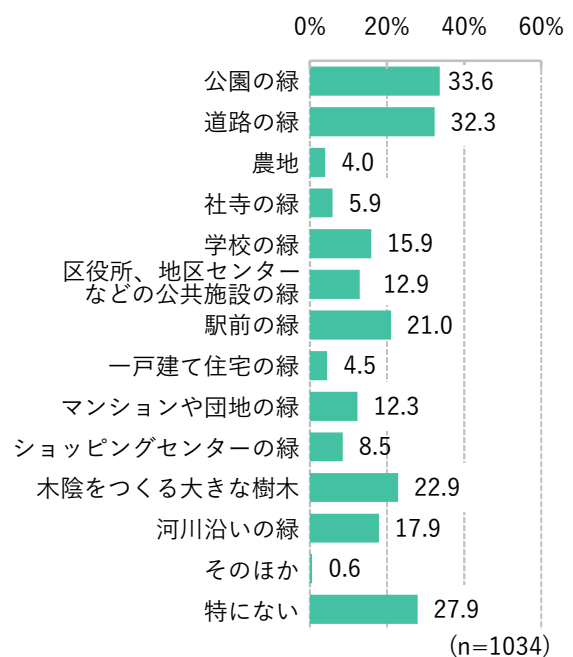
緑の満足度 [SA]



住まい周辺で緑が多いまたは身近に感じる場所 [MA]



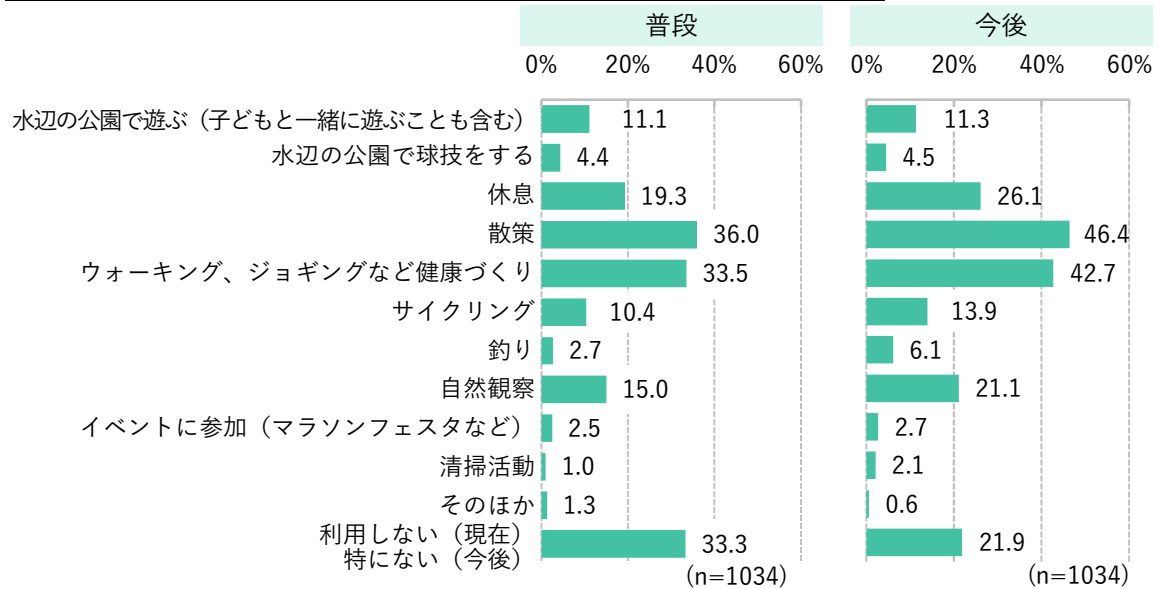
今後増やしていく必要があると感じる緑 [MA]



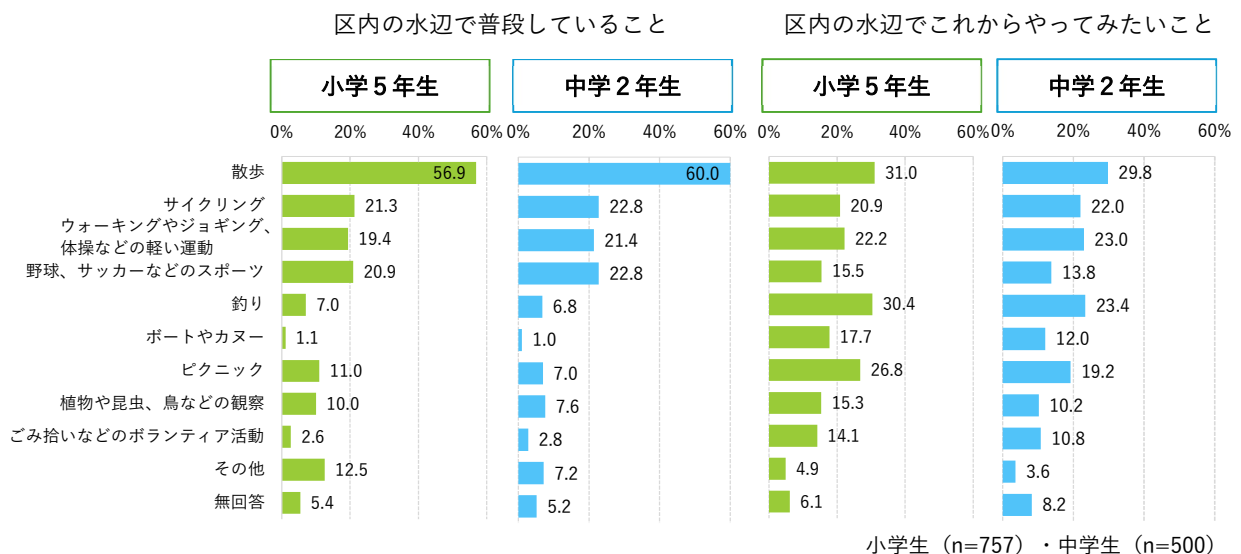
③水辺に対する意識

- 親しみを感じる区内の水辺は「荒川、江戸川の河川敷」「中川・新中川の親水テラス」などが多く選ばれている。
- 水辺の利用は「散歩」や「ウォーキング、ジョギングなど健康づくり」が多く選ばれ、今後したい利用もほぼ同じ傾向。
- 小・中学生は、普段していること（「散歩」「サイクリング」「野球、サッカーなどのスポーツ」「ウォーキングやジョギング、体操などの軽い運動」）に加え、「釣り」や「ピクニック」への関心も高い。

普段の水辺の利用方法・今後（も）行いたい水辺の利用方法 [MA]



<小・中学生>区内の水辺で普段していること・これからやってみようこと [MA]



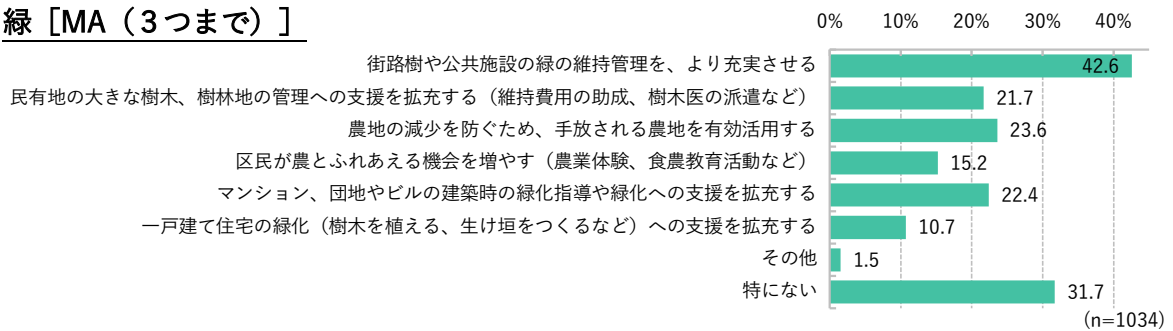
④区に期待する取組

○多く選ばれた取組

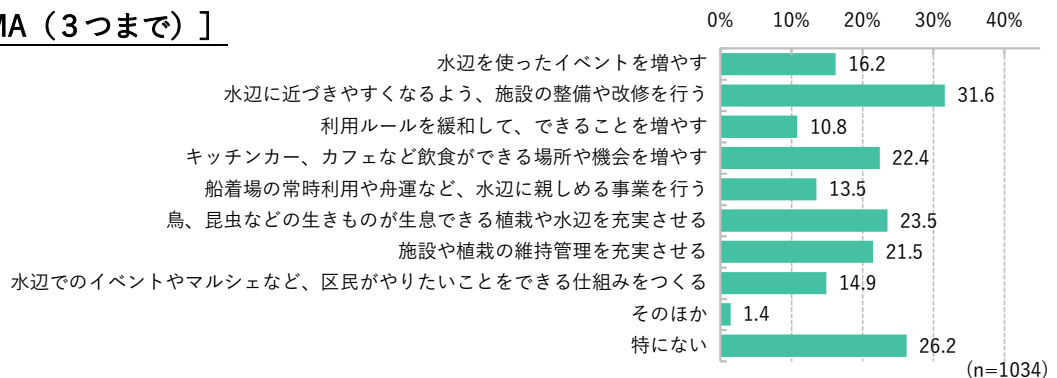
- 緑** 街路樹や公共施設の緑の維持管理の充実
- 水辺** 水辺に近づきやすくなるよう、施設の整備や改修を行う
- 公園** 古くなった公園をリニューアルする／歩いて行ける身近な公園を増やす／木陰をつくる大きな樹木を増やす

○緑、水辺、公園とも、一定数（2～3割）が「特にない」と回答

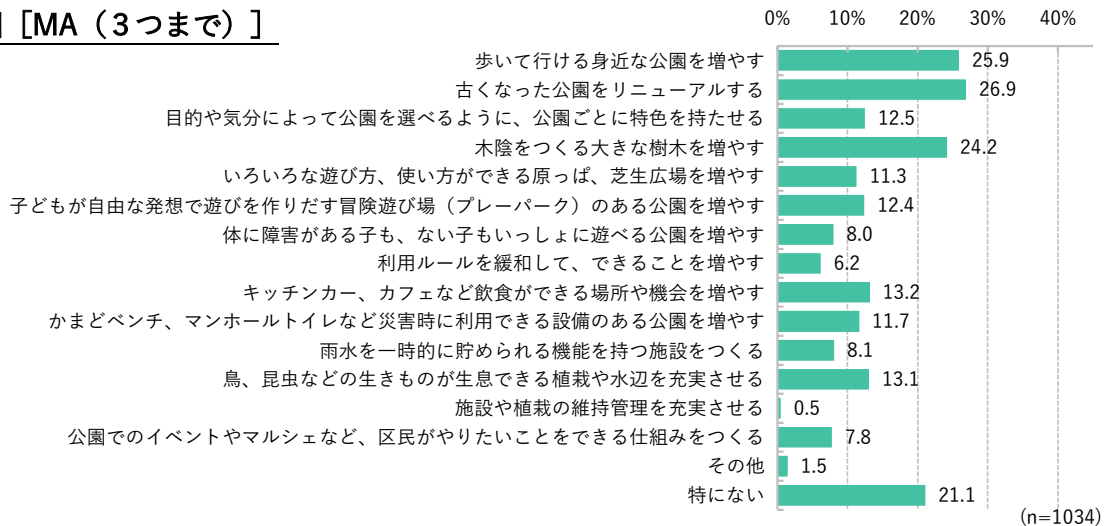
緑 [MA (3つまで)]



水辺 [MA (3つまで)]



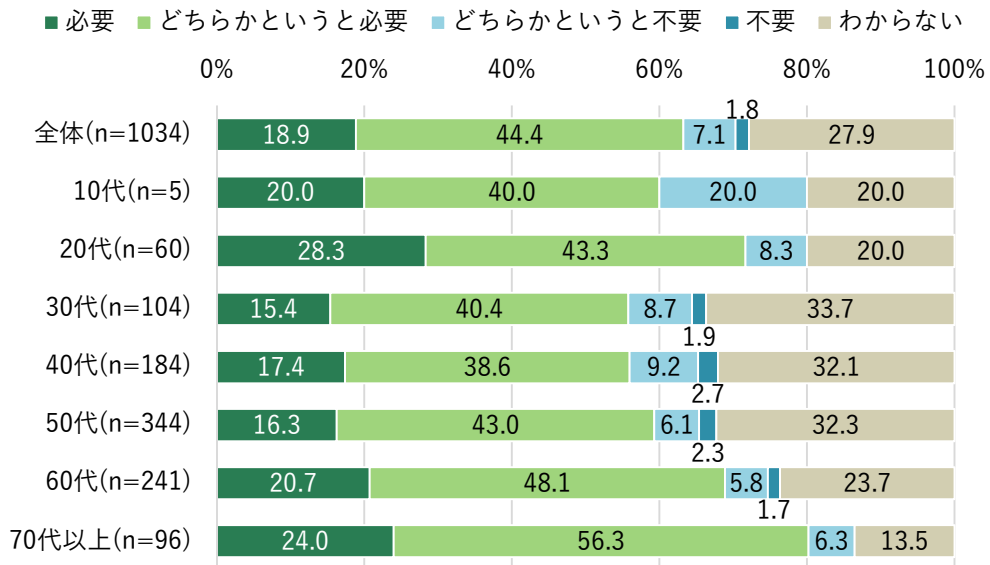
公園 [MA (3つまで)]



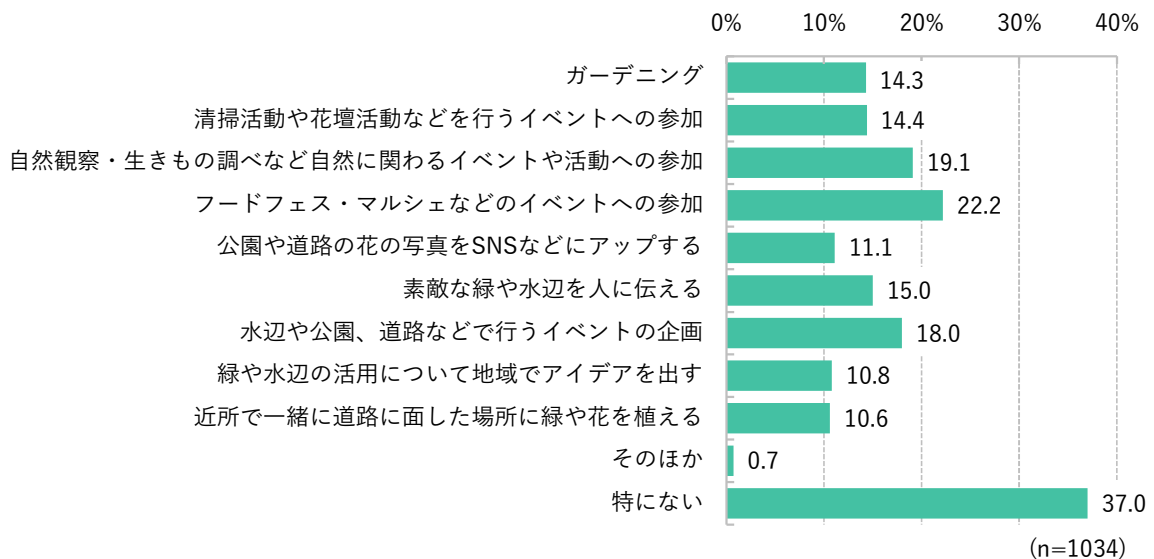
⑤協働への意識

- 20代、60代及び70代以上において必要性を感じている人の割合が高く、30代から50代はやや低い。
- 自身で取り組んでみたいことは、イベントへの参加に関することが多い。
- 「特にない」の回答が約4割。
- 主として「関心がない」ことが取組の妨げになっており、また「特にない」「時間がない」も多い。

緑化推進や水辺の活用によるまちの魅力向上のための協働の取組の必要性 [SA]



緑や水辺によって、まちを魅力的なものにするためにしてみたいこと [MA]



⑥地区別の特徴

地区別のクロス集計結果などからまとめた、各地区の特徴は次のとおりです。



地区	緑被率 (%)	特徴
水元	28.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑、公園に対する満足度は高く、水辺の利用頻度も高い。 ・ 農地の減少を他地区よりも感じており、保全と手放される農地の有効活用のニーズがある。 ・ 一戸建て住宅の緑化への支援が求められており、ガーデニングの取組意向も高い。
金町・新宿	23.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑、公園に対する満足度は高く、公園の利用頻度は高い。 ・ 水辺の自然環境への関心がみられる。
柴又・高砂	18.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷の風景が葛飾らしい風景と捉えられている。また、寺社林のある風景も他地区よりも多く選ばれている。 ・ 公園を利用しない割合がやや高い。
亀有・青戸	12.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他地区に比べて緑被率が低く、実感としても緑は多くない。 ・ 道路沿いのせせらぎや大きな木のある道路が葛飾らしい風景として捉えられている。
小菅・お花茶屋・堀切	18.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑よりも河川敷、道路沿いのせせらぎといった水辺が葛飾らしい風景として捉えられている。
立石・四つ木	12.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他地区に比べて緑被率が低く、実感としても緑は多くなく、身近なところに緑が少ないと捉えられている。 ・ 公園の緑の充実、街路樹や公共施設の緑の維持管理の充実や古くなった公園のリニューアルへのニーズが高い。
奥戸・新小岩	13.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水テラスのある河川の風景が葛飾らしい風景として捉えられている。 ・ 区の取組へのニーズ、今後（も）してみたいことに関する設問全体をとおして「特にない」を選択した割合が高い。

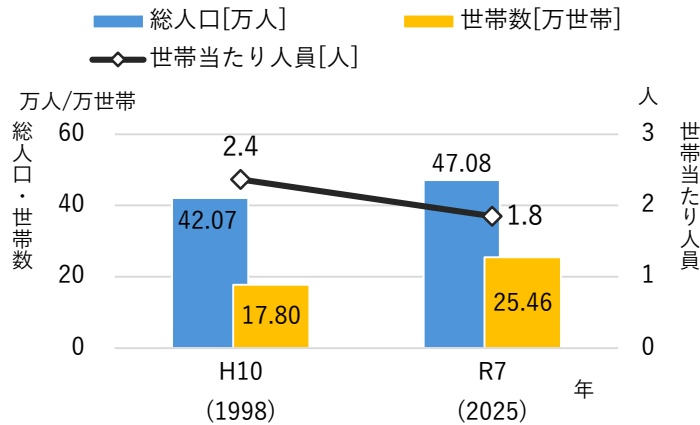
2 区の概況及び緑・水辺の現状

(1) 区の概況

人口 約47万人 世帯数 約25.5万世帯
(令和7(2025)年4月1日現在)

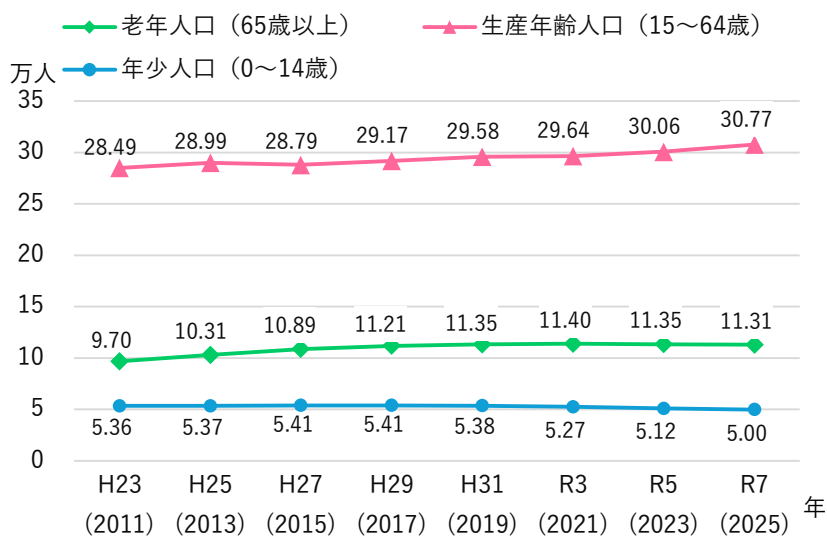
本区の人口は、令和7(2025)年4月1日現在、470,812人で、世帯数は254,618世帯、世帯当たり人員は約1.8人です。人口は、前計画が基準とした平成10(1998)年4月1日から、約12%増加しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口(15~64歳)は平成27(2015)年以降増加傾向ですが、年少人口(15歳未満)は平成29(2017)年以降減少しています。



区の人口・世帯数の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）



年齢3区分別人口の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）

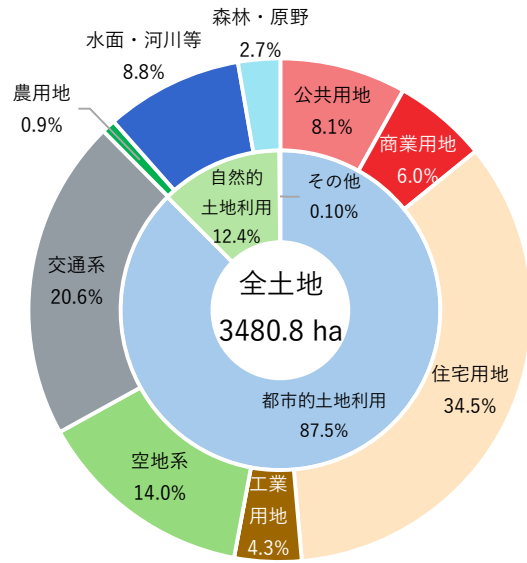
土地利用 都市的土地利用 87.5%

(令和3(2021)年度)

区内の土地利用の87.5%が、公共用地や商業・住宅・工業用地のほか、空地系に含まれる公園・運動場などの都市的土地利用で占められ、農用地や河川等の水面、河川敷などの自然的土地利用は12.4%です。

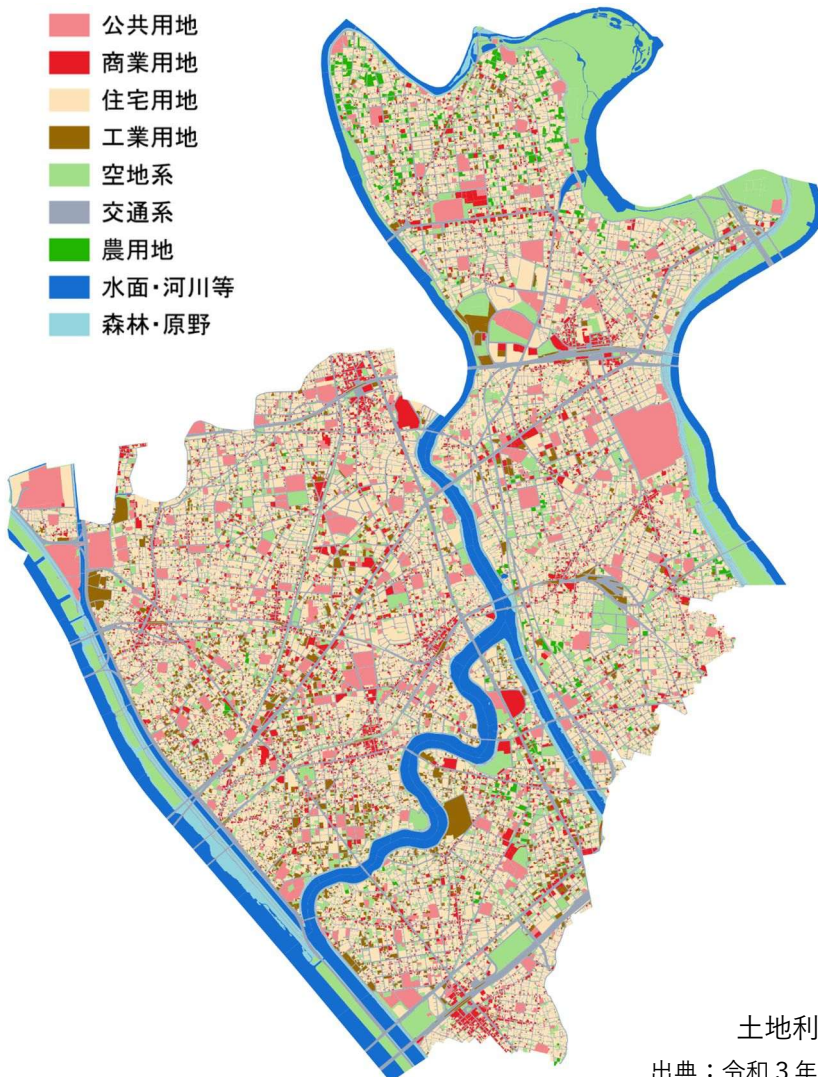
農用地は水元に多く、柴又や奥戸のほか一部の地域にも点在しています。

土地建物用途分類別に見ると、住宅用地が最も多く(34.5%)、次いで道路、鉄道等の交通系(20.6%)、公園・運動場等、未利用地等の空地系(14.0%)となっています。



土地利用の割合
出典：令和3年度土地利用現況を基に作成

- 凡例
- 公共用地
 - 商業用地
 - 住宅用地
 - 工業用地
 - 空地系
 - 交通系
 - 農用地
 - 水面・河川等
 - 森林・原野



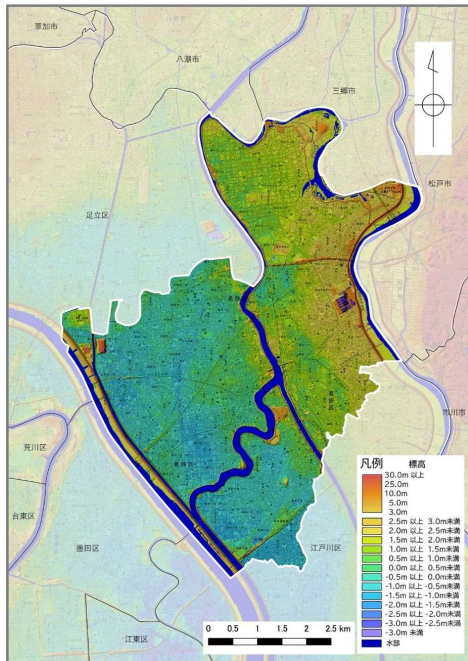
土地利用現況図

出典：令和3年度土地利用現況を基に作成

標高 高いところ 約 4 m ・ 低いところ 0 m 以下

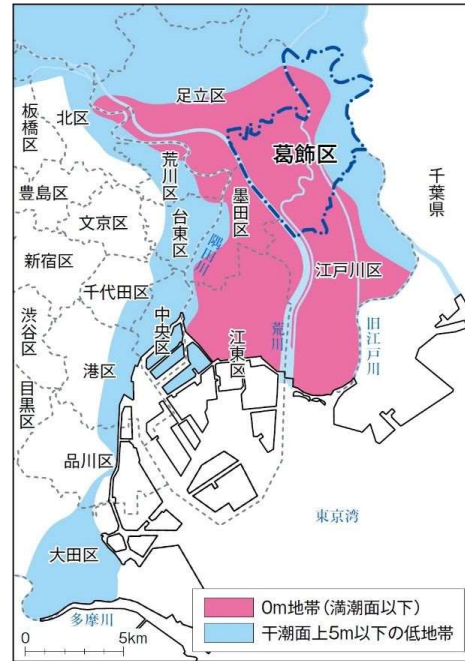
本区は、荒川、中川、江戸川といった大きな河川に囲まれた低地に位置し、標高は北東部の高いところで+ 3.8m（T.P. 東京湾中位水位の平均海面）、南西部には0 m以下の地域が分布しています。

このため、集中豪雨などによる内水氾濫や河川水位の上昇、高潮など、浸水被害が発生しやすい地域とされています。



葛飾区の標高

出典：国土地理院 デジタル標高地形を基に作成



東京の低地帯分布状況

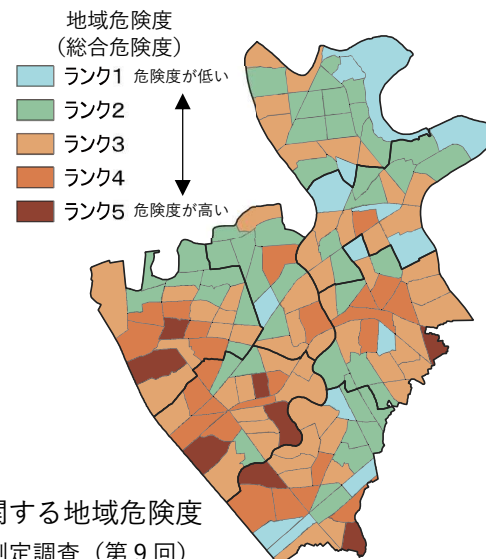
出典：葛飾区史

地震の危険度 ランク 4、5 を含む地域が分布

(令和 4 (2022) 年度)

区内には、戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されないまま市街化・高密度化が進行・形成された木造住宅密集地域や、地盤が比較的ゆるいため液状化する可能性の高い地域が存在します。

地震に関する地域危険度測定調査（東京都）では、5段階評価で危険度が高いランク4、5を含む地域が未だ残っており、特に古い木造住宅が密集している荒川沿いの地域は、建物倒壊危険度、火災危険度ともに高い状況です。



地震に関する地域危険度

出典：東京都 地震に関する地域危険度測定調査（第9回）

(2) 緑と水辺の成り立ち

歴史 緑に生まれ変わった水路、工場跡地

江戸時代

区内を流れる川の豊富な水を使って、江戸時代に畑や水田で農作物をつくる農村地帯として発展し、葛西用水、現在は水元公園の一部となっている小合溜井を水源とする上下之割用水かみしものわりようすいをはじめ、農地に水を供給する水路が整備されました。

明治・大正・昭和

明治時代から大正時代になると、河川を使う大きな工場が建ち始め、工業も発展しました。

その後、昭和時代にかけての鉄道整備、関東大震災後及び高度成長期の人口増加などを背景に農地の宅地化が進みました。産業化、人口増加により悪化した環境を改善するために進んだ下水道整備に伴い、役目を終えた水路が埋め立てられました。

現在

かつての水路の一部は、親水公園や緑道・コミュニティ道路に生まれ変わり、緑豊かな空間を創り出しています。

また近年では、企業が地方や海外へ工場を移転・統合することなどで生じた工場跡地に、比較的大規模な都市公園が整備されています。区内最大の区立公園である葛飾にいじゅくみらい公園や、水辺と一体的な整備を行った東立石緑地公園のほか西新小岩五丁目公園（愛称：モンチッチ公園）などの様々な公園が創出されました。



四つ木めだかの小道



葛飾にいじゅくみらい公園



西新小岩五丁目公園



東立石緑地公園

(3) 緑の現状

緑被率 **18.3 %**

みどり率 **28.5 %**

(平成 30 (2018) 年度)

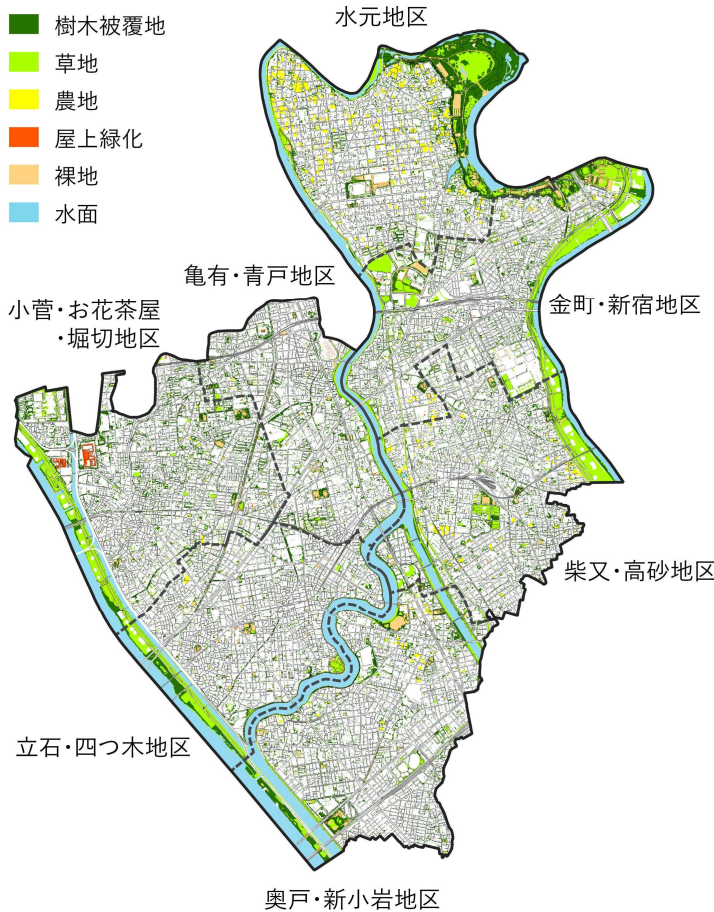
本区の緑被率は 18.3% (平成 30 (2018) 年度)、緑被面積は 637.0ha です。

前計画策定時の 14.5% (平成 10 (1998) 年度) から 3.8 ポイント、緑被面積は約 130ha 増加しています。

また、公園内の緑に覆われていない面積や河川等の水面面積を緑被面積に合計し、区全体の面積で割った値であるみどり率^{*}は 28.5% (平成 30 (2018) 年度) で、面積は 991.9ha となっています。

地区別の緑被率・みどり率

地区	区域面積 (ha)	緑被率 (%)	みどり率 (%)
水元	539	28.0	41.3
金町・新宿	496	23.3	31.3
柴又・高砂	499	18.7	26.5
亀有・青戸	355	12.3	19.3
小菅・お花茶屋 堀切	549	18.2	25.9
立石・四つ木	477	12.3	25.9
奥戸・新小岩	565	13.2	26.0
区全体	3,480	18.3	28.5



緑被地等の分布

表・図の出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書
(令和 4 (2022) 年 3 月) を基に作成

区内を 7 つに区分した地区別の緑被率は、水元公園があり農地の多い水元地区が最も高く、次いで葛飾にいじゅくみらい公園が立地する金町・新宿地区、柴又・高砂地区の順となっており、これら 3 地区は区全体の緑被率よりも高い値です。

一方で、区全体の緑被率よりも低い値の地区が 4 地区あり、小菅・お花茶屋・堀切地区、奥戸・新小岩地区の順で値が低く、亀有・青戸地区及び立石・四つ木地区は最も少なく 12.3% です。

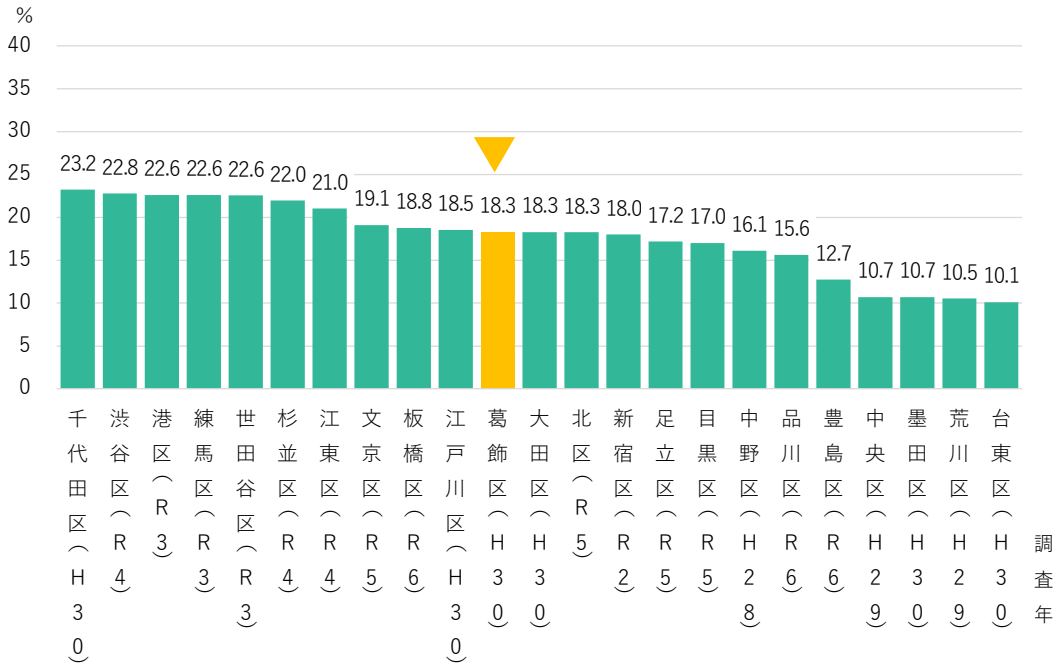
また、地区ごとで緑被率の差が大きく、最も高い水元地区と最も低い亀有・青戸や立石・四つ木の各地区の数値差は 2 倍以上となっています。

23区との比較

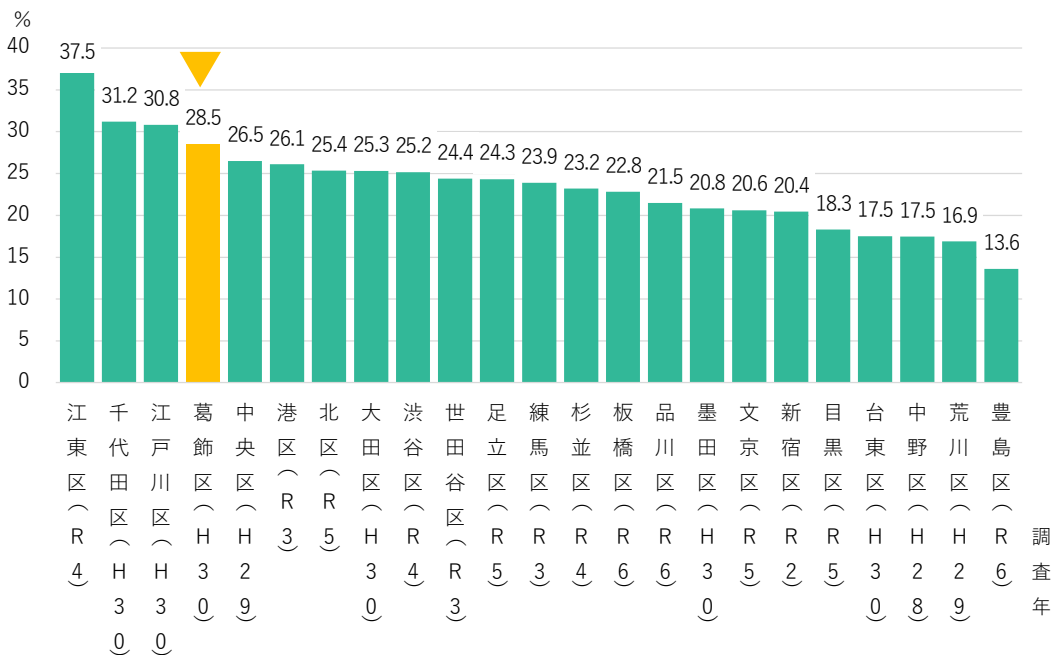
本区の緑被率は、23区中11番目、みどり率では4番目に位置しています（各区の公表資料から順位付け）。

大規模な河川があることにより、緑被率に比べてみどり率が上位となります。

緑被率



みどり率



出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書（令和4（2022）年3月）及び各区が公表している報告書等（令和6（2024）年度末時点）を基に作成

保存樹木 1,175 本 保存樹林 26 か所・35,490 m²

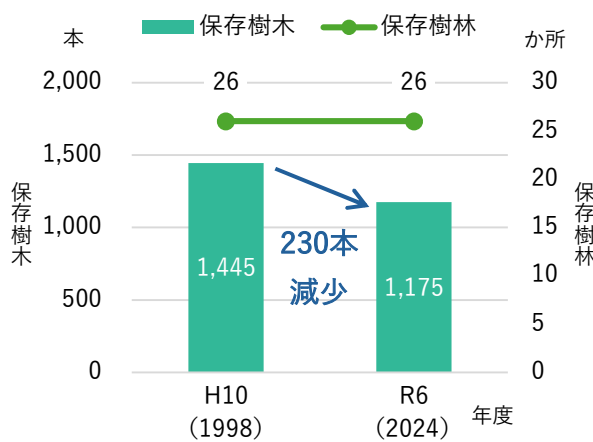
(令和 5 (2023) 年度末)

本区では民有地の緑を保存するため、一定規模以上の樹木や樹林を保存樹木・保存樹林として指定し、維持費用の一部に補助金を支給しています。

現在、保存樹木は 1,175 本、保存樹林は 26 か所で 35,490 m²が指定されています。

保存樹木数は 23 区で 5 番目に多いものの、近年では相続時の土地売却や維持管理に要する費用や作業負担、老木化による危険性の増大、落ち葉に対する周辺住民からの苦情といった様々な理由により伐採されることも多く減少傾向にあります。

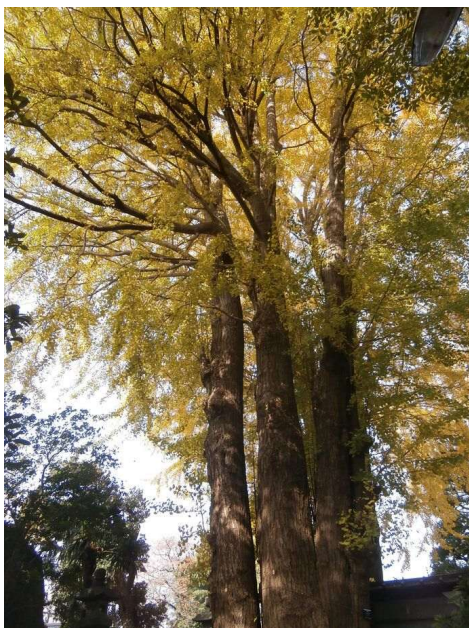
23 区の保存樹木本数※ (上位 10 区)



順位	区名	保存樹木 (本)
1	世田谷区	1,671
2	板橋区	1,652
3	杉並区	1,554
4	新宿区	1,314
5	葛飾区	1,175
6	練馬区	1,164
7	大田区	1,062
8	港区	701
9	文京区	678
10	目黒区	651

保存樹木数・保存樹林か所数の推移

※樹木保存法に基づく指定と条例等による指定の合計 (令和 5 (2023) 年度末)
出典：国土交通省都市緑化データベースを基に作成



葛西神社のイチョウ (区指定天然記念物)



金蓮院のラカンマキ (区指定天然記念物)

都市農地 約 32 ha

生産緑地地区 約 23 ha

(令和7(2025)年4月1日現在)

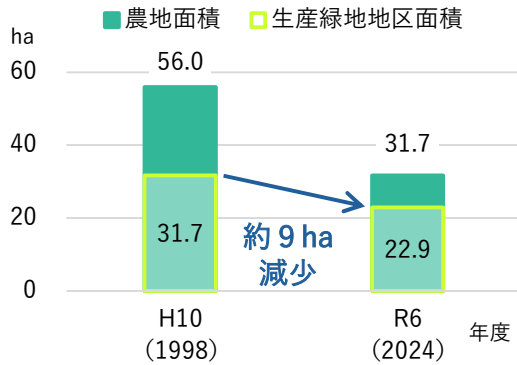
本区は 23 区のなかでも都市農業が現存する数少ない区の一つであり、区内には 31.7ha の都市農地、22.9ha の生産緑地地区があります。

戦後までは農業が盛んに営まれてきましたが、昭和 40 年代以降は都市化・宅地化が進行し、農家数・農地面積とも急激に減少しました。

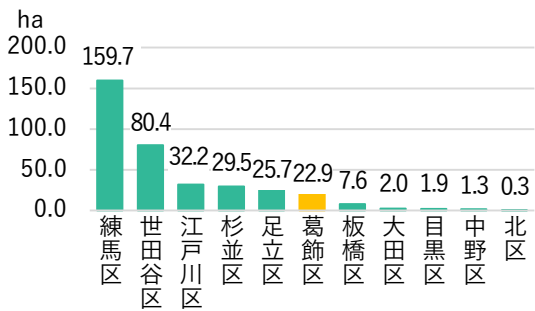
これまで生産緑地地区への指定や農業振興施策により都市農地の保全を推進してきましたが、高齢化や相続時の土地売却などにより減少が進んでいるため更なる取組が必要です。



区内の農地



農地面積の推移



23 区の生産緑地地区面積

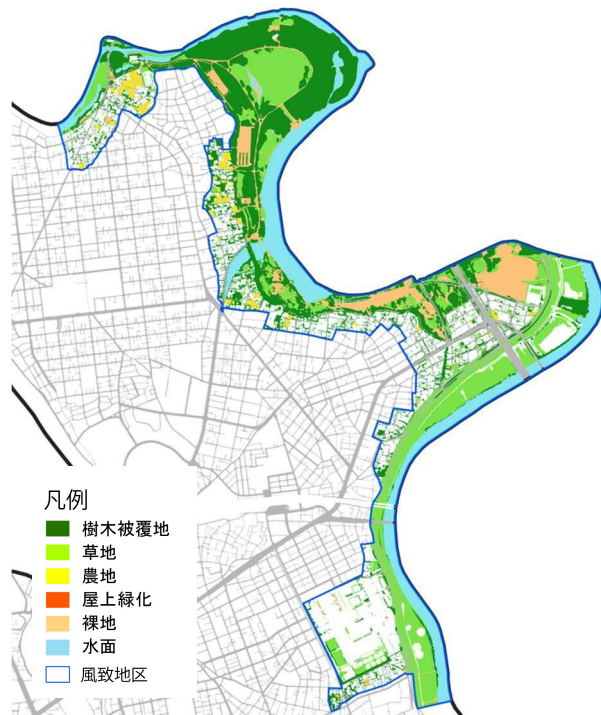
(令和7(2025)年4月1日現在)

出典：東京都生産緑地地区一覧を基に作成

風致地区 約 323 ha

水元公園、江戸川及びその周辺の 323.3ha は、緑や水辺など良好な自然的景観を維持する目的で「江戸川風致地区」に指定されています。

水元公園 (96.7ha) のほか、農地・屋敷林・寺社林の点在により、地区内の緑被率は 48.1%、水元公園を除いた場合においても 35.1%となっています。農地の減少や敷地面積の小さい住宅の建設により、地区内・外で外観に大きな差がない場所も生じております。



風致地区内の緑被地等の分布

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書 (令和4(2022)年3月) を基に作成

公園 **315** か所
約 **204** ha

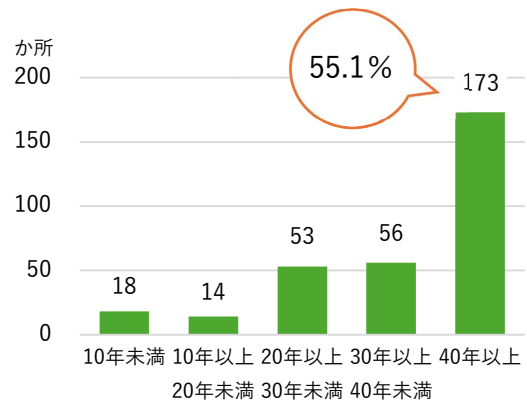
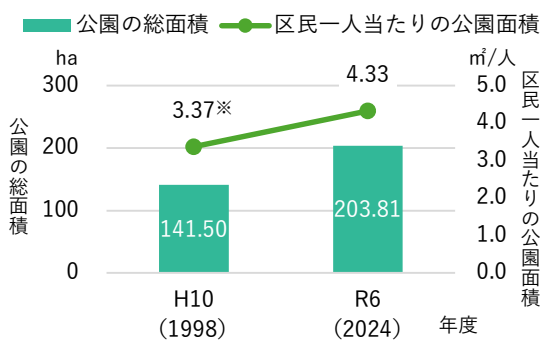
区民一人当たり
の公園面積

4.33 m²

(令和7(2025)年4月1日現在)

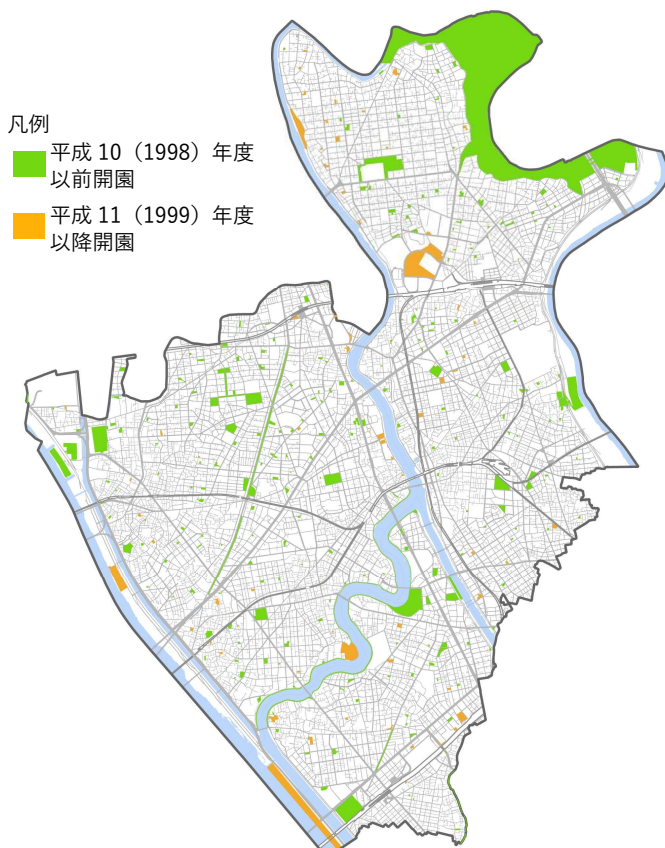
区内の都市公園等は、315 か所、総面積 203.8ha であり、前計画策定時から 33 か所、62.3ha の増加、区民一人当たりの公園面積は約 1 m²増加しています。要因は河川敷や水辺、工場跡地での公園整備などにより、比較的規模の大きな都市公園が整備されたことが挙げられます。

一方で、「葛飾区公園・河川等総合管理計画」において改修時期の目安とされている開園後 40 年以上が経過している公園が約 55% を占め、既設公園の老朽化対応が必要となっています。また、樹木が育ったことによる過密化が原因の生育不良や老木などへの対応が必要となっています（詳細は p.75 参照）。



公園面積、区民一人当たりの公園面積の推移

開園からの経過年数ごとの公園等(区立)か所数



公園等の分布



整備直後の様子



現在の様子

曳舟川親水公園

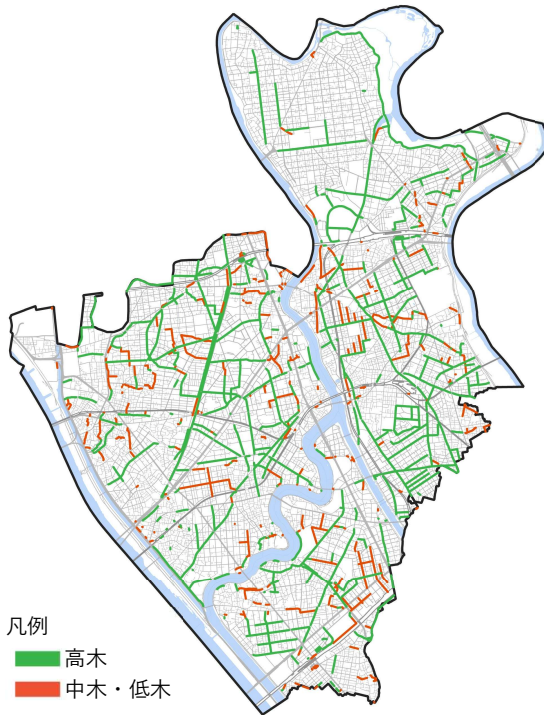
区道の街路樹（高木）

8,958 本

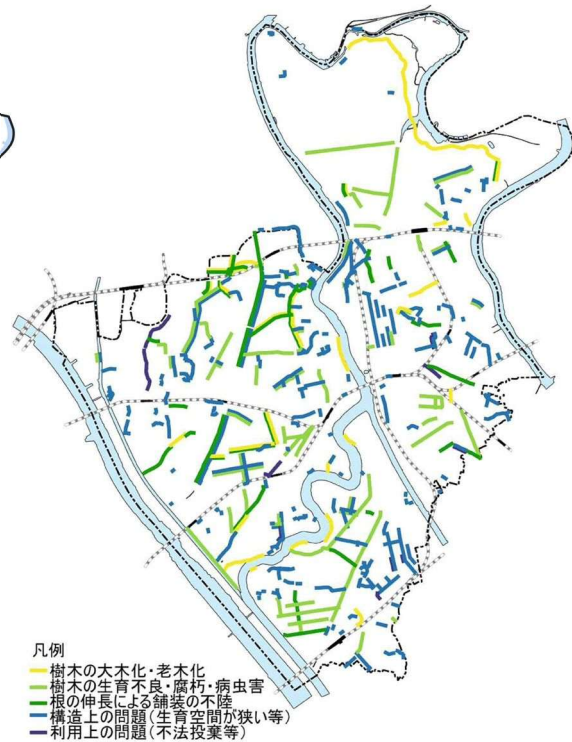
（令和7（2025）年4月1日現在）

本区が管理する区道には 8,958 本の高木が街路樹として植栽されています。また、水路跡地を中心に中低木が植栽された緑道が整備されてきました。

整備からの時間の経過と共に、狭い植栽空間や強剪定等による生育不良や樹形の乱れ、老木化に伴う枝折れや倒木の危険性の増大、根上がりによる舗装の損傷などの課題が顕在化するなか、葛飾区街路樹管理計画に基づき、樹木点検・診断、生育環境の改善、樹形の再生などの取組を推進しています。



区内の道路植栽



課題分布図

出典 葛飾区街路樹管理計画



樹木の根上がりで縁石が凸凹になった歩道



既存木を残しながら街路樹の更新を行った堀切四季のみち

緑化計画^{※1}により創出した緑 約 89 ha

(平成 10 (1998) 年度～令和 6 (2024) 年度)

平成 17 (2005) 年 10 月から緑化計画^{※1}の届出制度が義務化され、年間で平均すると 117 件^{※2}の届出があり、4.3ha^{※2}の緑が創出されています。

また、前計画策定時の平成 10 (1998) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 25 年間で、88.9ha の緑が創出されており、これは葛飾にいじゅくみらい公園約 12 個分の面積に相当します。

※1 緑化計画

緑化を推進し良好な環境を実現するため、一定面積の敷地内で建築行為等を行う場合は葛飾区緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑化と緑化計画の届出を義務付ける制度

※2 平成 18 (2006) 年度から令和 6 (2024) 年度までの平均

※ 件数、面積は全て計画届出ベース。建築物等の建替や増築なども対象としているため、同一敷地内で複数回届出される場合あり。



緑化計画に基づき創出された緑
(イムス東京葛飾総合病院)

緑化に対する補助 (生垣) 約 7,900m を創出

(昭和 58 (1983) 年度～令和 6 (2024) 年度)

民有地の緑化推進のために行っている、生垣造成や屋上緑化・壁面緑化に対する補助により、昭和 58 (1983) 年度～令和 6 (2024) 年度までの期間に生垣 7,926.9m が創出されました。一方で、9 割以上が平成 19 (2007) 年度以前の実績であり、過去 5 年間は平均 21.4m/年となっています。

区民が生み出すまちの小さな緑

区内では、店先や玄関先を彩る小さな花や緑もいたるところで見られます。これらの花や緑は、個々の面積が小さいため、緑被率の数値には現れないものもありますが、潤いある街並みをつくる大切な緑の一つです。



店先や玄関先を彩る小さな緑

(4) 水辺の現状

河川の総延長 **34,770 m**
(一級河川・準用河川計)
(令和6 (2024) 年4月1日現在)

水面の面積 **約 306 ha**
(令和3 (2021) 年度)

本区は、東を江戸川、西を荒川・綾瀬川、北を大場川・水元小合溜に囲まれ、さらに中央部に中川・新中川が流れ、豊かな水辺に囲まれ、河川の総延長は一級河川 31,170m、準用河川 3,600m です。

水面の面積は 306.1ha で、江東区、江戸川区、大田区に次いで 23 区で 4 番目の広さを擁しています (東京都「東京の土地利用 令和3年東京都区部」より)。

また、かつての水路の一部は、親水公園や緑道・コミュニティ道路として再整備されています。

区内の主な水辺

河川



江戸川



荒川



綾瀬川



大場川



水元小合溜 (水元公園)



中川と新中川

親水公園



曳舟川親水公園



西井堀せせらぎパーク

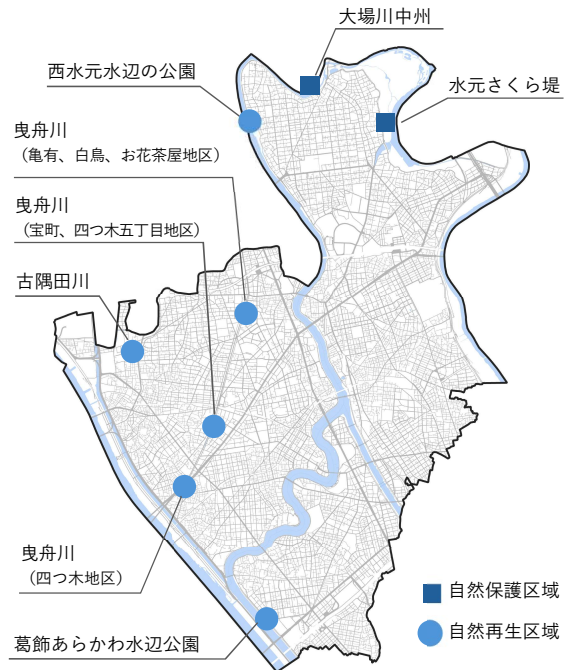
自然保護区域 2 か所 自然再生区域 6 か所

(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)

本区では、自然環境の保護と回復を図るため、「自然保護区域」及び「自然再生区域」を指定し、水辺の自然環境や動植物の生息環境を保全しています。

また、水元小合溜では、高度成長期後の水質悪化、護岸整備による湿生植物の減少などの問題解決のため、水質改善事業を実施し、現在は環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

さらに、自然保護区域でもある大場川は、「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）」に基づき、堤防の強化を図るとともに、生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全を進めることとなっています。



自然保護区域・自然再生区域の指定状況

船着場 5 か所

(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)

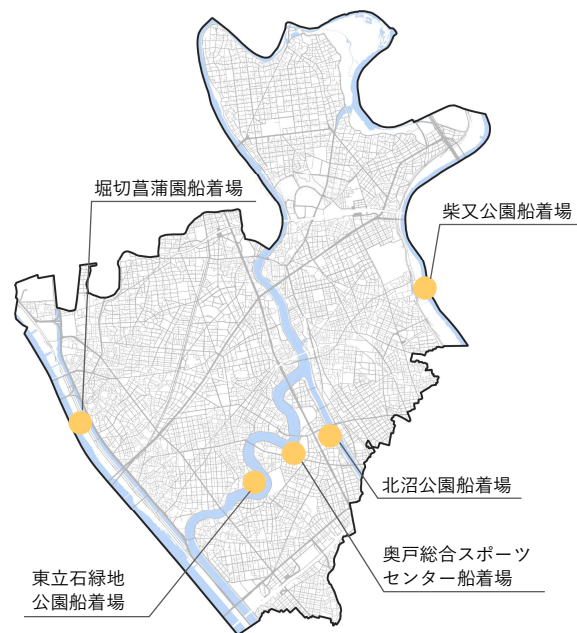
本区では、船着場条例に基づき 5 か所の船着場を設置しています。

平常時は舟運や観光を目的とした水上バスなどの発着場、災害時は人や緊急物資を運ぶための水上輸送拠点となる施設です。

しかしながら、平常時はあまり活用されていない状況です。



堀切菖蒲園船着場



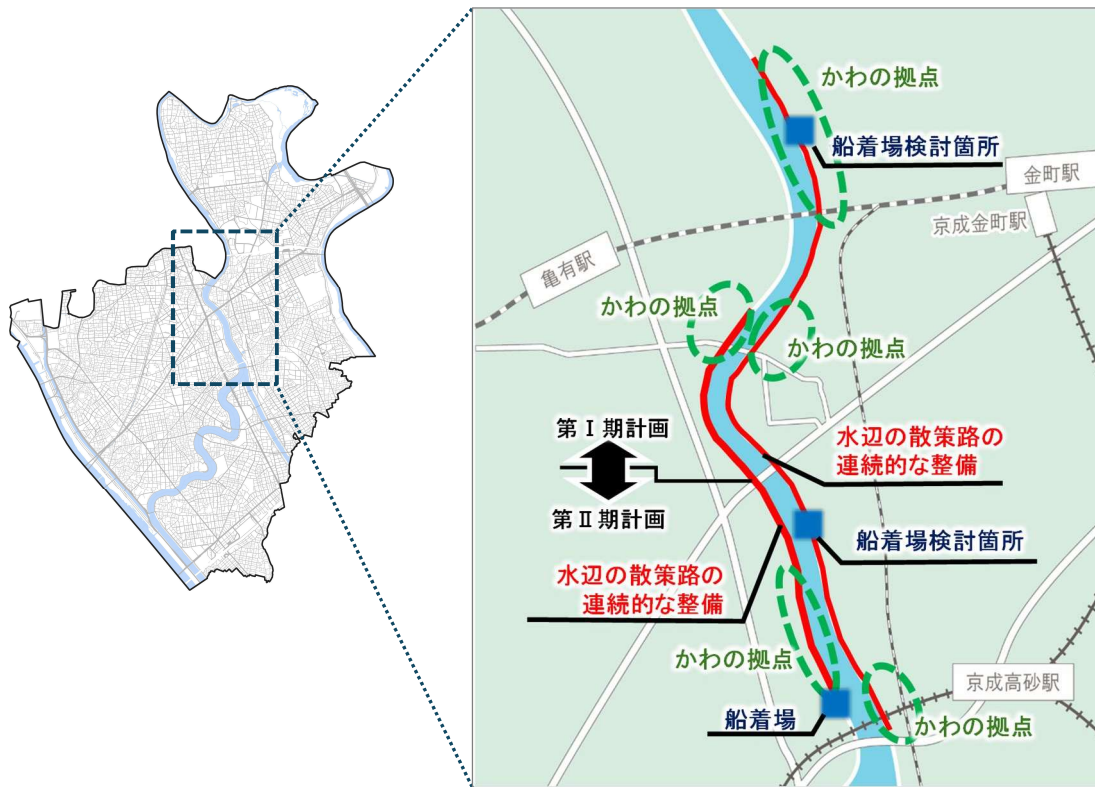
船着場の位置

新しい動き 中川かわまちづくり

本区では、中川や江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を進めるとともに、中川の七曲り区間では、東京都施行の護岸工事に合わせて親水テラスが整備されるなど、国や都と連携して水辺の整備に取り組んできました。

また、令和5（2023）年8月に国土交通省のかわまちづくり支援制度に「葛飾中川かわまちづくり計画」が登録されました。

中川の高砂橋から上流において、河川・水辺空間の賑わい創出を図るため、本制度を活用して、国が行う水辺の散策路等の整備に加え、ハード面やソフト面で様々な施策を行い、身近に感じることができるとともに、水辺空間の整備を進めていきます。



葛飾中川かわまちづくり計画の範囲



整備イメージ（拠点整備箇所）



整備イメージ（水辺の散策路）

出典：葛飾区 HP 葛飾中川かわまちづくり計画について

(5) 緑・水辺をはぐくむ活動

緑・水辺に関わる活動団体 184 団体

(令和7 (2025) 年1月1日現在)

本区では、花いっぱいのまちづくり活動、公園等の自主管理など、緑、花、公園に関わる区民との協働を幅広く展開しています。

近年は、担い手の高齢化が進んでおり、活動継続のための環境づくりや参加者のすそ野の拡大が必要となっています。

<184 団体の構成>

主に区民で構成され、区内の緑・水辺で活動する団体

- ・花いっぱいのまちづくり活動を担う団体
- ・公園等の自主管理を担う団体
- ・自然環境団体
- ・荒川クリーンエイド

緑をはぐくむ主な活動

花いっぱいのまちづくり活動



駅前広場や道路、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、花壇づくりに取り組んでいます。

緑化推進協力員



緑化に関する知識の普及、啓発に関する実践活動に取り組むほか、地域緑化のリーダーとして、区民と協力した緑化活動、区の事業への参加・協力を行っています。

公園等の自主管理



区と協定を結び、地域で公園・児童遊園の清掃や除草などの作業、利用者の見守りに取り組んでいます。

水辺をはぐくむ主な活動

荒川クリーンエイド



NPO や行政などが協力し、ごみを拾うことを通じて自然豊かできれいな荒川を取り戻す活動です。
荒川沿川の市区、市民団体、企業、河川利用団体等がごみ拾いに参加しています。

河川水質調査体験



自然環境の保全や生活排水に配慮できる意識を、子どもたちが育むことを目的として、河川の水質調査体験を実施しています。



花いっぱいのまちづくり、全国みどりと花のフェアかつしか

本区では、自治町会や緑化推進協力員などの協力を得ながら、区内各所で花いっぱいのまちづくり活動が行われており、平成 25（2013）年以降の葛飾区基本計画においては、活動の拡大による“ふるさと葛飾”に誇りと郷土愛を持つ区民のさらなる増加を期待し、重点プロジェクトに位置付けられました。

以降、かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会を設置し、花壇コンクールの開催や情報発信などを行ってきました。また、公共空間への花の新たな展開方法を具体化するため、プロジェクトチームを立ち上げ、フラワーメリーゴーランド®を開発し、後に特許を取得しました。区内のほか他自治体などでの設置も進んでおり、TOKYO2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催中には、聖火台が置かれた都立のシンボルプロムナード公園内にも設置され、大会を盛り上げました。



Bloom Your Future
Katsushika



大会レガシーとして再設置された有明聖火台の周りを彩るフラワーメリーゴーランド®

これら「花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト」の取組を区内外に広く発信するとともに、みどりと花を通して様々な社会課題を解決し、持続可能で発展し続ける、本区ならではのまちづくりを推進していくことを目的に、区全域を使った大型緑化イベント「全国みどりと花のフェアかつしか」を令和 8（2026）年度に開催することとなりました。本フェアでは、若い世代の花壇活動への参加機会の提供や、花いっぱいの活動の担い手の増加、景観の美化による地域への愛着を高めるとともに環境保護への意識向上を目指します。全国からご来場いただけるよう、フェアの内容や広報を検討し実施するとともに、本フェアを契機として花いっぱいのまちづくりがレガシーとなっていくよう、区と地域住民及び事業者等との連携、協働事業が継続・進化できるよう多方面で取り組んでいきます。



↑ サテライト会場（曳舟川親水公園広場ゾーン）に整備予定の花壇イメージ図
← メイン会場（葛飾にいじゅくみらい公園）会場全体イメージ図

3 課題と方向性

(1) 課題

計画を取り巻く動向、区の概況及び緑・水辺の現状から、特に重要となる5つの課題を抽出しました。

① 計画を取り巻く動向への対応

持続可能な都市づくりに向け、緑・水辺を守り生かすことが重視されつつあり、グリーンインフラ、Well-being、生物多様性の確保、ネイチャーポジティブ、都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用などに対応する取組の充実が必要

- ・かつては都市化の進展に合わせて不足する緑、公園の量を確保することが重視されてきたが、少子高齢化の進行に伴い、都市づくりに関わる政策が大きく転換

② 緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出

都市農地、保存樹木などの保全が必要

緑被率が低い地区における緑化の促進や既存の緑の育成など、地域特性に応じ、身近な場所での緑の創出を進めることが必要

- ・食料生産のほか防災上重要な役割を担う都市農地や生産緑地地区、短期間では育たない大木である保存樹木が減少
- ・水元地区における農地の減少は、地区住民も認識
- ・土地利用や大規模公園の有無を背景に地区ごとの緑被率の差が大きく、居住者の緑の満足度にも影響
- ・緑化計画のほか、生長に伴う樹冠の拡大も緑の増加に寄与
- ・区民も木陰をつくる大きな樹木が増えることを期待

3 区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用

地域の魅力創出や防災、環境などの様々な課題を解決するため、緑・水辺の確保・活用が必要

- ・地震に対する危険度の高さや水害等に対応できる防災まちづくり
- ・豊かな水辺がもたらす生物多様性の確保、健康長寿、子育て、ゼロエミッション、観光文化の振興への寄与など

4 緑・水辺に関する施設の老朽化や樹木の適切な管理

公園や河川等、施設の老朽化への対応が必要

公共空間や公共施設の植栽の老木化、生育不良などへの適切な対応・管理が必要

- ・開園から40年を経過している公園をはじめ、水辺の施設の老朽化が進行
- ・街路樹、公園樹木等の生育不良や大木化・老木化に伴う様々な課題が顕在化
- ・区民は公共の緑の維持管理の充実、水辺に近づきやすくなるような施設の整備や改修、古くなった公園のリニューアルなど、既存の緑や施設の改良を期待

5 少子高齢化、ライフスタイルの多様化を踏まえた協働の促進

緑化、公園の自主管理などの担い手の高齢化、区民の意識やライフスタイルの変化や多様化を捉えた協働施策の展開が必要

緑・水辺の利用を通じた関心喚起、活動の取組をイメージできる体験機会の創出などが必要

- ・花いっぱいのもちづくり活動をはじめ、緑や花に関わる区民との協働の取組は、本区における大きな成果
- ・担い手の高齢化に対応するため、活動継続のための環境づくり、参加者のすそ野を広げていくことが必要
- ・区民意識として、協働の必要性は認識しているが、取り組みたいことを具体的にイメージできていない

(2) 方向性

①全体的な方向性

量的拡大から地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階への移行

樹木の生長や、民有地の緑化を誘導する取組などにより、区内全体で緑被面積は増加しました。また、比較的大規模な都市公園や水辺の公園が複数整備されたことを背景に、公園面積も増加しています。

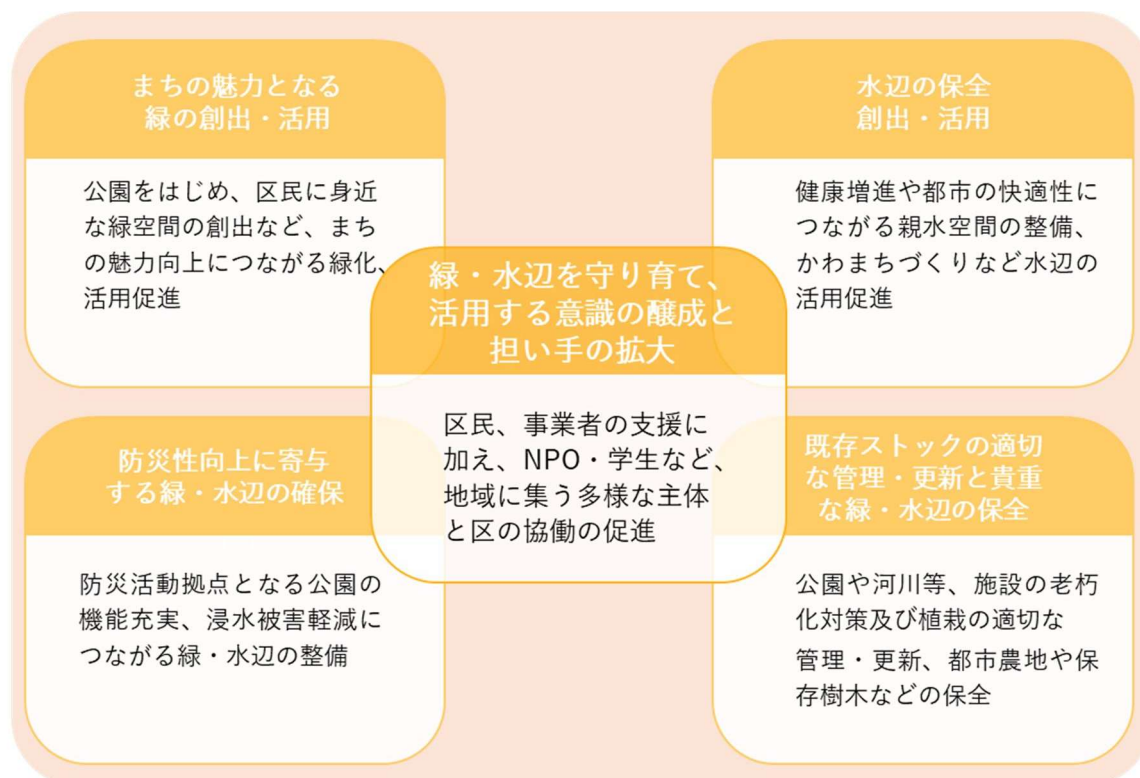
一方で、緑被率の少ない地区があることや、都市農地、保存樹木の減少などを踏まえ、緑の量に関する施策も継続する必要があるとあり、区民や事業者等の緑や水辺に対する理解が必要不可欠となります。

さらに、緑・水辺の活用や、その機能を地域の様々な課題解決に生かすことなど、量以外の側面について対応の必要性が拡大しています。

今後は、地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出に向けた取組を通じた、地域らしさ、魅力、安全の向上に向け、区民や事業者等の水と緑に対する一人ひとりの意識を高め、協働で施策を進めていくことが重要です。

②特に重視する視点

課題と全体的な方向性を踏まえ、特に次の5点を重視します。



第3章 緑・水辺の将来像と目標

1 将来像

葛飾区基本構想（令和3（2021）年7月）の将来像、葛飾区都市計画マスタープラン（令和5（2023）年12月）のまちづくりの基本理念と目標、全体的な方向性や特に重視する点を踏まえ、本計画において目指す緑・水辺の将来像を次のように定めます。

みんなではぐくむ 水と緑で つながる かつしか

区民と守り育てた水と緑を未来に引き継ぐとともに、水と緑の利活用を促進することにより、安全で快適に暮らし続けられるまちをつくり、生活の質やまちの魅力向上につなげていきます。

2 目標

目標1

水と緑豊かなまちの実現

緑・水辺の保全、緑化推進や公園整備など、あらゆる取組により、みどり率の向上を図ります。

指標

- みどり率 **30%**

目標2

水と緑に関する区民満足度の向上

緑・水辺の保全・創出・活用に関わる取組の成果として、緑の豊かさや水辺の親しみやすさを実感する区民を増やしていきます。

指標

- 緑と花の豊かさを感じる区民の割合 **75%**
- 水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合 **65%**

目標3

水と緑に関する利活用の促進

区民が緑・水辺をより利用し、活動する機会を増やすことで、生活の質の向上につなげていきます。

指標

- 緑に触れる機会を持つ区民の割合、区内の水辺を利用する区民の割合の平均値 **75%**
- 緑・水辺に関する活動団体数 **+30団体**

指標及び目標値の考え方

目標 1 水と緑豊かなまちの実現

指標 みどり率 **30%**

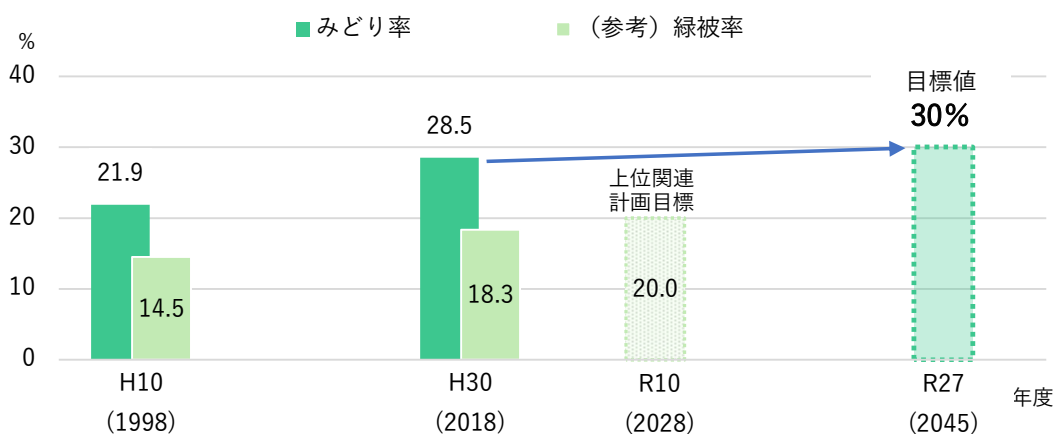
上位計画である葛飾区都市計画マスタープランや、関連計画の葛飾区環境基本計画においては緑被率 20%が目標とされており、平成 10（1998）年からの 20 年間に於いて、大規模な公園整備などにより緑地面積が増加し、緑被率は 14.5%から 18.3%まで上昇しました。

一方、本区は複数の河川に恵まれ、河川空間は魅力の一つとなっています。水面面積は区面積の 8.6%を占め、これまでも荒川や江戸川の河川敷を活用するとともに、近年は中川の七曲り区間において親水テラスが整備されるなど、水辺の利活用に取り組んでいます。

また、東京都では平成 12（2000）年度に策定した緑の東京計画において、みどり率を指標とし、平成 29（2017）年度策定の都市づくりのグランドデザインの指標にも採用しています。

これらを踏まえ、今後も水辺の利活用を進めるとともに、緑・水辺の保全や緑化推進、公園整備等を総合的に進める観点から「みどり率」を新たな指標とします。

指標	現状値 (平成 30 年 (2018) 度)	目標値
みどり率	28.5%	30%
(参考) 緑被率	18.3%	20%



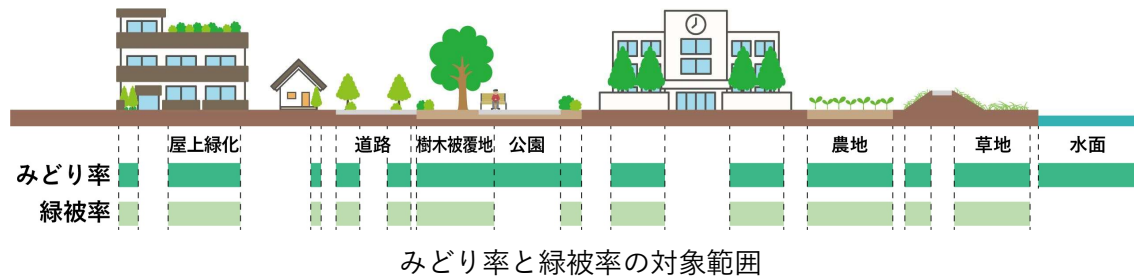
令和 6（2024）年度の都市緑地法改正に伴う国土交通省都市緑地法運用指針において市街化区域における緑被率の目標を 3 割以上とすることが掲げられましたが、本区では、都市化が進み、これまでと同水準での新たな緑地の確保が困難な状況にあります。

このため、本計画の計画期間である 20 年間に於いては、公園や都市計画道路、公共施設の整備時における緑化や既存樹木の健全育成による公共空間での緑の創出・維持を進めます。

また、区民、事業者等一人ひとりの緑に対する意識を高めることで、民有地内においても駅前開発における緑の創出や、店先・住宅地等まちの中の小さな緑を区内各所で創出していきます。加えて、減少傾向にある都市農地や保存樹木・樹林を保全するための積極的な働きかけや支援など、区民、事業者等、区が連携してあらゆる取組を進めることでみどり率30%を目指します。

◆ みどり率とは

緑被率（区全体の面積に対する「樹木被覆地」「草地」「農地」「屋上緑化」の緑で覆われた部分の面積の割合）に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたものです。



目標 2

水と緑に関する区民満足度の向上

指標

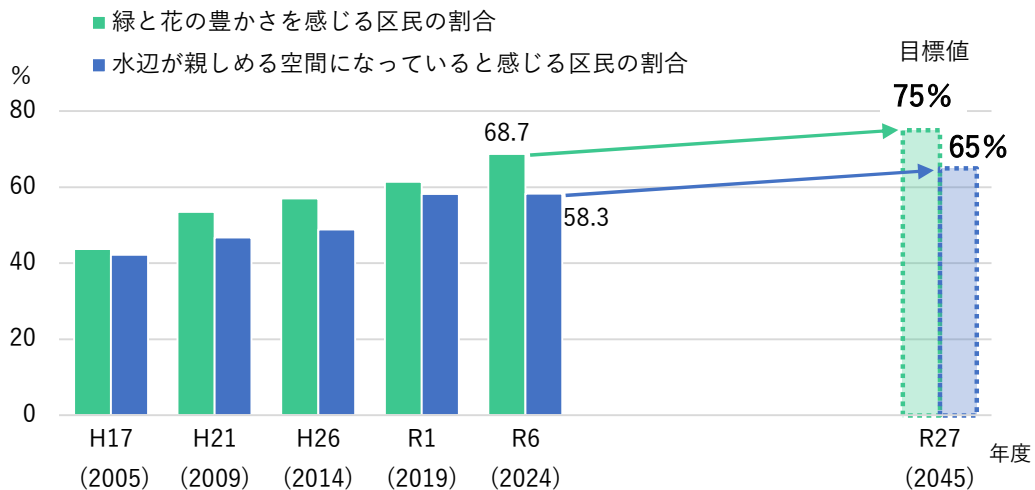
緑と花の豊かさを感じる区民の割合 **75%**

水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合 **65%**

公園整備などのハード面の取組とそれに伴う緑・水辺の利用者の増加、緑・水辺を育む活動の展開などソフト面の取組の総合的な成果となる区民の満足度を指標とします。

指標	現状値 (令和 6 (2024) 年度)	目標値
緑と花の豊かさを感じる区民の割合*	68.7%	75%
水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合*	58.3%	65%

※「葛飾区政策・施策マーケティング調査」(平成 17 年度調査開始)



多様な情報発信や緑・水辺に関する様々な取組により、区民の身近な緑・水辺に対する興味・関心や満足度を高めていきます。

緑については、公共空間における緑の育成をはじめ、民有地の緑の保全や緑化、花いっぱいのみちづくりなどの取組を進め、緑と花の豊かさを感じる区民の割合 75%の達成を目指します。

また、区民が水辺を身近に感じ、利用する機会を増やしていくとともに、河川・水辺のレクリエーション活動拠点の機能充実、利用環境整備を進め、水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合 65%の達成を目指します。

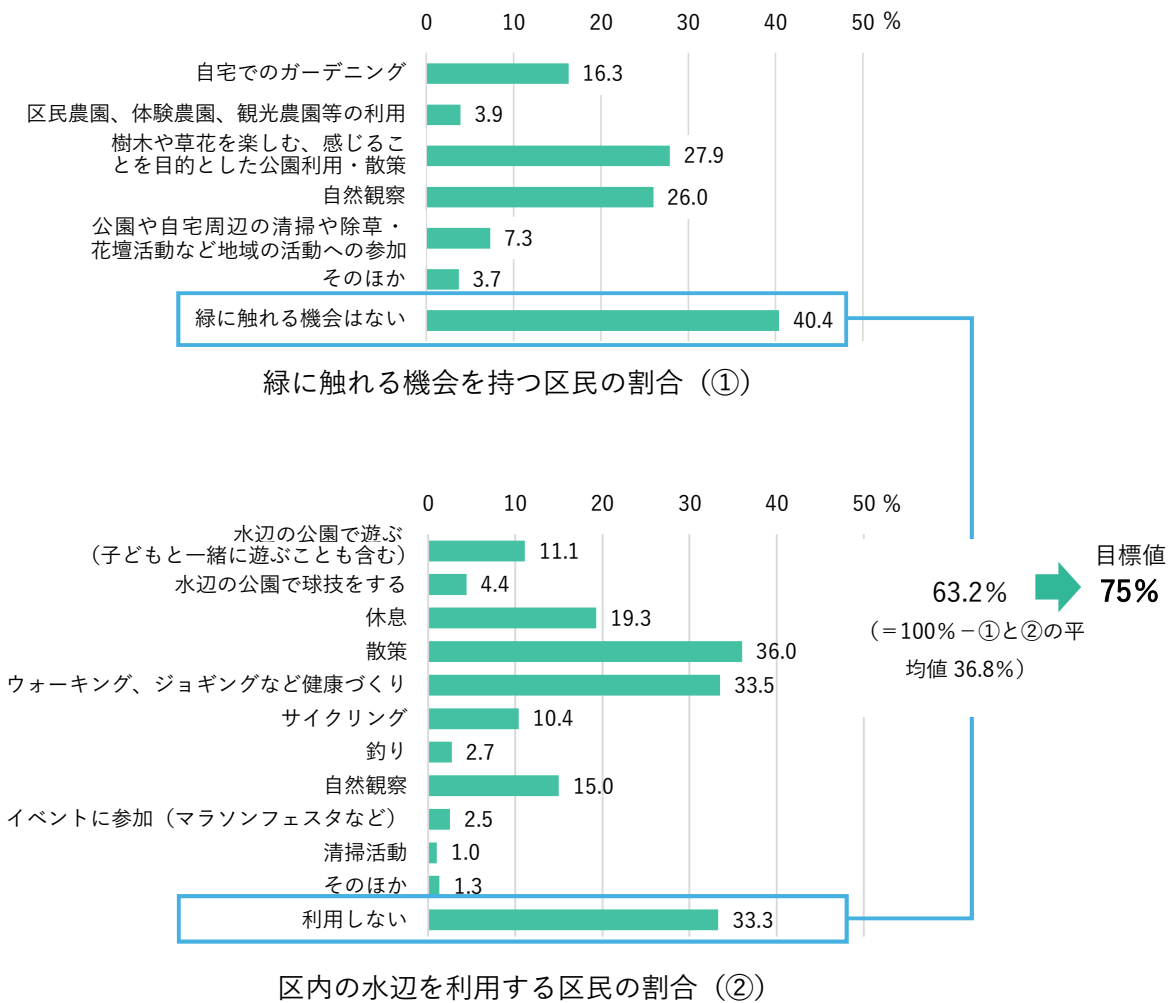
目標3 水と緑に関する利活用の促進

- 指標① 「緑に触れる機会を持つ区民の割合」と「区内の水辺を利用する区民の割合」の平均値 **75%**
- 指標② 緑・水辺に関わる活動団体数 **+30 団体**

① 「緑に触れる機会を持つ区民の割合」と「区内の水辺を利用する区民の割合」の平均値
 緑・水辺への興味・関心が高まっているか、また、利用しやすく身近なものとなっているかを把握するため、緑・水辺を利用する区民の割合^{*}を指標とします。

^{*}全体（100%）から「触れる機会はない」または「利用しない」と回答した区民の割合を引いた値

指標	現状値 (令和6(2024)年度)	目標値
「緑に触れる機会を持つ区民の割合」と「区内の水辺を利用する区民の割合」の平均値	63.2%	75%



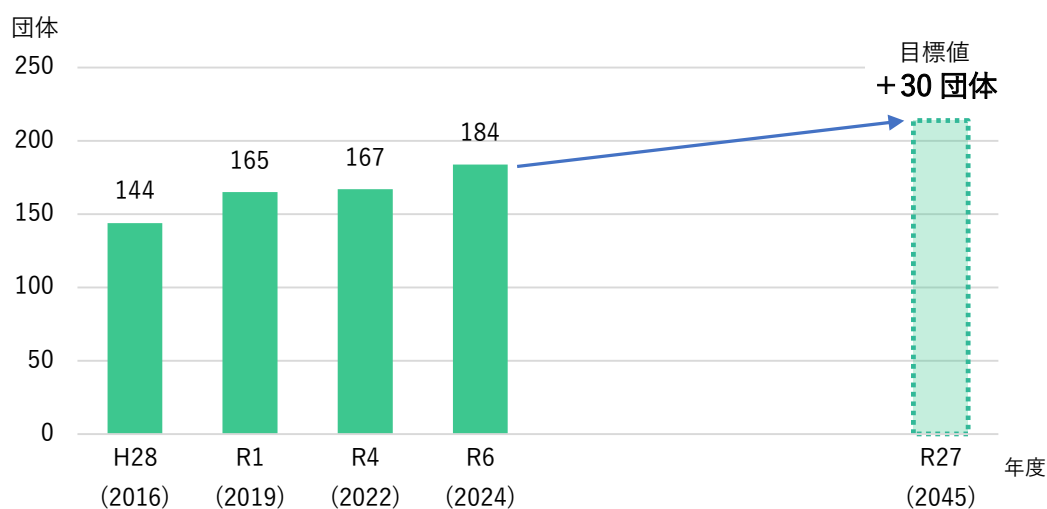
身近な緑や水辺を増やし、利活用しやすい環境を整えるとともに、関心のない区民に対する情報発信やイベントなど様々な取組を進めることで、「緑に触れる」「水辺を利用する」区民の割合の平均値 75%の達成を目指します。

② 緑・水辺に関わる活動団体数

緑・水辺が活動の場として利活用され、将来像の「みんなではぐくむ」を担う団体が増えているかを把握するため、緑・水辺に関わる活動団体数を指標とします。

活動団体とは、主に区民で構成され、区内の緑・水辺で活動する団体として所管課などに申請、登録し、活動のための支援などを受けている団体のことです。

指標	現状値 (令和6年(2024)度)	目標値
緑・水辺に関わる活動団体数	184 団体	+30 団体



これまでの活動を広め、継続を支えていくとともに「全国みどりと花のフェアかつしか（令和8（2026）年度開催予定）」や「中川かわまちづくり」を契機に緑・水辺への興味関心を喚起し、情報発信や活動の体験機会などの創出により、新たな活動へとつなげていくことで、活動団体を30団体増やすことを目指します。

3 方針

方針 1 地域の魅力を高める緑づくり

公園の整備や管理、道路をはじめとした公共空間の緑化や、街づくりを通じた緑の創出、花いっぱいのまちづくり活動、都市農地の保全・活用などに区民、事業者等と共に取り組み、まちの魅力を高めていきます。

方針 2 地域の魅力を高める水辺づくり

河川・水辺を区民が親しめる空間とするとともに、区民、事業者等との協働により水辺の活用を促進し、賑わい創出に取り組むことでまちの魅力を高めていきます。また、貴重な自然環境として生きものの生息・生育環境の維持・保全を図ります。

方針 3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

自然災害に強いまちを支え、防災・減災等の多様な効果を生む緑とオープンスペースの充実を図ります。また、区民の財産である緑・水辺を次世代につないでいくため、公園や街路樹などの緑と河川空間などの水辺の適切な維持管理を行っていきます。

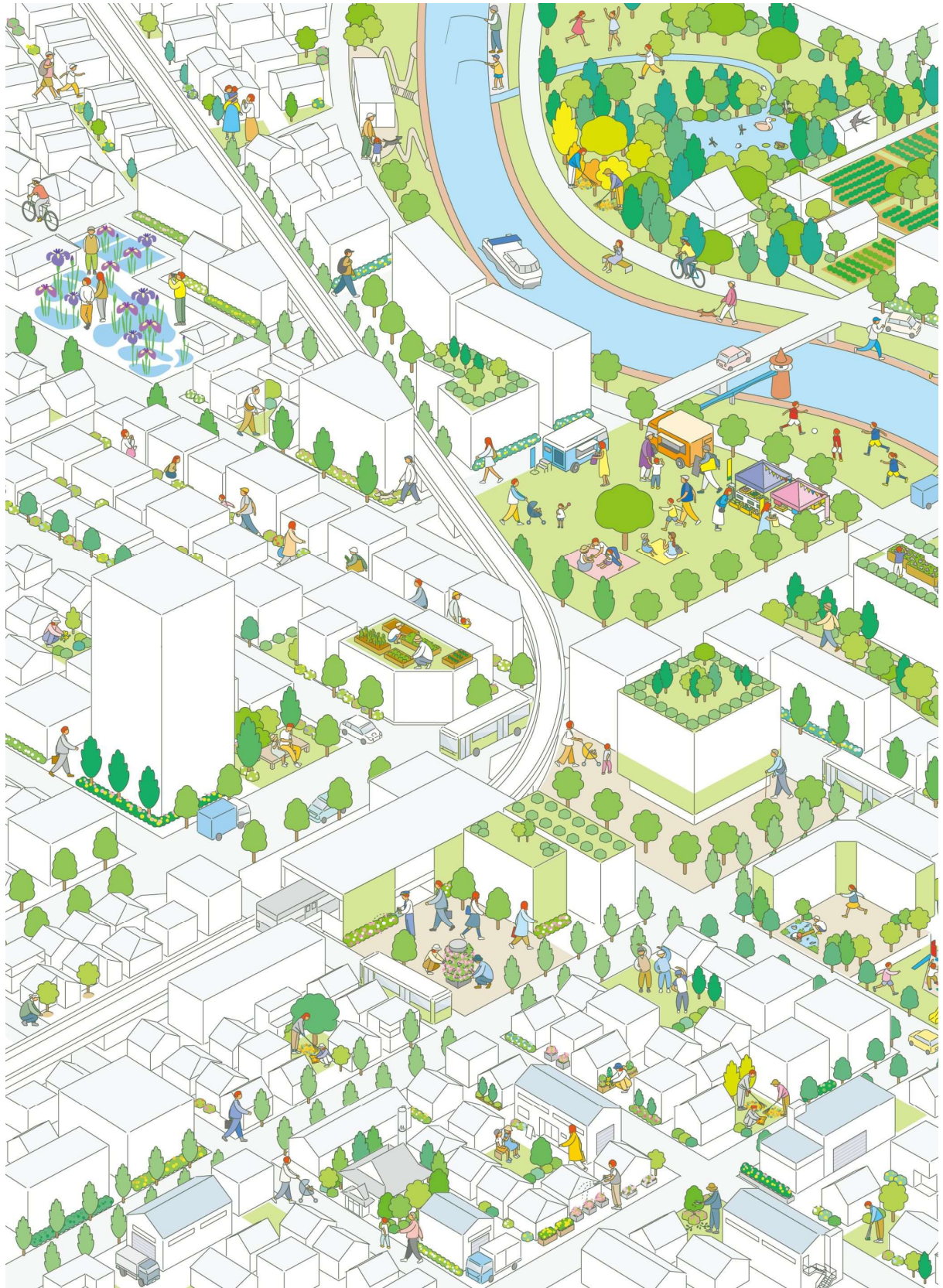
方針 4 緑・水辺でつなぐ人づくり

区民をはじめとする多様な担い手による様々な活動により、人のつながりやコミュニティづくり、まちづくりへの主体的な参加につなげていくため、活動の場や機会を創出することで活動を後押ししていきます。

4 緑・水辺の将来イメージと配置方針

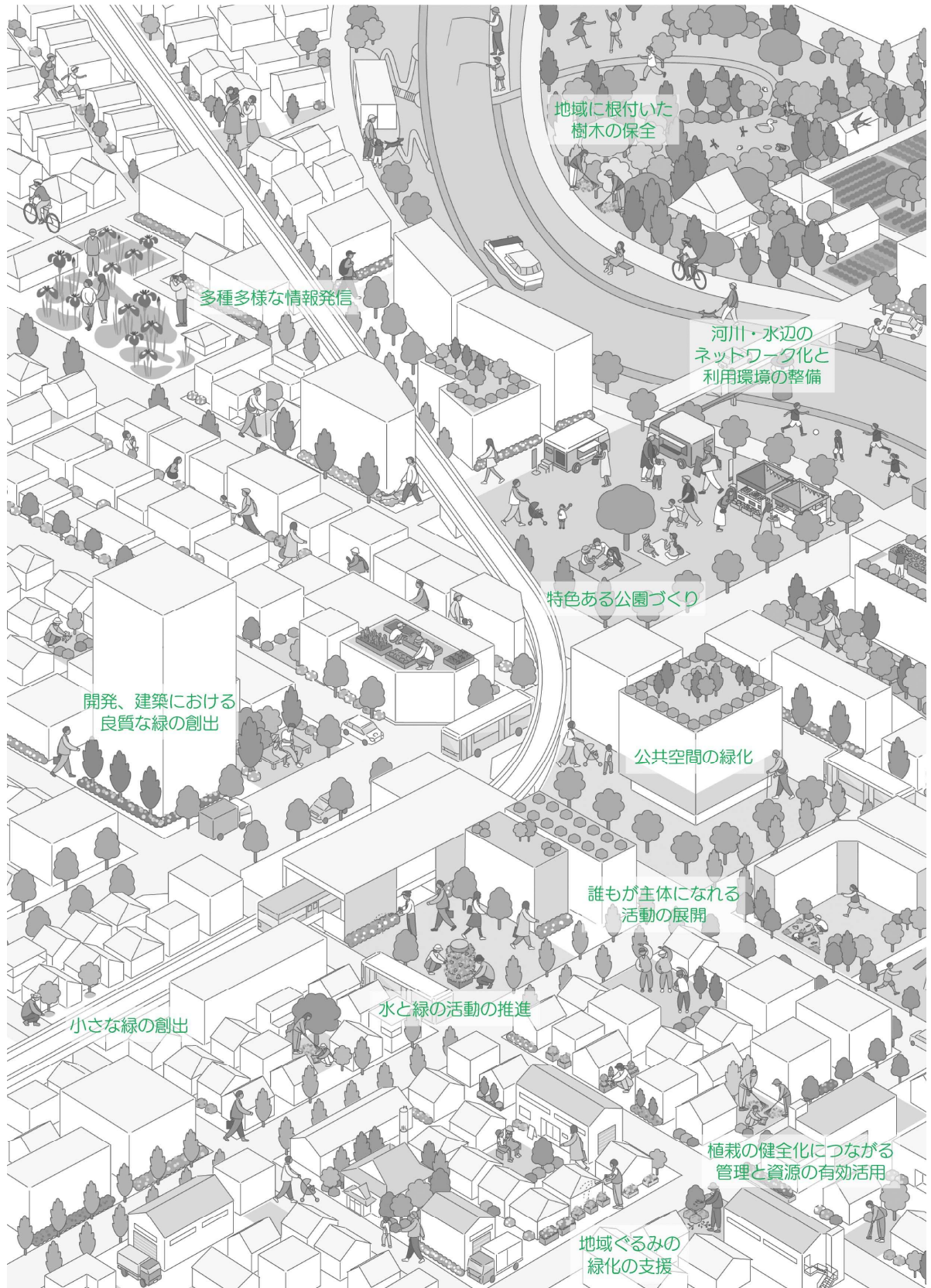
(1) 将来イメージ

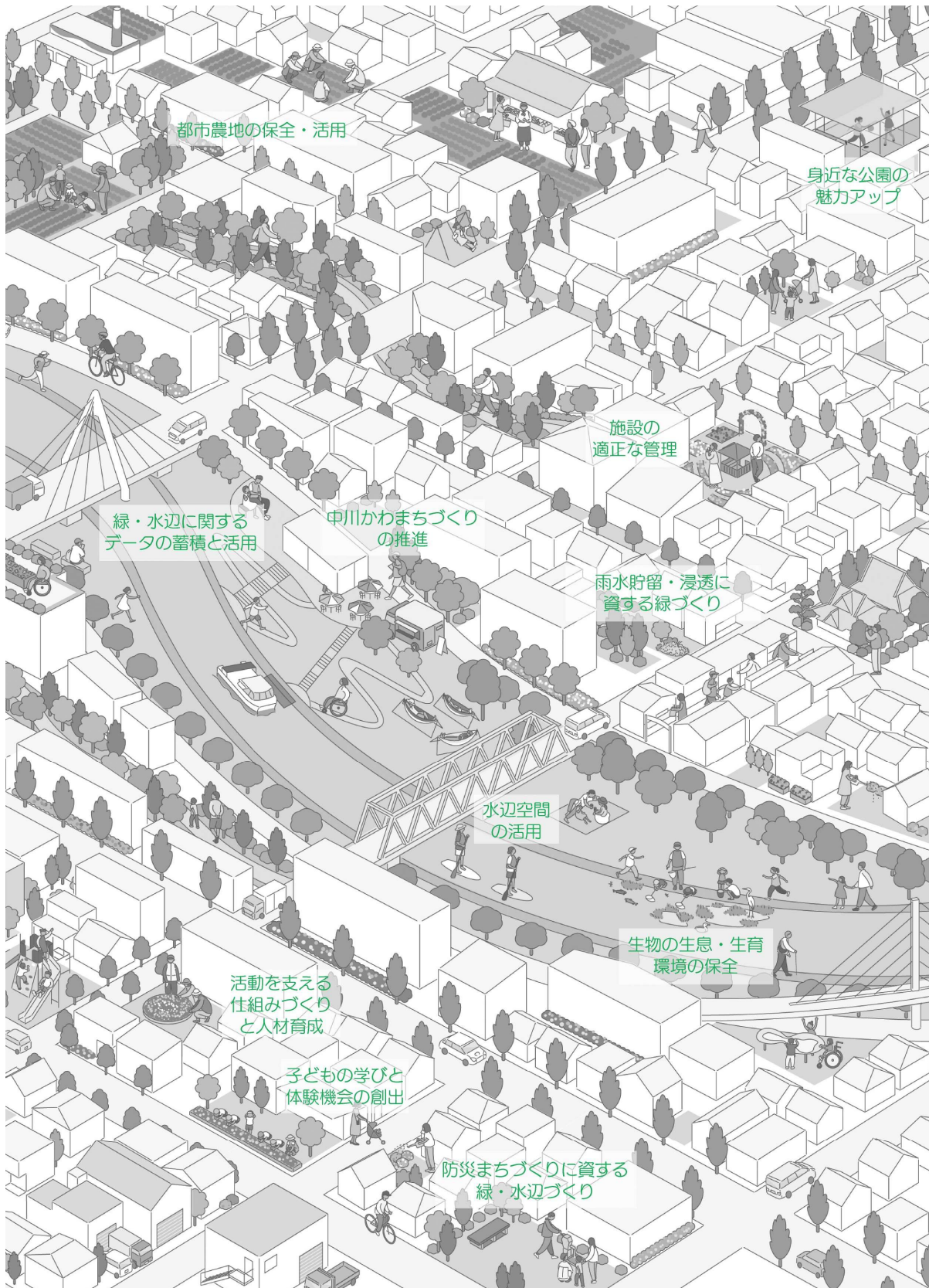
将来像、目標が実現された 20 年後の理想の緑・水辺のイメージは次のとおりです。





前頁で示した将来イメージに対応する施策は次のとおりです。(p.52、53 参照)





(2) 配置方針

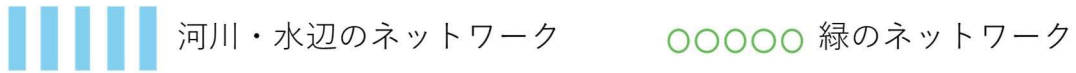
葛飾区都市計画マスタープランに示された「緑と水辺の整備、景観形成方針図」を基本としつつ、区全体の水と緑の骨格と拠点、地域の特性に応じた緑・水辺の保全・創出を進めるための指針となる配置方針を次のように定めます。



緑・水辺の配置方針

①区全体をつなぐ水と緑

区内の水と緑の骨格となる河川空間や幹線道路を軸として、水と緑のネットワークを形成し、緑・水辺の機能を発揮させていくことで、潤いのある景観形成、生きものの生息・生育環境の保全などにつなげていく。



②拠点 様々な主体により緑・水辺の維持・創出に取り組み、地域らしさ、魅力、安全の向上につなげていく拠点とする。

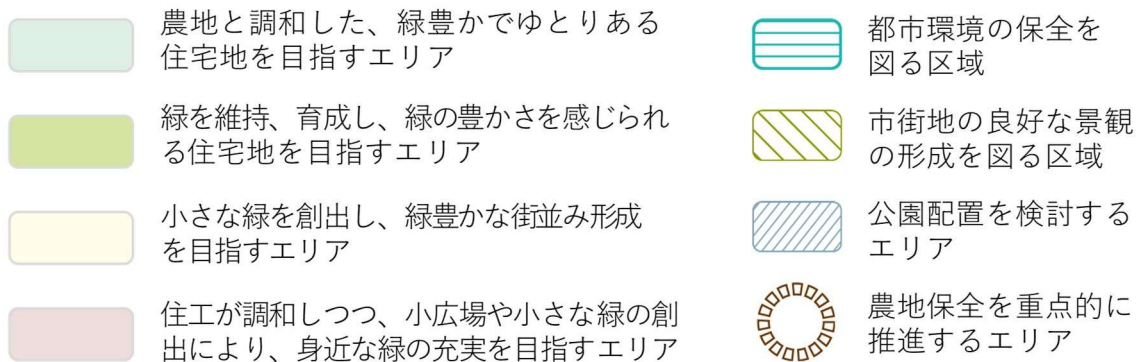


③ネットワーク コミュニティ道路や緑道、川沿いの散策路や親水テラスをネットワークに位置付け、暑さを和らげる緑陰形成や良好な景観形成、レクリエーションなどの機能を高めていく。



④土地利用の特性を踏まえ緑の保全・創出を図るエリア

地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出を進め、様々な主体の取組によって緑・水辺を身近に感じられるまちをつくっていく。



第4章

緑・水辺に関する施策

1 施策体系

将来像

みんなではぐくむ

方針1

地域の魅力を高める緑づくり

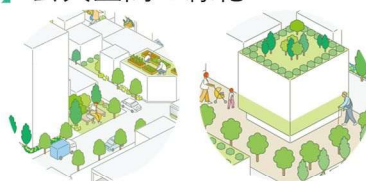
施策 1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

- 【1】身近な公園の魅力アップ
- 【2】特色ある公園づくり



施策 1-2 街づくりを通じた緑の創出

- 【1】開発、建築における良質な緑の創出
- 【2】公共空間の緑化



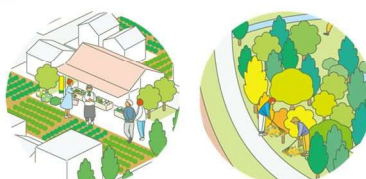
施策 1-3 魅力ある小さな緑の創出

- 【1】小さな緑の創出
- 【2】地域ぐるみの緑化の支援



施策 1-4 都市農地と地域に根付いた樹木の保全

- 【1】都市農地の保全・活用
- 【2】地域に根付いた樹木の保全

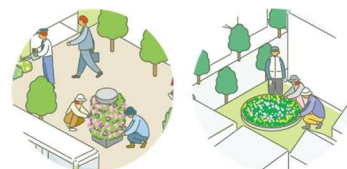


方針4

緑・水辺でつなぐ人づくり

施策 4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進

- 【1】水と緑の活動の推進
- 【2】活動を支える仕組みづくりと人材育成



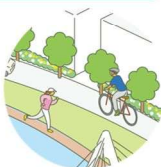
水と緑でつながる かつしか

方針 2

地域の魅力を高める 水辺づくり

施策 2-1 水辺に親しめる 空間の充実

- 【1】 河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備



施策 2-2 水辺空間の活用

- 【1】 中川かわまちづくりの推進
- 【2】 水辺空間の活用



施策 2-3 水辺の自然環境保全

- 【1】 生物の生息・生育環境の保全

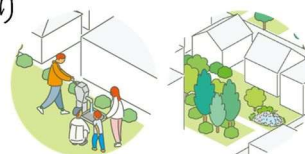


方針 3

地域の安全を支える 緑・水辺づくり

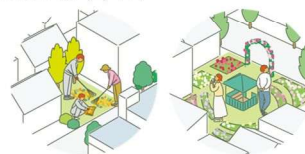
施策 3-1 まちの安全を支える 緑・水辺づくり

- 【1】 防災まちづくりに資する緑・水辺づくり
- 【2】 雨水貯留・浸透に資する緑づくり



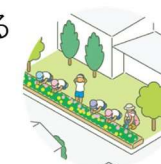
施策 3-2 緑・水辺の施設の 適正管理

- 【1】 植栽の健全化につながる管理と資源の有効活用
- 【2】 施設の適正な管理



施策 4-2 未来の担い手づくり

- 【1】 誰もが主体になれる活動の展開
- 【2】 子どもの学びと体験機会の創出



施策 4-3 魅力が伝わる情報発信

- 【1】 多種多様な情報発信
- 【2】 緑・水辺に関するデータの蓄積と活用



2 施策

方針 1 地域の魅力を高める緑づくり

施策 1-1

魅力ある公園づくりと公園の利活用

徒歩圏を考慮した公園の適正配置を進めるとともに、地域住民の意見を取り入れながら、利用者ニーズに応じた魅力ある公園づくり、管理運営・活用を、地域住民をはじめとする様々な主体と連携して進めていきます。

取組の方向性【1】 身近な公園の魅力アップ

区民に身近な公園について、地域特性を踏まえ地域住民の意見を取り入れながら、より質を重視した利用しやすい場としていきます。

取組① 誰もが利用しやすい公園づくり

- 公園等の計画的な改修を通じ、施設、植栽によって個々の公園の特徴を明確にし、魅力を高めていくとともに、利用環境の向上を図ります。
- 多様な利用者に配慮した安全・安心な公園づくりを進めます。



改修工事の例（堀切東公園）



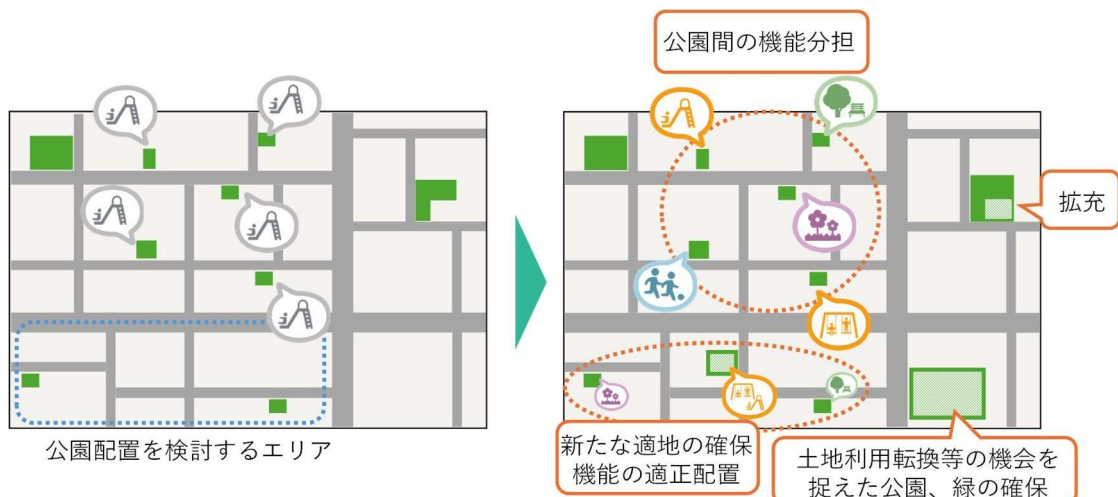
園路のバリアフリー化工事の例（南奥戸第二公園）

取組② 多様な主体による公園の利活用促進

- 新たな利用ニーズを掘り起こす実験的な利用の機会を様々な主体と連携して設けていきます。また、その成果をもとに、利活用の手引きを作成するなど、身近な公園の活用を支援、後押ししていきます。
- 区民をはじめ、自治町会やNPO、学生など、多様な主体による地域特性に応じた公園の利活用を促進します。また、ボール遊びのルール検討など、地域住民が主体となった地域のための公園の利用ルールづくりを促進します。
- 水元公園内において区が運営するスポーツ施設、金魚展示場、水元かわせみの里を公園管理者と連携して適切に管理し、利用者がスポーツを楽しむ機会、地域の環境や歴史文化を学ぶ機会を提供します。

取組③ 徒歩圏を考慮した公園の適正配置

- 公園配置を検討するエリアにおいては、機会を捉えた新たな適地の確保による公園整備を進めるとともに、利用圏域を考慮した公園機能の適正配置を検討するなど、限られた財源で利用者が楽しめる公園づくりを進めていきます。
- 大規模な民有地の土地利用転換や売却の機会を捉え、一定規模を有する公園や魅力ある緑の確保を進めます。
- 既存公園においては、より使いやすく魅力ある公園としていくため、隣接地の取得による整形化や拡張など、機会を捉えた拡充を進めます。
- 公園間の機能分担により、乳幼児が安心して遊べる公園、小・中学生が活発に遊べる公園、豊かな植栽による憩える公園など、個々の役割を明確にした施設更新、改修に取り組みます。



徒歩圏を考慮した公園の適正配置イメージ

取組の方向性【2】 特色ある公園づくり

比較的規模の大きな都市公園や広域から人が集まる、特徴的な施設を有するなどの特色ある公園については、地域特性や利用者ニーズに応じた整備、管理運営を図ります。

取組① 特色ある公園の整備、改修

- 公園の整備・改修時には、公園面積や周辺状況などに応じて、インクルーシブな遊び場づくり、木陰をつくる樹木の植栽、キッチンカーやカフェなど飲食ができる場所、子どもが自由な発想で遊びを作り出すプレイパークといった冒険遊び場など、新たな利用者ニーズに応じていくための施設、空間整備を検討します。
- 公園の整備などにおいては、引き続き説明会やワークショップの開催、WEBを活用した意見聴取など、幅広く意見を取り入れることで魅力ある公園づくりを進めます。



上千葉砂原公園



鎌倉公園

特色ある公園の例

取組② 民間活力を生かした公園の整備・管理運営の検討

- 魅力ある公園の整備・管理運営につながる指定管理者制度や設置管理許可制度、Park-PFI 制度など、民間活力を生かすことができる各種制度活用に向け、候補地などを検討します。



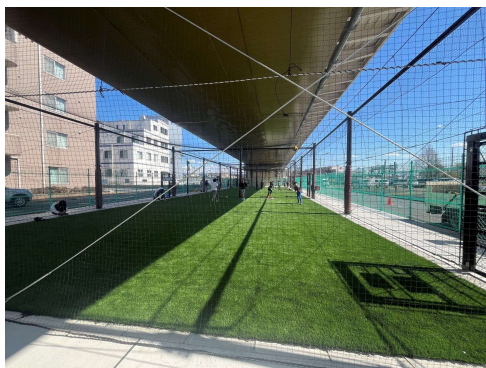
公園に寄せられる多様な意見

本区には、交通ルールが学べる公園や動物と触れ合うことができる公園、園内の植物で四季を感じることができる公園など、様々な公園があります。

公園は、都市の貴重な緑やオープンスペースとなる施設であり、多くの方に利用していただいています。一方で公園の整備や管理には、区民の皆さまから様々なご意見が寄せられます。



新宿交通公園



東新小岩二丁目西児童遊園
(子どもボール遊び場)

具体的に一例を挙げると、ボール遊びができる公園をつかってほしい、自宅にボールが飛んでくるのでボール遊びを禁止してほしい、犬を散歩させたい、犬が苦手なので散歩させないでほしい、夜間は閉鎖してほしいなどです。

ご意見への対応として、例えばボール遊びについては、子どもボール遊び場といった天井までネットで覆った公園の整備や、激しいボール遊びを抑止するための樹木の植栽や注意喚起表示などを行っています。



広場に樹木を植栽した
東新小岩二丁目かがやき公園



ボール遊びに関する注意喚起表示の例

本区は、公園と住宅が近接することも多く、また、外国人の居住者は増加傾向のため、今後はより一層、利用者や近隣住民からの意見が多様となることが想定されます。

公園は区民の財産であり、近隣にお住まいの方、公園の利用者が共に快適に過ごすためには、区民のみなさまのご理解やご協力が欠かせません。

施策 1-2

街づくりを通じた緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や集合住宅の建設の機会を捉え、創出されるオープンスペースへの多くの緑の誘導、公共施設や幹線道路の緑化を通じ、緑豊かな街並みの形成、居心地が良く歩きたくなる街づくりにつなげていきます。

取組の方向性【1】 開発、建築における良質な緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や宅地開発、集合住宅や一定規模以上の敷地における建設等に際し、都市開発諸制度や各種制度の運用を通じ、まちの魅力となる緑豊かなオープンスペースの創出を促進します。

取組① 市街地整備と連携した緑の確保・創出

- 市街地開発事業や宅地開発等に際し、地域の環境保全や良好な景観形成、防災機能の向上につながるオープンスペースに多くの緑を誘導します。多くの人が訪れる駅周辺の開発事業などにおいて、緑豊かな街並みを形成していくため、建築物の屋上や壁面への緑化も必要に応じ誘導していきます。
- 地区計画や緑地協定制度等の都市計画手法を活用し、緑の創出を進めます。



市街地整備と連携した緑の創出
(立石駅北口地区第一種市街地再開発事業)

出典：立石駅北口地区市街地再開発組合資料

取組② 緑化計画等による質の高い緑の創出

- 一定規模以上の敷地における建築行為等の際し「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき緑化と緑化計画の届出を義務付ける緑化制度の運用を通じて、緑の創出を進めます。
- 緑化制度の運用を通じ緑・水辺が持つ様々な機能を生かすグリーンインフラの取組を促進するため、情報を収集し、発信の方法などを検討します。
- 市街地開発事業、宅地開発に関わる事業者等に向け、良質な緑の確保につながる各種認証制度に関する情報を提供し、気候変動、生物多様性、Well-Beingの向上などに配慮した緑の創出を促します。
- 水元公園周辺及び江戸川沿いの風致地区では、地区内の土地所有者等に向けて、風致地区制度の目的や歴史、その効果などについて分かりやすく周知し、自然的・歴史的・郷土的特色を後世に伝えるため、緑地や水面等の良好な自然環境に調和した都市環境の保全を図るとともに、必要に応じて調査・検証等を実施し、他の都市計画制度との整合を図りつつ、地域の特性に応じた風致のあり方を検討します。



良質な緑を確保するための様々な認証制度

近年、緑地が持つ多様な機能に対する期待の高まりを背景に、ESG投資^{*}など環境分野への民間投資を通じて質の高い緑地を確保する機運が高まっています。このような動きを後押しする取組の一つとして、国や東京都、公益法人、民間団体等により良好な緑地の確保と維持に関する取組を認証する様々な制度が運用されています。

^{*}環境や社会に配慮した事業を行い、適切な企業統治（ガバナンス）がなされている会社を評価し、投資すること

< 認証制度の例 >

制度	運営主体	概要
TSUNAG (優良緑地確保計画 認定制度)	国土交通省	民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度
SEGES (社会・環境貢献緑地 評価システム)	公益財団法人 都市緑化機構	企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取組を評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であると認定する制度
自然共生サイト	環境省	ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組
江戸のみどり 登録緑地制度	東京都	在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度

取組の方向性【2】 公共空間の緑化

公共施設や道路などの公共空間において、緑豊かな街並みの形成につながる緑化に率先して取り組みます。

取組① 公共施設の緑化

- 公共施設の整備や改修においては、緑化制度に基づく適正な緑化を行うとともに、在来種の活用など地域固有の生態系にも配慮します。
- 施設周辺の道路幅員が狭く、道路内への植栽が困難な場合においては、道路の緑を補い、魅力的な街並みとして連続性や一体感を感じられるよう配慮した施設の緑化に努めます。



取組② 緑のネットワーク形成

- 幹線道路においては、国や東京都と共に、幅員や沿道の状況、街並み形成、気候変動適応、緑陰形成、健全な育成など、様々な観点で樹種や配置の検討を行い植栽します。
- コミュニティ道路や緑道は、地域住民が憩い、集える歩行者優先の道路として、緑による安らぎの実感や地域の魅力ある景観形成に寄与するよう、樹冠の形成などに配慮した維持管理や改修を進めます。
- 密集市街地等においてポケットパークなどの小広場の整備を行う際は、緑陰の創出や地域住民による利活用につながるよう、周辺状況を踏まえ植栽の検討を行います。



木陰を創出する街路樹



ポケットパーク

**施策
1-3**
魅力ある小さな緑の創出

地域の特性に応じ、建物の屋上・壁面の緑化、空き地、住宅や店の軒先など、様々な小さな空間における緑の創出を支援し、緑豊かな街並み形成につなげていきます。

取組の方向性【1】 小さな緑の創出

住宅地、商業地の小さなスペースを活用した緑や花の創出を支援し、緑豊かな街並みの形成につなげていきます。

取組① 民有地における小さな緑の創出支援

- 潤いのある街並み形成や火災の延焼防止などにつながる生垣、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギーへの効果が期待される屋上緑化や壁面緑化への補助事業により、区民、事業者等による緑の創出を支援します。
- 店先や玄関先といった敷地内における小さなスペース、窓辺やベランダなどを活用した緑の創出の効果や手法、事例などの周知、新たな補助事業の検討により、区民、事業者等の取組を促進します。
- 現行の緑化制度の対象範囲の見直しも含めた誘導手法について検討し、小規模な宅地における緑化を促進します。



緑化や助成に関するパンフレット

出典：世田谷区 HP





区内の軒先園芸

区内では、様々な工夫を凝らし、ご自宅で軒先園芸を楽しんでいる景色が見られます。区民の皆様が緑に触れ、親しみ、興味関心を持つことは、緑化推進のためにも非常に重要です。

しかしながら、ご自宅の敷地範囲を越え、道路上や公道の植栽柵に個人の植物が植えられたり植木鉢が置かれることでトラブルの原因となるケースがあります。

これは、植栽柵内の街路樹の枯死などによりできた空間を埋めるため、区民の方のご好意によって行われた場合もあります。しかし、植栽柵内に管理者の許可なく、個人の物などを配置、植栽することは認められておらず、長らく放置され通行者に被害が及ぶことも多くある状況です。

これらへの対応として、枯れ木を撤去し新たに植栽するなど、きめ細かな管理や、意欲のある区民の方が緑化活動に取り組めるよう、支援する方法を検討する必要があります。

本区では、道路に面する公開性の高い個人の敷地に、区から配布したパネル式の植栽基盤や花の苗を用いて緑化をしていただく、まちかどマイガーデンモデル事業という取組を試験的に進めていこうとしています。今後も、より多くの方が緑化や植物に興味・関心を持っていただけるよう、取り組んでいきます。



区内の軒先園芸



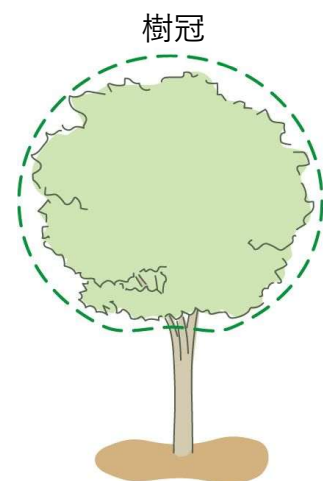
樹冠

樹冠とは、樹木上部の枝葉が茂っている部分をいいます。

樹冠の豊かな緑は、街並みに潤いや彩りを加えます。また、気候変動の影響により夏の暑さが厳しさを増す中で、日差しを遮る緑陰（木陰）をつくる効果への期待が高まっています。

樹冠は 75～95%程度の日射を遮ることや、緑量の多い樹木の下では体感温度の指標となる SET（標準有効温度）が日なたと比べて 7°C程度低いことが確認されています。

一方で、樹冠が大きくなることで、枝や落ち葉が隣地に入り込むといった問題も生じています。こうした問題を発生させないよう、適切に樹木を管理して育てていくことが重要です。



取組② 花いっぱいのもちづくりの推進

- 駅前広場や道路、公園などを緑と花で彩る「花いっぱいのもちづくり活動」においては、活動をより広く進めていくため、地域住民をはじめ、事業者や子育て・教育施設などとの協働につながるイベントや講習会、講座の開催など、担い手への支援等に引き続き取り組みます。
- かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会と協働し、区内外において立体花壇「フラワーメリーゴーランド®」や「フラワーキャンバス」の設置を進め、花いっぱいのもちづくりを広げていきます。



フラワーメリーゴーランド®



フラワーキャンバス

取組の方向性【2】 地域ぐるみの緑化の支援

地域住民が協力して緑化に取り組む活動を支援し、緑豊かな街並みを形成していきます。

取組① 緑地協定制度の活用

- 土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民が協力して緑化に取り組む「緑地協定制度」の活用を検討し、地域の環境・景観の向上につながる緑化を推進します。

取組② 地域ぐるみの緑化活動への支援

- 個人の庭を一般に公開するオープンガーデンやご近所同士が一緒に行うガーデニングや緑化など、地域ぐるみで植物を育てる活動を支援する仕組みを検討し、小さな緑による景観形成や活動をきっかけとしたコミュニティの形成、生物の生息・生育環境の創出などにつなげていきます。



都市農地と地域に根付いた樹木の保全

多様な機能を有する都市農地や良好な都市環境、景観形成、気候変動適応などにつながる樹木・樹林を保全する各種制度の活用により、所有者の支援を行うとともに地域住民が農や緑にふれあう機会の創出などを通じて保全の機運を高めていきます。

取組の方向性【1】 都市農地の保全・活用

都市農地の保全・活用と、区民が農とふれあう環境づくりを通じて農のある風景を継承していきます。

取組① 各種制度を活用した都市農地の保全

- 生産緑地地区の指定、生産緑地地区の特定生産緑地への移行の働きかけを継続し、都市農地の保全を進めます。
- 生産緑地の貸借制度や東京都の奨励金事業の活用を進めるとともに、生産緑地地区内における直売所・加工所の設置や、生産緑地地区内で採れた地元野菜を使った飲食店の拡大などについて、農地所有者や地産地消を推進する飲食店等との意見交換を行いながら検討を進めます。
- 本区の特徴の一つである農のある風景を継承していくため、農地や屋敷林などが比較的まともに残る、農地保全を重点的に推進するエリアにおいて、「農の風景育成地区制度」の活用を検討し、地域のまちづくりと連携しながら未来につながる農地の保全や活用に取り組みます。
- 農福連携をはじめとした新たな潮流について、関係者等と情報共有を図るとともに、他自治体の事例も参考にしながら研究を進めます。



区内の農地



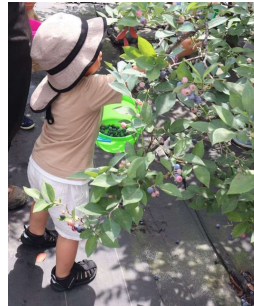
農の風景育成地区内の農業公園（世田谷区）

取組② 区民が農とふれあう環境づくり

- 土に親しみ収穫の喜びを体験できる区民農園や体験農園、ふれあいレクリエーション農園をはじめとした各事業に取り組むとともに、JAと連携・協力し、区内の新鮮な農産物である葛飾元気野菜の取扱店や使用店、マルシェの拡充などを図り、区民の都市農地への理解醸成を進めます。
- 子育て・教育施設や農業者などとの連携による農業体験や小松菜一斉給食等の食農教育など、農とのふれあいにつながる多様な機会の創出・提供を通じて、子どもが農とふれあう場づくりを進めます。



農業体験農園



ブルーベリーの収穫



PR即売会チラシ

取組の方向性【2】 地域に根付いた樹木の保全

長い年月をかけ育まれ継承された、大木や寺社林・屋敷林などのまとまった緑について、各種制度を活用して保全を図るとともに、これら緑の保全への地域住民の理解・機運を醸成していきます。

取組① 法や条例に基づく樹木・樹林の保全

- 民有地の緑を守るため、大きな樹木やまとまった面積をもつ樹林の所有者に対し、保存樹木・樹林の指定を働きかけるとともに、維持費の一部補助などの支援を行います。
- 保存樹木や保存樹林の新たな指定につながる手法として、指定基準や補助金の見直しなどを検討します。
- まとまった面積を有する樹林を保全するため、より担保性の高い緑の保全制度である、特別緑地保全地区をはじめとする都市緑地法の諸制度の活用を検討します。

取組② 樹木・樹林の保全を支える機運の醸成

- 樹木・樹林がもたらす様々な恩恵への理解を深め、地域で守り支える機運を醸成するため、落ち葉清掃ボランティアなど、区民参加により樹木・樹林の保全を支援する取組を進めます。
- 植栽の管理により生じた枝葉などについては、資源としての有効活用に取り組みます。



方針 2 地域の魅力を高める水辺づくり

施策 2-1

水辺に親しめる空間の充実

水辺において快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めるとともに、水辺空間を利活用する人々の快適性や利便性の向上につながる環境づくりに取り組みます。

取組の方向性【1】 河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備

治水や河川環境との調和に配慮しながら、川沿いの散策路や親水テラスの整備により、水辺を快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めます。

水辺の利活用促進に向け、レクリエーション活動の拠点としての機能向上、快適性や利便性に資する施設等の充実を図ります。

取組① 散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出

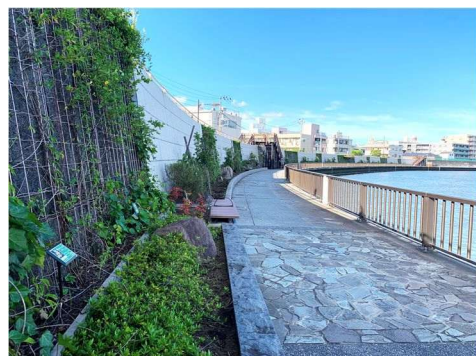
- 区内の河川においては、河川管理者や河川沿いでのもちづくり等と連携し、堤防や河川沿いの道路を利用して、散策路やサイクリングロード、木陰による日陰確保、休憩場所などの快適性や利便性の向上に資する施設等を整備し、散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出に取り組みます。

取組② レクリエーション活動の拠点機能の充実

- 河川や水辺と一体的な空間となる公園等においては、運動やスポーツ、散策やピクニック、釣りなどの水辺空間を生かした活動のほか、ボートやカヌーなどの水上空間を生かしたレクリエーション活動など、様々な活動の拠点としての機能を地域住民の意見を取り入れながら充実させていきます。

取組③ 施設改修に合わせた利用環境整備

- 護岸整備や施設の老朽化対策に合わせ、治水や河川環境との調和に配慮しながら、散策、休憩、サイクリング等に利用できる環境整備を進めます。



中川親水テラス

施策 2-2

水辺空間の活用

まちと川が一体となったまちづくり「中川かわまちづくり」をはじめ、賑わい創出や、人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動の場としての活用を促進します。

取組の方向性【1】 中川かわまちづくりの推進

水辺の回遊性向上につながる施設整備、産官学・官民連携による河川空間の活用を進めます。

取組① 水辺の散策路等の整備

- 高砂橋から上流の国が管理する中川において、河川・水辺空間の賑わい創出を図るため、国が行う水辺の散策路などの整備に加え、飲食などを楽しめる拠点の整備、災害時だけでなく舟運などにも活用できる船着場や河川・水辺空間までの安全な動線整備など、身近に感じることができる水辺空間の整備を進めます。

取組② 河川空間を活かした賑わい創出

- 各地区の地域団体等と連携し、中川を身近に感じてくつろぎ親しむ疑似体験イベント等を継続的に開催することで、中川かわまちづくりの機運醸成を図りつつ、河川・水辺空間を活かした賑わい創出に向けた検討を進めます。
- 水面を活用したレクリエーションを体験する機会や地域活動への支援を検討し、河川・水辺空間を活用した新たな楽しみ方の発見やニーズの掘り起こしにも取り組んでいきます。



令和6年度中川かわまちづくりイベントの様子

取組の方向性【2】 水辺空間の活用

人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動の場としての活用を促進するため、利用ニーズや担い手の発掘につながる取組の試行、活動の支援を進めます。

取組① 水辺空間・船着場の実験的活用の推進

- 水辺空間及び船着場は、レクリエーション活動や舟運、観光など幅広い活用方法に寄与するよう、新たな利用ニーズや利活用の担い手づくりにつながる実験的な利用の機会を様々な主体との連携により創出するとともに、水辺空間のPRにつなげていきます。

取組② 水辺空間・船着場を活用する活動の支援

- 河川管理者と連携し、河川空間のオープン化、河川協力団体制度などの官民連携の仕組みを活用することで水辺空間の多様な利活用を進めます。
- 船着場は、災害時の利用に限らず平常時の利用を図るため、位置や形状、利用時間、利用条件といった情報の公開や、活用ルールの検討に取り組み、舟運や水上レクリエーションでの利用につながる船着場の活用を促進していきます。



水辺空間の利活用イメージ

**施策
2-3**

水辺の自然環境保全

自然保護区域や自然再生区域などの自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全に配慮した水辺空間の整備、管理を進めることにより、ネイチャーポジティブの実現に貢献します。

取組の方向性【1】 生物の生息・生育環境の保全

生物の生息・生育の拠点となっている水辺空間の保全、水環境の改善を進めます。

取組① 自然保護区域、自然再生区域の保全

- 自然環境の保護と回復を目的に区が指定した「自然保護区域」及び「自然再生区域」について、保全または復元された自然の状態を良好に保全するため、清掃、植生などの管理を行います。また、自然の復元や生物の生息状況を定期的に調査し、保全・維持活動に生かしていきます。



西水元水辺の公園

取組② 水元小合溜の生態系の回復と良好な水環境の改善

- 多様な水生生物の保全を目的としたヒシ類の刈取りなどの管理、水質や水生生物のモニタリング、住民や活動団体と協力した植生の刈取りや外来種駆除などの活動を進めます。
- 施設の経年劣化に対応するため、水循環システムの改修、既存の浄化施設の有効活用に取り組みます。



水元小合溜

取組③ 大場川の堤防強化や生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全

- 「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）」に基づき、堤防の強化を図るとともに、生物生息空間の確保、豊かな自然環境が現存している中州と、そこに発達しているヨシ原等の自然植生群落の保全を進めます。

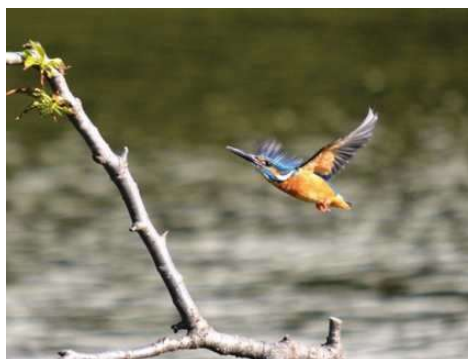


水辺の貴重な自然 ～水元小合溜と大場川～

水元小合溜

水元小合溜は、もともと江戸時代に川をせき止めてつくられた溜池で、小合溜井と呼ばれていました。小合溜井からは農業用の水路が引かれ、長い間、地域の水田をうるおしました。豊かな生態系および水郷景観を有する都内でも貴重な環境でしたが、周辺の都市化に伴って生活排水が流入したこと、さらに取水先である大場川の水質汚濁が進んだことなどから、昭和 50 年代から昭和 60 年代にかけて水質が著しく悪化しました。

そこで、平成元（1989）年度から水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」が進められ、一定の水質の改善が図られました。しかし、近年、ヒシ類などの水生植物の大量繁茂や、「カムバックかわせみ作戦」で整備した水質浄化施設の経年劣化に伴う今後の維持管理費用の増大が懸念されており、これらの課題解決に向け、河川環境改善計画を策定し、取組を進めています。



水元小合溜に生息するカワセミ

大場川

埼玉県吉川市に源を発し、水元公園付近を流下して中川に合流する全長 16.8km の河川です。

大場川の中州は、本区の自然保護区域に指定されており、ヨシ・オギ・ガマ等を主とした河川敷本来の植生が繁茂した自然植生群落が形成されています。野鳥の採餌、休息、越冬の場所や営巣地として貴重な役割を果たしており、カワセミ、アベハゼ等の東京都レッドリストの記載種が確認されています。



大場川中州

方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

施策 3-1

まちの安全を支える緑・水辺づくり

街づくりや公園整備の機会などを捉え、災害時における地域の応急活動拠点としての公園の機能拡充、浸水被害軽減に資する緑・水辺の確保を進めます。

取組の方向性【1】 防災まちづくりに資する緑・水辺づくり

地震や水害に対する防災・減災を支える機能を有する緑・公園の確保、機能拡充を進めます。

取組① 防災性に配慮したオープンスペースの確保と公園の機能拡充

- 震災などの災害時に一時的に避難できる公園やポケットパークなど小広場の確保、延焼防止や避難スペースなどの役割を担う都市農地の保全を進めます。
- 自治町会の応急活動の拠点、在宅避難者への支援の場となる防災活動拠点については、区内全体における配置方針を検討するとともに、防災資器材倉庫や防火用貯水槽、マンホールトイレ、かまど兼用ベンチ等の整備を進めます。
- 防災活動拠点や都市計画道路、小広場の整備においては、火災時のふく射熱の遮断や延焼防止に寄与する植栽を検討します。



防災活動拠点



座板を外すとかまどになるベンチ



ポケットパークや道路の植栽



- 災害発生時の避難スペースとして活用する防災協力農地の保全に努めます。
- 災害時に農地が地域の防災に果たす役割の周知を行うことで防災協力農地の定着に努めます。
- 大規模水害時における垂直避難場所となる拠点を創出するため、街づくり事業や公共公益施設の改修等に合わせた公園の整備、改修時に、立体都市公園制度の活用を検討します。



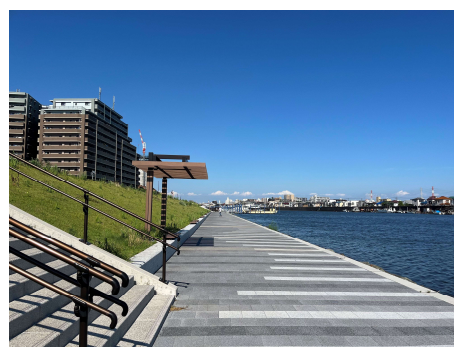
防災協力農地

取組② 水辺の公園における防災機能向上

- 河川や水辺と一体的な空間となる公園において、災害時の避難場所や河川を利用した支援物資の集配など防災活動の拠点としての機能の充実を図ります。
- スーパー堤防整備の機会を捉えた街づくりにより、親水性と防災性を兼ね備えた水辺空間の整備を進めます。
- 防災船着場は、災害時の物資の輸送方法などを踏まえ、運用方針や今後の配置などについて検討を進めます。



緩傾斜型堤防整備事業と連携した公園整備のイメージ
(新小岩公園)



スーパー堤防事業とあわせて
整備された水辺空間 (江戸川区)

取組の方向性【2】 雨水貯留・浸透に資する緑づくり

公園や公共施設といった公共空間の整備・改修、民間施設の整備などあらゆる機会を捉え、あまみずグリーンインフラといった雨水の一時貯留により気候変動への適応につながる緑の空間を創出していきます。

取組① 公共空間における雨水貯留・浸透設備の設置

- 公園、公共施設の新設・改修の機会を捉え、雨水の一時貯留につながる^{あめにわ}雨庭などグリーンインフラとなる施設の整備を検討します。
- 区内の地形や土壌の浸透能力、地下水位などを基に、より有効な雨水・貯留浸透対策を研究します。

取組② 民間施設における雨水貯留・浸透設備の設置促進

- 大規模な都市開発事業に際しては、雨庭の設置や緑地の整備等を誘導します。
- 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例、宅地開発指導要綱に基づき、集合住宅、宅地開発における雨水流出抑制施設の設置及び雨水利用を指導します。
- 緑化と雨水貯留施設整備への一体的な支援策を検討し、住宅や事業所における取組を促します。



グリーンインフラと雨庭

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会の様々な課題解決に活用しようとする考え方であり、環境保全、防災・減災、交流・コミュニティ形成、健康増進など、分野横断的な取組によって複数の課題の同時解決を図ることが期待されています。

その中でも、近年特に注目が集まっているのが、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間である雨庭（レインガーデン）です。雨水を貯留・浸透することに加えて、暑熱緩和や生物多様性の保全、良好な景観の形成など、緑が持つ様々な効果が期待されています。

公園、道路、公共施設などの公共空間だけでなく、住宅の庭や事業所の敷地でも取り組めるグリーンインフラとして、全国各地で取組が広がっています。



雨庭の例（江戸川区）

緑・水辺の施設の適正管理

道路や公園、公共施設における樹木について、安全を確保しつつ健全に育成していくための維持管理や更新を計画的に進めていきます。

また、施設、植栽の維持管理を適切かつ効率的に進めていくため、管理情報のデジタル化などDXを推進します。

取組の方向性【1】 植栽の健全化につながる管理と資源の有効活用

倒木等の事故や樹木の生育に伴う周辺家屋への被害を未然に防ぎ、健全で豊かな緑を育成するため、計画的な更新や中長期的な視点に立った適切な管理に取り組み、街の魅力を向上します。

取組① 植栽の育成・管理・更新

- 葛飾区街路樹管理計画等に基づき、道路の安全性・快適性の維持、地域の魅力や価値の向上につながる街路樹の適切な管理、更新を進めます。
- 公園、公共施設において、樹勢の衰えが見られる大木化や老木化したサクラ類など安全上注意を要する樹木を対象に、定期的な診断・評価の実施、再生・更新計画の作成を検討します。
- 倒木等の事故を未然に防ぎ、樹木を健全に育て、公園の魅力や利用環境を向上していくため、公園、公共施設の樹木の管理に関する指針や点検マニュアルを作成し、適切な管理を行います。
- 区の花であるハナショウブは、本区のPRにつながるよう、良好な状態を維持するための管理計画の検討や活用に取り組みます。
- 植栽の整備、維持管理に際しては、在来種の活用、草地や水辺における生物の生息・生育に配慮した草刈り頻度の調整や意図的な刈り残し、刈草の残置などに取り組み、地域の生物多様性の向上につなげていきます。



区の花 ハナショウブ

取組② 資源の有効活用

- 植栽の管理により生じた枝葉などについては、資源としての有効活用に取り組みます。



樹木の維持管理 ～樹木に関する3つの課題～

本区の公園の約半数が開園後40年以上を経過し、園内に植えられた樹木は大きく育ち、区の大切な財産となっています。

一方で、大木化や老木化の進行により、大きく3つの課題が生じています。

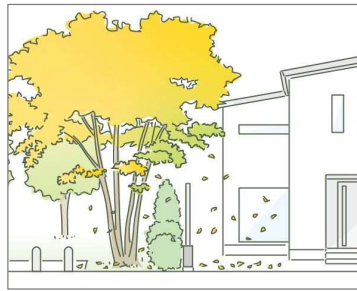
課題1
生育上の課題

樹木が大きくなり、樹間が密になったり、植栽枠のサイズに合わなくなったりすることで、生育不良を起こしています。



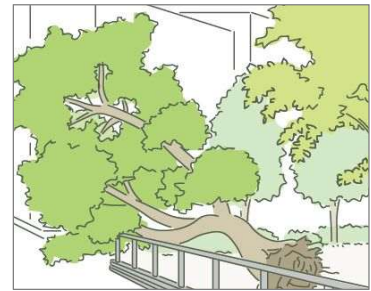
課題2
近隣への影響

高木化により、隣地への枝の越境や落ち葉の飛散などの影響が出ています。



課題3
安全上の課題

老木化により、倒木や枝落ちの発生の危険性が増大しています。



これらの課題を未然に防いで樹木を健全に育てるために、樹木の伐採も含め、次の対策を計画的に進めていきます。

対策1
間引き
(伐採)

樹木が密になりすぎないように、適切なタイミングで間引きを行います。

対策2
点検調査

日常点検、不具合がみられる樹木の詳細点検により、問題が深刻化する前に対応を図ります。

対策3
更新(植替え)

※必要な場合

措置を行っても樹勢の回復が見込めない樹木、危険を除去できない樹木は、必要に応じて植替えを行います。

取組の方向性【2】 施設の適正な管理

施設管理や長寿命化に関する計画に基づいて維持管理・更新を行うとともに、DXの活用により、施設の安全の確保と業務の効率化の推進に取り組みます。

取組① 施設の維持・再生

- 施設の安全性を確保するとともに、利用者が楽しめる公園づくりを進めるため、利用圏域を考慮した公園機能の適正配置を検討します。また、葛飾区公園・河川等総合管理計画に基づき、施設の計画的な更新と長寿命化を進めます。
- 区が管理する準用河川について、適正かつ効率的な河川及び河川管理施設の維持管理を進めるため、施設保全に関する検討を進めます。



遊具の更新・維持工事の例（したて公園）

取組② 維持管理に関するDXの推進

- 維持管理を効率的に進めるため、公園施設や公園・道路の植栽に関する既存資料のデジタル化を進めます。また、施設の修繕や改修、植栽の伐採など、維持管理に伴う管理情報の更新を適宜行っていきます。
- 日常の維持管理で確認された不具合、利用者等から寄せられる意見・要望、これらへの対応状況などをリアルタイムで記録、共有し、管理・点検業務の効率化につながるシステム構築を検討します。



施設の長寿命化

公園の遊具やベンチなどの施設は、古くなるにつれ、汚れや傷みが激しくなったり、不具合を生じやすくなったりします。傷みや不具合が起きた後に修理や交換を行うのではなく、故障や劣化が進む前に定期的なメンテナンスを行い、長く使い続けられるようにすることを「長寿命化」といいます。

長寿命化に取り組むことは、施設の安全性確保に加え、計画的な補修・修繕によってライフサイクルコストの縮減、平準化などにもつながります。

方針4 緑・水辺でつなぐ人づくり

施策 4-1

緑・水辺をはぐくむ活動の推進

花いっぱいのもちづくり活動や公園等の自主管理など区民の活動をより広めるとともに、ライフステージや環境の変化など、担い手の状況に合わせた活動の継続を後押しする支援を充実させます。

取組の方向性【1】 水と緑の活動の推進

培ってきた緑、花、公園に関わる協働の取組を継続、活性化します。

取組① 花いっばいのもちづくりの推進

- 駅前広場や道路、公園などを緑と花で彩る「花いっばいのもちづくり活動」においては、活動をより広く進めていくため、地域住民をはじめ、事業者や子育て・教育施設などとの協働につながるイベントや講習会、講座の開催など、担い手への支援等に引き続き取り組みます。
- かつしか花いっばいのもちづくり推進協議会と協働し、区内外において立体花壇「フラワーメリーゴーランド®」や「フラワーキャンバス」の設置を進め、花いっばいのもちづくりを広げていきます。

→施策1-3 魅力ある小さな緑の創出

取組の方向性【1】 小さな緑の創出 取組② 再掲

取組② 緑化、公園の自主管理等の活動推進

- 水と緑に関する活動への参加を促進するため、緑化推進協力員、公園等の自主管理等の活動を広く知らせる情報発信に取り組みます。
- 緑化推進協力員のスキルアップ支援や緑化活動への協力を求める区民、事業者等とのマッチングなど、活動の充実に向けた支援、仕組みづくりを検討します。
- 公園等の自主管理活動への参加の呼びかけを継続します。また、参加団体の意向に応じて、公園の活用、マナー啓発、ルールづくりなど、より活動を展開できる仕組みを検討します。



葛飾区緑化推進協力員会



かつしか花いっばいのもちづくり
推進協議会



公園の自主管理団体

取組③ 水辺空間・船着場を活用する活動の支援

- 河川管理者と連携し、河川空間のオープン化、河川協力団体制度などの官民連携の仕組みを活用することで水辺空間の多様な利活用を進めます。
- 船着場は、災害時の利用に限らず平常時の利用を図るため、位置や形状、利用時間、利用条件などの情報公開、活用ルールの検討に取り組み、舟運や水上レクリエーションでの利用につながる船着場の活用を促進していきます。

→施策2-2 水辺空間の活用
取組の方向性【2】 水辺空間の活用 取組② 再掲

取組④ 活動団体の情報共有・交流の促進

- 地域の緑化推進への貢献を称え、感謝の意を表すため、功績のあった活動への顕彰を行います。
- 交流会や見学会など、活動団体間での取組やノウハウの共有、協力関係構築のきっかけをつくることで活動の活性化を図ります。

取組の方向性【2】 活動を支える仕組みづくりと人材育成

活動を支える仕組みの充実、新たな担い手の発掘につながる体験機会の創出や人材育成を進めます。

取組① 活動を支える仕組みづくり

- 個人や事業者等が、緑化、公園の自主管理等の活動支援のため花苗や資材の提供などに協力するサポーター制度の構築を検討します。
- 緑・水辺で行うイベントや活動のニーズ、課題を丁寧に拾い集め、実現、解決を支援するコーディネーターとなる中間支援組織との連携、相談窓口の設置などを検討します。
- 活動を支援するための安定した財源の確保について検討します。
- スマートフォンアプリを使った活動団体からの報告や各種手続き等、活動団体と区とのコミュニケーションを円滑にするDXの活用を検討します。
- 活動の参加に対する地域ポイントの付与やオリジナルグッズの配布など、参加の動機付けにつながる仕組みを検討します。
- 葛飾元気野菜のPRをすることで消費を拡大し、さらなる地産地消につなげる仕組みを検討します。



事業者が環境美化活動をサポートしている「はな街道」
(中央区)



葛飾元気野菜直売所

取組② 担い手育成につながる体験・学びの機会創出

- 新たな担い手を発掘するため、緑や水辺に関する活動を気軽に体験できる機会の創出や、世代や価値観に関わらず興味・関心を惹きやすい食や農をテーマとしたイベント、収穫体験など、様々な方法で活動につながるきっかけを創出していきます。



野菜収穫オリエンテーリング

- ボランティア活動の運営に必要なノウハウや緑化、水辺の活用に関する知識や技術などを学ぶボランティア育成講座を開設し、担い手となる人材を育成します。

施策
4-2

未来の担い手づくり

事業者をはじめ、教育や福祉などあらゆる主体や事業との連携により緑・水辺を活用した人のつながり、まちづくりへの積極的な参加を緑・水辺から広げていきます。

子どもや若者をはじめとしたあらゆる区民に向けた水や緑に関わる機会の提供により、未来の担い手づくりにつなげます。

取組の方向性【1】 誰もが主体になれる活動の展開

緑・水辺の活用につながる事業者等との協働、健康・子育て・福祉など様々な分野の区民活動・事業との連携、ニーズの掘り起こしを進めます。

取組① 様々な分野の事業との連携

- 公園を活用した健康づくりや運動の機会づくりを健康、福祉、スポーツなど様々な分野と連携しながら進めていきます。
- 子どもの遊びや子育て支援活動による公園活用について、子育て分野と連携して推進します。
- 年齢や障害の有無に関わらず、植物とふれあう園芸福祉活動や、障害のある方の園芸療法につながる緑化活動など、福祉分野と連携した取組を検討します。
- これらの実現に当たっては、事業者等とも協働しながら取組を進めていきます。



健康遊具を使った健康づくり



うんどう教室の様子

取組② 新しい活動の掘り起こし

- 新しい活動を掘り起こし育てていくため、区民、事業者、地域の団体等から、緑・水辺での活動の提案を受け、関係部署が連携して実現を支援する仕組みを構築します。
- 公益性の確保を前提に、民間によるイベント開催、キッチンカーの出店など、利用や活動を展開しやすくするための制度を検討します。
- 水と緑の拠点や一定規模を有する公園をはじめ、地域のニーズに応じて、実験的な利用イベントやワークショップでの意見交換などを様々な主体と連携して行うことで、新たな利用ニーズの把握や利活用の担い手づくりにつなげていきます。

取組の方向性【2】 子どもの学びと体験機会の創出

様々な主体と協力し、子どもの緑・水辺にふれあう機会や学び・活動参加につながる機会を創出していきます。

取組① 緑の体験機会の創出

- 子どもと保護者、保育者を対象に、緑・水辺の利活用や植物の育成などを体験する講座を開催します。
- 子どもが日常的に緑にふれあう機会を広げていくため、子育て・教育施設などが取り組む花壇整備やビオトープづくり、緑のカーテンなどの緑化を支援します。

取組② 環境学習、子育て・教育施設との連携

- 身近な緑・水辺で植物や昆虫、魚などのいきものを観察する体験学習を開催します。
- 子育て・教育施設や農業者などとの連携による農業体験や小松菜一斉給食等の食農教育など、農とのふれあいにつながる多様な機会の創出・提供を通じて、子どもが農とふれあう場づくりを進めます。

→施策1-4 都市農地と地域に根付いた樹木の保全
取組の方向性【1】 都市農地の保全・活用 取組② 再掲



自然学習講座



幼稚園の農業体験

魅力が伝わる情報発信

緑・水辺に関心を持つきっかけとなるよう、多様な担い手と協力し、緑・水辺の魅力や役割、緑・水辺をはぐくむ活動などの情報発信を行います。

緑・水辺に関する基礎的な調査の継続により、区の実践に生かすとともに情報発信や様々な活動に活用されるよう、結果を広く公表、提供していきます。

取組の方向性【1】 多種多様な情報発信

様々なメディアと連携するとともに、対象などに応じた広報戦略により訴求効果を高め、身近な緑・水辺や活動について関心を持つきっかけとなる情報を積極的に発信します。

取組① 緑・水辺を知る・楽しむきっかけを生む情報発信

- 緑・水辺に関する基本情報を整理し、より分かりやすく発信します。
- 身近な緑・水辺の利用につなげるため、幼児用遊具のある公園やおむつ替えができる施設の紹介、親子参加の環境学習や農業体験といったイベント情報を積極的に発信します。
- 「公園の開花情報」「水辺を楽しむスポット」「フォトスポット」など、利用者をはじめ区民参加で緑・水辺の魅力を集め、発信する取組を進めます。
- グリーンインフラとしての緑・水辺の役割や効果などについて情報発信を行い、区民の意識を醸成します。



農業体験授業

取組② 緑・水辺に関わる活動の情報発信

- 緑・水辺に関わる活動を知ってもらい、参加につなげていくため、緑・水辺をはぐくむ活動の担い手や場所、内容などの情報を発信します。
- 区のSNSのほか地域のメディアと連携し、緑・水辺に関わる活動をはじめ、イベント、季節の話題などの情報発信を進めます。

取組の方向性【2】 緑・水辺に関するデータの蓄積と活用

緑被率・みどり率、緑・水辺に関する区民満足度や意識等の基礎的な調査を継続し、データの蓄積・公表、施策・取組への反映を進めます。

取組① 基礎的なデータの把握と活用

- 緑被率・みどり率調査を定期的に行い、緑の分布状況や緑被率、樹木被覆率など、区内の緑・水辺に関する基礎資料を集積します。
- 基礎資料の評価・分析を行う際は、大学等の研究機関とも連携し、緑化施策の検証や、樹木の保全・維持管理、歩行空間や公園などにおける緑陰形成といった取組につなげていきます。
- 各調査や分析の結果については、適宜公表するとともに施策・取組のP D C Aに活用します。

取組② 区民参加型の情報収集

- 身近な緑・水辺への関心を高めるため、イベントなどの機会を捉え、スマートフォンなどを活用した区民参加型の緑・水辺に関する情報収集の方法などを検討します。

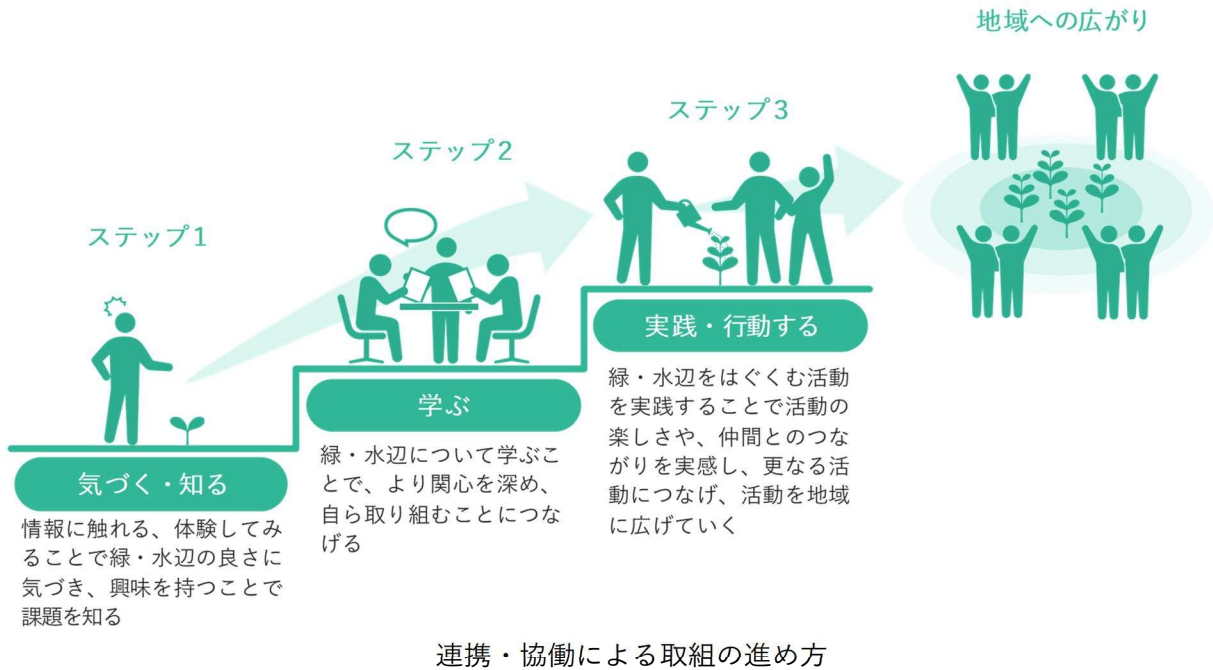
1 推進体制

本計画に沿って、区民、事業者、活動団体をはじめとして様々な主体と連携し、緑・水辺の保全、創出、利活用につながる取組を進めていきます。

区民、事業者、活動団体といった担い手と、取組の所管課や関係機関が連携・協働で取り組んでいける体制をつくり事業を進めていきます。また、必要に応じて、区・関係機関と多様な担い手の橋渡しや活動への助言などにより伴走支援者となる中間支援組織等とも連携していきます。



まずは、興味関心を持っていただき、段階的に主体的な活動に導けるよう、情報発信や学びの場、実践する場の創出や以下の3つのステップが連携されるように支援などを検討します。

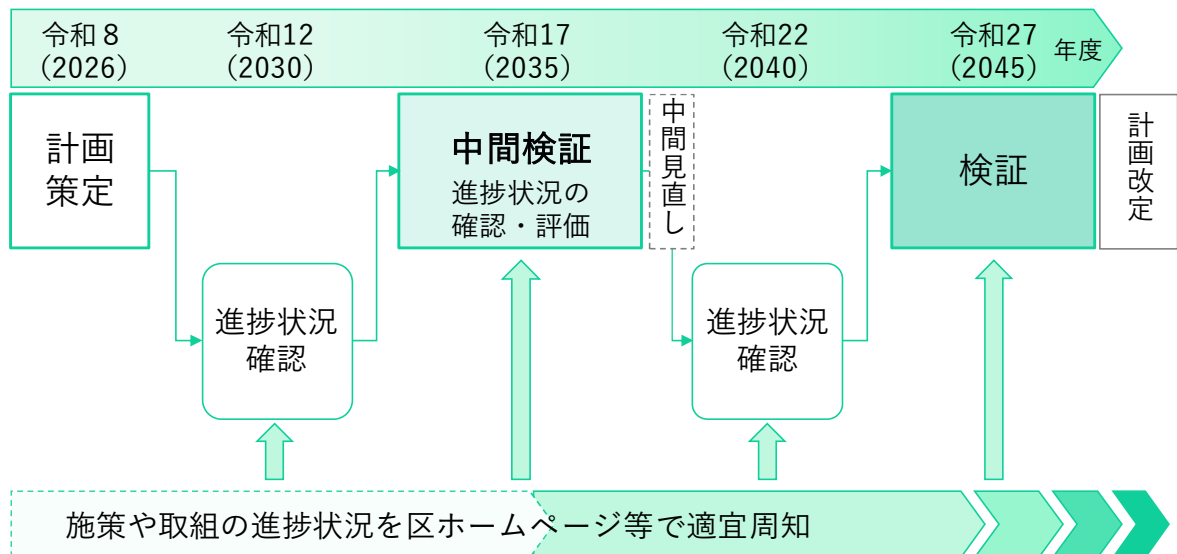


2 進行管理

本計画に掲げる目標に対し、緑・水辺を保全、創出、活用につながる取組の成果が現れるまでには一定の期間を要するため、20年の計画期間を踏まえ、おおむね10年後に当たる令和17（2035）年度を目途に中間検証を行います。

中間検証では目標に対する進捗状況の確認・評価を実施し、社会経済状況の変化、上位計画の動向等も踏まえ、中間見直しの必要性を検討します。

なお、本計画に基づき実施される施策や取組については、区ホームページ等で適宜周知することで情報を共有しながら進めていきます。



資料編

資料1	策定経過	88
資料2	アンケート結果	95
資料3	用語集	109

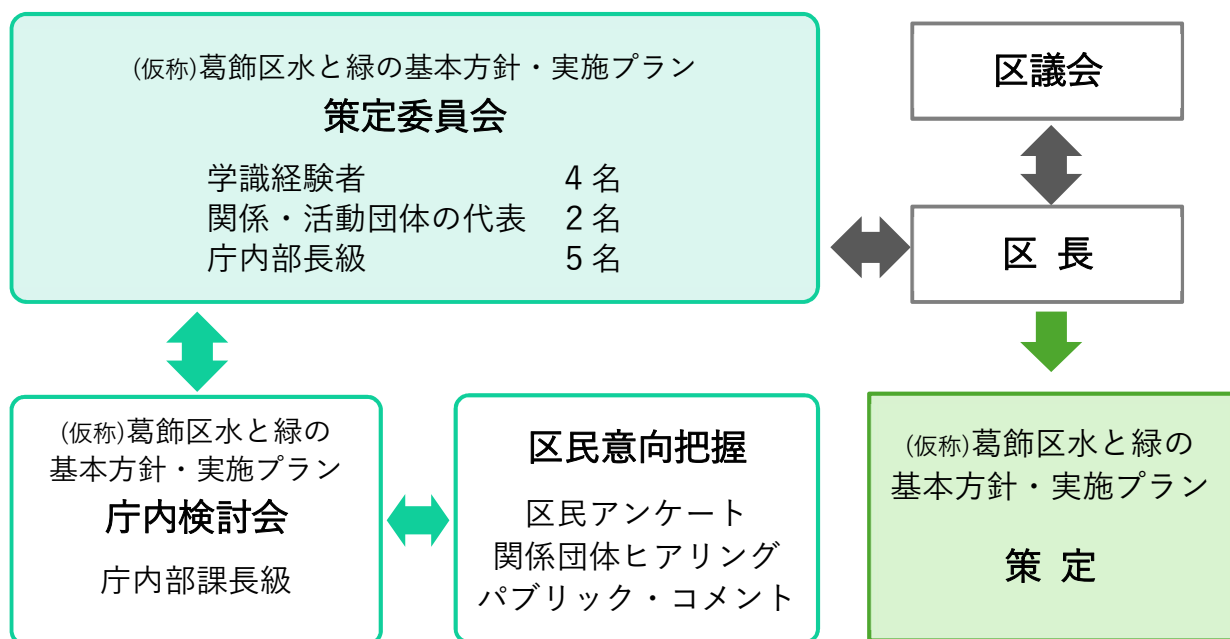
資料 1 策定経過

1 検討体制

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定にあたっては、学識経験者や区内関係団体等の代表などで構成する、(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会（以下、「策定委員会」とする）において内容の検討を行いました。

検討を進めるにあたり、緑被率などの水と緑に関する現状のほか、区内の緑・水辺に関する区民の意識・意向を踏まえた内容とするため、区民アンケートを実施するとともに、区民や事業者等の意見を反映するため、策定委員会で検討した素案に対する、関係団体へのヒアリングやパブリック・コメントを行いました。

その後、策定委員会において、(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン案を作成し、区議会への報告を経て、「葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン」を策定しています。



(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会設置要綱

令和6年8月7日
6 葛都都第 435 号
区長決裁

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づく、葛飾区の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、緑の基本計画の策定に関する事項を検討し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員により組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に掲げる事項について報告を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、学識経験者委員のうちから選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会は、必要に応じて、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員会の指示により緑の基本計画の策定に関する事項の調整を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランが策定された日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会委員 11名

構成	委員の専門分野、所属・役職等	備考
学識経験者 (4名)	緑地・ランドスケープ	
	公園の利活用	
	水辺の利活用	
	都市農地の保全	
区内関係団体等の代表 (2名)	葛飾区緑化推進協力員会	
	JA 東京スマイル葛飾営農研究会	
行政職員 (5名)	葛飾区政策経営部長	
	葛飾区産業観光部長	
	葛飾区環境部長	
	葛飾区都市整備部長	
	葛飾区都市施設担当部長	

※区内関係団体等の代表は、各団体の推薦による者とする。

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会委員名簿

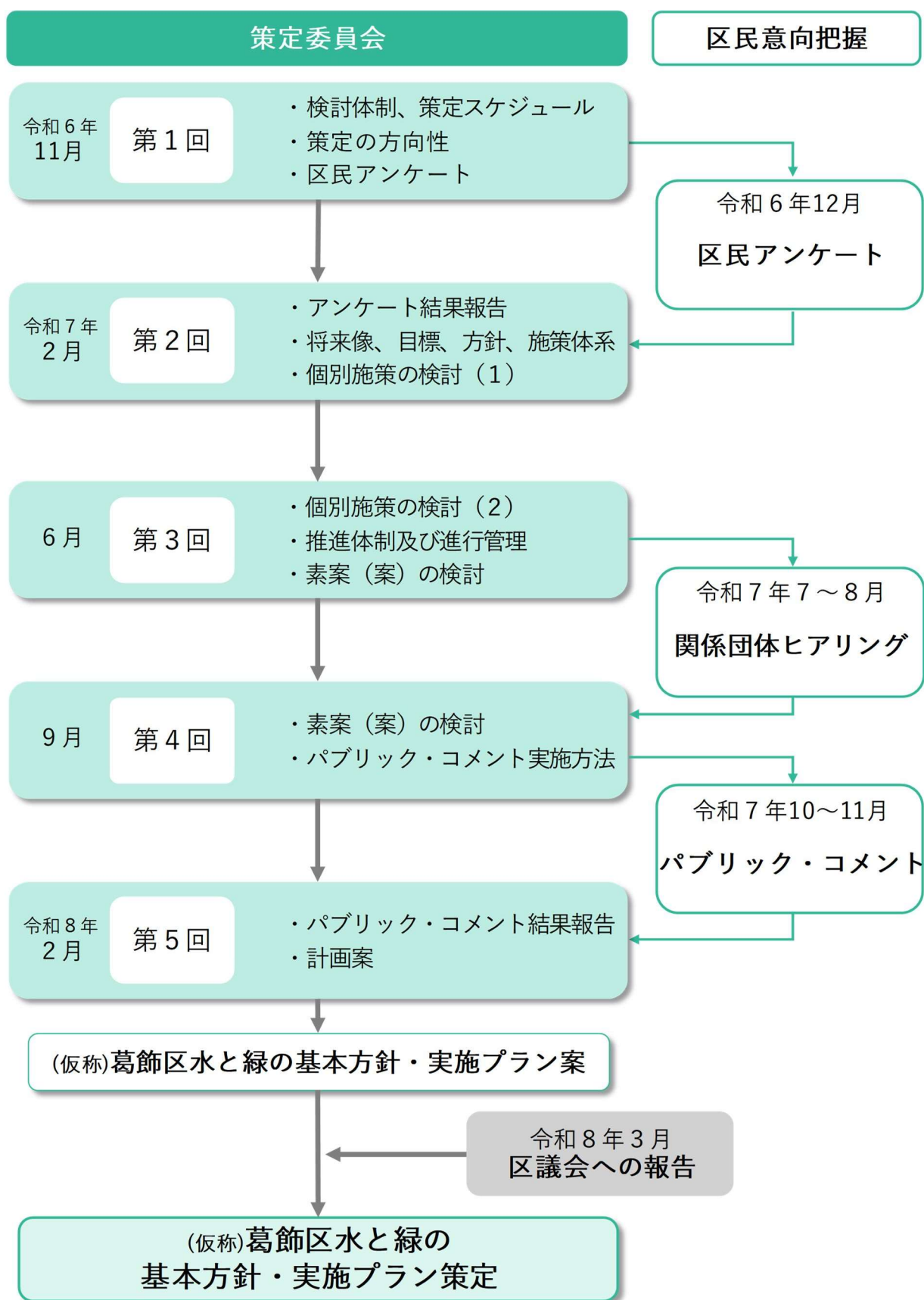
外部委員

委員長	阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授
副委員長	志村 秀明	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
委員	佐藤 留美	特定非営利活動法人エヌピーオーバース 事務局長
委員	寺田 徹	東京大学大学院新領域創成科学研究科 自然環境学専攻 准教授
委員	下井 守	葛飾区緑化推進協力員会 会長
委員	柴田 優	JA 東京スマイル葛飾営農研究会 文化部副部長

行政委員

委員	長南 幸紀	葛飾区政策経営部長
委員	吉田 峰子	葛飾区産業観光部長
委員	宮地 智弘	葛飾区環境部長 (第1回～第2回)
委員	木下 雅彦	葛飾区環境部長 (第3回～第5回)
委員	吉田 眞	葛飾区都市整備部長
委員	忠 宏彰	葛飾区都市施設担当部長

2 策定経過



3 葛飾区議会への報告経過

区議会		開催日	内容
第3回 定例会	建設環境 委員会	令和6年 9月17日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定に向けた組織体制について
第4回 定例会	建設環境 委員会	令和6年 12月2日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・現状・課題と策定の方向性定について ・区民アンケートの概要について
第1回 定例会	建設環境 委員会	令和7年 3月14日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・区民アンケートの実施結果について ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン骨子(案)について
—	建設環境 委員会	令和7年 7月10日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・目標に対する指標・配置方針など ・個別施策の検討 ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案(案)
第3回 定例会	建設環境 委員会	令和7年 9月16日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案(案) ・パブリック・コメントの実施方法について
第1回 定例会	建設環境 委員会	令和8年 3月(予定)	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・パブリック・コメントの実施結果について ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン(案)

4 区民意向把握

(1) 区民アンケート

満 18 歳以上の区内在住者及び区立小中学校に通う小学 5 年生・中学 2 年生を対象としてアンケートを行い、結果を踏まえて計画の内容を検討しました（結果は p.14～19、p.95～108 参照）。

(2) 関係団体ヒアリング

第 3 回策定委員会にて検討を行った素案（案）について、区内の関係団体へ説明し、意見を踏まえて第 4 回策定委員会にて素案をとりまとめました。

ヒアリングを行った関係団体（五十音順）

一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部
葛飾区生物多様性推進協議会
葛飾区緑化推進協力員会
葛飾の川をきれいにする会
かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部
JA 東京スマイル葛飾営農研究会
全日本不動産協会東京都本部城東第一支部

(3) パブリック・コメント

令和 7 年 10 月 15 日から 11 月 21 日の期間においてパブリック・コメントを行い、総数 18 件（提出者 8 人）の意見が出されました。

パブリック・コメントの実施については、広報かつしか、区ホームページ、及び SNS への掲載や区立小・中学校の児童・生徒への案内の電子配布のほか、オープンハウス（説明会）を区内 2 か所で開催するなど様々な方法で周知しました。

オープンハウス（説明会）

開催場所	アンケート回答者	開催日
アリオ亀有	58 人	10 月 31 日（金）、11 月 1 日（土）
新小岩駅北口駅前広場	84 人	11 月 14 日（金）、15 日（土）

この 2 か所に加え、区役所 2 階展示ホールにてパネル展示を行いました。



アリオ亀有



新小岩駅北口駅前広場



区役所でのパネル展示

資料2 アンケート結果

一般区民アンケート及び小・中学生アンケートの結果の一部を抜粋して掲載します（調査概要は、「第2章 現状と課題 1 計画を取り巻く動向」の「(6) 区民意識」(p.14) 参照)。

<調査結果の見方>

- ・図表内のnは、回答者総数（または該当設問での該当者数）を表します。
- ・集計は小数点第2位を四捨五入しており、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しており、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

1 一般区民アンケート

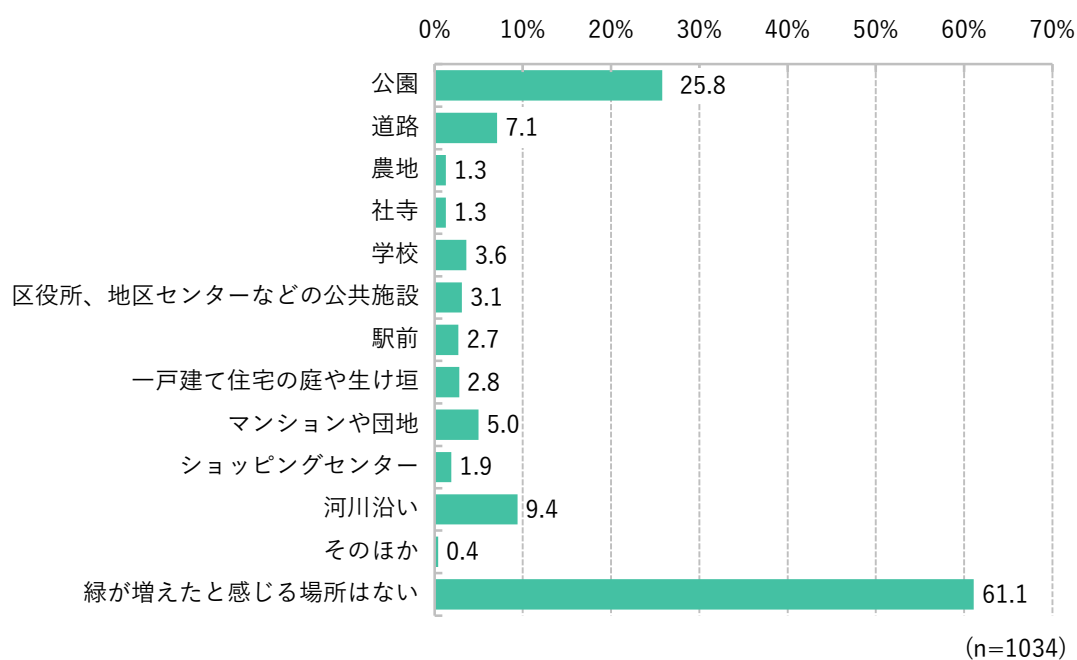
(1) 設問 (網掛け、丸番号：本項に掲載した設問)

調査項目	設問 [SA] 単一回答 [MA] 複数回答 [3] 3つまで
緑について	・住まい周辺の緑の量 [SA]
	・住まい周辺で緑が多いまたは身近に感じる場所 [MA]
	①住まい周辺で緑が増えたと感じる場所 [MA]
	②住まい周辺で緑が減ったと感じる場所 [MA]
	・今後増やしていく必要があると感じる緑 [MA]
	・「まちの魅力を高める」という要素としての満足度 [SA]
	・緑があってよかったと感じる時 [MA]
	・前問で「よかったと感じることは、あまりない」を選択した理由 [MA]
	③普段の緑に触れる機会 [MA]
	・緑に触れる機会はない理由 [MA]
水辺について	④今後行いたい緑に関する活動 [MA]
	⑤区の取組において水辺の有効活用ができていない理由 [SA]
	⑥葛飾区内で親しみを感じる水辺 [MA]
	・水辺の利用：利用方法 [MA]、利用頻度 [SA]、最も多く利用する時間帯 [SA]、利用する機会を持たない理由 [MA]
風景	・今後行いたい水辺の利用方法 [MA]
	⑦葛飾らしいまたは葛飾の魅力だと感じる、緑や水辺の風景 [3]
公園について	⑧住まい周辺の公園の量 [SA]
	・公園の利用：⑨利用方法 [MA]、利用頻度 [SA]、最も多く利用する時間帯 [SA]、利用しない理由 [MA]
	⑩身近な公園に望むこと [3]
期待する区の施策	⑪区の施策の認知状況 [MA]
	・区内の緑に関して区役所に期待する取組 [3]
	・区内の水辺に関して区役所に期待する取組 [3]
	・区内の公園に関して区役所に期待する取組 [3]
協働への意識	⑫区民が緑や水辺とふれあう機会を増やすため区役所に期待する取組 [MA]
	・緑化推進や水辺の活用によるまちの魅力向上のための協働の取組の必要性 [SA]
	⑬緑や水辺によって、まちを今よりも魅力的なものにするためにしてみたいこと [MA]
自由意見 [自由記述]	⑭前問の取組の妨げになっていること [MA]

(2) 調査結果

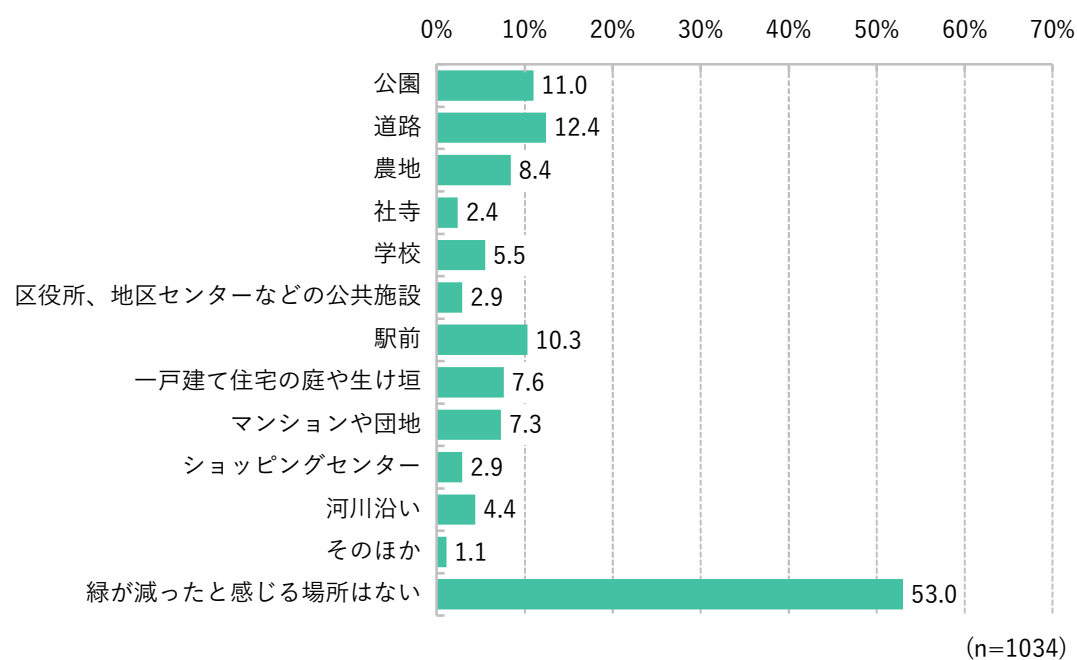
① 住まい周辺で緑が増えたと感じる場所 [MA]

- 「緑が増えたと感じる場所はない」(61.6%)が多く、次いで「公園」(25.8%)となっています。



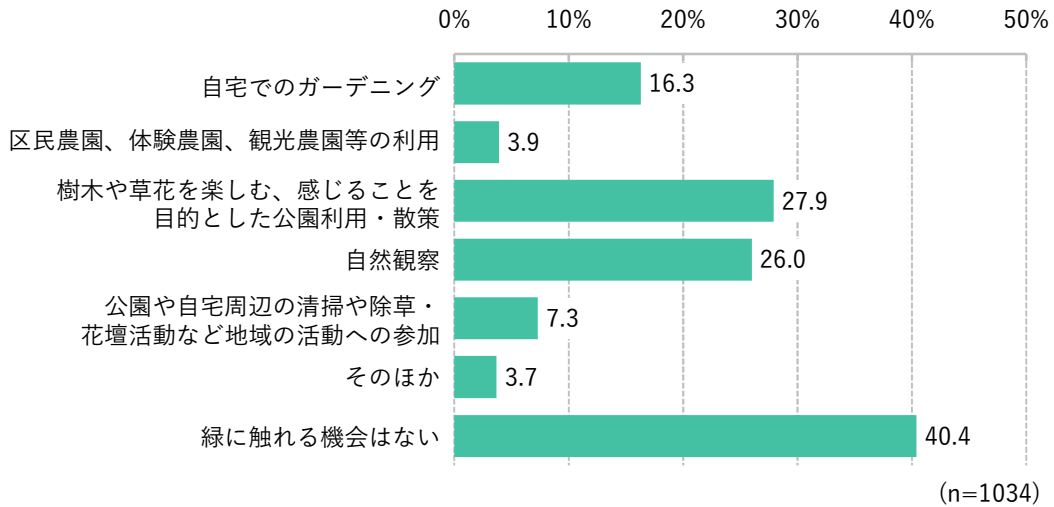
② 住まい周辺で緑が減ったと感じる場所 [MA]

- 「緑が減ったと感じる場所はない」(53.0%)が多く、次いで「道路」(12.4%)、「公園」(11.0%)、「駅前」(10.3%)となっています。



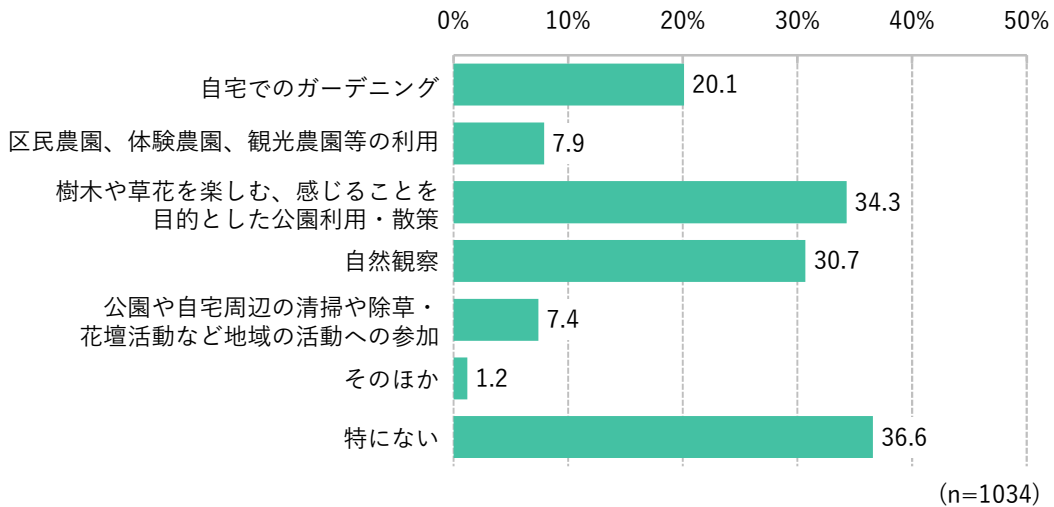
③ 普段の緑に触れる機会 [MA]

- 「緑に触れる機会はない」(40.4%) が最も多く、次いで「樹木や草花を楽しむ、感じることを目的とした公園利用・散策」(27.9%)、「自然観察」(26.0%) となっています。



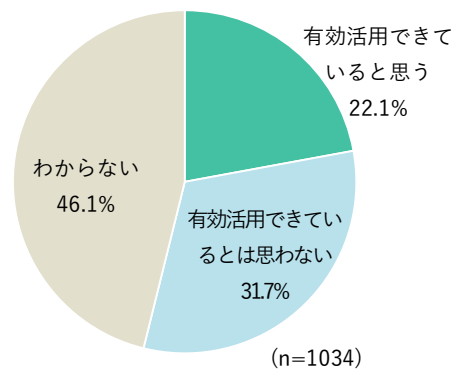
④ 今後行いたい緑に関する活動 [MA]

- 「特にない」(36.6%) が最も多く、次いで「樹木や草花を楽しむ、感じることを目的とした公園利用・散策」(34.3%)、「自然観察」(30.7%) となっています。



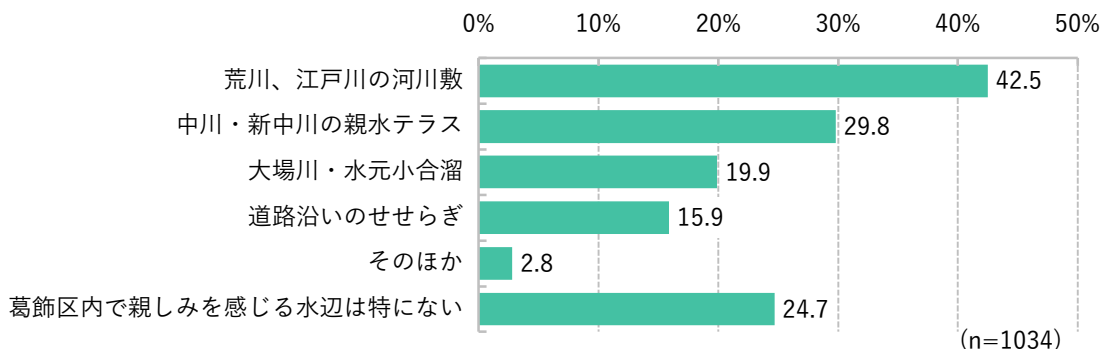
⑤ 区の実践において水辺の有効活用ができているか [SA]

- 「わからない」が約半数 (46.1%) を占めています。
- 「有効活用できていると思わない」(31.7%) が、「有効活用できていると思う」(22.1%) を上回っています。



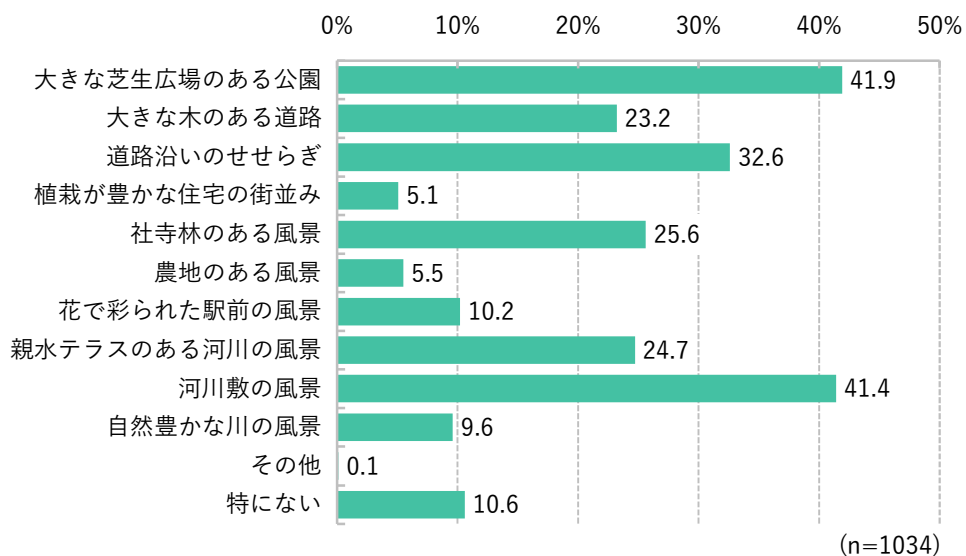
⑥区内で親しみを感ずる水辺 [MA]

- 「荒川、江戸川の河川敷」(42.5%)が最も多く、次いで「中川・新中川の親水テラス」(29.8%)となっています。



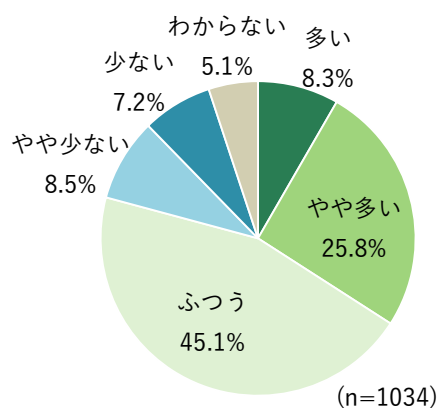
⑦葛飾らしいまたは葛飾の魅力だと感ずる、緑や水辺の風景 [3]

- 「大きな芝生広場のある公園」(41.9%)、「河川敷の風景」(41.4%)が多く、次いで「道路沿いのせせらぎ」(32.6%)となっています。



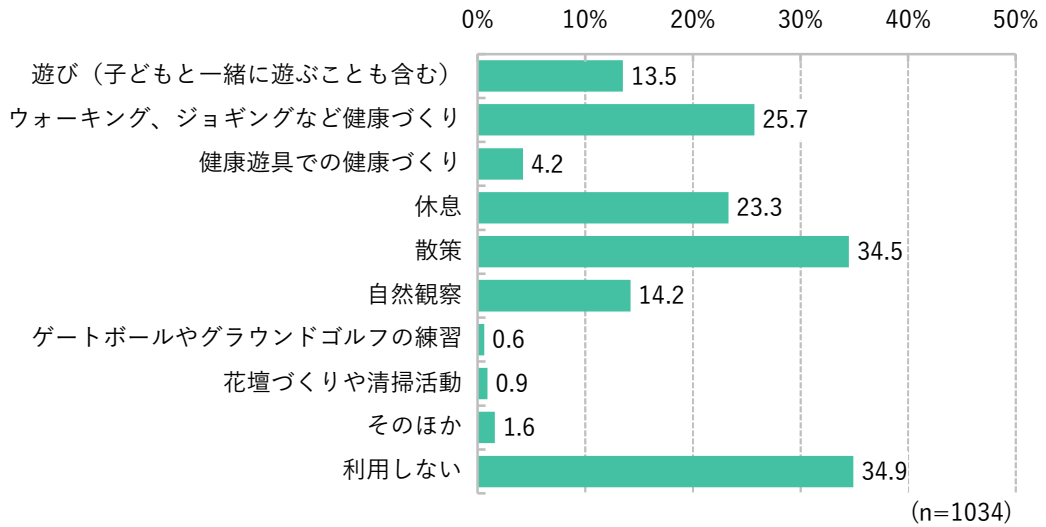
⑧住まい周辺の公園の量 [SA]

- 「ふつう」(45.1%)が最も多く、次いで「やや多い」(25.8%)となっています。
- 「多い」「やや多い」の合計(34.1%)が、「少ない」「やや少ない」の合計(15.7%)を上回っています。



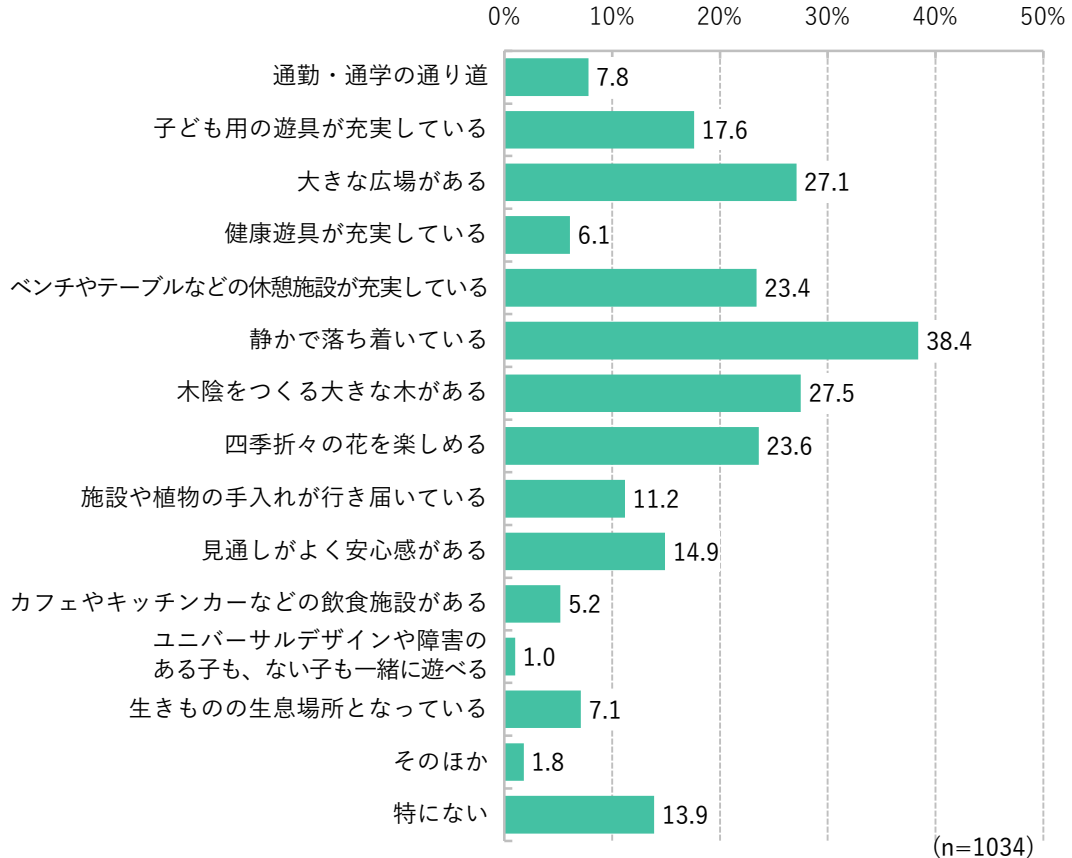
⑨公園の利用方法 [MA]

- 「利用しない」(34.9%) が最も多く、次いで「散策」(34.5%)、「ウォーキング、ジョギングなど健康づくり」(25.7%)、「休息」(23.3%) となっています。



⑩身近な公園に望むこと [3]

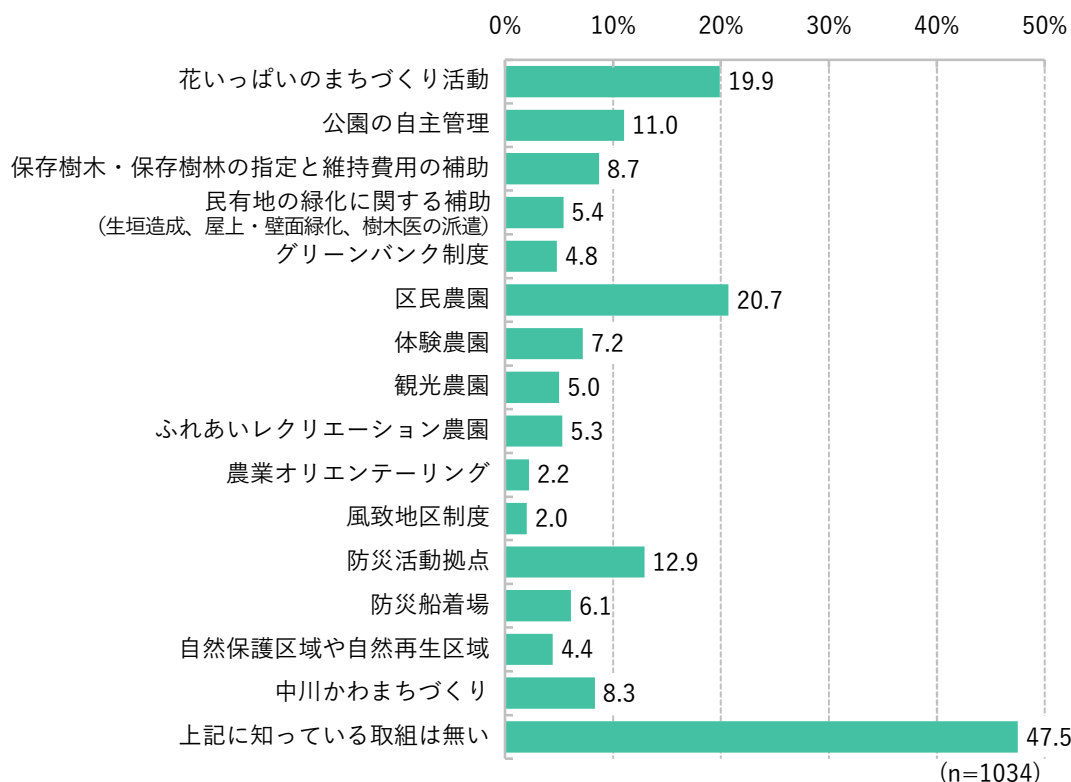
- 「静かで落ち着いている」(38.4%) が最も多く、次いで「木陰をつくる大きな木がある」(27.5%)、「大きな広場がある」(27.1%) となっています。



⑪区の施策の認知状況 [MA]

<回答者全体>

- 認知度が高い取組は、「区民農園」(20.7%)、「花いっぱいのまちづくり活動」(19.9%)です。
- 「知っている取組は無い」が47.5%で、約半数を占めています。

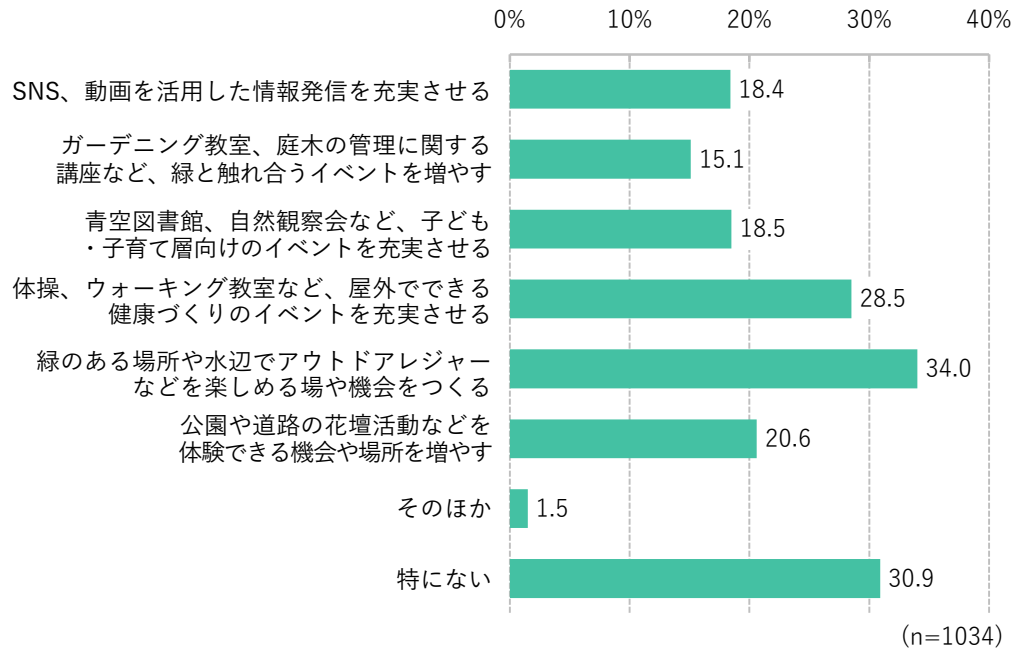


<居住地別>

	水元	金町・新宿	柴又・高砂	亀有・青戸	小菅・お花茶屋 堀切	立石・四つ木	奥戸・新小岩
花いっぱいのまちづくり活動	23.9	23.8	20.1	18.9	18.1	23.1	14.5
公園の自主管理	11.9	11.1	9.4	16.8	12.9	10.9	5.6
保存樹木・保存樹林の指定と維持費用の補助	6.4	12.7	8.2	11.9	7.6	8.8	6.1
民有地の緑化に関する補助 (生垣造成、屋上・壁面緑化、樹木医の派遣)	5.5	5.6	1.3	7.0	6.4	6.8	5.6
グリーンバンク制度	6.4	4.8	1.9	6.3	5.3	5.4	4.5
区民農園	25.7	21.4	28.3	19.6	15.8	21.1	15.6
体験農園	10.1	10.3	4.4	8.4	7.6	8.8	2.8
観光農園	11.0	6.3	3.1	8.4	4.1	3.4	1.7
ふれあいレクリエーション農園	9.2	4.8	3.1	7.0	5.3	6.1	3.4
農業オリエンテーリング	1.8	3.2	1.3	5.6	2.3	0.7	1.1
風致地区制度	0.9	0.8	3.1	2.1	4.1	0.7	1.7
防災活動拠点	8.3	15.9	13.2	15.4	12.3	17.0	8.4
防災船着場	0.0	4.8	5.0	3.5	5.8	13.6	7.8
自然保護区域や自然再生区域	7.3	8.7	3.1	2.8	4.7	4.8	1.7
中川かわまちづくり	7.3	11.1	6.9	7.7	6.4	10.2	8.9
上記に知っている取組は無い	40.4	41.3	47.2	47.6	51.5	44.9	54.7

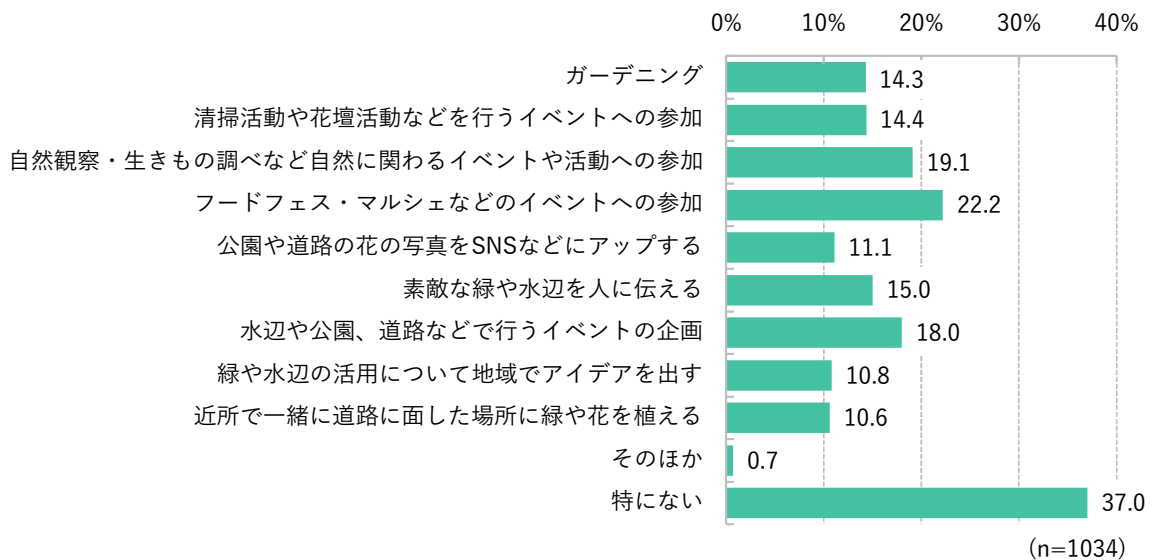
⑫区民が緑や水辺とふれあう機会を増やすため区役所に期待する取組 [3]

- 「緑のある場所や水辺でアウトドアレジャーなどを楽しめる場や機会をつくる」(34.0%)が最も多く、次いで「特にない」(30.9%)、「体操、ウォーキング教室など、屋外でできる健康づくりのイベントを充実させる」(28.5%)となっています。



⑬緑や水辺によって、まちを今よりも魅力的なものにするためにしてみたいこと [MA]

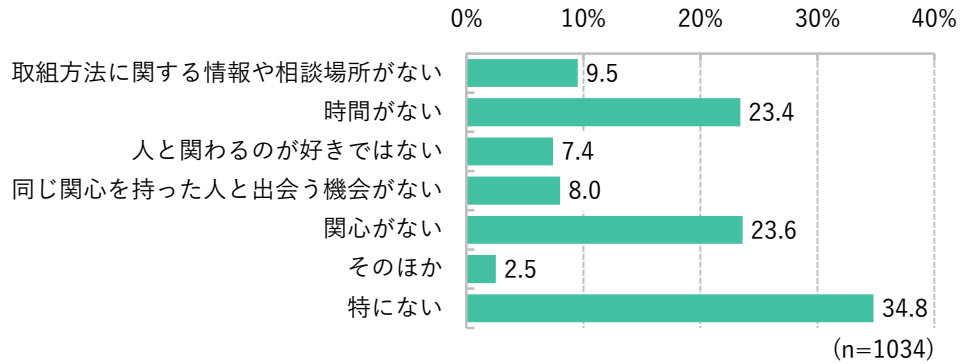
- 「特にない」(37.0%)が最も多く、次いで「フードフェス・マルシェなどのイベントへの参加」(22.2%)、「自然観察・生きもの調べなど自然に関わるイベントや活動への参加」(19.1%)、「水辺や公園、道路などで行うイベントの企画」(18.0%)となっています。



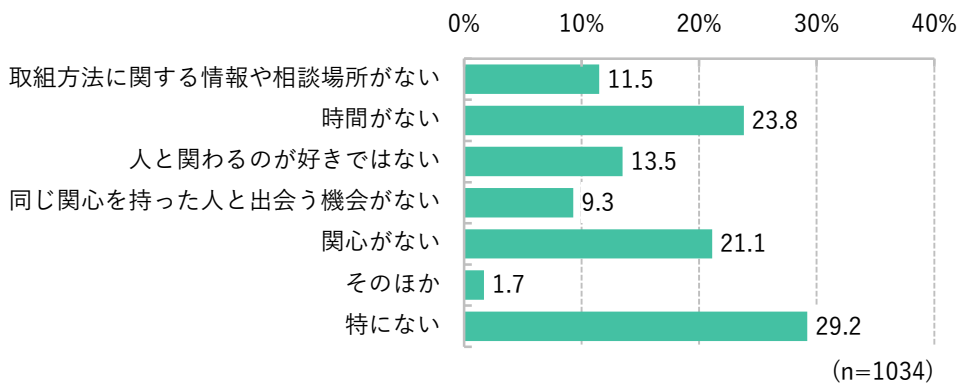
⑭前問の取組の妨げになっていること [MA]

- 取組の妨げになっていることは、いずれの取組も「特にない」「時間がない」「関心がない」が上位を占めています。

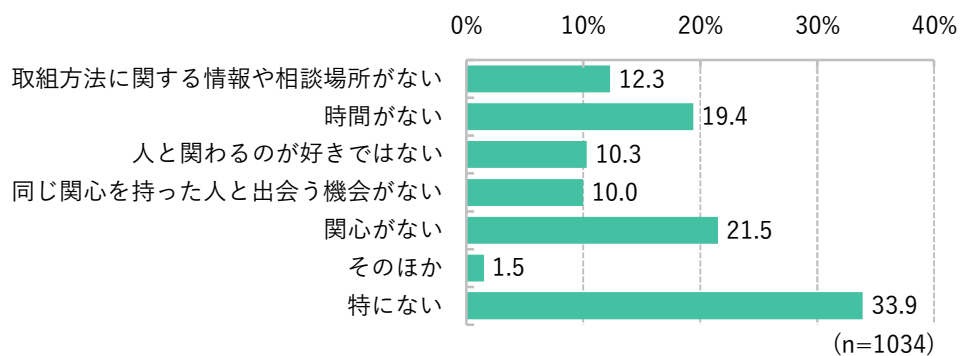
ガーデニング



清掃活動や花壇活動などを行うイベントへの参加



近所で一緒に道路に面した場所に緑や花を植える



2 小・中学生アンケート

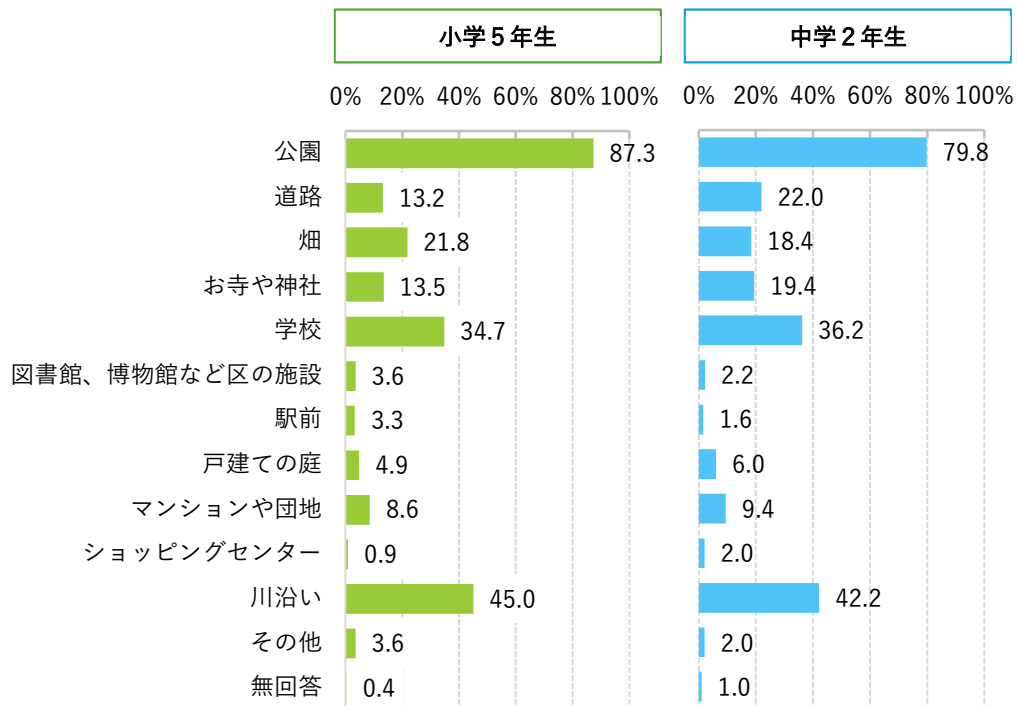
(1) 設問 (網掛け、丸番号：本項に掲載した設問)

調査項目	設問 [SA] 単一回答 [MA] 複数回答 [3] 3つまで
緑について	① 家や学校の周りで、「緑」がたくさんあると感じる場所 [3]
	② 緑がある場所でふだんしていること [MA]
	③ 緑がある場所でこれからやってみたいこと [MA]
	④ 公園の利用頻度 [SA]
	⑤ お気に入りの公園 [自由記述 (1つ)] とその理由 [自由記述]
水辺について	⑥ 知っている葛飾区内の水辺 [MA]
	⑦ 行ったことのある葛飾区内の水辺 [MA]
	・ 行ったことのある葛飾区内の水辺で、ふだんしていること [MA]
	・ 行ったことのある葛飾区内の水辺で、これからやってみたいこと [MA]
	⑧ お気に入りの水辺 [自由記述 (1つ)] とその理由 [自由記述]

(2) 調査結果

① 家や学校の周りで、「緑」がたくさんあると感じる場所 [3]

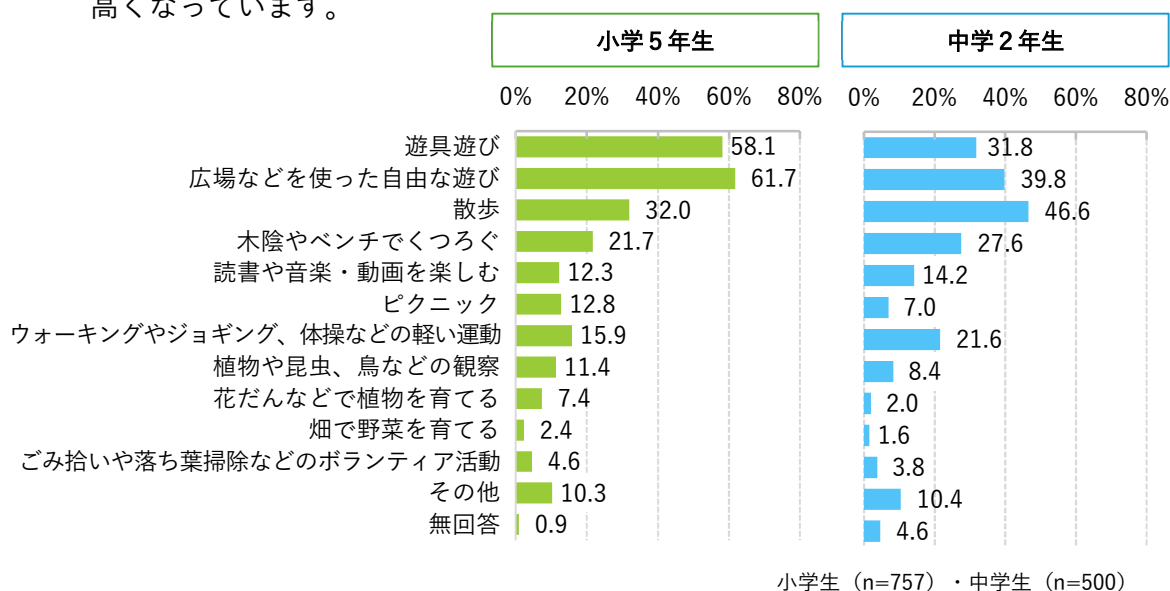
- 小学生、中学生ともに、「公園」(各 87.3%、79.8%) が最も多く、次いで「川沿い」(各 45.0%、42.2%)、「学校」(各 34.7%、36.2%) が多くなっています。
- 上記に次ぐ回答として、中学生は「道路」「畑」「お寺や神社」が 20%前後でほぼ同じ割合となっているのに対し、小学生は「畑」が「道路」「お寺や神社」に比べてやや多くなっています。



小学生 (n=757) ・ 中学生 (n=500)

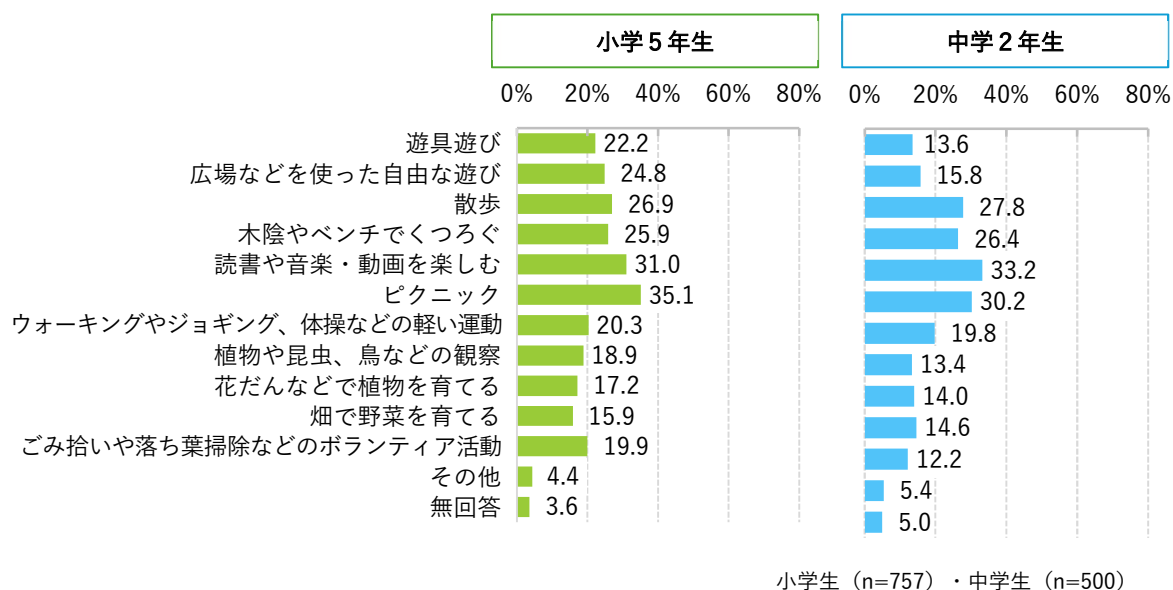
②緑がある場所で普段していること [MA]

- 小学生は、「広場などを使った自由な遊び」(61.7%)、「遊具遊び」(58.1%)、「散歩」(32.0%)の順に多くなっています。
- 中学生は、「散歩」(46.6%)、「広場などを使った自由な遊び」(39.8%)、「遊具遊び」(31.8%)の順に多くなっています。また、小学生と比較して「木陰やベンチでくつろぐ」「ウォーキングやジョギング、体操などの軽い運動」を選んだ割合が高くなっています。



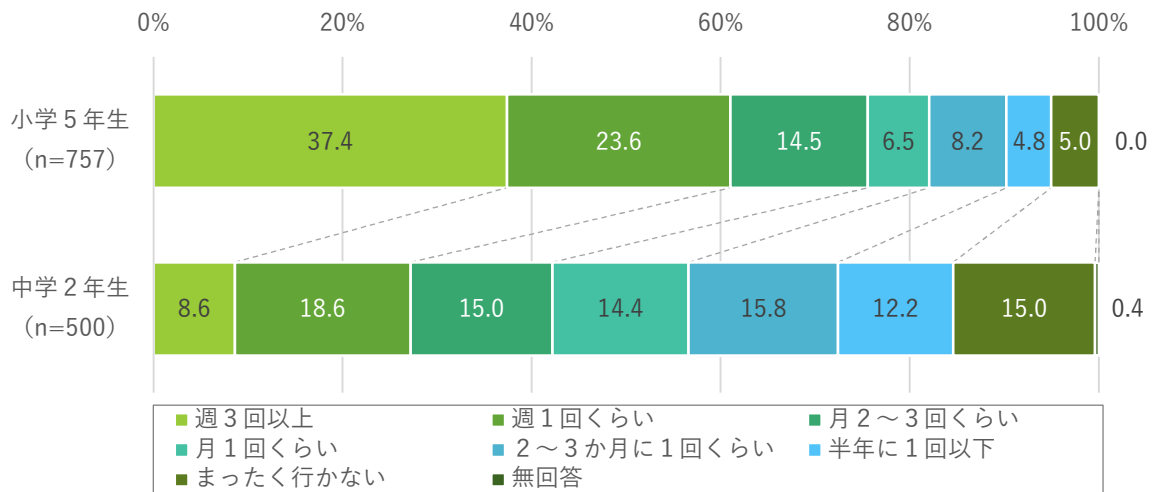
③緑がある場所でこれからやってみたいこと [MA]

- 小学生は、「ピクニック」(35.1%)が最も多く、次いで「読書や音楽・動画を楽しむ」(31.0%)、「散歩」(26.9%)、「木陰やベンチでくつろぐ」(25.9%)、「広場などを使った自由な遊び」(24.8%)、「遊具遊び」(22.2%)が多くなっています。
- 中学生は、「読書や音楽・動画を楽しむ」(33.2%)が最も多く、次いで「ピクニック」(30.2%)、「散歩」(27.8%)、「木陰やベンチでくつろぐ」(26.4%)が多くなっています。



④公園の利用頻度 [SA]

- 小学生は、「週3回以上」(37.4%)が最も多く、次いで「週1回くらい」(23.6%)、「月2～3回くらい」(14.5%)が多くなっています。
- 中学生は、「週1回くらい」(18.6%)が最も多く、次いで「2～3か月に1回くらい」(15.8%)、「月2～3回くらい」(15.0%)が多くなっています。
- 週1回以上公園に行く割合は、小学生が61.0%、中学生が27.2%です。



⑤お気に入りの公園 [自由記述 (1つ)] とその理由 [自由記述]

- 小学生、中学生ともに、1位は「水元公園」であり、お気に入りの理由は、広いこと、緑や自然が豊かであることが挙げられています。
- 2位以下についても、広くて楽しめることが理由に挙げられています。
- 小学生で「金町公園」が2位となった要因として、金町地区については小学生の回答者が多く、中学生の回答者が少ないことが影響していると推測されます。

【上位10か所程度とその理由】

<小学生>

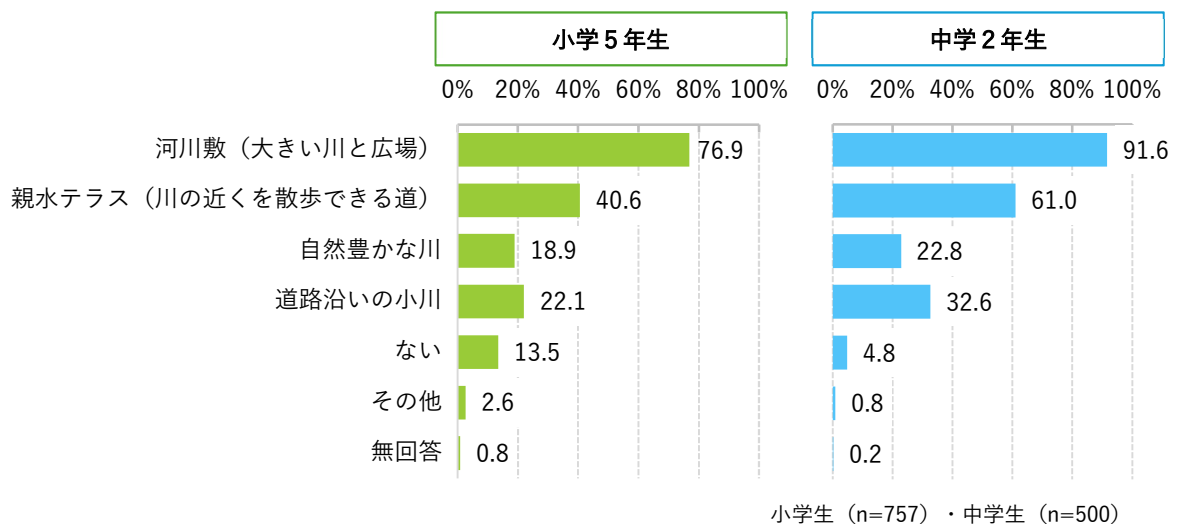
	公園名	回答数 (件)	主な理由
1	水元公園	58	広い、緑・自然がたくさんある、楽しい
2	金町公園	55	家や学校から近い、友達がいる、遊具や池がある
3	渋谷公園	51	家から近い、遊具がたくさんある
4	東立石緑地公園	45	近い、広い、緑・自然がたくさんある
5	西水元水辺の公園	27	広い、運動・野球・バスケなどができる
6	青戸七丁目共和公園	24	遊具が楽しい、遊具がたくさんある
7	新宿一丁目児童遊園	19	すべり台が大きい、楽しい、友達がいる
8	高砂北公園	17	近い、広い
9	新宿交通公園	13	自転車やゴーカートに乗れる、友達と遊べる
	モンチッチ公園	13	広い、遊具がたくさんある
10	東金町四丁目平成公園	12	バスケットゴールがある
	上千葉砂原公園	12	自転車に乗れる、動物がいる、遊具がたくさんある
	葛飾にいじゅくみらい公園	12	広い、自由に遊べる、自然がある
	ない	116	—
	無回答	14	—

< 中学生 >

	公園名	回答数 (件)	主な理由
1	水元公園	28	広い、緑・自然が豊か、生きものが豊富
2	鎌倉公園	27	家から近い、いろいろな遊具がある
3	東立石緑地公園	22	広い、緑・自然が多い、遊具が多い
4	青戸平和公園	18	広い、小さいころからよく遊んでいたから
5	北沼公園	16	広い、遊具が多い、木が多い、自然が豊か
6	渋江公園	12	広い、緑・自然が多い、遊具が多い、部活で使う
	新小岩公園	12	広い、緑・自然が多い
7	東新小岩二丁目かがやき公園	8	遊具・遊び場が充実している
8	奥戸南汐公園	6	広い、遊具がある
	小菅東スポーツ公園	6	バスケットゴールがある・バスケットができる
9	北沼交通公園	5	広い
	木根川中央公園	5	家から近い
10	奥戸一丁目鬼塚公園	4	家から近い
	高砂北公園	4	家から近い
	四つ木公園	4	広い、緑・自然が多い
	青戸七丁目共和公園	4	近い、幅広い年齢層が使える
	白鷺公園	4	近い、小さい公園だけど遊具が多い
	ない	177	—
	無回答	11	—

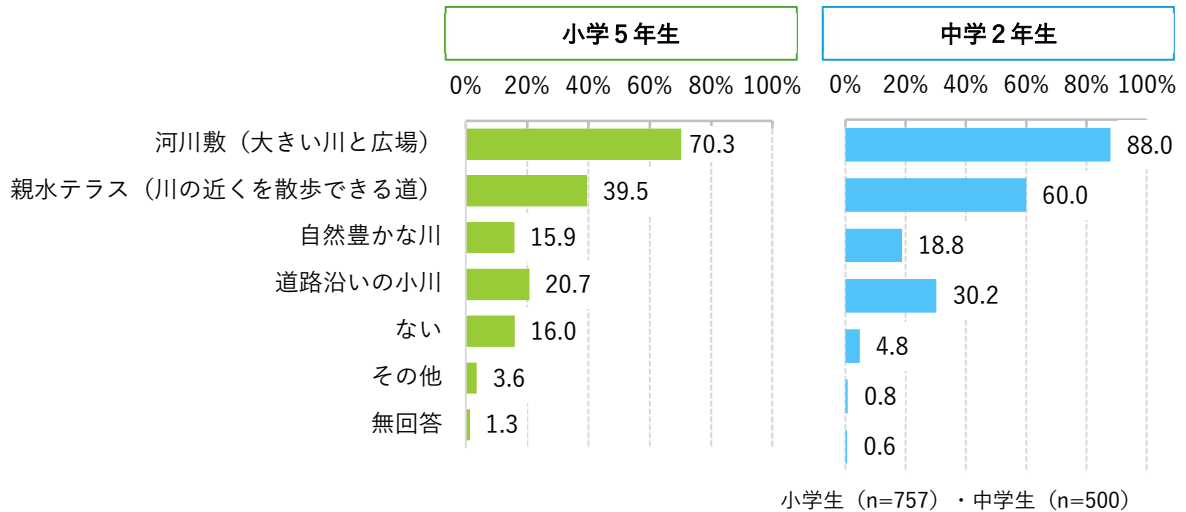
⑥知っている区内の水辺 [MA]

- 小学生、中学生ともに、「河川敷（大きい川と広場）」（各 76.9%、91.6%）が最も多く、次いで「親水テラス（川の近くを散歩できる道）」（各 40.6%、61.0%）、「道路沿いの小川」（各 22.1%、32.6%）が多くなっており、3項目とも中学生の方が小学生より選んだ割合が高くなっています。



⑦行ったことのある区内の水辺 [MA]

- 小学生、中学生ともに、「河川敷（大きい川と広場）」（各 70.3%、88.0%）が最も多く、次いで「親水テラス（川の近くを散歩できる道）」（各 39.5%、60.0%）、「道路沿いの小川」（各 20.7%、30.2%）、「自然豊かな川」（各 15.9%、18.8%）となっており、4項目とも中学生の方が小学生より選んだ割合が高くなっています。



⑧お気に入りの水辺 [自由記述（1つ）] とその理由 [自由記述]

- 小学生、中学生とも1位は「中川、中川の河川敷・土手、中川親水テラス」であった。お気に入りの理由は、家から近く、よく見る・行く・利用する場所だからといったことが挙げられています。
- 2位以下においても、荒川、江戸川など広々とした場所が多く選ばれており、広い、よく利用する、気持ちがいいなどが理由に挙がっています。

【上位 10 か所程度とその理由】

<小学生>

順位	名称	回答数 (件)	主な理由
1	中川 中川の河川敷・土手 中川親水テラス	70	家から近い、散歩・ジョギングができる
2	河川敷・土手	48	運動やスポーツ（野球・サッカーなど）ができる、よく行く・通る、広い
3	江戸川 江戸川の河川敷・土手等	36	魚が釣れる、スポーツ（野球）ができる、広い、近い
4	荒川 荒川の河川敷・土手等	33	スポーツ（野球・サッカー）ができる、広い、緑・自然が豊か
5	水元公園 水元小合溜、園内の水辺等	27	緑・自然が豊か、広い、いろいろな生きものがある、きれい、釣りができる
6	西水元水辺の公園	25	広い、スポーツ（サッカー、野球、バスケ）ができる
7	曳舟川親水公園	13	水遊びができる、生きものがある
8	水辺の公園	8	野球・スケボーができる、夕方の景色がきれい
9	親水テラス	5	眺めがよい
10	葛飾にいじゅくみらい公園	4	広い、生きものがある
	ない	405	—
	無回答	41	—

<中学生>

	名称	回答数 (件)	主な理由
1	中川 中川の河川敷・土手 中川親水テラス等	52	家から近い、散歩ができる、いつも通る、広い、運動 ができる、川が身近に感じられる、木々が季節により 変わる、風が気持ちいい
2	河川敷・土手	26	広い、自然がある、近い、きれい
3	荒川 荒川の河川敷・土手等	23	近い、広い、釣りができる、ボランティアで行く、きれ い
4	江戸川 江戸川の河川敷・土手等	20	広い、よく行く、緑が豊か、釣りが楽しめる、野球で 行く
5	親水テラス	6	きれい、風が気持ちいい
6	水元公園	5	自然が多い、きれい
7	新中川	4	水がきれい、大きい
8	メダカの小道	3	魚やザリガニがいる
9	西水元水辺公園	2	前に友達と行った、ランニングに最適
	古隅田川	2	ザリガニが釣れる、川が流れている
	小岩菖蒲園【江戸川区】	2	生きものがたくさんいる、菖蒲の池がきれい
	川	2	テニスができる、臭い
	名前がわからない	2	落ち着く、楽しい
	ない	312	-
	無回答	19	-

参考 居住地別クロス集計で用いた7つの地区における町丁目一覧

地区	町丁目	地区面積 (ha)
水元	西水元、東水元、水元、水元公園、南水元	539
金町・新宿	金町2～6、金町浄水場、新宿、東金町	496
柴又・高砂	金町1、鎌倉、柴又、高砂、細田	499
亀有・青戸	亀有、西亀有3～4、白鳥4、青戸2～8	355
小菅・お花茶屋 堀切	お花茶屋、小菅、白鳥1～3、宝町2、 西亀有1～2、東堀切、堀切	549
立石・四つ木	青戸1、宝町1、立石、東立石、東四つ木、四つ木	477
奥戸・新小岩	奥戸、新小岩、西新小岩、東新小岩	565

資料3 用語集

あ行

一級河川 一級水系（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定されたもの）に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川。

インクルーシブ 「包み込むような、包摂的な」という意味。Exclude（除外）の対義語であるInclude（含める）が語源で、誰も排除しない社会を目指す考え方のこと。本計画では障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが安全に、一緒に楽しむことができる遊び場のことを示す。

雨水貯留・浸透設備 大雨が降った時にその雨水を一時的に溜めたり、浸透させることにより、下水道や排水施設等に処理能力以上の水が一気に流入しないようにする、雨水流出抑制対策の一環として設置される施設。

うんどう教室 本区が開催する講座の一つ。公園に設置した専用のうんどう器具を使用して、「つまずき」や「ふらつき」を予防するための運動を行うもの。専門の指導員が参加者の運動を支援し、初心者でも楽しめる。

園芸療法 草花や野菜などの園芸植物や、身の回りにある自然との関わりを通して、心の健康、体の健康、社会生活における健康の回復を図る療法のこと。園芸や農業が人の精神や身体へ与える効用に注目して、高齢、障害などの理由で支援を必要とする人々に対して、健康増進や生活の質の向上などを目的として行われる。

オープンスペース 都市または敷地内で、建築物の建っていない場所のこと。公園、広場、河川、農地など。

温室効果ガス 太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスを指す。温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）等がある。

か行

葛飾区公園・河川等総合管理計画 本区内の区立公園などの施設を対象に、維持管理費を平準化する

ることを目的に、日常管理や計画的な施設改修等について示した計画。

葛飾区街路樹管理計画 区民の快適な生活環境を支え、様々な緑の効用を提供する区道の街路樹を対象に、管理方針や取組を示すことを目的に管理目標や管理方策などについて定めた計画。

河川協力団体制度 自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度。平成25（2013）年6月に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」において創設された。

葛飾元気野菜 小松菜や枝豆、ねぎ、キャベツをはじめ、区内で栽培された野菜の総称で、直売所やイベントでの販売、学校給食の食材として使用するなど、地産地消の取組を行っている。

緩傾斜型堤防 河川の堤防形態の一つで、のり面が1：2以上の緩やかな傾斜となっている土でできた堤防のこと。河川の堤防でもっとも一般的な構造とされる。

強剪定 太い枝や通常よりも多くの枝を切る剪定のこと。過度な強剪定は、樹形の乱れや、樹木の生理的バランスの乱れを引き起こす要因となる。

区民農園 区民が土に親しみ、収穫の喜びを味わい、緑の大切さを実感できる場として、区が開設している農園。

健康遊具 日常生活での健康づくりを目的に、公園などに設置される器具。気軽なストレッチから、筋肉トレーニングができるもの、身体のツボを刺激できるものなど、様々な種類がある。

公園等の自主管理 公園・児童遊園の美化及び児童の健全な育成を目的として組織された団体（町会、ラジオ体操会、子ども会など）と区が協定を結び、地域の方々に公園・児童遊園の清掃や除草などの作業及び園内の利用者の見守りを行っていただく制度。

公共空間 本計画では道路や公園、河川のほか、公共施設が所在する敷地など、民有地以外の敷地のことを示す。

公共施設 本計画では区役所庁舎をはじめ、小・中学校、保育所、地域コミュニティ施設、文化施設、スポーツ施設などの様々な建築物系公共施設のことを示す。

小松菜一斉給食 地元野菜の地産地消や学校における食育を推進するため、平成21(2009)年から東京スマイル農業協同組合の協力により区立の全小中学校で実施している取組で、地域特産の小松菜を使用した共通献立を提供するもの。

コミュニティ道路 歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽やストリート・ファニチャー(ベンチ、サイン等)を設けるなど、歩行・休息・会話・遊びなど地域の人々の様々な要請を満たし、地域に密着した道路。

昆明・モントリオール生物多様性枠組 生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、愛知目標に続く2021年以降の新たな国際目標。

さ行

在来種 その地域に従来から生息・生育している生きもののこと。

市街地開発事業 都市計画法第12条に規定があり、土地区画整理事業、工業団地造成事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7種類がある。

自然再生区域・自然保護区域 本区では、自然環境の保護と回復を図るため、国や東京都が自然環境保全地域に指定するだけの規模を有さない身近な自然を、葛飾区自然保護要綱に基づく自然保護区域に指定している。また、都市化に伴い生態系が損なわれた場所を自然再生区域に指定し、復元された自然環境を保全している。

自然資本 地球上の再生可能及び非再生可能な天然資源(植物、動物、大気、土壌、鉱物など)のストックのこと。(出典: Atkinson and Pearce 1995; Jansson et al. 1994)

指定管理者制度 公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者に指定し、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。指定管理者は、施設の管理権限が委任され、利用料金の設定や収受、処分に該当する使用許可などを行うことができる。

樹木被覆率 ある区域における、樹木で覆われた土地の面積がその区域全体の面積に占める割合。

準用河川 一級河川及び二級河川以外の河川。河川法の二級河川の規定を準用し、各種の行為制

限、維持工事などによって万全の管理をする必要のある河川を区市町村が指定し管理する。

垂直避難 浸水や洪水時、家や避難施設の2階以上の高所階など上方垂直方向に避難すること。

スーパー堤防 河川背後地の再開発等とあわせて盛土を実施した非常に緩やかな勾配の幅広い堤防。緩傾斜型堤防に比べ、耐震性や水辺環境の向上を更に図ることができる。

ストック効果 整備された社会資本(道路、公園、河川の堤防、学校、病院、下水道など、生活の基盤となる公共性を持った施設)が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

生産緑地地区 市街化区域内の農地で、公害や災害の防止など良好な生活環境に効用があり、公共施設等の敷地として適しているものを区市町村が指定した地区。「葛飾区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例」により、300㎡以上の農地等に対して指定することができ、基本的に指定後30年間は保全が担保される。

生物多様性 昔からその土地にいた様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わりあって生きていること。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルがある。

設置管理許可制度 都市公園法に規定される公園管理者の許可により、公園管理者以外の者の都市公園への公園施設の設置又は管理が可能となる制度。

た行

体験農園 園主である農家が管理・運営し、利用者は園主から農作業を教わりながら野菜作りを体験する農園。種まき・植え付けから収穫までの一連の農作業を体験できる。

地区計画 都市計画法で定められる地区単位の都市計画。地区独自の方針や目標、公共的施設、建築物に関する制限などを定めることで、地区の特徴や目的に合った街づくりを行うことができる。

中間支援組織 行政と地域（本計画では多様な担い手）の間に立って様々な活動を支援する組織。多くはNPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。

特定生産緑地 生産緑地地区について、買取り申出が可能となるまでの期間を10年延期することで行為制限を延長するとともに、これまでと同様の税制措置を維持し、都市農地の継続的な保全を担保する制度。

特別緑地保全地区 都市緑地法で定められる都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

都市公園 地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のこと。

都市農地 本計画では市街化区域内に位置する土地利用上の農用地全般のことを示す。

都市緑地 都市緑地法に規定される緑地で本計画の対象。樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。

都市緑地法 都市において緑地の保全及び緑化を進めるため、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。緑の基本計画のほか、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定や市民緑地の制度などが定められている。

な行

内水氾濫 雨水を河川に排水できずに宅地などにあふれること。排水先である河川の水位が上昇し、下水道等の排水施設から雨水を排水できずにあふれるケースや、水路や支川などが合流する先の河川の水位が上昇し、水があふれるケースがある。河川の水「外水」に対し、堤防で守られた内側の土地にある水は「内水」とされる。

中川の七曲り 中川の高砂橋下流から綾瀬川に合流するまでの区間において、蛇行を繰り返して流れることから付けられた通称。

農の風景育成地区制度 都内の農地を保全する

ために東京都が設けた制度。比較的まとまった農地や屋敷林等が残り特色ある風景を形成している地域を対象に区市町が地区の選定・運営を行い、都が指定する。

農福連携 障害者等が、農業分野での活躍によって自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

は行

ヒートアイランド現象 エネルギー消費による人工排熱や、地表面がアスファルトやコンクリート等で覆われていることによる太陽熱の吸収・蓄熱のため、都市部の気温が周辺部よりも高い状態となる現象。等温線が島のような形になることからこう呼ばれるようになった。

ビオトープ ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語。生きものがお互いにつながりを持ちながら生息している空間のこと。

ヒューマンスケール もともとは、物の持ちやすさ、道具の使いやすさ、住宅の住みやすさなど、その物自体の大きさや人と空間との関係について、人間の身体や体の一部分の大きさを尺度にして考えること。葛飾区都市計画マスタープランでは、街づくりにおいても、人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさに配慮し、人の目線にあわせた景観形成を図ることを掲げている。

風致地区 都市計画法に規定される地域地区の一種で、都市の風致を維持するために、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等を対象に指定される地区。地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為が規制される。

ふく射熱 日射しを浴びたときに受ける熱や、地面、建物、人体などから出ている熱のこと。温度が高い物からは多く発せられる。

フラワーメリーゴーランド 「かつしか花いっぱいのみちづくり推進協議会」がプロジェクトチームを立ち上げ開発した立体花壇のこと。小さな空間でも花を立体的に配置することができるほか、自動灌水やローメンテナンスに維持管理ができるなどの特徴がある。

フラワーキャンパス フラワーメリーゴーランドの技術を活かした壁面型花壇のこと。キャンパスに

文字や模様を描くように花で壁面を彩ることができる。

プレイパーク 「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーとする遊び場のこと。

ポケットパーク 「ベストポケットパーク」の略。洋服のベストのポケットほどの公園という意味で、わずかな土地を有効利用して都市環境を改善しようとするもの。

防災活動拠点 地域の人々が「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目的に、消火・救助活動や被災者に対する生活支援を行う防災設備を整備した公園。平常時は地域の人々の憩いや安らぎの場として利用されるとともに、防災訓練を実施する地域活動の場として活用され、災害時には、地域やボランティアの人たちによる消火や炊き出し、応急活動などを行う場として利用される。

防災協力農地 区内で災害が発生した場合に、東京スマイル農業協同組合員の生産する農産物、その他の物資の優先供給及び被災住民のための避難スペースとなることを目的として協定を締結した農地。

防災船着場 地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下等により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合、代替輸送機関として、河川舟運が住民の避難や緊急物資の輸送等の機能を有効に果たすための拠点になる施設。

ま行

緑のカーテン アサガオやヘチマ、ゴーヤ等ツル性の植物でつくる自然のカーテン。ベランダや軒下に生育させて真夏の暑い日差しを避けることで、過度な冷房を抑制し二酸化炭素（CO₂）排出削減につながることを期待されている。

みどり率 緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの（p.41参照）。

ら行

立体都市公園制度 都市公園法に規定される適正かつ合理的な土地利用を図るうえで必要がある場合に、都市公園の下部空間に法の制限が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度。

緑化重点地区 都市緑地法で定められる緑の基本計画の策定項目である緑化の推進を重点的に図るべき地区。

緑地協定制 都市緑地法に規定される土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる。協定には、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員合意により協定を締結するもの（第45条）と開発事業者が分譲前に定めることで3年以内にその土地の所有者が複数存在することになった場合に効力を発揮するもの（第54条）の2種類がある。

アルファベット

ESG投資 従来投資の判断基準として用いられてきた売上高や利益率等の財務情報に加え、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）といった非財務情報も考慮した投資のこと。

NbS Nature-based Solutionsの略。健全な自然生態系が有する機能を活かした社会課題の解決策のこと。

Park-PFI 平成29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた公募設置管理制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場といった一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。

SDGs Sustainable Development Goalsの略。平成27（2015）年にニューヨーク国連本部で開催されたサミットで、気候変動や格差など国際社会が抱える幅広い課題を2030年までに解決するために、先進国・発展途上国すべての国に掲げられた目標のこと。

T.P. Tokyo Peilの略。東京湾平均海面を0 mとする地表面の標高を表す場合の基準面の高さ。関連する潮位の基準としてA.P.とY.P.がある。

Well-being 肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態にあること。

(仮称)
葛飾区
水と緑の
基本方針・
実施プラン

概要版(案)

令和8年●月

葛飾区

計画の役割

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プランは、区内の緑・水辺をみんな（行政、区民、事業者等）で協力してはぐくんでいくための計画です。

緑・水辺は地域の環境、人々の暮らしを支えています

人と自然が共生する 都市環境の形成

- 二酸化炭素の吸収
- 大気の浄化
- ヒートアイランド現象の緩和
- 緑陰の形成による暑熱緩和
- 生物の生息・生育環境の保全・形成



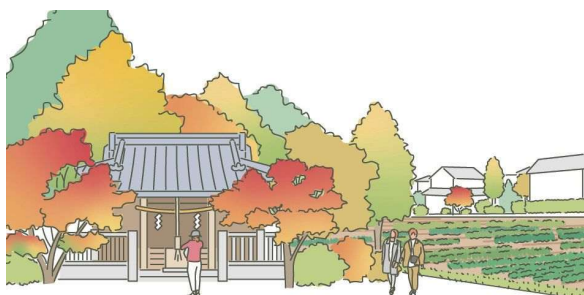
都市の安全性・防災性の向上

- 地震、火災発生時の避難場所や避難路の確保
- 火災の延焼防止
- 救援活動、復旧活動の拠点
- 雨水の貯留・浸透による流出量の調整



良好な景観の形成、 個性と魅力ある地域づくり

- 四季の変化を実感できる景観の形成
- 都市のシンボルとなる景観の形成
- 地域固有の歴史・文化を継承する景観の形成



緑の機能を生かすことによる、 変化に対応した潤いのある 生活空間の確保

- 様々なレクリエーション活動の場の提供
- 休養・休息の場の提供
- 運動・遊びの場の提供
- 健康づくりの場の提供
- 環境教育・生涯学習の場の提供



計画の対象

緑・水辺

公園、道路、河川などの公共空間の緑・水辺のほか、住宅や商業施設・工場等の敷地の緑、農地、民有の樹林地などが対象です。

計画期間

令和8(2026)年度から令和27(2045)年度までの20年間とします。

3つの目標と4つの方針に沿って みんなで緑・水辺をはぐくんでいきます

目標
1

水と緑豊かなまち の実現

指標

▶ みどり率 **30%**

みどり率：緑被率（区全体の面積に対する「樹木被覆地」「草地」「農地」「屋上緑化」の緑で覆われた部分の面積の割合）に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの

目標
2

水と緑に関する 区民満足度の向上

指標

- ▶ 緑と花の豊かさを感じる区民の割合 **75%**
- ▶ 水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合 **65%**

目標
3

水と緑に関する 利活用の促進

指標

- ▶ 「緑に触れる機会を持つ区民の割合」と「区内の水辺を利用する区民の割合」の平均値 **75%**
- ▶ 緑・水辺に関わる活動団体数 **+30 団体**

方針 1 地域の魅力を高める緑づくり

- 公園の整備や管理、道路をはじめとした公共空間の緑化や、街づくりを通じた緑の創出、花いっぱいのもちづくり活動、都市農地の保全・活用などに区民、事業者等と共に取り組み、まちの魅力を高めていきます。

方針 2 地域の魅力を高める水辺づくり

- 河川・水辺を区民が親しめる空間とするとともに、区民、事業者等との協働により水辺の活用を促進し、賑わい創出に取り組むことでまちの魅力を高めていきます。
- 貴重な自然環境として生きものの生息・生育環境の維持・保全を図ります。

方針 3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

- 自然災害に強いまちを支え、防災・減災等の多様な効果を生む緑とオープンスペースの充実を図ります。
- 区民の財産である緑・水辺を次世代につないでいくため、公園や街路樹などの緑と河川空間などの水辺の適切な維持管理を行っていきます。

方針 4 緑・水辺でつなぐ人づくり

- 区民をはじめとする多様な担い手による様々な活動により、人のつながりやコミュニティづくり、まちづくりへの主体的な参加につなげていくため、活動の場や機会を創出することで活動を後押ししていきます。

将来像の実現に向け、12の施策を展開します

方針 1

地域の魅力を高める緑づくり

施策 1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

徒歩圏を考慮した公園の適正配置を進め、ニーズに応じた魅力ある公園づくり、管理運営・活用を、様々な主体と連携して進めていきます。

施策 1-3 魅力ある小さな緑の創出

地域の特性に応じ、様々な小さな空間における緑の創出を支援し、緑豊かな街並み形成につなげていきます。

施策 1-2 街づくりを通じた緑の創出

様々な開発機会を捉えた緑の誘導や公共空間の緑化を通じ、居心地が良く歩きたくなる街づくりにつなげていきます。

施策 1-4 都市農地と地域に根付いた樹木の保全

樹木・樹林を保全する各種制度を活用し、所有者の支援を行います。農や緑にふれあう機会の創出などを通じて保全の機運を高めていきます。

方針 2

地域の魅力を高める水辺づくり

施策 2-1 水辺に親しめる空間の充実

水辺の散策や、水辺空間を活用する人々の快適性や利便性の向上につながる環境づくりに取り組みます。

施策 2-2 水辺空間の活用

賑わい創出や、人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動の場としての活用を促進します。

施策 2-3 水辺の自然環境保全

自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全に配慮した水辺空間の整備、管理を進め、ネイチャーポジティブの実現に貢献します。

方針 3

地域の安全を支える緑・水辺づくり

施策 3-1 まちの安全を支える緑・水辺づくり

災害時における地域の応急活動拠点としての公園の機能拡充、浸水被害軽減に資する緑・水辺の確保を進めます。

施策 3-2 緑・水辺の施設の適正管理

公共空間の樹木を健全に育成していくための維持管理や更新を計画的に進め、管理情報のデジタル化などDXを推進します。

方針 4

緑・水辺でつなぐ人づくり

施策 4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進

緑・水辺に関する区民の活動をより広め、担い手の状況に合わせた活動の継続を後押しする支援を充実させます。

施策 4-2 未来の担い手づくり

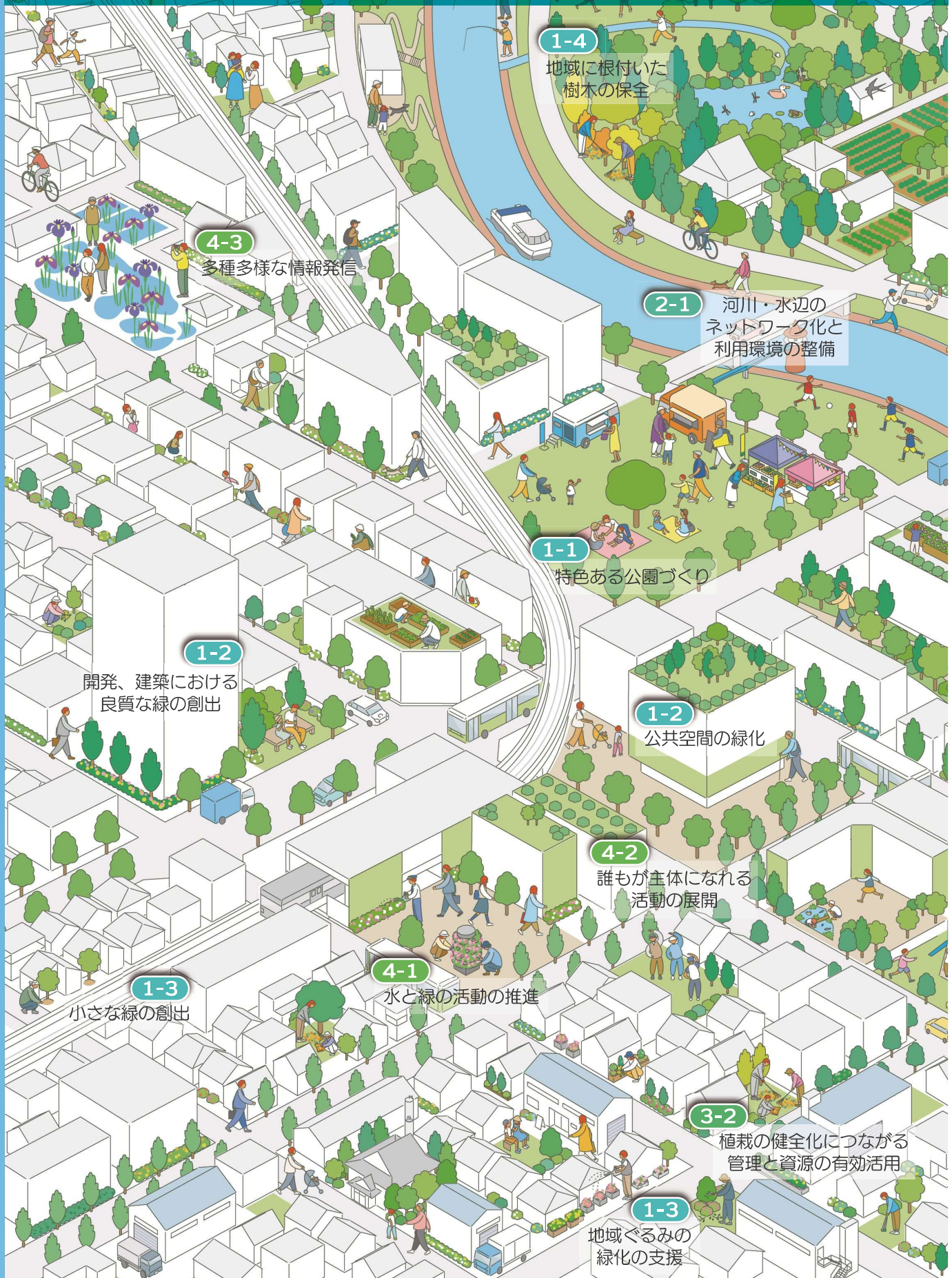
緑・水辺を活用した人のつながり、まちづくりへの積極的な参加を緑・水辺から広げ、未来の担い手づくりにつなげます。

施策 4-3 魅力が伝わる情報発信

多様な担い手と協力し、緑・水辺の魅力や役割、活動などの情報発信を行います。緑・水辺に関する調査をし、結果を広く公表、提供していきます。

【将来像】 みんなではぐくむ 水

将来像、目標が実現された 20年後の理想の緑・水辺のイメージ



1-4

地域に根付いた
樹木の保全

4-3

多種多様な情報発信

2-1

河川・水辺の
ネットワーク化と
利用環境の整備

1-1

特色ある公園づくり

1-2

開発、建築における
良質な緑の創出

1-2

公共空間の緑化

4-2

誰もが主体になれる
活動の展開

1-3

小さな緑の創出

4-1

水と緑の活動の推進

3-2

植栽の健全化につながる
管理と資源の有効活用

1-3

地域ぐるみの
緑化の支援

と緑で つながる かつしか

1-4

都市農地の保全・活用

1-1

身近な公園の
魅力アップ

3-2

施設の
適正な管理

4-3

緑・水辺に関する
データの蓄積と活用

2-2

申川かわまちづくり
の推進

3-1

雨水貯留・浸透に
資する緑づくり

2-2

水辺空間
の活用

2-3

生物の生息・生育
環境の保全

4-1

活動を支える
仕組みづくり
と人材育成

4-2

子どもの学びと
体験機会の創出

3-1

防災まちづくりに資する
緑・水辺づくり



区全体の水と緑の骨格と拠点、地域の実態に応じた 緑・水辺の保全・創出を進めます（配置方針）

① 区全体をつなぐ水と緑

区内の水と緑の骨格となる河川空間や幹線道路を軸として、水と緑のネットワークを形成し、緑・水辺の機能を発揮させていくことで、潤いのある景観形成、生きものの生息・生育環境の保全などにつなげていきます。

■■■■ 河川・水辺のネットワーク

○○○○ 緑のネットワーク

② 拠点

様々な主体により緑・水辺の維持・創出に取り組み、地域らしさ、魅力、安全の向上につなげていく拠点とします。

●●●● 水と緑の拠点

●●●● 緑豊かな街並み形成を目指す駅前拠点

[水辺の利活用拠点]

○ 船着場

●●●● 中川かわまちづくりの拠点

③ ネットワーク

コミュニティ道路や緑道、川沿いの散策路や親水テラスをネットワークに位置付け、暑さを和らげる緑陰形成や良好な景観形成、レクリエーションなどの機能を高めていきます。

———— 地区レベルの緑のネットワーク

———— 水辺のネットワーク

■■■■ 河川

■■■■ 河川敷

■■■■ 一定規模を有する公園

④ 土地利用の実態を踏まえ緑の保全・創出を図るエリア

地域実態に応じた緑・水辺の維持・創出を進め、様々な主体の取組によって緑・水辺を身近に感じられるまちをつくらせていきます。

■■■■ 農地と調和した、緑豊かでゆとりある住宅地を目指すエリア

■■■■ 緑を維持、育成し、緑の豊かさを感じられる住宅地を目指すエリア

■■■■ 小さな緑を創出し、緑豊かな街並み形成を目指すエリア

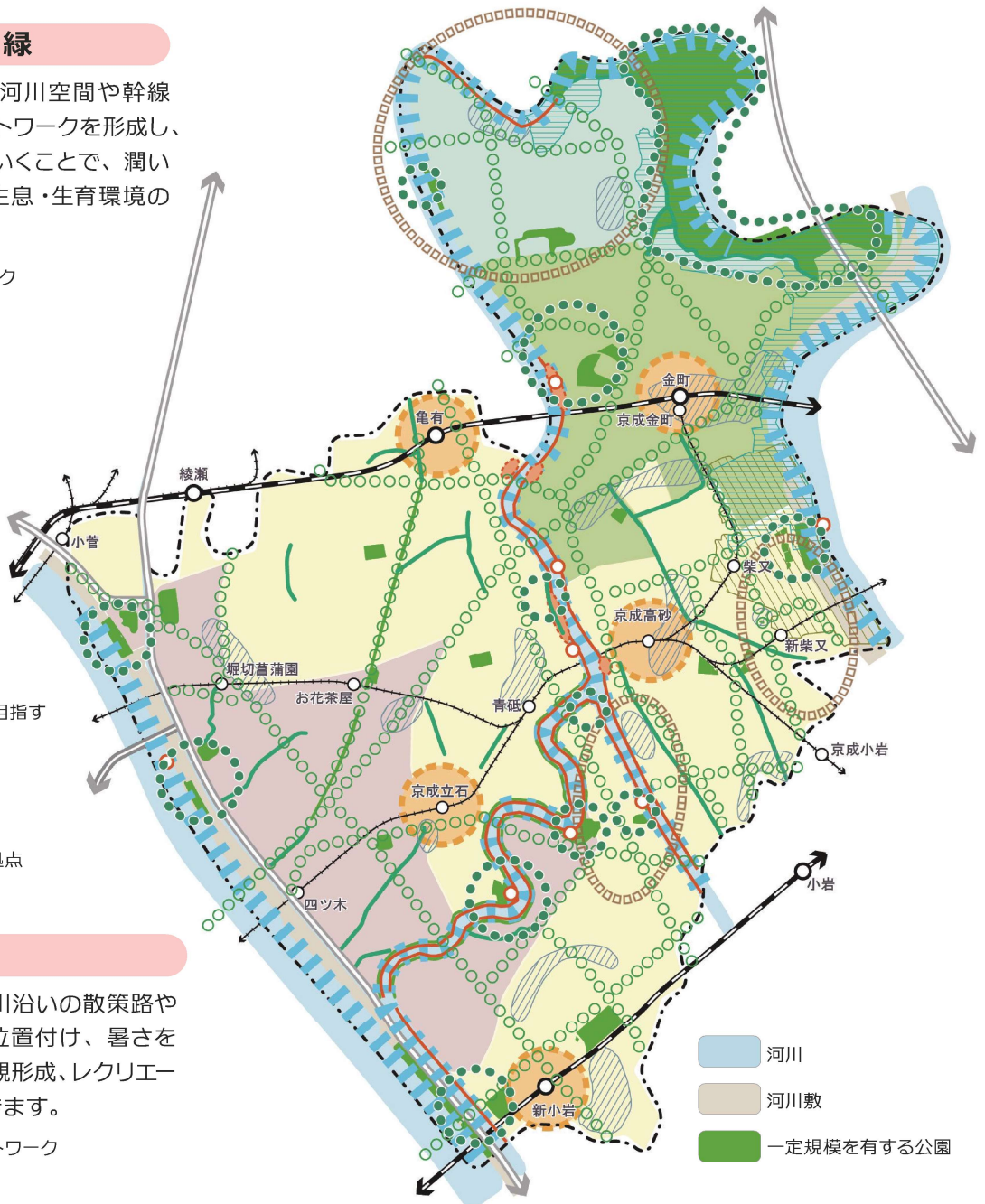
■■■■ 住工が調和しつつ、小広場や小さな緑の創出により、身近な緑の充実を目指すエリア

■■■■ 都市環境の保全を図る区域

■■■■ 市街地の良好な景観の形成を図る区域

■■■■ 公園配置を検討するエリア

●●●● 農地保全を重点的に推進するエリア



皆さんも担い手のひとりです

様々な主体が連携して 緑・水辺の保全、創出、利活用を進めます

区民、事業者、活動団体といった担い手と、取組の所管課や関係機関が連携・協働で取り組んでいける体制をつくり、緑・水辺の保全、創出、利活用につながる取組を進めていきます。

みんなではぐくむ
水と緑でつながる かつしか



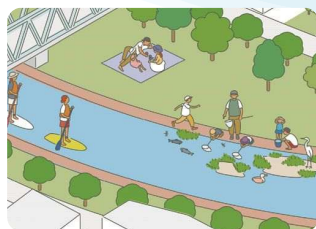
情報提供、人材育成、活動への助言・支援、
連携・協働のコーディネート、
ネットワークの構築推進 など

皆さんも、身近な緑・水辺に興味を持つことから始めてみませんか？

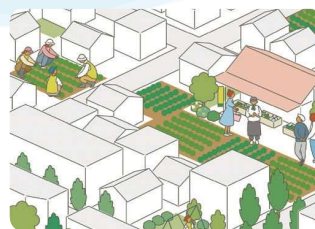
実践・行動例



身近な公園や水辺で
やりたいことをやってみる



野菜の収穫体験に
参加してみる



玄関やベランダで
小さな緑を育ててみる

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン(全文)は、葛飾区ホームページで公開しています。

編集・発行 葛飾区都市整備部都市計画課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 TEL: 03-3695-1111 (代表)

令和8年●月発行

5 開催状況及び今後の予定

	策定委員会	建設環境委員会での報告
令和6年11月	第1回(11/19)	
12月		区民アンケートの概要
〃	区民アンケート実施	
令和7年2月	第2回(2/17)	
3月		アンケート結果 骨子(案)
6月	第3回(6/25)	
7月		素案(案)
9月	第4回(9/1)	パブリック・コメントの概要
10月～11月	パブリック・コメント実施(10/15～11/21)	
令和8年2月	第5回(2/9)	
3月		パブリック・コメント結果 計画(案)
〃	計画策定	

堀切地区の街づくりについて

街づくり推進担当課

1 概要

本区では、平成26年から堀切二丁目周辺及び四丁目地区における防災まちづくりを進め、また堀切菖蒲園駅周辺でのまちづくりに取り組むため、平成29年に作成された「堀切地区まちづくり戦略(案)」を踏まえ、堀切地区まちづくり推進協議会(以下、「協議会」という。)との協働により、住民主体のまちづくりを支援してきた。

令和4年3月に、協議会から、地区内の不燃化・耐震化の促進及び緊急車両の通行改善等を短期的取組とした「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり構想」が区に提案されている。

これらを受け、区では、令和4年度に駅周辺地区の現況調査を行い、令和5年度にアンケート調査を実施し、令和6年度に、駅周辺地区の土地・建物等の権利を有する方々を対象にした勉強会を開催するなどの意見交換等を進め、「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり方針(案)」をとりまとめている。

今年度は、本方針案の具体化に向け、地区内全権利者を対象としてまちづくり検討会やアンケート調査を実施するとともに、賑わいある空間づくりや建築物の建替えに関する勉強会及び事例視察会を開催した。こうした成果を「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり計画(たたき台)」としてまとめ、アンケート調査を実施した。

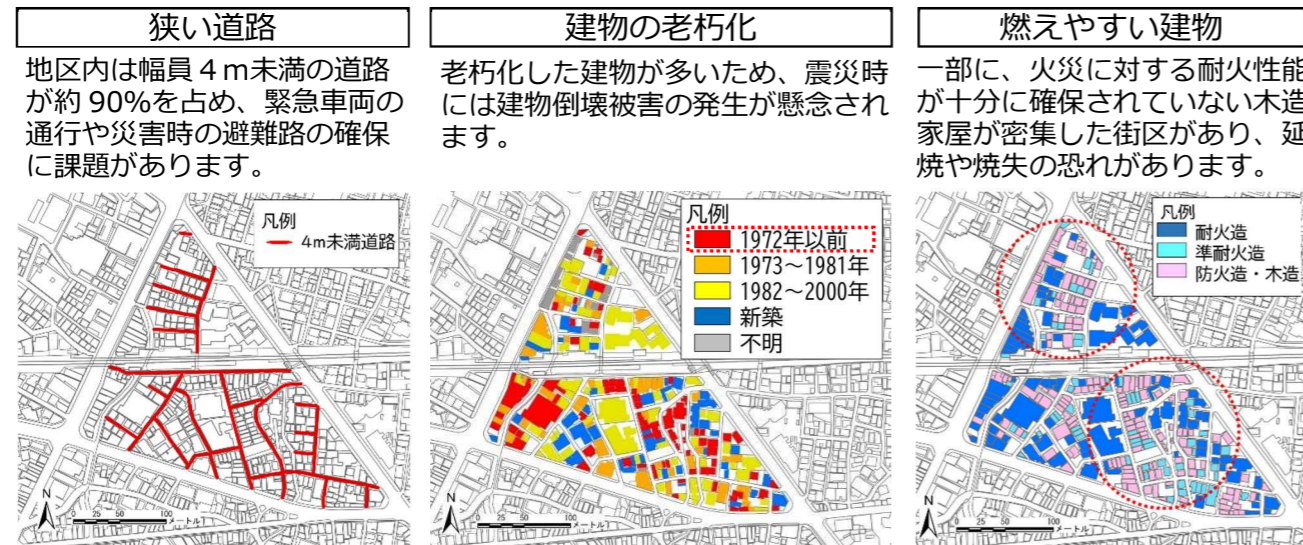
今後は、これらの成果を踏まえ、駅周辺まちづくり計画の作成に向け、地域の方々との情報共有及び意見交換等を進め、堀切のまちづくりの理念である「誰もが、堀切の魅力を楽しみ、住み続けられるまちづくり」の実現を図っていく。

2 堀切菖蒲園駅周辺まちづくりについて

【資料1】のとおり

1 地区の現状と課題

本地区には、老朽化した建築物や細街路が多く、防災面での課題を抱えており、地域全体として災害に強い安全安心なまちづくりが求められています。



(令和 4 年度現況調査結果より)

2 まちづくりの方向性 (令和 4 年 3 月、協議会から提案)

堀切地区まちづくり推進協議会では、「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり構想」の中で、「今後のまちづくりの方向性」として、以下の 3 つの考え方を掲げています。

- ① 個々の建替えのタイミングに合わせた建物の耐震化・不燃化
- ② 堀切らしさを残した、災害時の避難や緊急車両の通行に必要な路線の重点整備
- ③ 利便性の向上につながるような、交通環境の改善

3 「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり方針 (案)」 (令和 7 年 3 月)

堀切菖蒲園駅周辺地区では、令和 6 年度に実施した勉強会やアンケート調査等のご意見を踏まえて、「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり方針 (案)」をとりまとめています。

基本コンセプト (案)

下町風情と賑わいに満ちた
安全安心なまちづくり

地域全体の目標

- ◎ 下町らしい風情や温もりが感じられるまち
- ◎ 緑あふれる潤いのあるまち
- ◎ 堀切に住むひとが楽しめ、様々な商店がある魅力あるまち
- ◎ 駅を中心に賑わいが広がるまち
- ◎ 安全安心なまち

安全安心なまちづくり	賑わいのあるまちづくり	魅力あるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 歩行環境改善 ◎ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 ○ 建物の不燃化 ・ 主要生活道路の整備 ・ 生活道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ウォーカブルな環境整備 ◎ 賑わいの拠点づくり ◎ 人が集まる滞留空間の創出 ・ バス・タクシー駐車場の整備 ・ 空地の確保と活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 電柱の地中化の検討 ○ 調和のとれた街並み景観づくり ・ 南北水路の修景整備

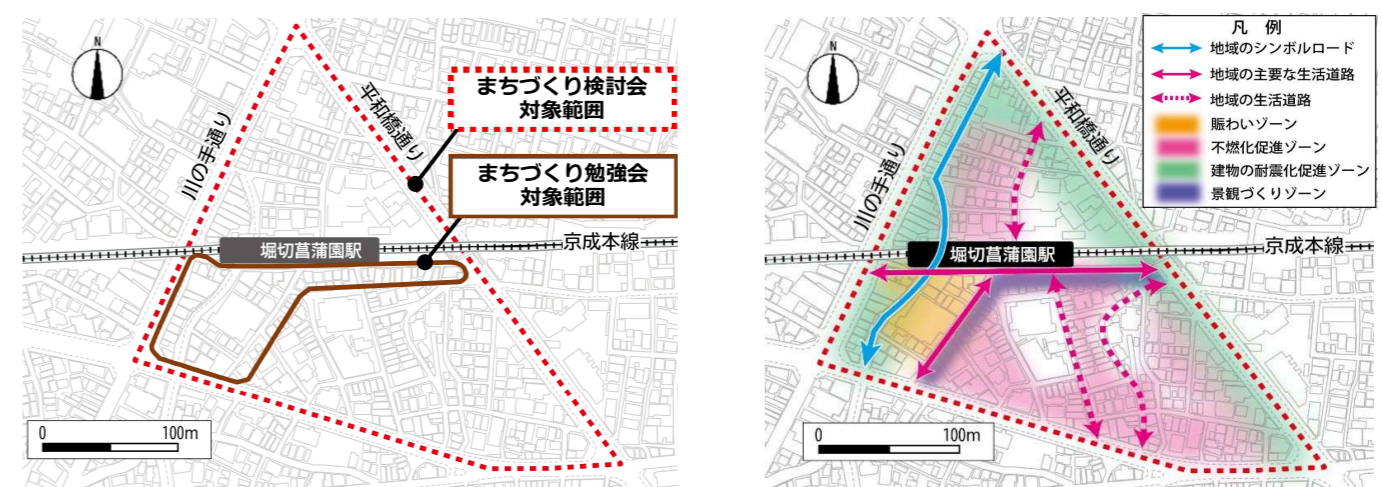
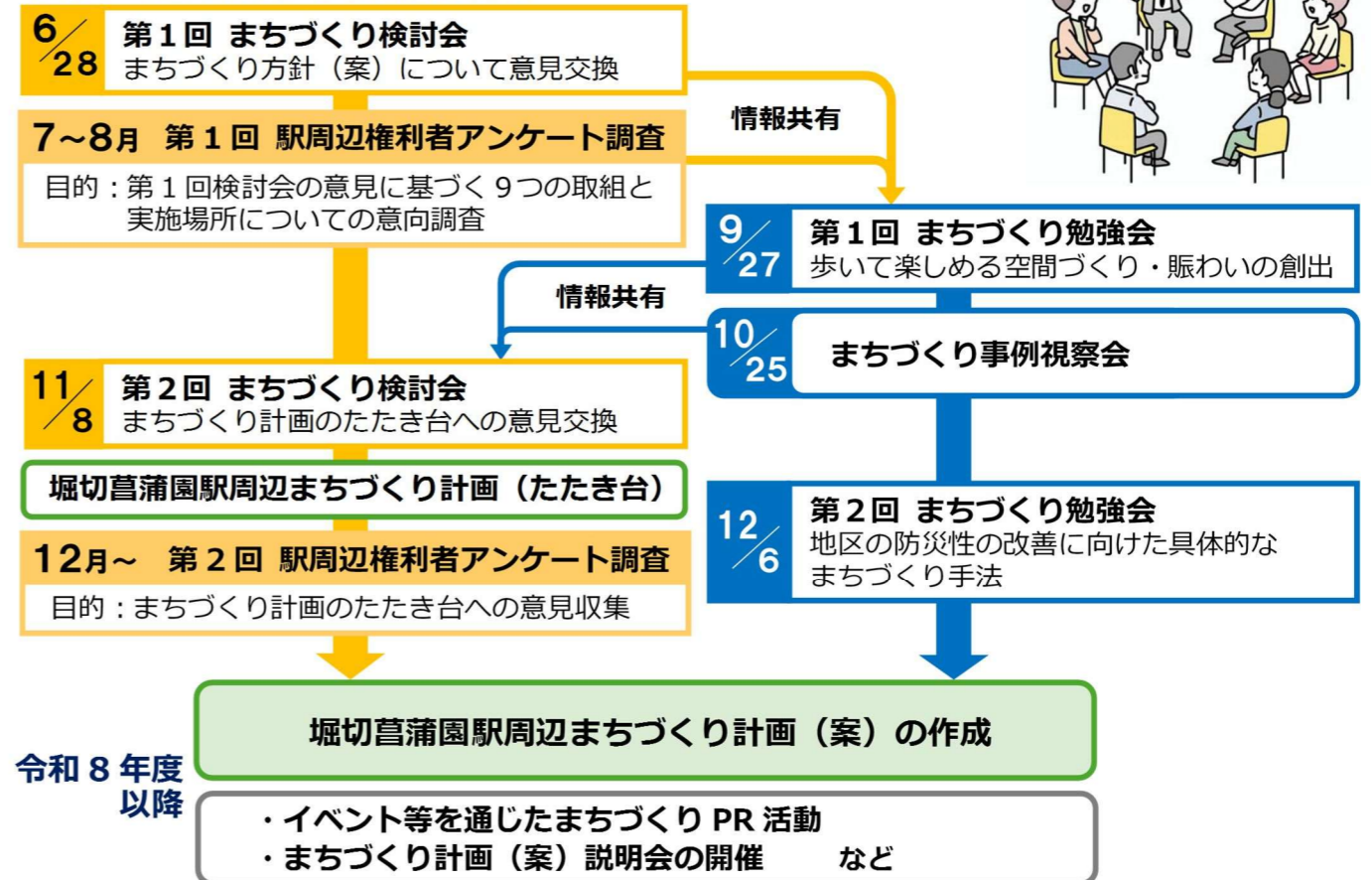
◎ = 地区全体の目標、第 1 回アンケート調査上位意見 ○ = 第 1 回アンケート調査中位意見 ・ = 第 1 回勉強会、第 2 回勉強会意見

4 令和 7 年度 堀切菖蒲園駅周辺地区まちづくりの取組状況

堀切菖蒲園駅周辺地区に土地や建物などの権利をお持ちの方々と、具体的な事業手法などを盛り込んだ「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり計画案」の作成を目標として、まちづくり検討会を全 2 回開催しました。さらに、各検討会の開催後には、アンケート調査を実施し、幅広く意見収集を行いました。

また、今年度は、主にまちづくり方針 (案) で「賑わいゾーン」と「景観づくりゾーン」とした範囲に土地や建物などの権利をお持ちの方を対象として、賑わいの創出や具体的なまちづくり手法についての勉強会を行いました。そして、同テーマへの理解を深めるため、まちづくり事例視察会を開催しています。

令和 7 年度 まちづくり活動の流れ



(位置図)

(ゾーニング図)

(1) 第1回堀切菖蒲園駅周辺地区まちづくり検討会の開催

昨年度の検討結果を取りまとめた堀切菖蒲園駅周辺まちづくり方針(案)を踏まえ、**賑わいづくり**、**安全安心**、**魅力づくり**に関する取組について意見交換を行いました。

開催日時：令和7年6月28日(土) 10:00~11:40

- 開催内容：1 まちづくり方針(案)の説明
 2 取組の具体的なイメージの説明
 3 意見交換「下町風情と賑わいに満ちた安全安心なまちづくりを考えよう」
 ○まちづくり方針(案)の実現に向けた各取組について
 ○燃えにくい安全な市街地、人が集まるくつろぎや憩いの空間のイメージと配置について



写真：検討会でいただいたご意見

■賑わいづくりに関する取組

- ウォーカブルな環境整備
- 賑わいの拠点づくり
- 人が集まる滞留空間の創出
- バス・タクシー駐車場の整備
- 空地の確保と活用

【取組イメージ】歩いて楽しい道づくり



【取組イメージ】小規模な広場の整備例



■賑わいづくりに関するご意見

- 駅南側に広場はあった方が良く、どのように空間を確保するか
- 駅や地区センターへの案内板が必要
- お年寄が入れる和食屋やお茶できる店がほしい
- 潤いあるスペース、落ち着ける場所があるとよい

■安全安心に関する取組

- 歩行環境改善
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
- 建物の不燃化
- 主要生活道路・生活道路の整備

【取組イメージ】老朽木造建築物が密集する地域における建替え事例



【取組イメージ】建替えに伴うセットバックで通行空間を確保



■安全安心に関するご意見

- セットバックによる建築制限の緩和など、建替えルールを決めて個々の建替えへの支援を進めてほしい
- 線路沿いの道路を上げられないか
- 道路幅をどう実現化するのか、幅員4~6mとするにはルールが必要
- 道路が狭いのに店舗の看板が道路に出ており、ルールを守ってほしい

■魅力づくりに関する取組

- 調和のとれた街並み景観づくり
- 電柱の地中化の検討
- 南北水路の修景整備の検討

【取組イメージ】景観ルールによる看板や建物色彩等の統一



【取組イメージ】道路に面する部分のしつらえ



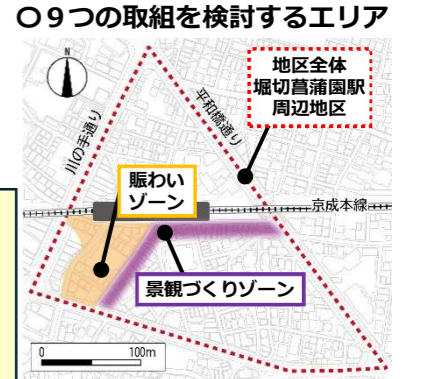
■魅力づくりに関するご意見

- 全体的にまちが汚いので、新しくするのではなく、きれいになりたい
- 駅のガード下や金網内の用水路に灰皿の灰が詰まって汚い
- 駅周辺の喫煙ルールなど、来街者へのまちのマナー周知が必要

(2) 第1回駅周辺権利者アンケート調査の実施概要

第1回まちづくり検討会での主なご意見を9つの取組にまとめ、その内容や実施場所について、堀切菖蒲園駅周辺地区に土地・建物をお持ちの権利者の皆様のご意見をお伺いしました。

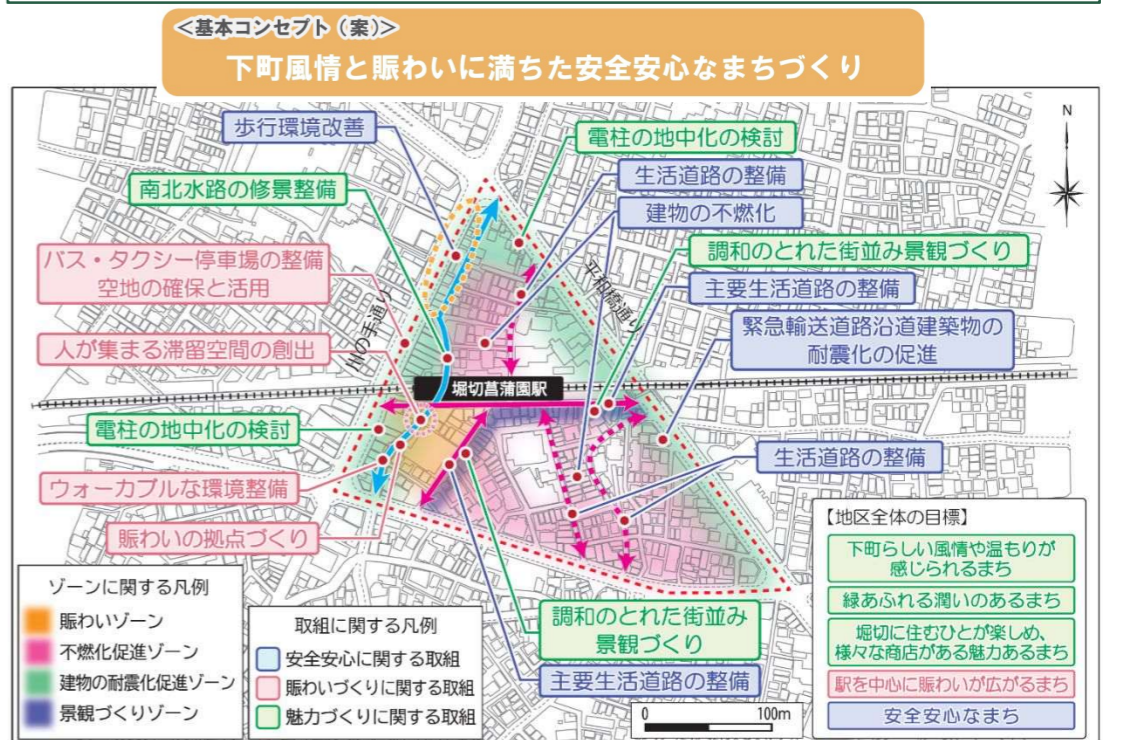
調査期間：令和7年7月25日(金)~8月15日(金)
 (郵送配布535部、郵送又はWEBによる回収)
 回収数：合計100部(郵送73部、WEB27部)
 【回収率18.7%】



地区全体の課題	良い	概ね良い	凡例
① 安全に避難でき、緊急車両が通れる道路幅員(4m以上)を確保	76.0%	21.0%	■ 良い ■ 概ね良い ■ あまり良くない ■ 良くない ■ 無回答
② 建替えルールや費用の支援による燃えにくい建物への建替え促進	68.0%	26.0%	
③ 駅周辺の吸い殻の掃除など、まちの美化の推進	81.0%	13.0%	
④ 商店街や事業者など、多くの方の参画によるまちづくりの検討	69.0%	27.0%	
⑤ 歩行者中心で、人々の憩いの空間がある道路	71.0%	21.0%	
⑥ 駅周辺での地域活動やイベント等に活用できる広場の設置	68.0%	18.0%	
⑦ 買い物空間の充実	75.0%	17.0%	
⑧ 壁面後退による店先空間の創出	64.0%	22.0%	
⑨ 沿道の建物の高さや壁面の位置をそろえ、調和のとれた街並みを形成	57.0%	27.0%	

全ての取組で**良い**、**概ね良い**の合計が**8割**を超えており、全体的な取組と**賑わいゾーン・景観づくりゾーン**での取組の**必要性が確認**できました。

(参考)「堀切菖蒲園駅周辺まちづくり方針(案)」



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅員2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(※参考) 東京都都市整備局 124号、令和6年9月3日(承認番号) MMT140909-122号、令和6年9月4日

(3) 第2回堀切菖蒲園駅周辺地区まちづくり検討会の報告

第1回まちづくり検討会や第1回アンケート調査等により整理された、まちの将来像と、地域の課題に対応したまちづくりの取組方針について、具体的な取組事例をご紹介しますうえで、まちづくり計画（たたき台）作成に向けた、意見交換を行いました。

開催日時：令和7年11月8日（土）10：00～11：30
開催内容：1 まちづくりに関するご意見等の紹介 2 まちづくり計画（たたき台）の説明 3 意見交換：まちづくり計画（たたき台）について
 ○将来像・取組方針に入れたいキーワード
 ○まちづくりに必要な取組、足りない視点 等

方針1 ハード・ソフト両面からの防災まちづくり

燃えない・燃え広がらないまちに向けた建築物の建替えや安全な避難路の確保等とともに、防災活動の支援により災害時の消火や救助活動等の担い手確保につなげるなど、ハード・ソフト両面からの防災まちづくりを進めます。

- 目標** ・建築物の不燃化建替え・地域コミュニティの醸成
 ・避難路のネットワーク形成
- 取組** ・防災街区整備地区計画 ・不燃化促進
 ・防災意識の啓発活動 ・建築物の共同化
 ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
- 主な効果** ・火災による建物延焼の防止・抑制
 ・安全な避難路やオープンスペース、ゆとりある敷地規模の確保
 ・災害時の助け合いによる地域防災力の向上

【事例】



方針2 誰もが安全に歩いて楽しみ、快適に暮らせる環境づくり

建替えルールを活用した一体的な道路状空間の創出や歩行環境の改善により、駅から安全に楽しめる歩行ネットワークを確保するとともに、不燃化建替えに伴う建築物の省エネルギー化や細街路の拡幅により、快適に暮らせる環境づくりを進めます。

- 目標** ・道路状空間の確保
 ・平時・災害時の歩行環境改善
- 取組** ・街並み誘導型地区計画 ・細街路拡幅整備事業
 ・歩行環境改善事業 ・無電柱化
 ・防犯カメラの設置 ・バリアフリー対策
- 主な効果** ・歩行環境の安全性や景観の向上
 ・住環境の安心・安全性や快適性の向上

【事例】



「第2回検討会でいただいた主なご意見」

まちづくりの方向性について

- ・地区計画で防災にしっかり取り組み、それとは別に活性化につながる場所を1カ所でも作る。新しい活動の目玉となる場所も欲しい。
- ・イベントの場等をうまく活用して、若者世代を集める取組ができると良い。

方針3 多様な主体の参加による賑わいと活力ある持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりに向けて、多様な主体との連携により地域課題の解決や魅力向上を図る仕組みや、公共空間の活用促進など、人々がまちづくりに参画し交流できる環境づくりを進め、互いに支え合うまちを目指します。

- 目標** ・商店会や事業者等の多くの方々が参画し交流できる環境づくり
 ・地域の魅力向上・発信の仕組みづくり
- 取組** ・住民主体のまちづくり推進体制の構築
- 主な効果** ・堀切らしさ、地域アイデンティティの形成
 ・まちづくりへの機運醸成、参画意識の向上
 ・持続可能なまちづくりの体制構築

【事例】

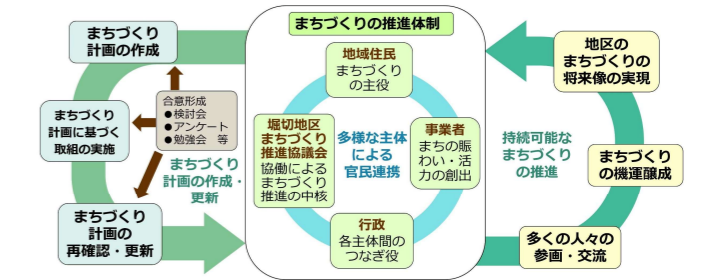


まちづくりの推進体制について

- ・商店会と町会がうまくコミットしながら、イベントに関わっていくことが大事。
- ・商店会でも会長が若い人になってきているので、その人たちの協力を得ることも大事。

推進体制 まちづくりの推進体制

地域住民や事業者、行政等、多様な主体が連携し、それぞれの役割や特性を生かしながら、まちづくりに取り組みます。また、まちづくりの機運を高め、時代に応じた計画の再確認や更新を行うことで、持続的な発展を図ります。



その他 3つの方針以外の取組

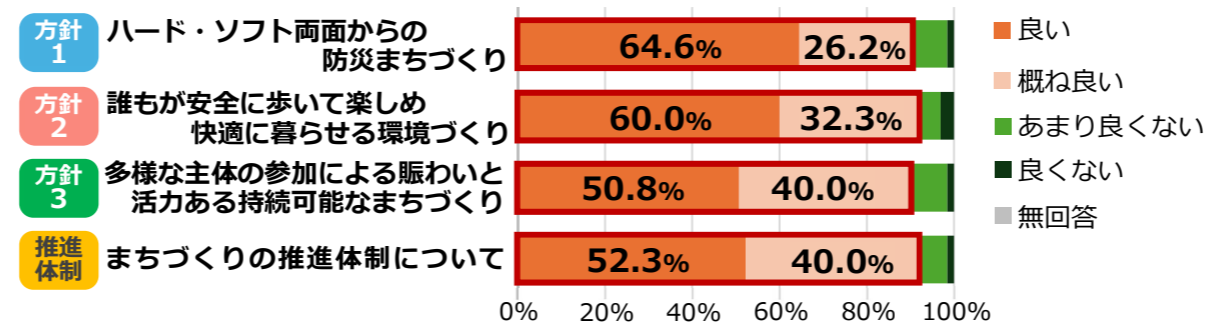
- まちづくり活動の促進
 美化活動・防災訓練など、地域のつながりを育む活動促進
 - 地域の魅力向上・発信
 “ほりきりん”の活用など、地域の魅力が見える化する情報発信
 - まちづくりの担い手育成
 有志による体制づくりと継続的な担い手の育成
 - バス・タクシー乗り場・用地の確保
 駅から利用しやすい場所での用地の確保
- 【事例】**
 商店会若手組織による既存イベントの活性化を目的とした取組
 <熊本県阿蘇市阿蘇門前町商店街>
 出典：中小企業庁 HP

(4) 第2回駅周辺権利者アンケート調査の実施

第2回まちづくり検討会の結果をふまえ、「まちづくり計画（たたき台）」を作成し、取組方針や推進体制について、より多くのご意見を反映するために権利者の皆様を対象にアンケート調査を行いました。

調査期間：令和7年12月10日（水）～12月31日（水）
 （郵送配布522部、郵送又はWEBによる回収）
回収数：合計65部（郵送37部、WEB28部）【回収率12.5%】

「アンケート結果」



3つの方針とまちづくりの推進体制、いずれに対しても、**良い・概ね良い**の合計が全体の約9割を占め、**方針等への概ねの賛同が確認**できました。

(5) 堀切菖蒲園駅周辺地区まちづくり事例視察会の報告

堀切菖蒲園駅周辺地区の今後のまちづくりに生かすため、堀切菖蒲園駅周辺地区にお住まいの方等を対象に、堀切地区まちづくり推進協議会の主催で、令和7年10月25日(土)に事例視察会を実施し、小雨の中でしたが21名と多くの方に参加いただきました。開催概要と視察会での主なご意見は以下のとおりです。



1. 開催概要

◆開催日時 令和7年10月25日(土) 9時～16時半

◆視察場所・視察内容

●目黒区 自由が丘南口地区 ～調和のとれた街並み形成や歩いて楽しめる道路空間づくり～

まちづくりにおけるまちづくり会社の取組の説明や、まちづくりルールによる壁面線のそろった街並み形成とセットバックによる店先空間の創出、九品仏川緑道での歩いて楽しめる道路空間の創出等を見学しました。



●目黒区 原町一丁目7番・8番地区(西小山駅周辺) ～共同建替えと広場の創出、賑わいづくり～

駅前の密集市街地での燃えにくい建築物への共同建替えや広場空間の創出の他、賑わい施設での定期的なイベント開催や清掃活動等で人と人、まちがつながる機会づくりの取組の説明を受け、見学を行いました。



2. 参加者からの主なご意見

原町の街並みへの親近感や防災まちづくりが参考になるとの意見がありました。

■自由が丘・原町の印象

- ・自由が丘の商店街は、狭い道路沿いにある沢山の商店と賑わいが素晴らしい。
- ・原町の方が堀切の街並みと近く、まちづくりや防災の観点で参考になると思った。

■共同建替え(防災街区整備事業)の可能性

- ・原町の防災街区整備事業は比較的短期間で進められる事業として参考になった。

■事業者の力や助成金の活用

- ・開発には行政と地域だけではなく、間を取り持つ企業の存在や、各種助成金の活用が参考になった。
- ・自由が丘のまちづくりをけん引しているのが、株式会社(民間企業)であることに驚かされた。

■地域らしさや活気のあるまちづくり

- ・堀切の駅周辺も視察先のようにきれいで、活気のある街になれば良い。
- ・講演の中で、「自由が丘らしさ」、「原町の趣」という言葉を使っており、堀切も堀切らしさや堀切の趣を残しながらまちづくりができればと思う。

■地域のつながりづくり

- ・仲間づくり、地域の取り込みが大切だと思う。
- ・原町のクラフトビレッジの人と人、人とまち、まちとまちが繋がるというのは可能性を感じた。
- ・イベントを増やして近隣同士の交流を深めることで、お互いが知り合いになり防災に繋がる。

(6) 堀切菖蒲園駅周辺地区まちづくり勉強会の報告

まちづくり計画に位置づける具体的な取組を詳細に検討するため、勉強会では駅周辺地区の中でも人が多く集まり、賑わいの中心となる駅南側の一部区域を対象に、歩いて楽しめる空間づくりや賑わいの創出、燃えにくく安全安心なまちづくりの具体的な手法について、事例などをもとに意見交換を行いました。

1. 第1回勉強会の開催概要

◆開催日時 令和7年9月27日(土) 10:00～11:30

- ◆開催内容
- 駅周辺地区で望まれる取組
 - 事例紹介「歩いて楽しい空間や賑わいづくり」
 - ・道路空間の利活用の取組
 - ・店先空間づくりの取組
 - ・まちの担い手づくりの取組



写真：地区内のコミュニティ道路

道路空間等の利活用の取組

■事例：世田谷区茶沢通り ～社会実験で一時的な滞在空間づくり～

- 三軒茶屋の茶沢通りは、限られた道路に自転車が多く走り、歩行者が座ってくつろげるスペースが少ない。
- 来街者のための休憩スペースとして、人工芝やイス等を道路に設置し一時的に滞在性を向上させる社会実験を行っている。



社会実験の様子 出典：世田谷区HP

まちの担い手づくりの取組

■事例：栃木県日光市 若手による「歩きたくなるまちづくり委員会」～若手のまちの担い手づくりと、人々の巻き込み～

- 拠点整備を契機に、ソフトの取組により中心市街地への回遊創出のため、日光市の呼びかけにより、若者を中心とした「歩きたくなるまちづくり委員会」を発足。日光市は事務局として会をサポート。
- まちあるきマップの作成から開始し、まちバルやビアガーデンの開催、地元出身者の大同意会の企画など、楽しんでまちに活気を与えることをテーマに様々な取組を企画し、メンバーは当初の7名⇒20名以上に増加。



まちあるきマップを作成。飲食店のマップは観光客等から毎月1,000枚の利用がある 出典：中心市街地活性化協議会支援センターHP

2. 第2回勉強会の開催概要

◆開催日時 令和7年12月6日(土) 10:00～11:30

◆開催内容

- 防災まちづくりの必要性
 - ・これまでの経緯
 - ・都市部における防災まちづくりの必要性
 - ・防災まちづくりの面的な課題
 - ・防災まちづくりの個別課題
- 燃えにくく安全なまちづくり手法の紹介
 - ・狭い道路を改善する手法
 - ・燃えにくい建築物への建替えを促す手法

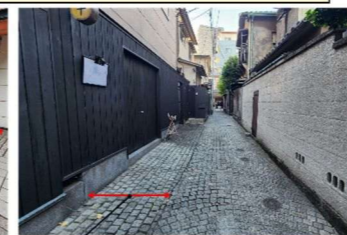
狭い道路を改善する手法

●地区計画による壁面後退(道路状空地の確保)

- ・地区計画により道路境界線から壁面後退を行うことで、道路と一体で利用できる空地を確保することで、道路と一体的に利用できる快適な歩行空間を創出するもの。



壁面後退部分：植栽やベンチを置ける空間や、道路と一体的に利用できる歩行空間を創出



壁面後退部分：道路と似たような舗装とし、一体的に利用できる歩行空間を創出

目黒区自由ヶ丘サンセットエリア

新宿区神楽坂かくれんぼ横丁

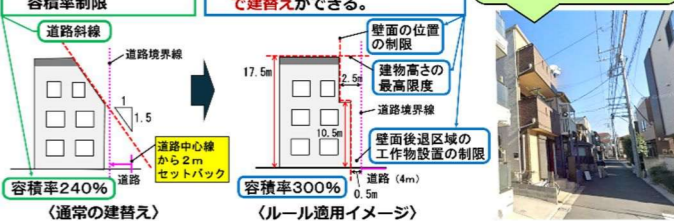
燃えにくい建築物への建替えを促す手法

●街並み誘導型地区計画

- ・道路斜線と前面道路幅員による容積率制限を緩和することで、幅員の限られた道路沿いでも、建替え前の規模を確保して建替えできるルール

■事例：足立区千住旭町地区 ・4m未満の道路に面する狭い敷地が多く、建替え前の床面積の確保が難しい。

- 街並み誘導型地区計画により以下のルールを緩和
 - 道路斜線制限
 - 前面道路幅員による容積率制限
- 建築基準法のルールを緩和する代わりに、以下の項目等を制限
 - ⇒ルール適用前に比べて容積率が緩和され、建替え前と同じ規模で建替えができる。
- 道路斜線と前面道路幅員による容積率制限が緩和され、耐火・準耐火構造の3階建に建替えできた



容積率240% (通常の建替え)

容積率300% (ルール適用イメージ)

5 堀切菖蒲園駅周辺まちづくり計画（たたき台）

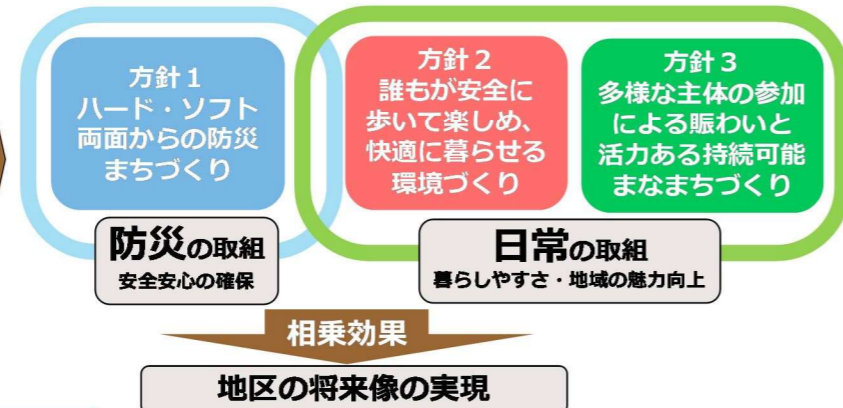
■ 地区の将来像

下町風情と賑わいに満ちた安全安心なまちづくり

災害に強いまちづくりを着実に進めつつ、堀切菖蒲園駅周辺地区のまちの特性を生かし、下町風情と賑わいに満ちた安全安心なまちづくりを推進するため、3つの取組方針を設定します。
「災害時の安全安心の確保に向けた**防災の取組**」「暮らしやすさや地域の魅力を向上させる**日常の取組**」の**両立**を図りながら、将来像の実現に向けてまちづくりを推進します。

【課題】

- 安全・安心なまちに向けた防災性の向上
- 歩いて楽しめる環境の向上、まちの魅力向上
- まちづくりへの参画と持続的な担い手の育成



方針1
ハード・ソフト両面からの防災まちづくり

燃えない・燃え広がらないまちに向けた建築物の建替えや安全な避難路の確保等とともに、防災活動の支援により災害時の消火や救助活動等の担い手確保につなげるなど、ハード・ソフト両面からの防災まちづくりを進める。

方針2
誰もが安全に歩いて楽しみ、快適に暮らせる環境づくり

建替ルールを活用した一体的な道路状空間の創出や歩行環境の改善により、駅から安全に楽しめる歩行ネットワークを確保するとともに、不燃化建替えに伴う建築物の省エネルギー化や細街路の拡幅により、快適に暮らせる環境づくりを進める。

方針3
多様な主体の参加による賑わいと活力ある持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりに向けて、多様な主体との連携により地域課題の解決や魅力向上を図る仕組みや、公共空間の活用促進など、人々がまちづくりに参画し交流できる環境づくりを進め、互いに支え合うまちを目指す。

防災街区整備地区計画、不燃化促進、建築物の共同化

■対象：駅周辺地区

- 避難路の位置づけや建築物の防火規制、敷地面積の最低限度など
- 建築物の耐震化・不燃化建替えや老朽建築物の除却への助成など
- 共同建替えによる防災性の向上や広場空間の創出など

木造・防火構造
耐火・準耐火構造

街並み誘導型地区計画、細街路拡幅整備事業

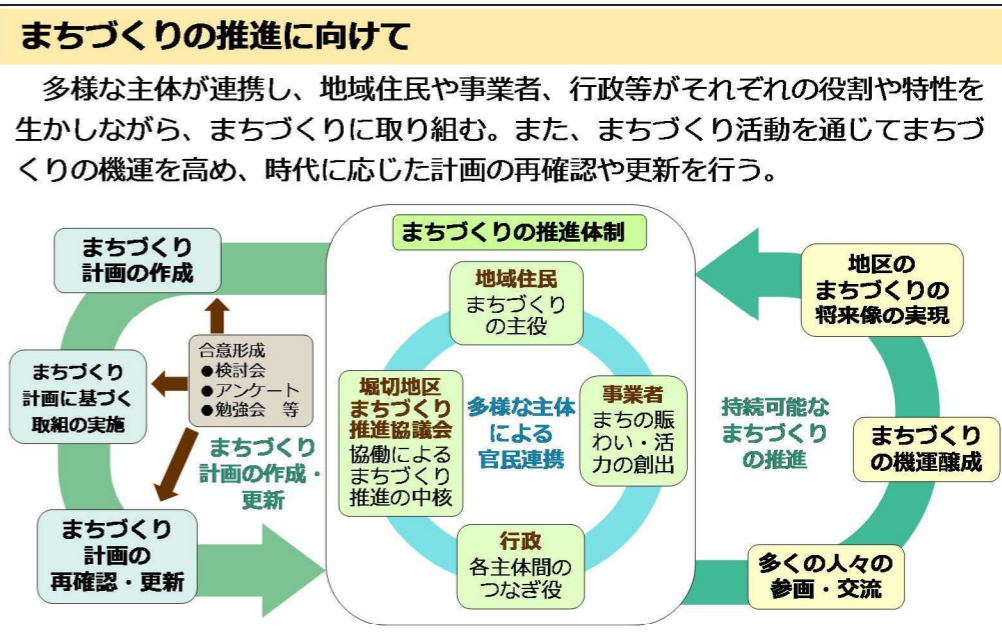
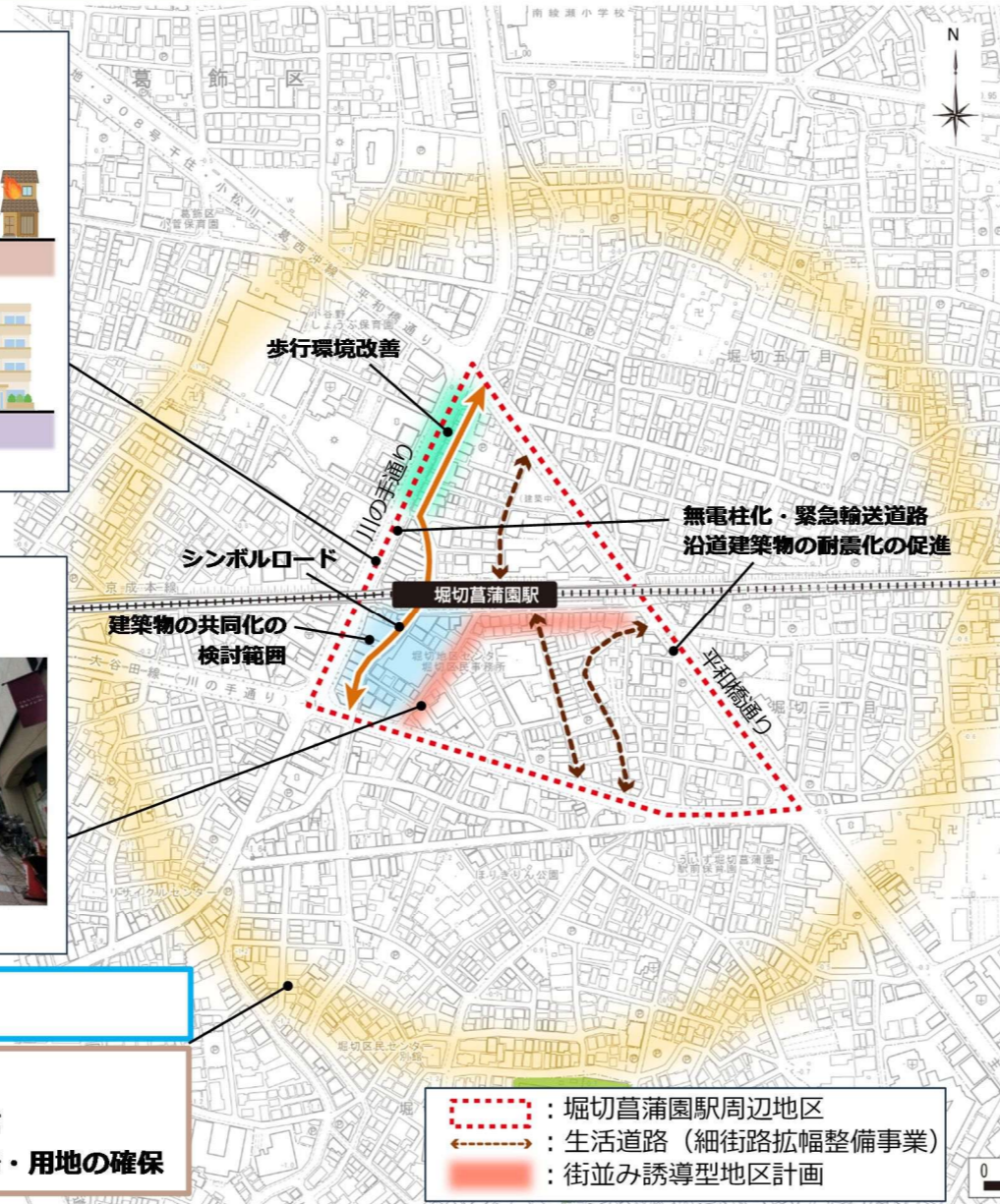
■対象：景観づくりゾーン（街並み誘導型地区計画）

- 一定条件下で道路斜線を緩和し、限られた道路幅員での建替えの誘導や壁面後退により、道路状空地の創出と沿道の建築物の建替えを一体的に推進
- 建替え等に合わせて最低限の道路幅員を確保

防災意識の啓発活動

その他の取組

- まちづくり活動の促進
- まちづくりの担い手育成
- 地域の魅力向上・発信
- バス・タクシー乗り場・用地の確保



住民主体のまちづくり推進体制の構築

■対象：堀切地区全域

広場空間の創出など地域課題の解決となり、かつ誰でも気軽に参加できる仕組みづくりにより、地域課題を解決しつつ地域交流の推進や仲間づくりを推進

3 今年度の実績

令和7年 6月28日 まちづくり検討会（第1回）の開催
7月25日から8月15日 アンケート調査（第1回）の実施
9月27日 まちづくり勉強会（第1回）の開催
10月25日 まちづくり事例視察会の開催
11月8日 まちづくり検討会（第2回）の開催
12月6日 まちづくり勉強会（第2回）の開催
12月10日から12月31日 アンケート調査（第2回）の実施

4 今後の予定

令和8年度 ・堀切菖蒲園駅周辺まちづくりイベント（仮称）の開催
・堀切菖蒲園駅周辺まちづくり計画（案）説明会の開催
・まちづくり検討会の開催
・まちづくり勉強会の開催

金町駅周辺の街づくりについて

金町街づくり担当課

1 東金町一丁目西地区市街地再開発事業

東金町一丁目西地区市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）は、令和7年7月14日に1期の施設建築物工事がしゅん工し、現在、2期工事エリア内の既存建築物の解体工事が行われている。

2期の施設建築物工事の着工に向けては、令和8年1月に、特定業務代行者から東金町一丁目西地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）に対して2期の施設建築物工事の見積りの提示があり、これについて、以下のとおり再開発組合から報告があった。

- ・近年の物価等の高騰により、工事費が想定以上に上昇しており、検討を要することから、契約及び着工までには予定以上の時間がかかる見通しである。
- ・このため、2期施設建築物工事の着工が令和8年8月から少なくとも令和8年11月以降に、しゅん工が令和12年11月から少なくとも令和13年3月以降になる見通しである。

区は、2期施設建築物工事の着工に向け、引き続き再開発組合への支援、指導を行っていく。

2 金町駅北口周辺地区の基盤整備

(1) 第2段階の街づくり

金町駅北口周辺の街づくりにおいては、基盤整備の緊急性や事業の進捗状況を踏まえた段階的な街づくりを推進することとしている。第1段階の街づくりである再開発事業に続く、第2段階の街づくりとして、駅から再開発事業区域までの理科大学通りの拡幅と沿道の賑わい維持・魅力向上を地区計画と道路事業により進めていくことを計画している。

(2) 東金町一丁目西地区地区計画の変更

変更の概要は資料1のとおりである。

【資料1】地区計画変更概要

東金町一丁目西地区地区計画の変更概要

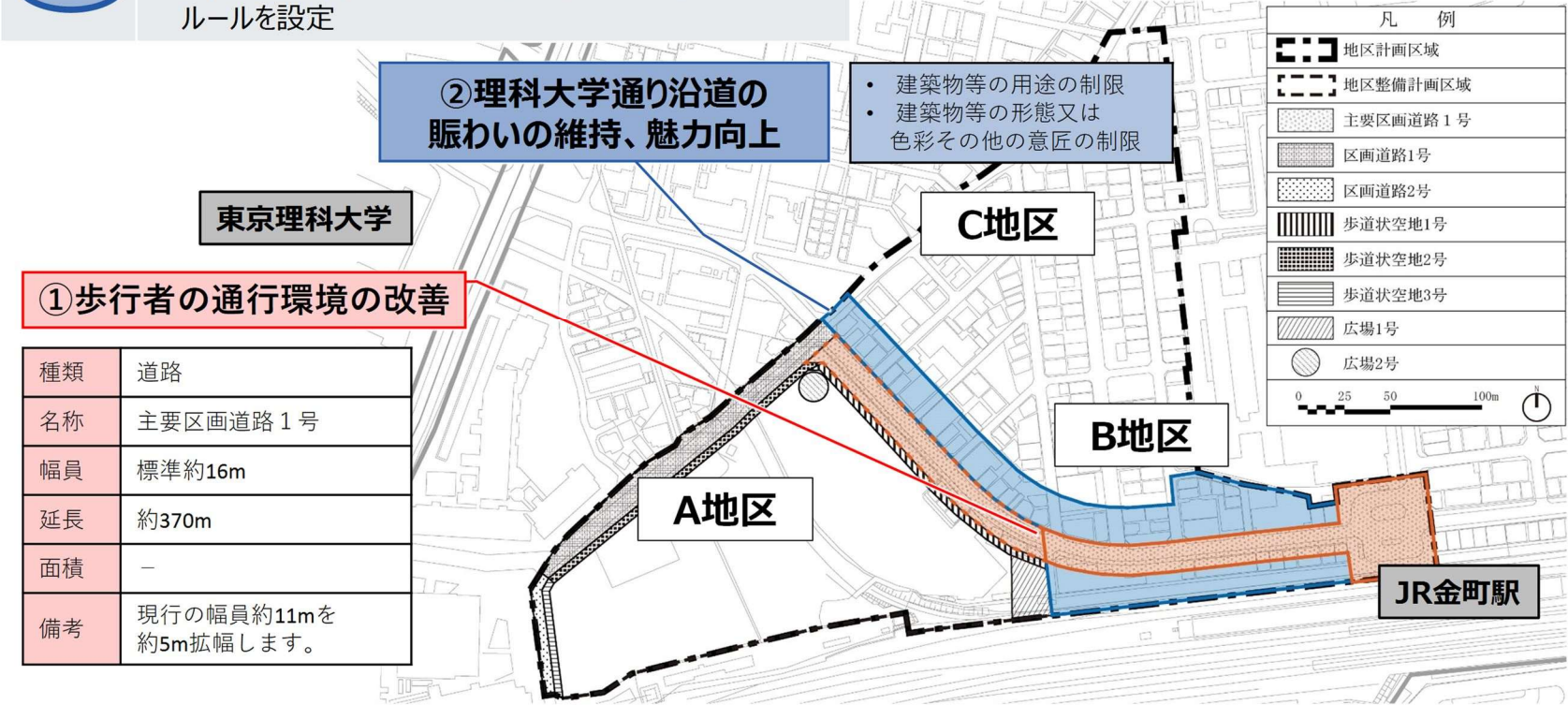
資料 1

■ 変更の主なポイント

令和8年2月下旬 告示予定

地区計画変更の主なポイント	
変更①	歩行者の通行環境の改善 ⇒理科大学通り拡幅に向けた地区施設としての位置づけ
変更②	理科大学通り沿道の賑わいの維持、魅力向上 ⇒沿道の建築物等の用途や意匠などについて新たなルールを設定

これまでの経緯
 令和7年7月 地区計画変更（原案）の公告、縦覧、意見書提出
 10月 葛飾区都市計画審議会（報告）
 11月 地区計画変更（案）の公告、縦覧、意見書提出
 令和8年1月 葛飾区都市計画審議会（付議）



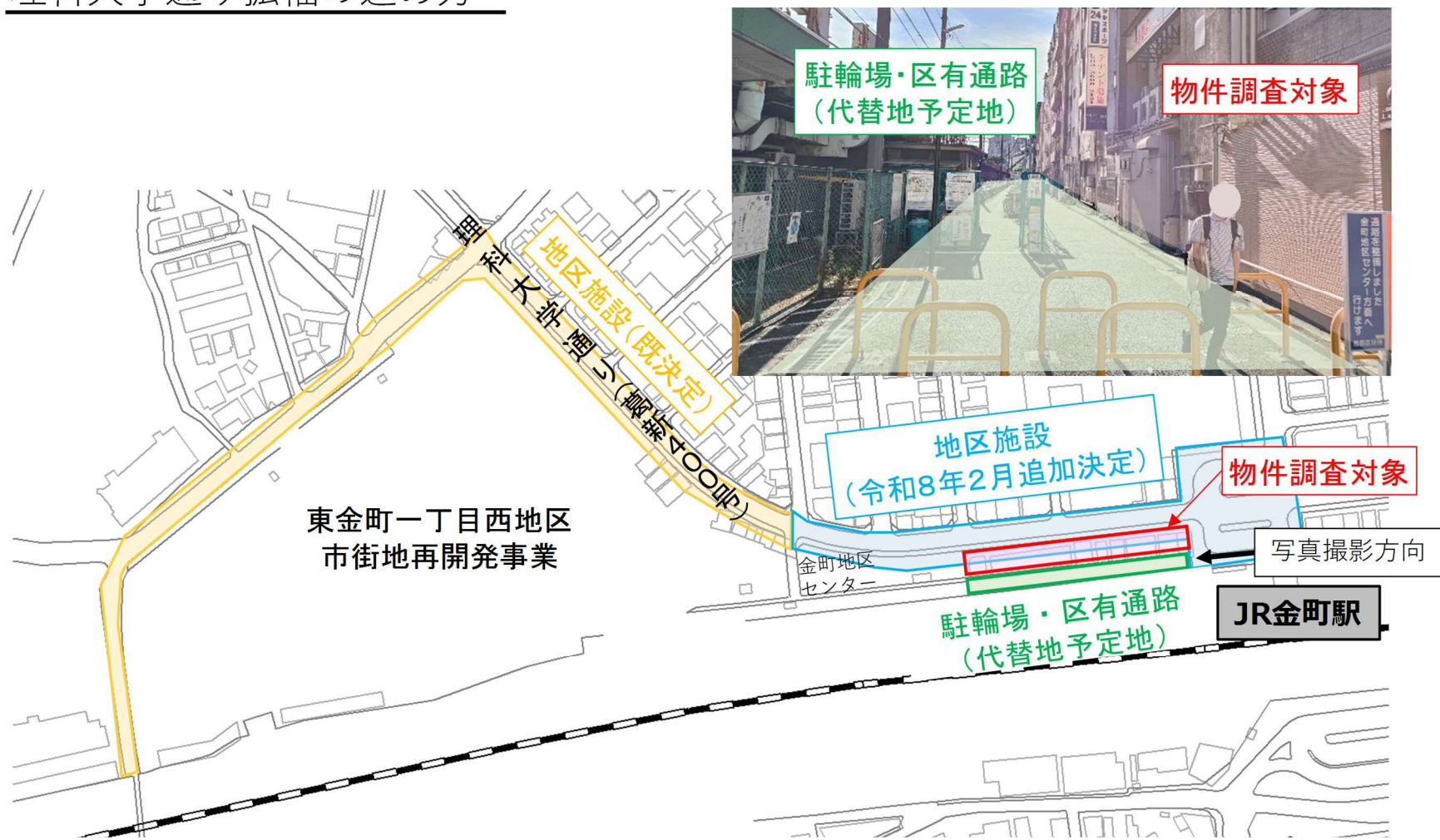
(3) 今後の予定

今後、理科大学通りの拡幅を道路事業として事業を進めていくことを予定しており、令和8年度は、拡幅区域を道路区域編入し、用地買収に向けた物件調査を行っていく。

なお、拡幅区域の南側の金町駅北口（西側）自転車駐車場及び区有通路を用途廃止した後に、用地買収対象者に対する代替地として活用する方針である。

【資料2】理科大学通り拡幅の進め方

理科大学通り拡幅の進め方



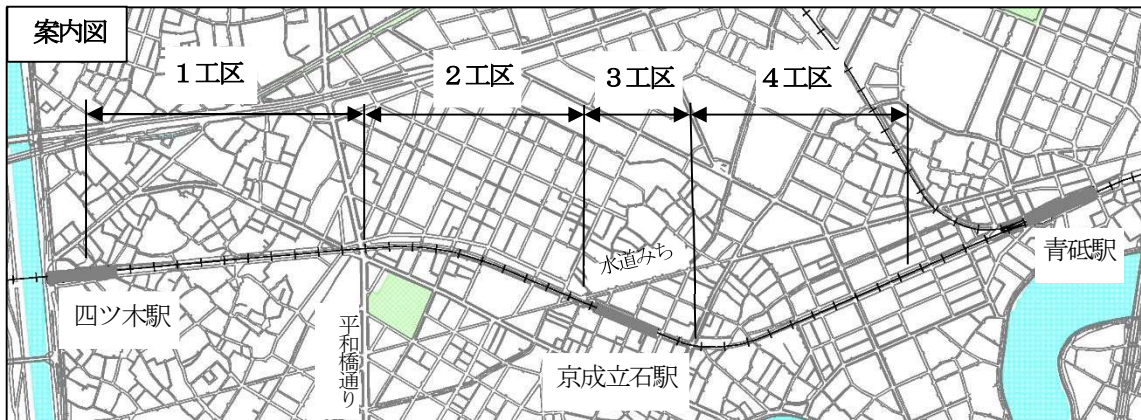
京成押上線連続立体交差事業について

立石駅北街づくり担当課

1 事業の進捗状況

(1) 各工区の進捗状況

京成押上線連続立体交差事業については、現在、仮線工事等が進められている。



ア 1工区・2工区・4工区の状況

仮上り線への切替に向けた土木・軌道工事等の仮線工事を進めている。



1工区 四ツ木駅方の状況



1工区 平和橋通り



2工区 軌道敷設状況
(立石三丁目付近)



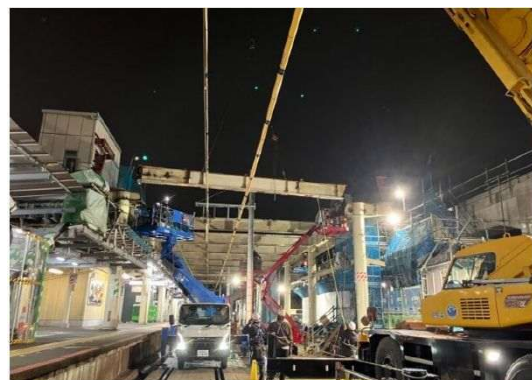
4工区 青砥駅方の状況

イ 3工区 (京成立石駅前区間) の状況

仮上り線への切替に向けた仮線工事、旧橋上駅舎の解体を進めている。



旧下り線ホーム撤去



旧橋上駅舎の解体状況



立石2号踏切部
(補助274号線バス通り)



京成立石駅付近の状況

(2) 今後の予定

仮上り線の切替に向け、仮上り線の軌道敷設工事や電路・信号・通信工事等の仮線工事を進める。

引き続き、東京都及び京成電鉄㈱と連携しながら、安全かつ着実に取組を進めていく。

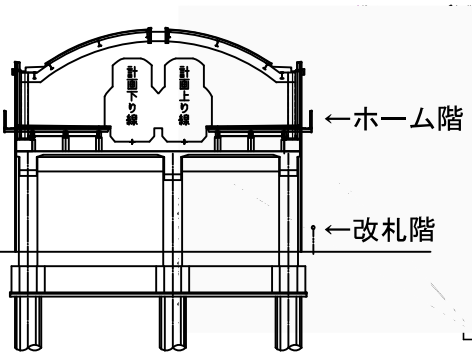
2 京成立石駅の駅舎施設の概要

京成押上線連続立体交差事業における京成立石駅の設計については、京成電鉄㈱において検討が進められている。今般、京成電鉄㈱より駅舎施設の概要が示されたため、これを報告する。【資料1】

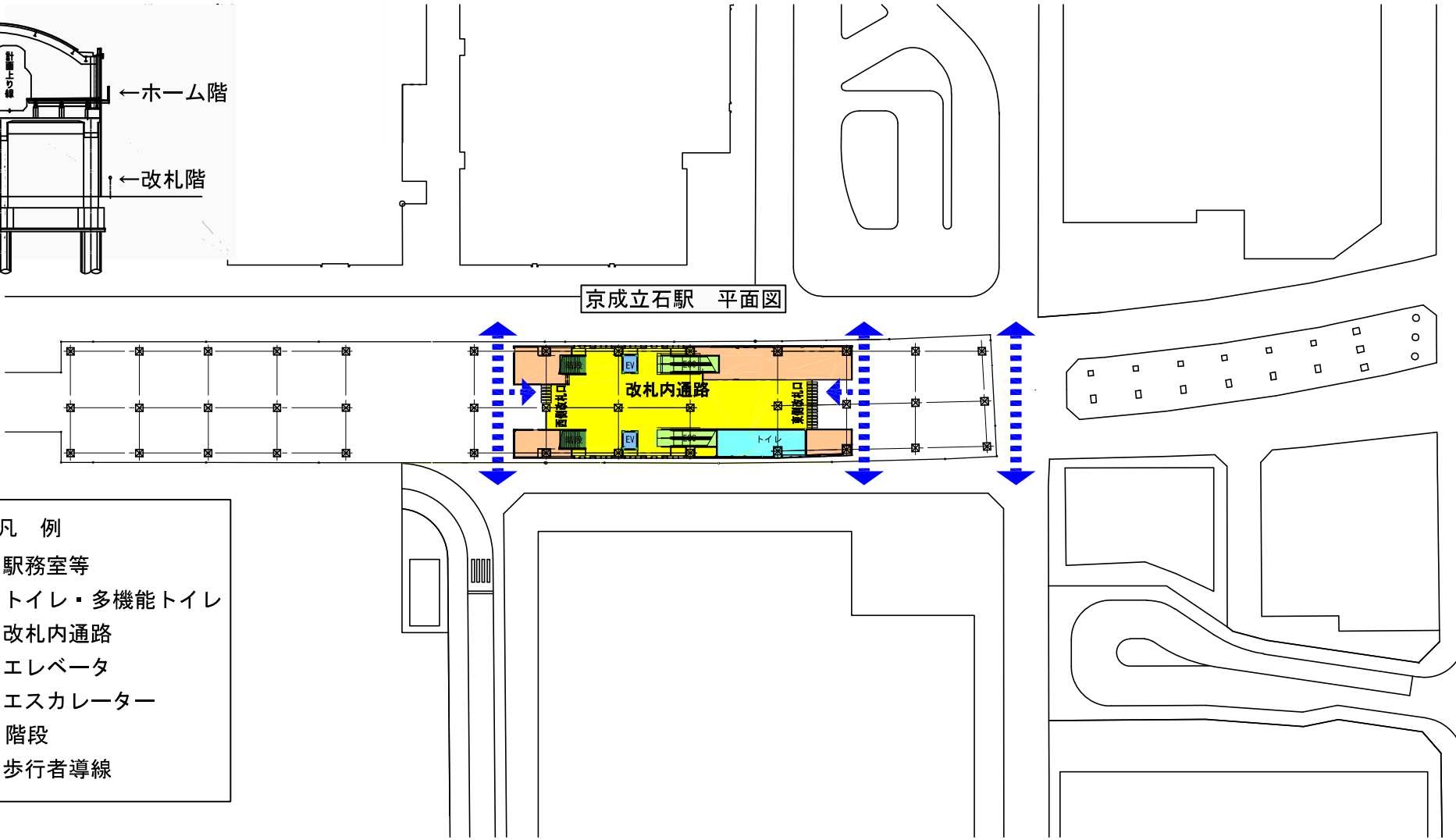
駅舎施設の概要



京成立石駅断面図



京成立石駅 平面図



- 凡 例
- 駅務室等
 - トイレ・多機能トイレ
 - 改札内通路
 - EV エレベータ
 - ESC エスカレーター
 - 階段
 - 歩行者導線

一般庶務報告No. 6
都 市 整 備 部
令和8年3月16日

義務付け等請求控訴事件の判決について

立石駅北街づくり担当課

次のとおり、義務付け等請求控訴事件の判決があった。

1 第一審における控訴人の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の2第1項第4号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

- ①組合に対し権利変換計画について同意したこと。
- ②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。
- ③当該総会へ出席して反対しなかったこと。
- ④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。
- ⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

2 第一審の内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 義務付け等請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告
別紙1原告目録のとおり
- (4) 被告
葛飾区長
- (5) 請求の趣旨

ア 被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金7億1,610万2,775円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求

せよ

イ 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

(6) 第一審の判決の趣旨

ア 本件訴えのうち、1①から④までの部分を却下する。

イ 原告らのその余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(7) 第一審の判決の理由

ア 1①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、1④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。

イ 1②は「財産の管理」に当たり、1③は「財産の管理を怠る事実」に当たりますが、本件監査請求は令和6年2月29日にされたものであり、1②については令和4年12月24日にあったものといえ、1③は同日に終わったものであるといえるため、1年の監査請求期間を徒過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。

ウ 1⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たりますが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

3 控訴審における控訴人の主張

(1) 都市再開発法においては、総会の総会決議のみでは権利変換計画は確定しないし、権利変換計画が確定する権利変換期日までは、権利変換は生じず、施行区域内の土地建物の権利は消滅しないから、本件監査請求に係る監査請求期間の起算日は権利変換期日である令和5年6月30日である。

(2) 葛飾区の住民が、区長が権利変換計画案に意見書を提出したか否かは知るすべはなく、最終的にどのような権利変換計画が確定したかを知るのは、権利変換計画の公告がなされた令和5年6月19日又は実際に権利変換処分がなされた同月30日であるため、正当な理由があることから、監査請求期間である1年を徒過して

いから、権利変換計画が確定しないこと等を理由に、権利変換期日である令和5年6月30日を監査請求の起算日と解することはできない。当該監査請求が対象とする青木克徳がした1②及び1③の行為については、第一審判決のとおり(2(7)イ)であり、控訴人らの主張は採用できない。

イ 控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画の確定時期は正当な理由を裏付ける事情となるものではない。そして、権利変換計画の縦覧については組合のホームページに掲載されており、これにより、それに先立つ組合の総会決議の存在を知ることができたと認められるから、地方自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められないため、控訴人らの主張は採用できない。

ウ 控訴人らは、第一審の第3回口頭弁論期日における発言から、監査請求期間の徒過について正当な理由があるか否かが争点となることを認識していたのであるから、釈明権の不行使が問題となる余地はないため、控訴人らの主張は採用できない。

エ 組合に対し権利変換計画について同意したことは、都市再開発法等の法令上の規定に基づくものではなく、何らの法的効果も有しない事実上のものにすぎないから、第一審判決のとおり(2(7)ア)であり、控訴人らの主張は採用できない。

オ 控訴人らの訴えのうち、1①から④までについては不適法であるから却下すべきであり、1⑤についてはその前提を欠くのであるから棄却すべきであることは明らかであって、その余の点については判断する必要はないため、控訴人らの主張は採用できない。

5 事件の経過

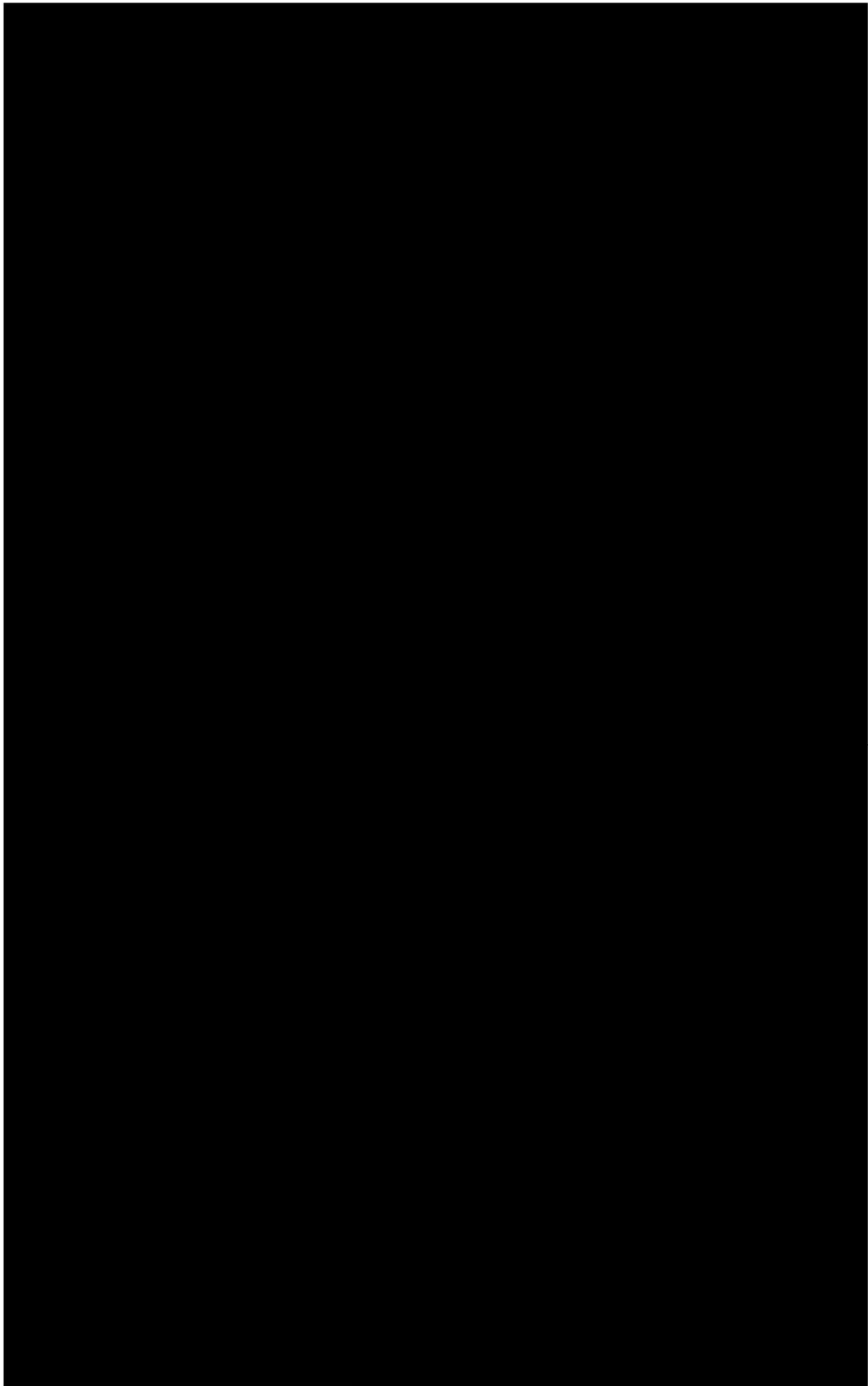
- (1) 令和6年4月11日 訴えの提起(葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月24日)
- (2) 令和6年7月19日 第1回口頭弁論期日
- (3) 令和6年10月30日 第2回口頭弁論期日
- (4) 令和7年1月28日 第3回口頭弁論期日

- (5) 令和7年5月13日 第4回口頭弁論期日
- (6) 令和7年7月22日 第5回口頭弁論期日
- (7) 令和7年9月19日 判決言渡期日
- (8) 令和7年10月2日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）
- (9) 令和8年1月20日 控訴審口頭弁論期日
- (10) 令和8年2月19日 控訴審判決言渡期日

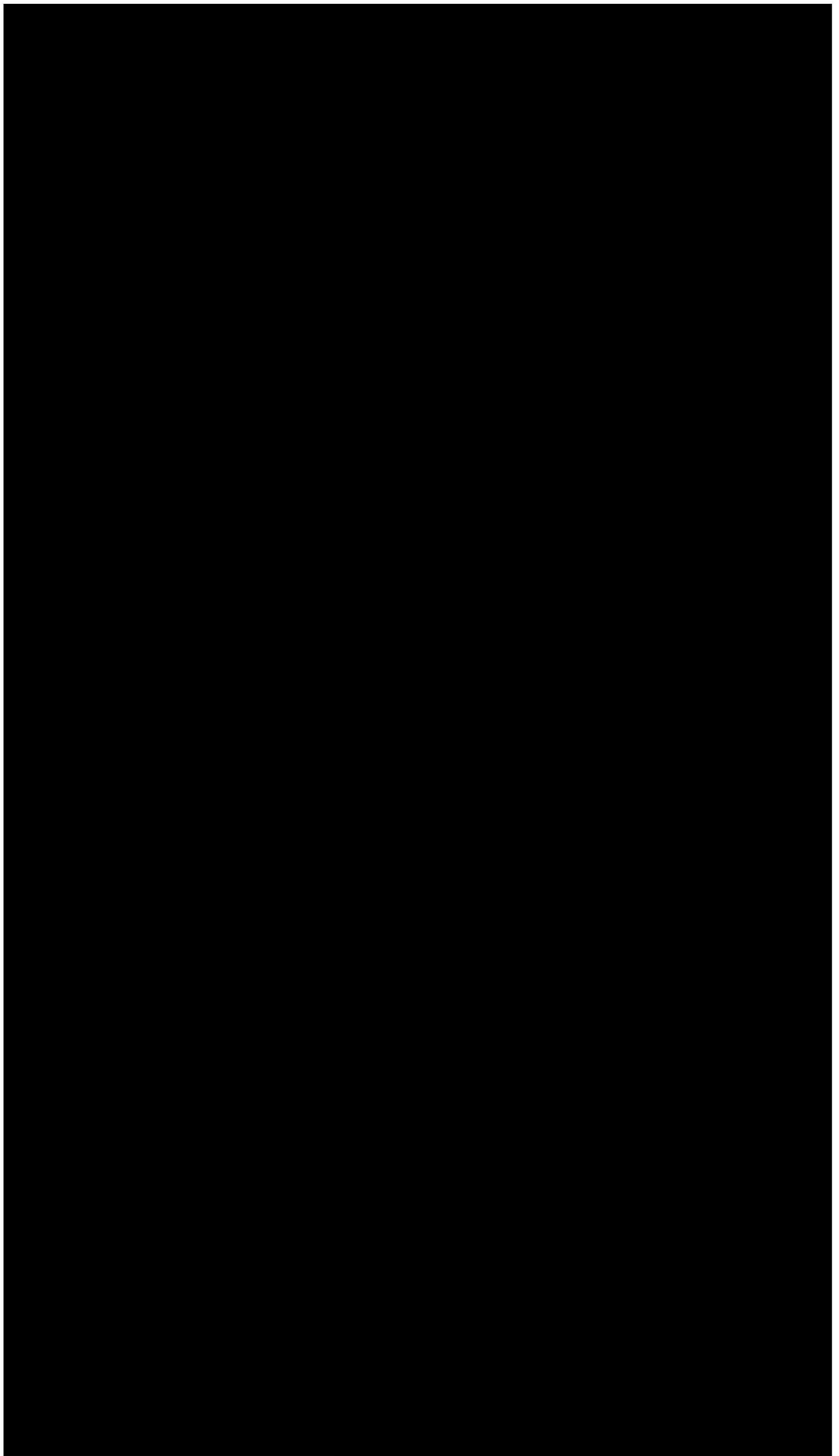
原告 目 録

原告番号

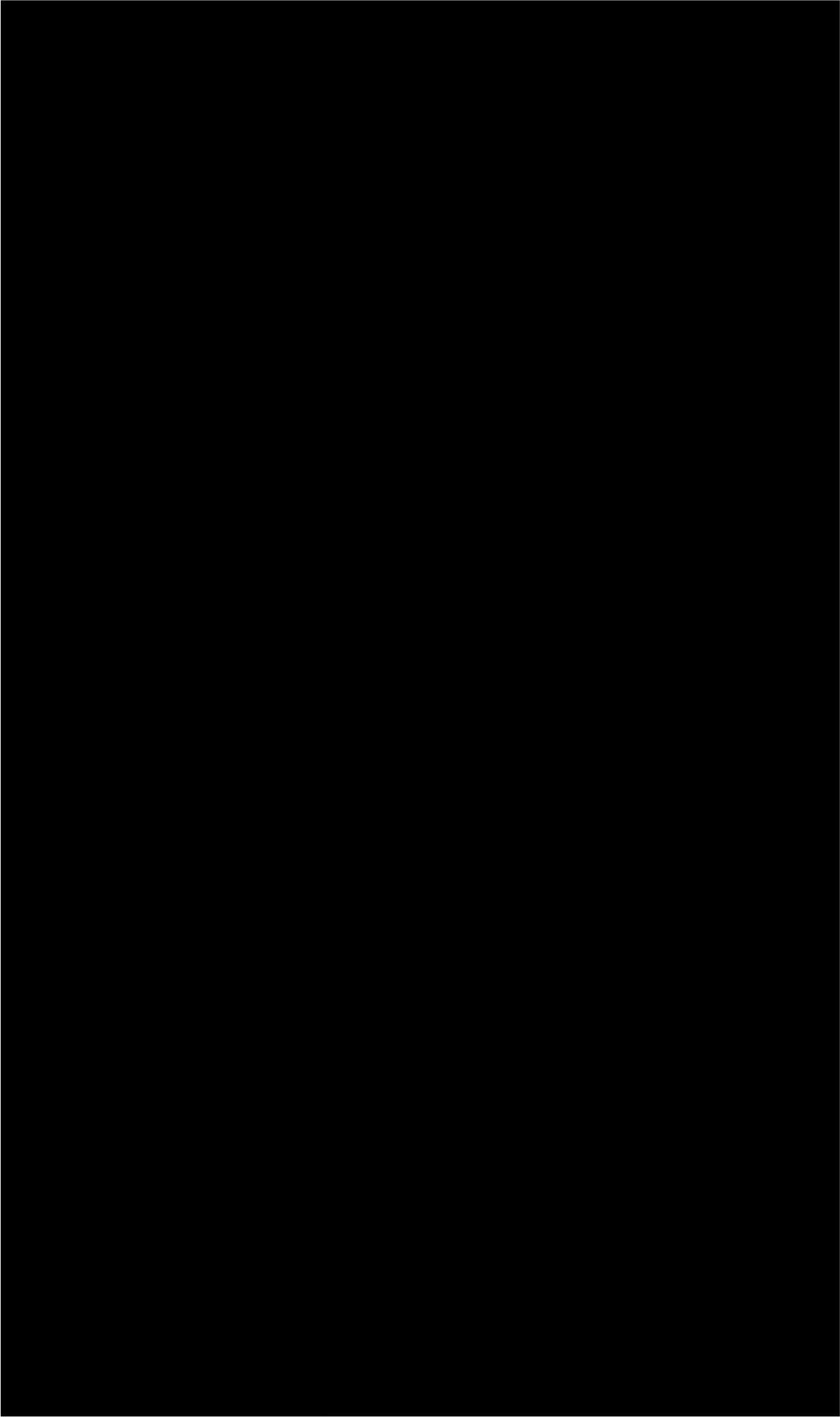
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38



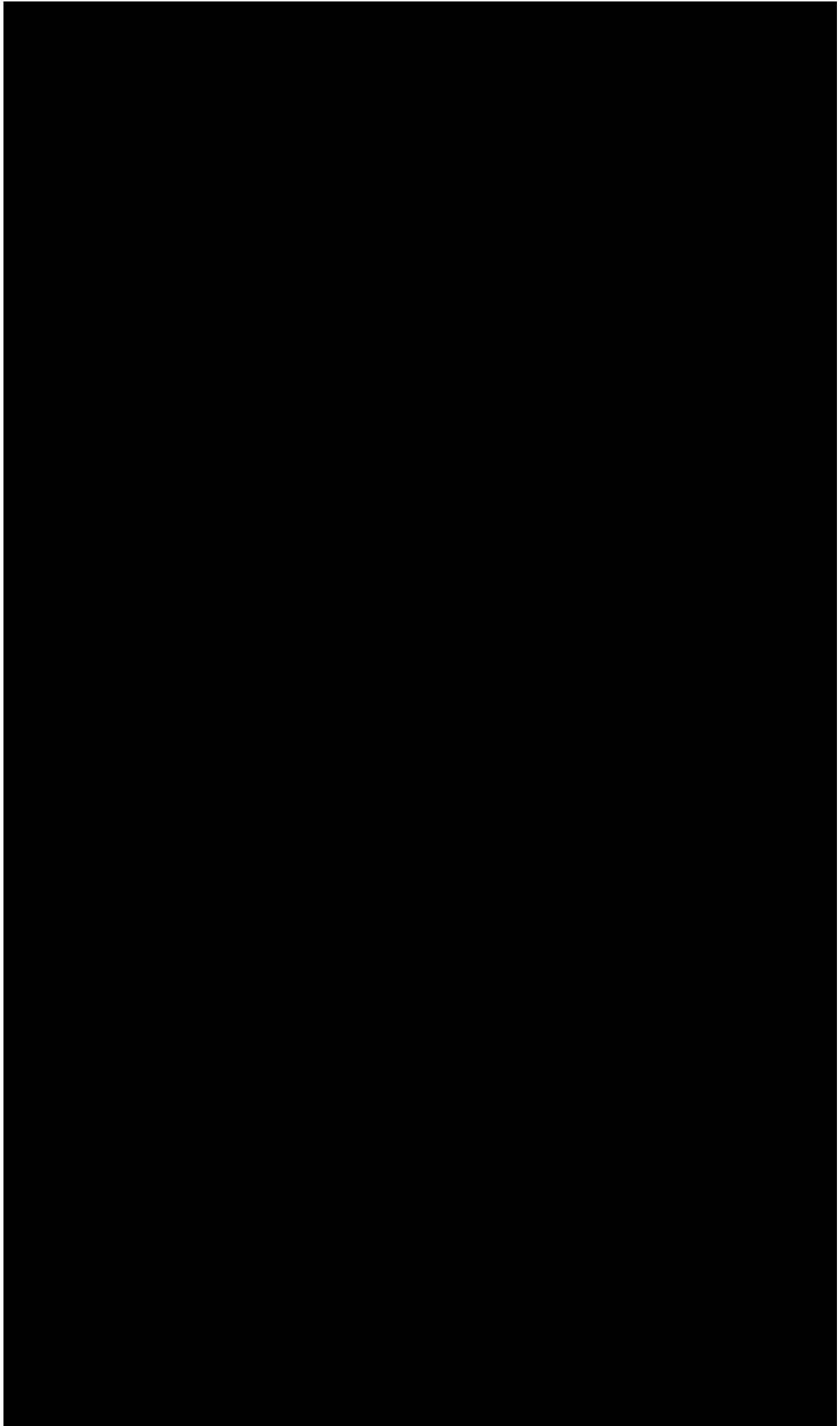
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79



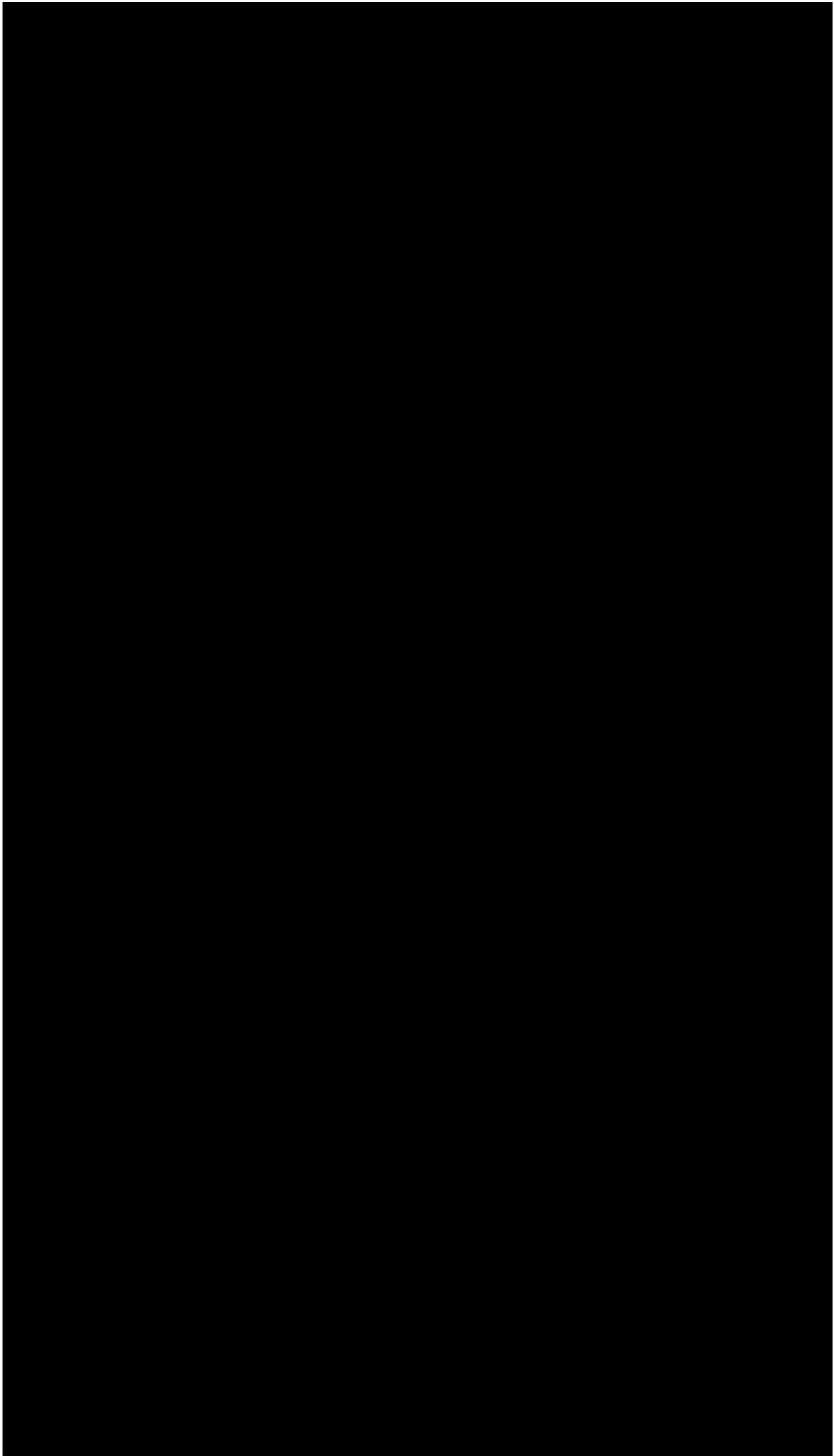
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120



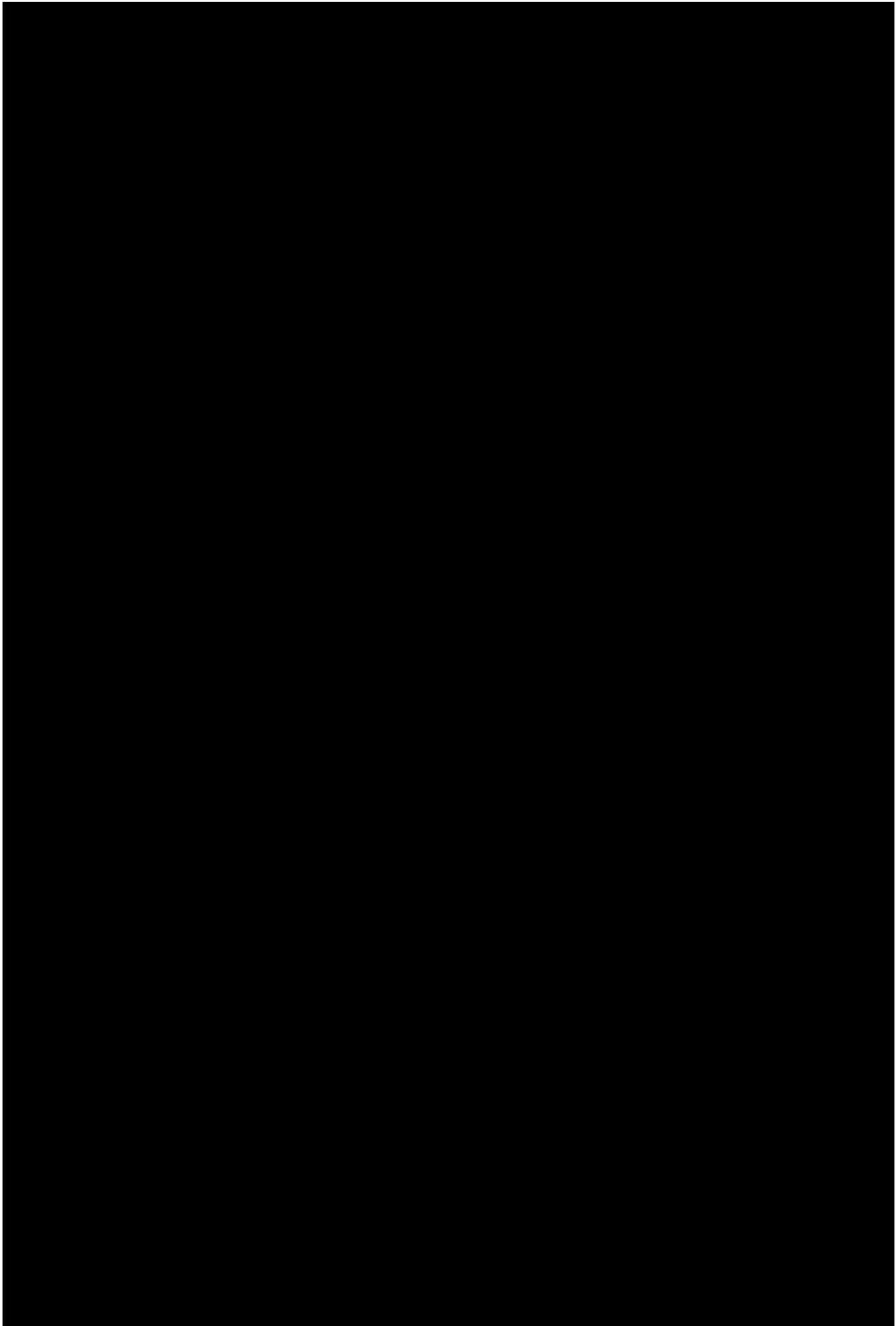
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161



162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202



203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237



控 訴 人 目 録

[Redacted Table-Of-Contents]

一般庶務報告No. 7
都 市 整 備 部
令和8年3月16日

高砂駅周辺の街づくりについて

高砂・鉄道立体担当課

1 高砂駅周辺のまちづくりについて

高砂駅周辺では、「開かずの踏切」解消を目指して、高砂駅付近の5自治町会及び4商店会による高砂地区開発協議会が結成され、鉄道立体化を見据えた総合的なまちづくりの検討を進めている。

高砂地区開発協議会では、令和4年4月に連続立体交差事業の着工準備採択を受けたことを契機に、令和5年3月に「高砂地区まちづくり勉強会」を立ち上げ、まちづくりの更なる具体化に向け、約2年間の検討を行い、令和7年5月に「高砂地区まちづくり方針（仮称）」を取りまとめた。

令和7年7月には、地域の方々のご意見をより多く取り入れるため、まちづくり方針に対するアンケートを高砂駅周辺地区全域に配布するとともに、8月から10月にかけて、オープンハウス形式によるアンケートを行い、配布のものと合わせて、約1,800通のご回答をいただいた。

そして、令和7年12月10日に開催した第9回勉強会では、これらのアンケート結果をもとに意見交換を行い、更新を行った。また、令和8年1月29日に開催した「駅周辺地区まちづくり検討会」では、駅周辺の内容を中心に意見交換を行い、追加の更新を行った。（資料1参照）

このような検討経緯を踏まえ、令和8年2月10日に開催した高砂地区開発協議会役員会において「高砂地区まちづくり方針（案）」の確認を行った。（資料2参照）

今後は、令和8年5月に開催される高砂地区開発協議会総会で承認されたのち、地域のまちづくり提案として区に提出される予定であり、今後、行政計画である「高砂駅周辺地区まちづくりガイドプラン」に反映させていく予定である。

「高砂地区まちづくり方針(仮称)」に関する
アンケート結果などについて

高砂地区まちづくり 方針(仮称)に関するアンケート 調査

- ✓ 高砂地区開発協議会では、令和5年から約2年間をかけて計8回の「高砂地区まちづくり勉強会」を開催し、高砂地区のまちづくりの方針や取組などについて検討し、「高砂地区まちづくり方針(仮称)」としてとりまとめました。【R7年5月総会にて承認】
- ✓ 令和7年には、全戸アンケート調査やオープンハウスを開催し、地域への情報発信とさらなる意見募集を実施しました。



POINT

■ アンケート調査の実施概要 回収合計：1,821票



【ポスティングによる全戸配布調査】

実施期間：令和7年7月21日～8月22日
配布数：6,100部 (月) (金)
回収数：593票 (郵送：422票、web：171票)

【オープンハウス形式による調査】

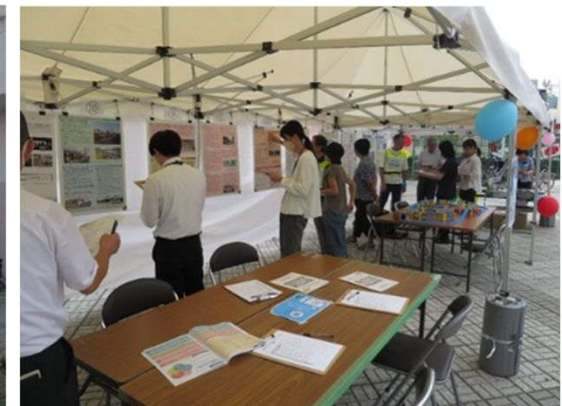
① 【高砂地区センターまつり】

実施期間：令和7年8月29日～8月31日
回収数：362票 (金) (日)



② 【イトーヨーカドー高砂店 店頭】

実施期間：令和7年9月26日～9月29日
回収数：766票 (金) (月)



③ 【中川かわまちづくりイベント】

実施期間：令和7年10月26日
回収数：100票 (日)

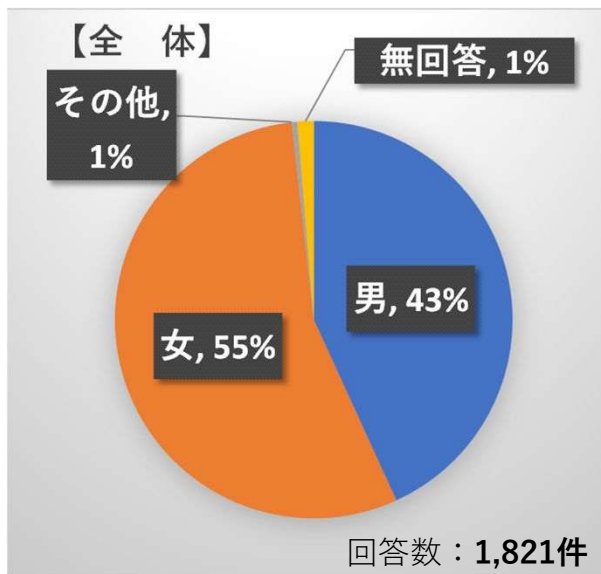


オープンハウスの様子

高砂地区まちづくり方針(仮称)に関するアンケート調査

回答者の属性など

【性別】 (問1)

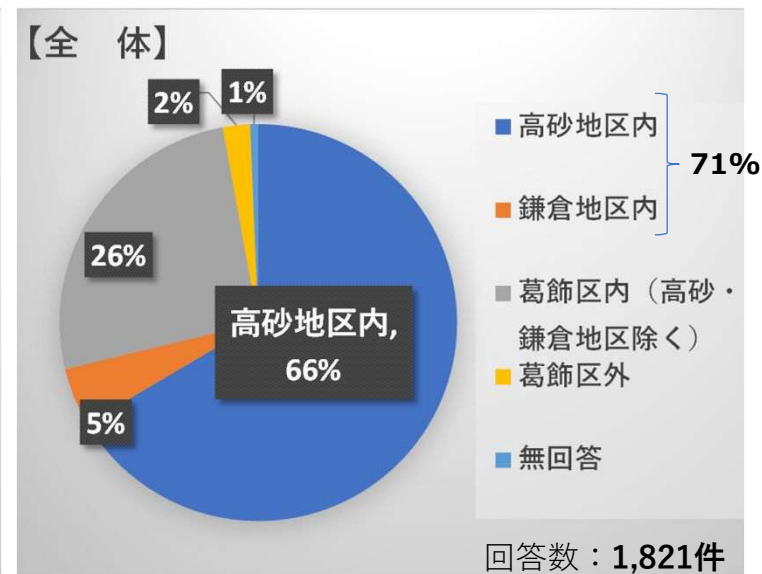


【年齢】 (問2)



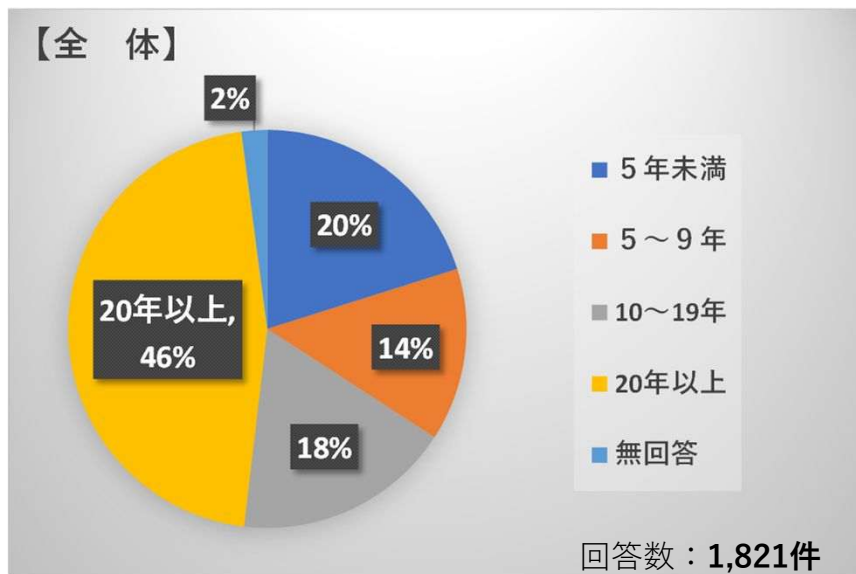
POINT

【住まい】 (問3)

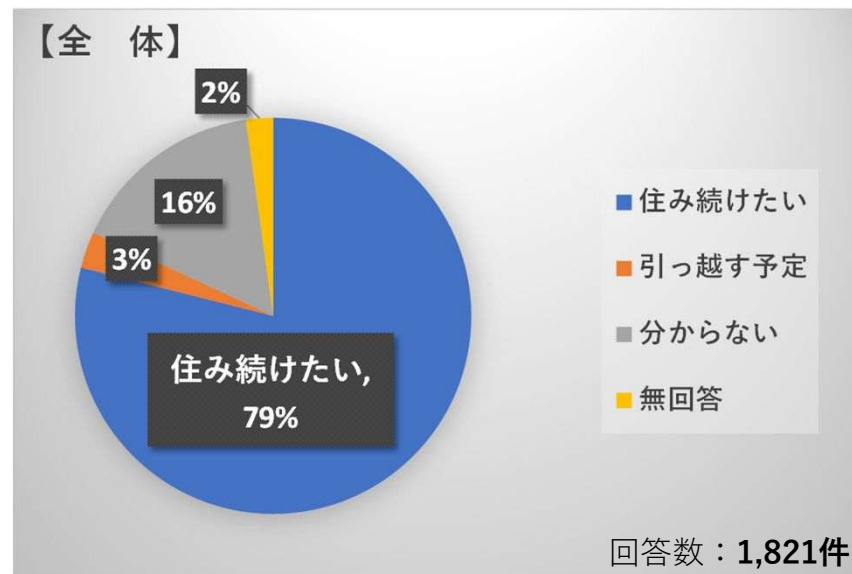


71%

【居住年数】 (問4)

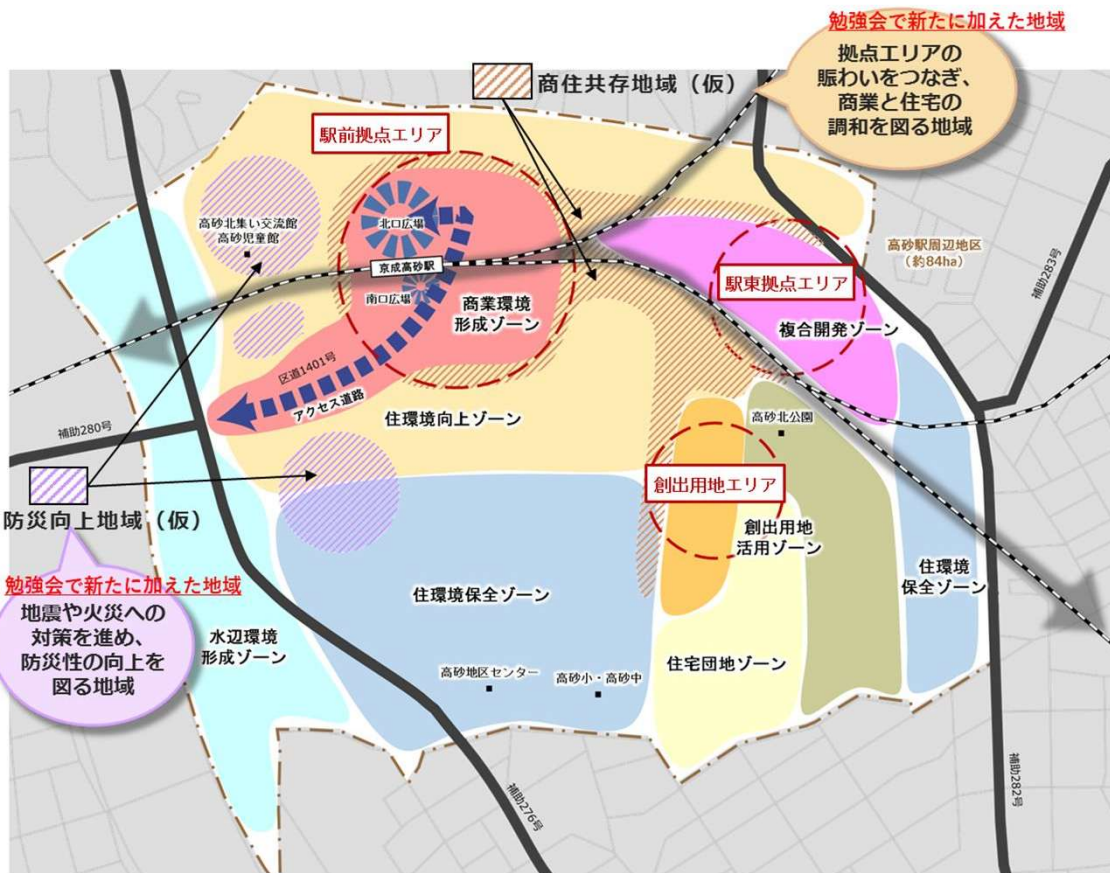


【定住意向】 (問5)



高砂地区まちづくり方針(仮称)に関するアンケート 調査

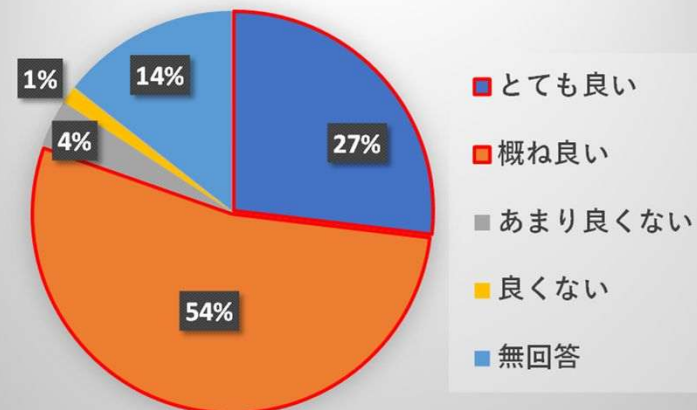
■土地利用構想について



「とても良い」 + 「概ね良い」
の合計

【全体】

「良い」が80%以上



回答数：1,821件

【土地利用ゾーン】

- 商業環境形成ゾーン（商業・業務機能の集積等を図るゾーン）
- 住環境向上ゾーン（商業環境と調和した住宅市街地の形成、市街地の防災性向上を図るゾーン）
- 住環境安全ゾーン（静かで落ち着いたある住環境の保全、身近な緑の創出を誘導するゾーン）
- 水辺環境形成ゾーン（水辺空間を生かした景観形成の誘導、親水性の向上を検討するゾーン）
- 住宅団地ゾーン（都営高砂団地の建替えにより、良好な住宅施設を整備するゾーン）
- 創出用地活用ゾーン（生活利便施設や福祉施設などの施設整備、公園と防災機能の再編を図るゾーン）
- 複合開発ゾーン（広域的な商業・業務機能の集積や、良好な居住機能の整備するゾーン）

高砂地区まちづくり方針(仮称)に関するアンケート 調査

■道路ネットワークについて

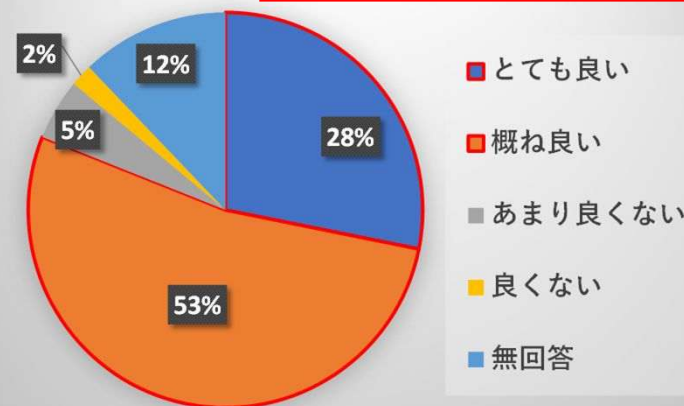


【道路ネットワークに関する5つの分類】

- ① 駅周辺の利便性と回遊性のための道路※リングロード
- ② 3つの拠点エリアの連携と回遊性のための道路
- ③ 連続立体交差事業に伴う道路
- ④ 防災の観点から見た道路
- ⑤ 水辺空間と連携する道路

【全体】

「良い」が80%以上



回答数：1,821件

高砂地区まちづくり方針(仮称)に関するアンケート 調査

■まちづくり方針・取組について

方針1 だれもが安心して回遊できるまち

交通

交通結節点として鉄道・バス・タクシー等が連結され、地区内を安全で快適に回遊できる交通ネットワークを構築するため、駅前広場や幹線道路、歩行空間の整備の推進を図り、コミュニティバスや次世代モビリティも検討します。

方針2 歩いて楽しく、訪ねてみたい賑わいのあるまち

活性化

広域拠点・交通結節点機能を持つ「駅前拠点エリア」、賑わいを生み出す複合機能を持つ「駅東拠点エリア」、地域の文化・交流・商業の活性化を促進する「創出用地エリア」の3つのエリアが一体となった魅力的で愛着の持てるまちづくりを進めます。

方針3 昔ながらの情緒が残る文化的で住みやすいまち

住環境

3つの拠点エリアと住宅地との調和を図りながら、人口減少、少子高齢化の状況であっても、下町の良さを残し、地域に住む人が豊かに暮らし憩えるための環境整備及び人々がまちに関わって活動できるような仕組みづくりを行います。

方針4 豊かな自然を活かした多世代が憩えるまち

緑・水辺

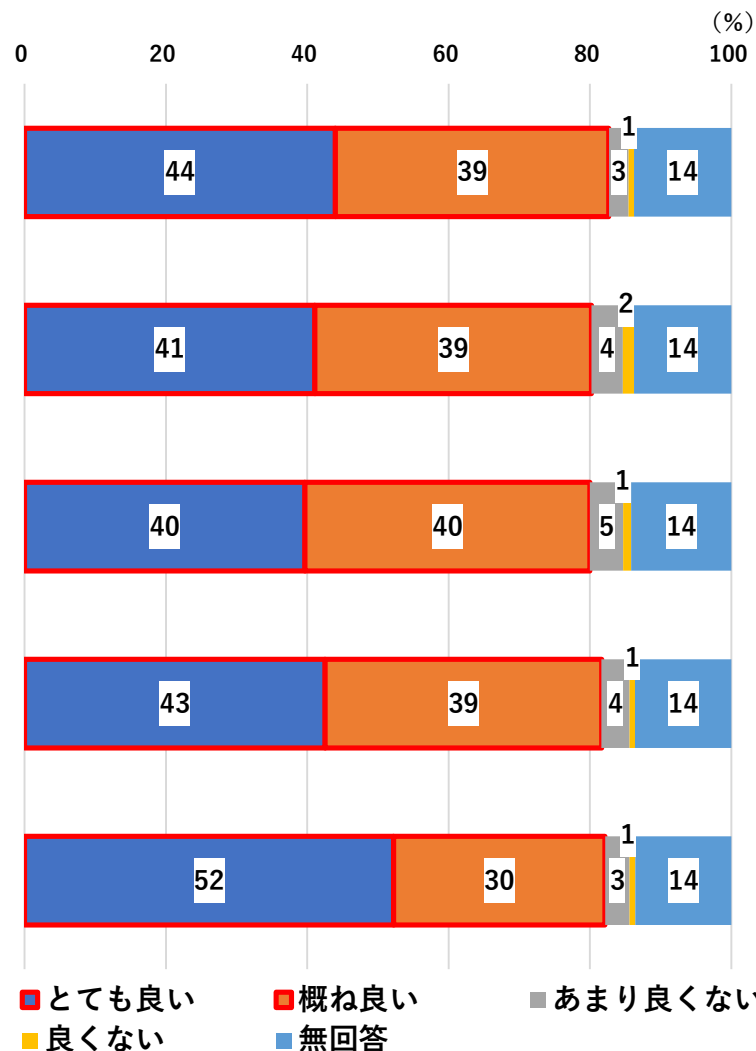
水辺空間の活用や緑の多い街並みづくり等、身近に自然を感じ活用できる環境整備を進めます。

方針5 災害にも強い安全・安心なまち

防災

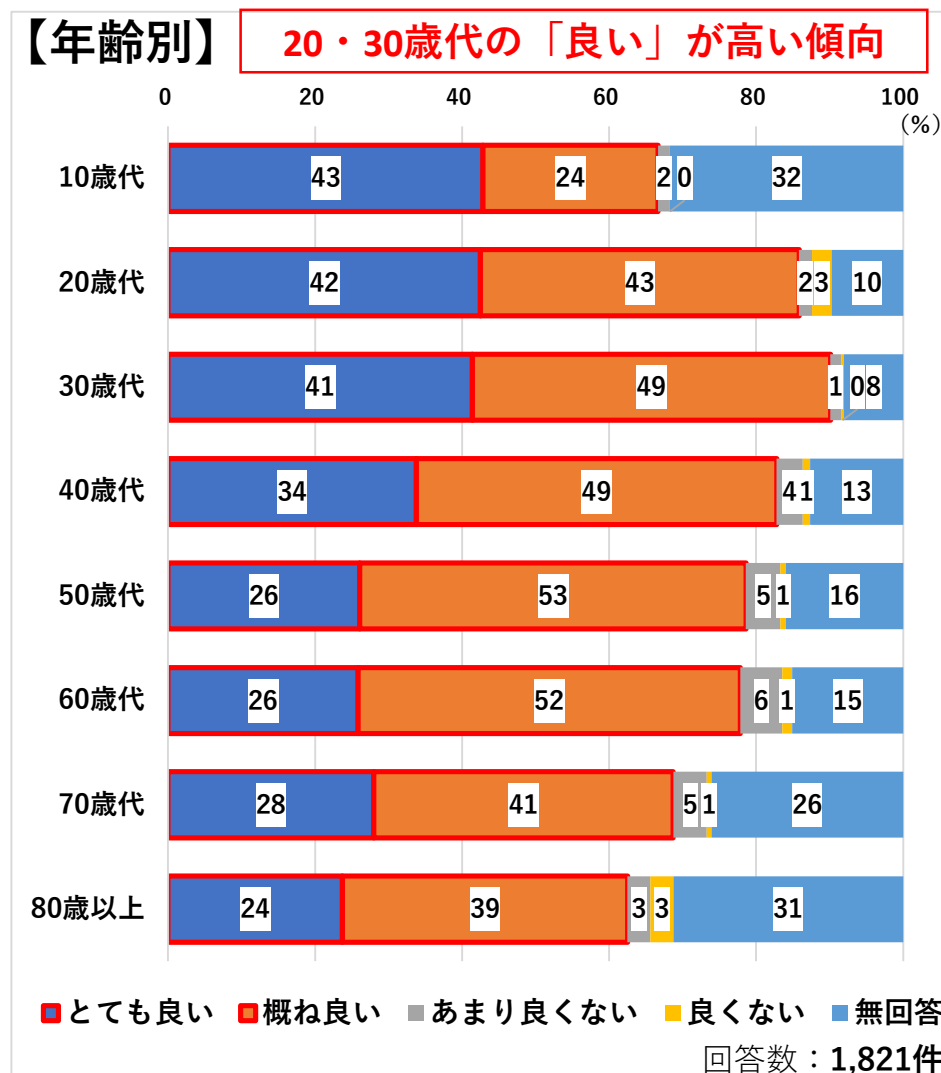
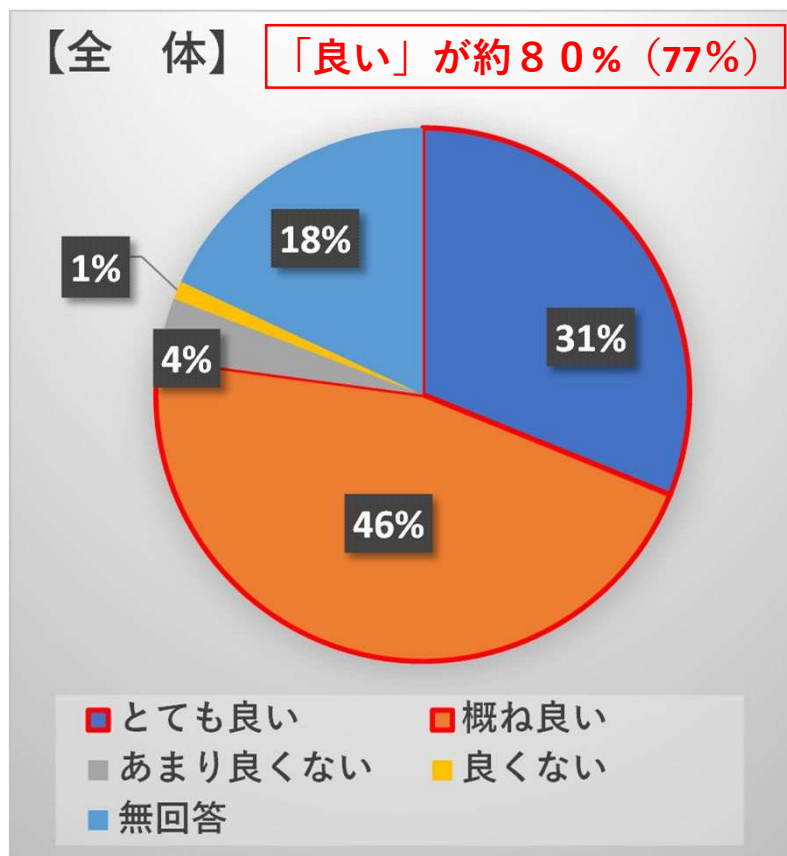
災害時に安全に避難できる道路・駅前広場・公園等の整備、減災のための建替の促進、地域コミュニティによる防災力の向上等、災害に強いまちづくりを進めます。

すべての項目で「良い」が80%以上



高砂地区まちづくり方針(仮称)に関するアンケート 調査

「高砂地区まちづくり方針」全体について



高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

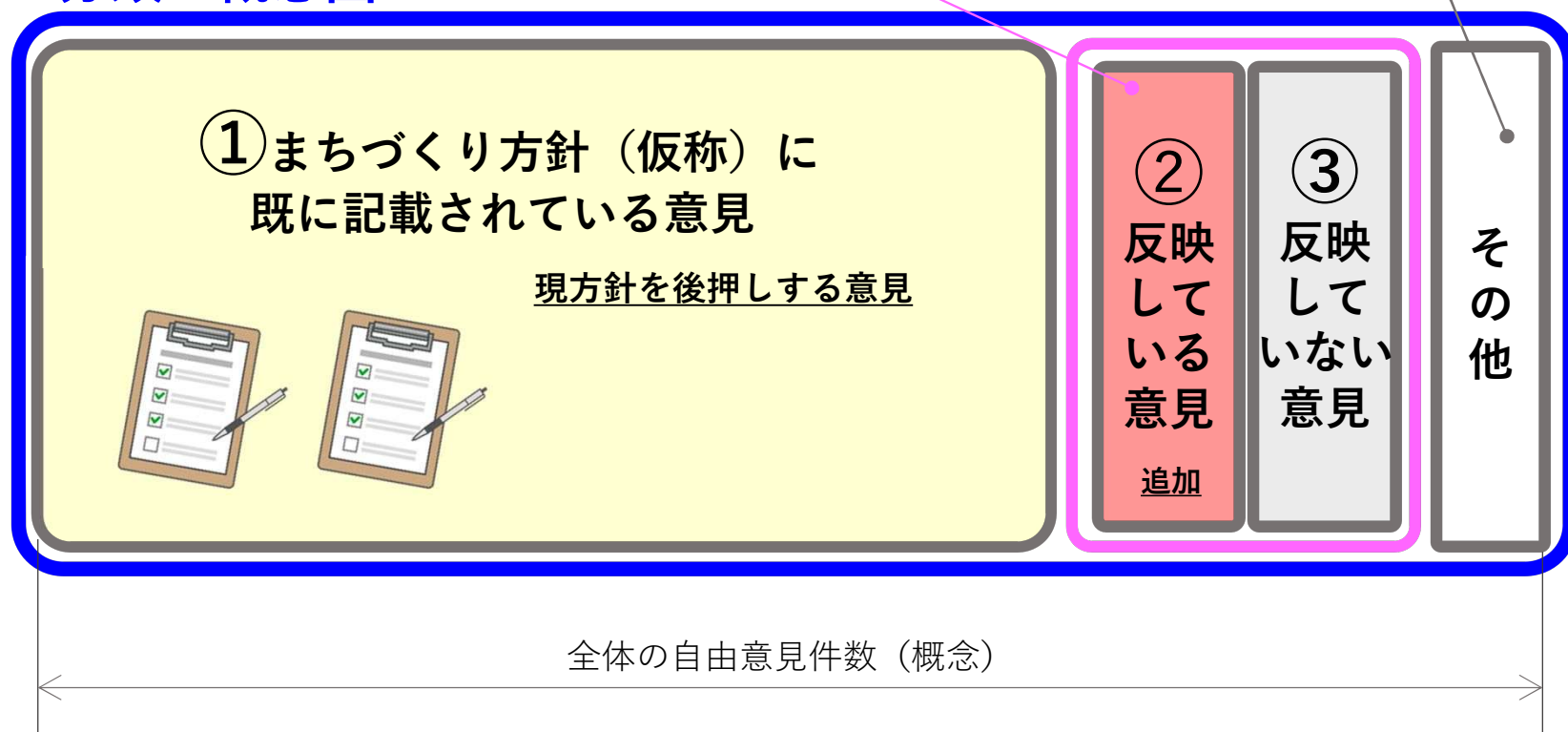
自由意見の 取り扱いと反映 について

- ✓ アンケート自由意見を下記のように分類しました。
- ✓ その多くは、①「まちづくり方針(仮称)」に反映済みのご意見、現方針を後押しする意見と捉えられます。

POINT

→ 新たに反映を検討する意見のうち、②に該当する意見を「まちづくり方針」に反映しています。 → 【別紙】高砂地区まちづくり方針(案)

自由意見の 分類の概念図



高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

■「まちづくり方針(仮称)」へ反映したご意見

赤文字

アンケート調査を踏まえて追加した内容



青文字

- 勉強会、検討会の意見を踏まえて追加した内容
- 事務局で修正した内容



【土地利用構想について(まちづくり方針P5)】

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

<土地利用構想図の説明について>

- 7つの土地利用ゾーン、3つの拠点エリア、2つの地域の違いが分かりづらい
- もっと理解しやすい説明を追加してほしい

高砂地区まちづくり方針(案)

高砂地区の土地利用構想図とまちづくりイメージ

高砂地区のまちづくりは、高砂駅周辺地区まちづくりガイドプランで示されている7つの土地利用ゾーン、3つの拠点エリアを基本とし、計画的なまちづくりを目指します。
また、これまでの勉強会意見を踏まえ新たに設定した、「商業と住宅の調和を図る地域」や「防災性の向上を図る地域」など、地域の課題に対応したまちづくりについても検討していきます。

■7つの土地利用ゾーン

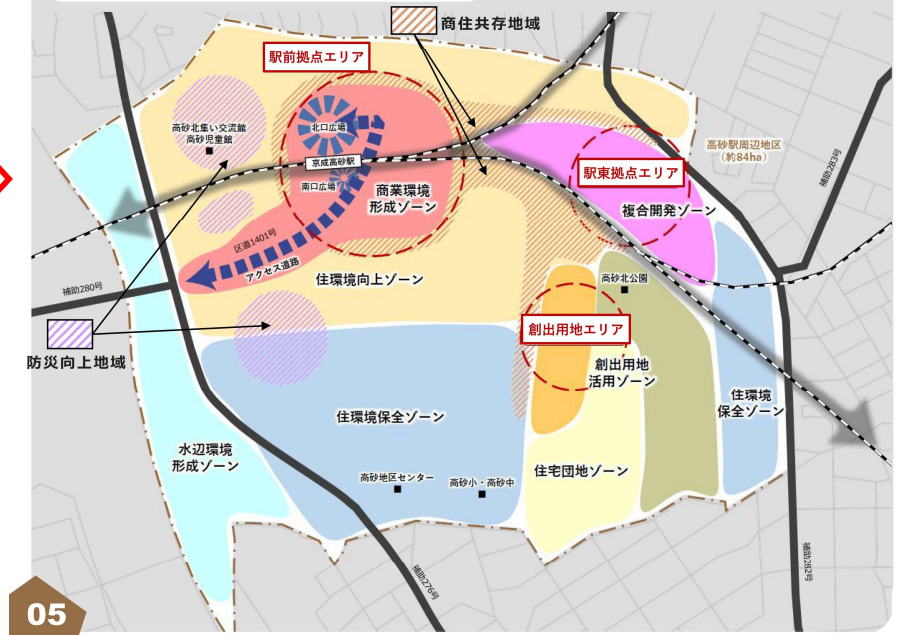
- 商業環境形成ゾーン〔商業・業務機能の集積や公共サービス機能などの充実〕
- 住環境向上ゾーン〔商業環境と調和した住宅街地の形成、密集市街地の環境改善〕
- 住環境保全ゾーン〔静かで落ち着いたきのある現在の住環境の保全〕
- 水辺環境形成ゾーン〔水辺空間を生かした景観形成の誘導、親水性の向上〕
- 住宅団地ゾーン〔都営高砂団地の建替えによる良好な住宅施設の整備〕
- 創出用地活用ゾーン〔地域の活性化に資する生活利便施設や福祉施設などの整備誘導〕
- 複合開発ゾーン〔広域的な商業・業務機能の集積や、良好な居住機能の整備誘導〕

■3つの拠点エリア

- 駅前拠点エリア〔高砂駅周辺地区の顔にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めるエリア〕
- 駅東拠点エリア〔鉄道車庫移転による大規模土地利用転換にあわせてまちづくりを進めるエリア〕
- 創出用地エリア〔地域の活性化に資する生活利便施設などの誘導や公園の再編を行い、まちづくりを進めるエリア〕

■2つの地域

- 商住共存地域〔拠点エリアの賑わいをつなぎ、商業と住宅の調和を図る地域〕
- 防災向上地域〔地震や火災への対策を進め、防災性の向上を特に図る地域〕



高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

■「まちづくり方針」へ反映したご意見

【道路ネットワークについて (まちづくり方針P6)】

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

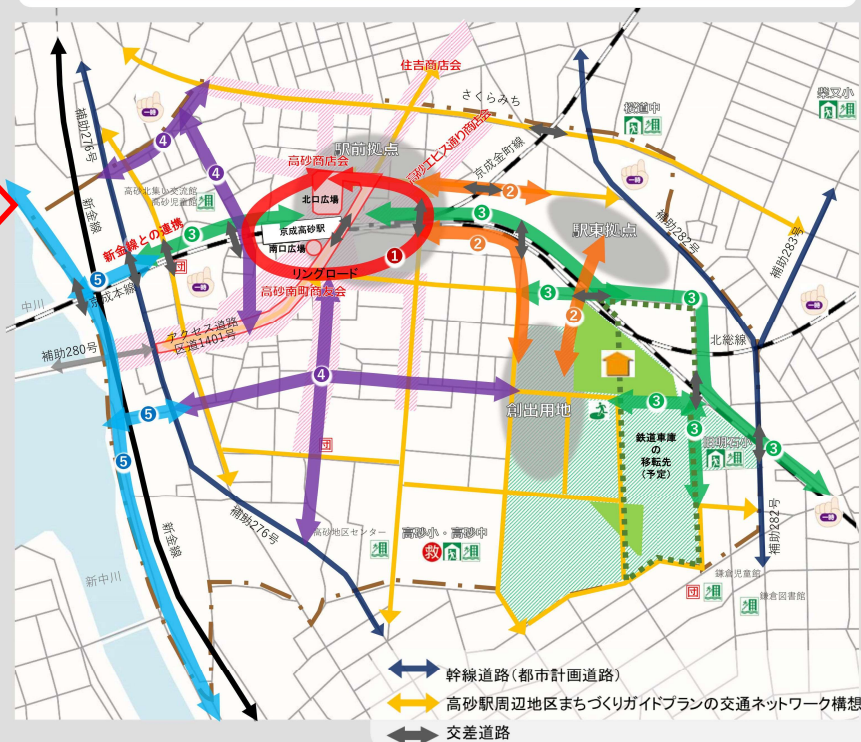
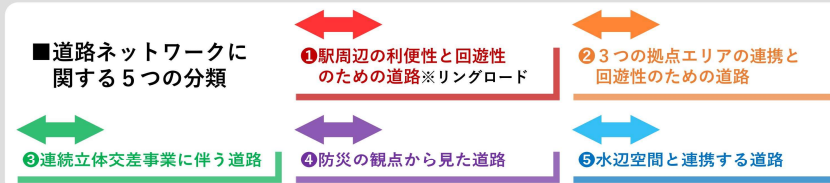
<新金線との連携について>

- ・ 新金線との連携、活用、新金線と高砂駅のつながり【意見多数】
- ・ 3つの拠点エリアをつなぐことも大事だが、京成高砂駅と新金線の駅をつなぐ動線や高架下の活用も重要

高砂地区まちづくり方針(案)

高砂地区の道路ネットワーク概念図

高砂地区の将来の道路ネットワークについては、下記に示す5つの視点からそれぞれの道路の機能を検討し、利便性、回遊性、安全性が高い道路ネットワークの形成を目指します。
※この図は道路の機能と概ねの位置を示したものであり、道路の詳細を示すものではありません。



- 一時集合場所
- 指定避難所(区立学校)
- 緊急医療救護所
- 洪水緊急避難建物
- 公園・児童遊園
- 商店街
- 防災活動拠点
- 消防団の資機材倉庫
- 避難場所(都営高砂団地一帯)

※上記凡例は現在の位置を表示したものです。

高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

【5つの方針・取組について(まちづくり方針P4、P7)】

〔方針1：だれもが安心して回遊できるまち〕について

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

<取組1-1 人を中心とした交通環境の創出>

- ・ 道の日陰にある小さなベンチがある歩道を作ってほしい
- ・ 街なかに気軽に休憩できるベンチを増やしてほしい

<取組1-3 道路ネットワーク・幹線道路の整備>

- ・ 駅前に駅前広場ができるのはうれしい
- ・ 南口にも広場を整備してほしい
- ・ 駅前ロータリーに一般車両が送迎用に一時停止するスペースを、北口、南口に設けてはどうか

<取組1-4 公共交通網の充実>

〔コミュニティバス等の導入について〕

- ・ コミュニティバス、ミニバス、循環バスの運行の検討(駅前と高砂団地の間)
- ・ リングロードなどに、コミュニティバス・ミニバスを通してほしい

〔新金線について〕

- ・ 新金線との連携、新金線と高砂駅のつながり【意見多数】
- ・ 新金線の旅客化、新金線との連絡道路の検討、連携、一体的な開発の検討

勉強会・検討会意見追加・事務局で修正したもの

- ✓ 新金線について、「ハード面」のアクセス路の整備と、「ソフト面」の京成高砂駅との連携として記載
- ✓ 高砂駅の南北を通過できる自由通路があるとよい
- ✓ 高砂駅の南側にも側道があるとさらに回遊性が高まると思う
- ✓ 高砂駅の西口改札があると新金線方面へ行きやすい

高砂地区まちづくり方針(案)

まちづくりの取組

具体的なまちづくりの取組について多くの意見を出し合い、まちづくりの方針に沿って整理しました。

方針1 だれもが安心して回遊できるまち

取組1-1 人を中心とした交通環境の創出

- ・ 歩行者、自転車、自動車それぞれの通行の安全性確保(空間の分離)
- ・ 災害対策、防犯対策等を重視した、安全安心なまちづくりを推進
- ・ ベビーカーやシルバーカーが安全に通行できる歩道の整備
- ・ ベンチや休憩スペースなどの休憩施設の整備
- ・ 行き止まり道路の解消

取組1-2 自転車・自動車利用環境の向上

- ・ 自転車道路の整備
- ・ 駅周辺や商店街における適正な駐輪場・駐車場の配置

取組1-3 道路ネットワーク・幹線道路の整備

- ・ 都市計画道路、駅前広場(北口・南口)整備
- ・ 回遊性を生み出すためのリングロードの整備
- ・ 拠点間を結ぶわかりやすく移動しやすい道路ネットワークの整備
- ・ 東西方向及び線路南北の交通ネットワークを強化する道路の整備
- ・ アクセス道路の整備と歩行者・自転車の安全な通行空間の確保及び大型車の地区内通過を抑制する道路計画の検討

高砂駅南側の側道整備

- ・ 高砂駅の北口と南口をつなぐ自由通路の整備の検討

- ・ 新金線へのアクセス路の整備(ハード)と京成高砂駅との連携(ソフト)
- ・ 新金線方面へアクセスしやすい高砂駅西口改札の設置の検討
- ・ 移転先の鉄道車庫上空に通路設置

取組1-4 公共交通網の充実

- ・ 駅前広場や周辺道路の整備状況を踏まえた新規バス路線の導入や再編を促す
- ・ 南北方向の移動円滑化や周辺地域との連携・つながりの強化(コミュニティバス等の導入検討)
- ・ 新金線を活かした新たな交通手段の推進

取組1-5 新たな交通機能の検討

- ・ 自動運転、無人バス、グリーンスローモビリティ等を含めた次世代モビリティの利用を見据えた道路づくりの検討
- ・ 電動キックボード等、各移動手段のすみわけ・通行ルールの検討
- ・ 次世代燃料を利用するインフラ用地の整備



人・自転車・車それぞれが安全で快適な道路
(区内整備例：補助284号線 東新小岩南区間(幅員16m))

高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

【5つの方針・取組について(まちづくり方針P4、P7~9)】

〔方針2：歩いて楽しく、訪ねてみたい賑わいのあるまち〕について

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

< A 駅前拠点エリア >

〔施設の誘導について〕

- 商業や生活利便施設を誘導できるようにしてほしい
 - * 駅近くに図書館、多目的ホール、スポーツ・文化活動支援施設ができてほしい
 - * 子育てしやすい環境が大事
- 駅前などにカナマチぷらっと(地域交流スペース)みたいなところがほしい

〔商店街等について〕

- 駅前と北公園の間の商店街など、いい感じの古い商店街を残す、シャッター通りにしない
- 既存の個人店舗を守りつつ進めていただきたい
- 安いお店もあるので商店街や個人商店は維持してほしい
- 元々あった個人店舗は、別の土地を提供するなどして高砂から老舗の店舗が消えないようにしてほしい

〔鉄道の高架下について〕

- 鉄道高架完成後の高架下は、商業施設、生活利便施設(福祉、子育て)として使えるようにしてほしい
- 高架下に多目的スペース(バスケットコートなど)をいくつか作ってほしい

高砂地区まちづくり方針(案)

A駅前拠点エリア

- まちの顔となる商業地
 - 商業・業務機能などが集積する、まちの顔となる商業地を目指す
 - インバウンド需要にも対応した商業施設やホテルの誘導を検討
 - 店舗の充実、既存商店街の活性化、空き店舗の活用(地域交流など)
- 広域拠点としての交通結節点機能の強化
 - 交通結節点機能を強化し、ハブ(中継点)として位置づけたまちづくりを検討
 - 鉄道、バス、タクシー等のスムーズな乗り換え環境の整備
- 鉄道高架下の有効活用
 - 店舗、生活利便施設(福祉・子育て支援施設、図書館や多目的ホールなど)、多目的スペースとして有効活用
- 安心して暮らせるまちづくり
 - 商業地周辺の商業環境と調和した良好な住宅市街地の形成
 - 治安の良い、明るく安心な駅前の環境整備
- 地域情報の発信・シンボルの検討
 - 高砂地区らしさを表現するシンボルの設置を検討
 - デジタルサイネージや散策マップ等、「訪ねたくなるまち」「歩いて楽しいまち」「立ち寄りたくなるまち」の仕掛けを検討

高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

【5つの方針・取組について(まちづくり方針P4、P7~9)】

〔方針2：歩いて楽しく、訪ねてみたい賑わいのあるまち〕について

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

< B 駅東拠点エリア >

- ・ 子育て支援の視点を追加、子供と過ごせる子育て支援施設などがほしい
- ・ 子どもから大人、家族連れでも楽しめるアミューズメント施設がほしい
- ・ 京成高砂駅と駅東拠点を結ぶ快適な歩行空間がほしい

< C 創出用地エリアについて >

- ・ 創出用地での民間活用による生活便利施設などの整備を早く実施してほしい【意見多数】
- ・ 生活便利施設(子育てなど)を誘導できるようにしてほしい
- ・ 創出用地に防災機能(避難場所)、運動スペース、災害時の避難場所となる屋内運動スペースの建設
- ・ 創出用地活用ゾーンに、道路整備などに影響を受ける人たちの代替地(生活再建)を確保できないか

勉強会・検討会意見追加・事務局で修正したもの

- ✓ 「図書館」の記載がA駅前拠点エリアにあるが、B駅東拠点エリアにも立ち寄れる施設として図書館が出来たらいいと思う。
- ✓ 生活再建のためのまちづくり用地の確保について、補足

高砂地区まちづくり方針(案)

B 駅東拠点エリア

- 都市機能が集積した複合市街地
 - ・ 広域的な商業・業務機能や良好な居住機能が集積した複合市街地の形成を誘導
- 賑わいを生み出す複合機能の導入
 - ・ 店舗やホテルを有するモール、広場と一体となったマルシェ、文化交流施設、多世代が憩える教育文化施設、運動施設、総合病院やクリニックモール、福祉施設、子育て支援施設、アミューズメント施設、図書館等、多機能施設の誘導を検討
- 災害時の避難に資する施設
 - ・ 災害発生時に避難が可能となる施設の誘導
 - ・ 備蓄倉庫の設置の検討
 - ・ 多方向からアクセスできる避難経路の整備

- 広場・公園など楽しめる空間の創出
 - ・ 緑豊かでゆったり過ごすことのできる広場、ランニングコース、エクストリームスポーツスペース、ドッグラン、鉄道車庫の展望スペース等、地区の内外の人が活用したくなる広場・公園の創出を検討
 - ・ 京成高砂駅とつながる歩行空間の検討



広域拠点として整備(押上・スカイツリー駅周辺)

C 創出用地エリア

- 創出用地の活用による地域の活性化
 - ・ 都営高砂団地の建替に伴い創出される用地における、民間活用による地域の活性化に資する生活便利施設や福祉施設、子育て支援施設や住宅などの誘導
 - ・ 賑わいを生み出す複合施設、スポーツ施設、文化施設、教育関係施設、集会所機能、中小企業が集積する工場団地等、地域を活性化させる施設の機能と誘導を検討
 - ・ 誘致施設に伴う駐車場の設置、避難場所としての機能の付与
 - ・ 駅と団地を結ぶアクセス路の整備及び団地周辺の快適な道路環境の整備
 - ・ 駅周辺の事業推進と生活再建のための移転先となる代替地の確保

- 鉄道の立体化や車庫移転に対応したまちづくり
 - ・ 鉄道による地区分断の解消
 - ・ 移転後の車庫によって地区分断が生じないような整備
 - ・ 移転後の鉄道車庫上空への通路設置の検討
 - ・ 車庫移転や団地建替にともなう道路整備

- 公園の整備
 - ・ 既存の公園と一体となった公園機能を確保
 - ・ 高砂北公園の再編にともなって、防災公園や体験型公園の機能の追加を検討



都営団地の建替創出用地活用整備(東大和市東京街道団地地区)

高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

【5つの方針・取組について(まちづくり方針P4、P7~9)】

〔方針2：歩いて楽しく、訪ねてみたい賑わいのあるまち〕について

高砂地区まちづくり方針(案)

内容に関連するご意見等はありませんでした。

取組2-2 歩いて楽しくなる交通環境の向上

- ・鉄道立体化に伴い高架下の活用及び側道を歩行者・自転車のための空間として活用
- ・高砂駅から周辺等、各拠点間を散歩したくなる空間づくり、休憩スポットの配置
- ・歩行者、自転車の安全安心な通行の確保
- ・商店街の通りなどにおける歩道段差解消等

取組2-3 訪ねたくなるまちづくりの検討

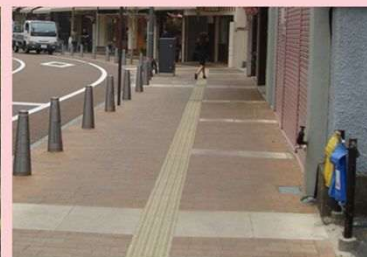
- ・線路や車庫を一望できる公園や鉄道車庫跡地に(ミニ)鉄道博物館を整備し、「鉄道のまち」を活かしたまちづくりを進める
- ・高砂橋付近(京成線と新金線交差)における「撮り鉄」等の魅力スポットとしての整備と撮影場所の安全性確保の検討



ベンチや季節の花による憩いの場



緑豊かなコミュニティ道路



歩道舗装デザイン・バリアフリー

高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

【5つの方針・取組について(まちづくり方針P 4、P 9)】

〔方針3：昔ながらの情緒が残る文化的で住みやすいまち〕について

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

<取組3-1 安心して遊び憩える公園の整備>

- ・ 高砂地区に公園を充実してほしい【意見多数】
- ・ 色々な広さの公園がほしい
- ・ 高砂三丁目あたりに新設公園がほしい、住環境向上、防災、憩い、子供・シルバーも利用するトイレ

<取組3-2 住みやすいまちづくり>

- ・ 下町の良さを大切にしつつ発展してほしい
- ・ 伝統文化を大切に皆で守り続けられるようにしてほしい
- ・ 葛飾らしい昔ながらの情緒を大切にしていける方針を骨太にお願いしたい
- ・ あまり昔ながらを感じる要素が少なく思える。高砂の文化的資産とは何なのか明確化する。高砂らしい色を大切にしたいまちづくりをしてほしい。一日も早い住みやすい高砂の開発を進めてほしい
- ・ 今の住宅街の静かさは残すべきと思うため、案はとても良い

勉強会・検討会意見追加・事務局で修正したもの

- ✓ 昔ながらの情緒が残る・・・とは、高砂の場合何を指しているのかわかりにくい。狭い路地や古い建物を残すことがまちづくりとして本当によいのか。人との関係性・商店街の強さ・日常の雰囲気大事ではないか。

高砂地区まちづくり方針(案)

方針3 心ふれあう下町情緒が残る文化的で住みやすいまち

取組3-1 安心して遊び憩える公園の整備

- ・ 様々な広さの公園整備と公園の適切な配置の検討
- ・ ボール遊びできる公園(高砂北公園)の維持
- ・ 鉄道車庫跡地の一部を子供も大人も楽しめる公園になるような検討
- ・ 交通公園等、多様な公園機能の検討
- ・ 高砂駅周辺や鉄道側道、アクセス道路で自然(緑)が感じられる整備の検討

取組3-2 住みやすいまちづくり

- ・ 街灯設置や防犯、ごみ問題への対策の検討
- ・ 地域の祭りや伝統行事など、文化資源の継承・活用及び人とふれあう機会の維持
- ・ 高砂音楽祭などの地域イベントの開催
- ・ 地産地消を活発にするマルシェ等の検討
- ・ 外国人を呼べるようなイベントの検討
- ・ 魅力ある下町の雰囲気との調和
- ・ 高砂の下町情緒を活かしたまちづくりの検討



新小岩公園における「未来志向の公園づくり」

- ①緩傾斜型堤防、②高台広場、③斜面広場、④自然・遊び広場
- ⑤屋内施設・賑わい広場、⑥多目的スポーツ広場、⑦小規模スポーツ広場、⑧バリアフリー園路、⑨エントランス、⑩新小岩駅北口とのアクセス



高砂天祖神社例大祭



【5つの方針・取組について(まちづくり方針P 4、P10)】

〔方針4：豊かな自然を活かした多世代が憩えるまち〕について

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

<取組4-2 水辺を活かしたまちづくり>

〔水辺の活用について〕

- 中川の河川敷整備を進めてほしい。川遊びが出来て、子供が安全な入り江みたいな場所は作れないか
- 子供たちが水に親しめる空間、生き物と触れ合う場所など
- 川辺にはジョギングコースを作してほしい
- ベンチなどの休憩施設、川テラスでの移動図書館、ハンモック等の設置

〔舟運の活用について〕

- 舟運、船のネットワーク、舟カフェ等の検討

高砂地区まちづくり方針(案)

方針4 豊かな自然を活かした多世代が憩えるまち

取組4-1 緑を感じられる住宅地の整備

- 街路樹及び住宅地内の小さな公園の整備
- 地域に花や緑(フラワーポット)を増やす取組及び保育園・幼稚園・小中学校と協力の「緑の住宅地」の取組の検討

取組4-2 水辺を活かしたまちづくり

- 中川かわまちづくりとの連携、水辺の快適性の維持や釣り、水に親しめる空間づくり、ジョギングコース等のレジャーの整備
- 高砂駅から中川・新中川までを連続させる道路の整備、また、アクセス道路を水辺につながるシンボル道路(並木道)として整備
- 高砂橋の下における川沿いの道の連続性確保を検討
- 水辺空間の創出(ベンチ、休憩スペースの設置)
- 中川の舟運を活かしたまちづくりの検討



中川かわまちづくりイベント



隅田川テラス



TOKYO mizumachi(東京ミズマチ)

高砂地区まちづくり方針(案)の反映内容

【5つの方針・取組について(まちづくり方針P 4、P10)】

〔方針5：災害にも強い安全・安心なまち〕について

【②アンケート調査を踏まえ追加した意見】

<取組5-4 地域の防災性の向上>

〔水害対策について〕

- 地震はもちろんだが水害にも力を入れてほしい【意見多数】
- 高台避難対策として地元の事業者などに協力を求められないか

〔地域の防災活動について〕

- 年に一度程度、高砂地区全体の大規模な避難訓練を実施してほしい

勉強会・検討会意見追加・事務局で修正したもの

- ✓ 災害時を想定したヘリポートの設置を検討できないか

高砂地区まちづくり方針(案)

方針5 災害にも強い安全・安心なまち

取組5-1 防災を見据えた道路の整備

- ・延焼遮断や避難等の役割を持たせた幹線道路や緊急車両が通行できる防災道路の整備
- ・細街路の解消による防災性の向上
- ・行き止まり道路の解消
- ・土地区画整理事業などの面的整備の検討
- ・防災に資する電柱・電線の地中化の促進

取組5-2 災害時を見据えた駅前広場の整備

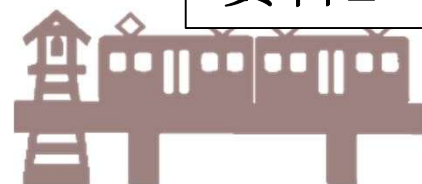
- ・駅前広場における災害時滞留を想定した整備の検討

取組5-3 災害時を見据えた公園の整備

- ・公園や広場などのオープンスペースの確保
- ・高砂北公園を防災公園として整備

取組5-4 地域の防災性の向上

- ・倒壊の危険性が高い木造建物の建替促進
- ・建替時の建物の壁面後退の検討
- ・倒壊・延焼の危険性が高い空き家の解消
- ・鉄塔高圧線の地中化の検討
- ・駅前拠点などの拠点開発(3つ)にあわせた避難建物、避難スペースの確保の検討
- ・地域の民間企業との連携・協力による防災まちづくり推進
- ・災害に強いまちになるためのルールづくり
- ・災害時の拠点となる防災センターの配置
- ・水害に備えた高台まちづくりや面的な高台避難対策の検討
- ・避難場所の案内や災害情報のデジタルサイネージ設置、外国語による情報提供の検討
- ・ハザードマップの周知、自助・共助活動の促進、避難訓練の実施等による地域の防災力の向上
- ・災害時を想定したヘリポートの設置の検討



(案)

高砂地区まちづくり方針

GO! 高砂
～つながるまち、広がる未来～

赤文字：アンケート調査を踏まえて**追加**した内容

青文字：勉強会、検討会でいただいた意見を踏まえて**追加**、事務局で**修正**した内容



令和8年2月
高砂地区開発協議会

経緯

まちづくりについてより具体的に検討するため、高砂地区開発協議会内に勉強会を立ち上げ、テーマを設けて話し合いました。

高砂地区まちづくり勉強会は、令和4年4月に京成電鉄京成本線等（京成高砂駅～江戸川駅付近）連続立体交差事業が着工準備採択(※)を受けたことを契機に、連続立体交差事業に合わせたまちづくりについて、より具体的な検討を進めるために、高砂地区開発協議会が令和5年3月に新たに立ち上げた勉強会です。

高砂地区まちづくり勉強会では、葛飾区策定の「高砂駅周辺地区まちづくりガイドプラン」等を基に、高砂地区のまちづくりの具体化に向けて、地区の課題やまちづくりの方針、取組の方向性など、各回テーマを決めて勉強し、意見交換を行ってきました。

勉強会で取りまとめた成果は協議会総会で報告し、地域周知と意見集約を実施したのち、協議会を通じて、地域のまちづくり提案として、**区へ提出します。**

※着工準備採択：東京都が国に対して着工準備に係る補助金を要望し、国が事業に関わる総合的な評価を行い、準備・計画を実施していく路線が判断する。採択後は、事業化に向けて事業者（都）が環境調査や都市計画手続き等を進めていく。

〔高砂地区まちづくり方針ができるまでの経緯〕

着工準備採択を受けたことを契機に、高砂地区開発協議会が新たな勉強会を発足

第1回勉強会（令和5年3月28日）

「勉強会の概要と今後の進め方」

勉強会の趣旨やガイドプラン等について説明し、高砂地区の現状と課題、まちづくりのコンセプト等を共有した。

第2回勉強会（令和5年6月28日）

「連続立体交差事業とまちづくりを考える」

連続立体交差事業と合わせて進めているまちづくりについて事例を参考に勉強し、高砂地区のまちづくりの方針（案）について意見交換を行った。

第3回勉強会（令和5年10月4日）

「都市基盤の整備とまちづくりを考える」

交通ネットワーク、駅前広場・アクセス道路の役割及び自然環境の活用等について勉強し、まちづくりの取り組むべき内容の方向性について意見交換を行った。

第4回勉強会（令和6年2月2日）

「拠点エリアのまちづくりを考える」

駅前拠点・駅東拠点・創出用地の3つの拠点エリアの特性や検討テーマ等について事例を参考に勉強し、拠点エリアのまちづくりの方向性について意見交換を行った。

第5回勉強会（令和6年6月25日）

「まちづくりを見据えた道路ネットワークを考える」

高砂地区の道路ネットワークの現状や課題を勉強したうえで、将来のまちづくりを見据えた道路ネットワークについて意見交換を行った。

第6回勉強会（令和6年9月25日）

「防災(地震・水害)まちづくりを考える」

高砂地区の防災(地震・水害)に関する現状や課題を勉強したうえで、防災まちづくりについて意見交換を行った。

第7回勉強会（令和6年12月11日）

「勉強会の振り返り・取りまとめの方向性」

勉強会の取りまとめの方向性について共有するとともにエリアマネジメント等の取組について勉強し、意見交換を行った。

第8回勉強会（令和7年2月26日）

「勉強会の取りまとめ」

勉強会の成果を「高砂地区まちづくり方針(仮称)」として取りまとめた。

高砂地区開発協議会総会（令和7年5月28日）

「高砂地区まちづくり方針（仮称）」を報告

アンケート調査等（令和7年7月～10月）

ポスティングによる全戸配布、オープンハウス形式による「高砂地区まちづくり方針（仮称）」の周知・アンケート調査の実施

第9回勉強会（令和7年12月10日）

「高砂地区まちづくり方針（仮称）の取りまとめ」

アンケート調査結果を踏まえ、「高砂地区まちづくり方針(仮称)」の更新について、意見交換を行った。

駅周辺地区まちづくり検討会（令和8年1月29日）

「高砂地区まちづくり方針(案)」の特に駅周辺について意見交換を行った。

高砂地区開発協議会役員会（令和8年2月）

「高砂地区まちづくり方針（案）」を最終確認

高砂地区開発協議会総会（令和8年5月）

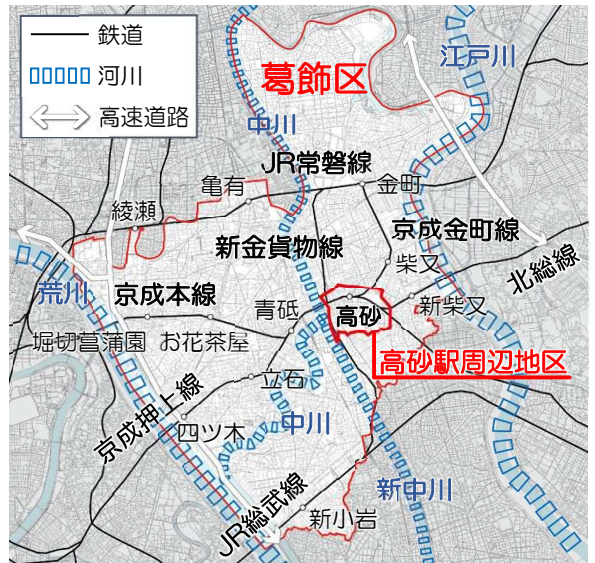
「高砂地区まちづくり方針」の承認を得たうえで協議会から地域のまちづくり提案として区へ提出

まちの現状

葛飾区の顔となる地区で、人が集い、憩う個性あふれる魅力と賑わいのある『広域拠点』として期待されています。

■立地特性

- ・高砂駅周辺地区は、葛飾区高砂二丁目から五丁目、鎌倉二丁目・三丁目の一部の約84haの地区です。
- ・葛飾区東部に位置し、西の中川・新中川と東の江戸川に挟まれています。
- ・駅付近と幹線道路沿いでは商店街が形成され、駅東部には京成電鉄高砂車庫（約4.3ha）、駅南東部には1,000戸を超える大規模団地（都営高砂団地、建替事業中）が立地しています。
- ・葛飾区都市計画マスタープラン（R5.12改定）においては、本区の顔となる地区として、人々が集い、憩う個性あふれる魅力と賑わいのある拠点の形成を図る『広域拠点』に位置づけられています。

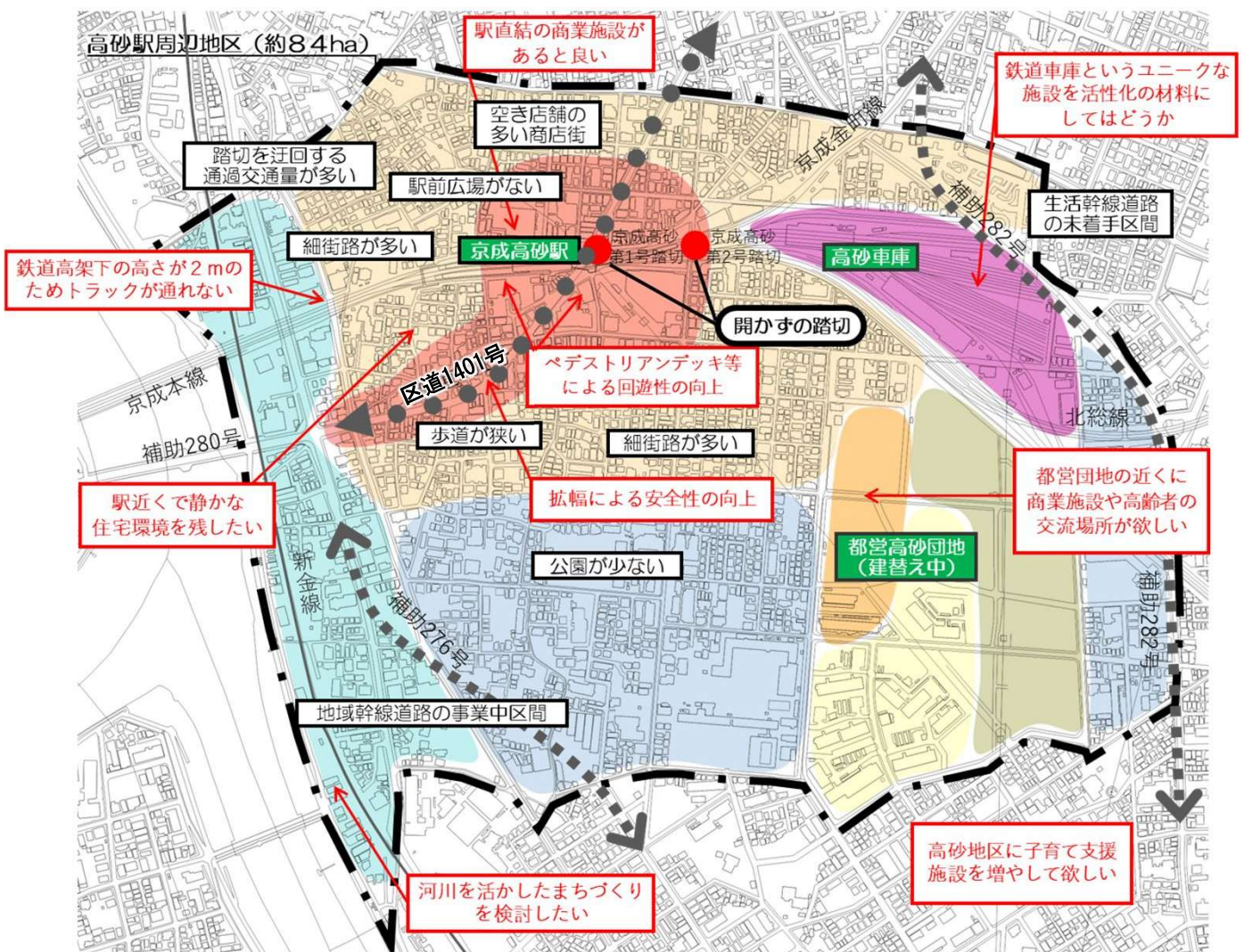


■公共交通網

- ・京成高砂駅は京成本線と京成金町線、北総線の3線が乗り入れる利便性の高いターミナル駅です。
- ・一方、高砂駅周辺地区を通るバス路線は2路線です。

■人口の推移

- ・高砂駅周辺地区の人口は近年横ばいであり、高齢化率は減少傾向にあります。



黒文字 ガイドプランで示された高砂駅周辺地区の課題 **赤文字** 勉強会参加者からいただいたご意見
 (高砂地区のまちづくりへのご意見) (高砂地区まちづくり勉強会ニュース第1号より)

現 状

■公共交通

- ・「開かずの踏切」や鉄道による地区内の分断がある。
- ・京成本線等と京成金町線の乗り換えがスムーズではない。
- ・駅前にバスやタクシーのロータリーがない。
- ・コミュニティバスなど新たな交通機能の整備も考えられる。

■道路

- ・人、自転車、車がそれぞれ安全に通行できる道路が必要である。
- ・拠点間や駅と中川を結ぶ、地区内を回遊できる道路整備が望まれる。
- ・狭い道路が多く、行き止まり道路もある。

■拠点

- ・高砂駅は鉄道の乗り換え駅であり、広域拠点の役割がある。
- ・駅前を地区の顔にふさわしい賑わいと魅力のあるエリアにし「一度降りてみたい駅」を目指す。
- ・鉄道車庫移転により生まれる跡地や都営高砂団地の建替に伴う創出用地において、まちの活性化につなげる整備が考えられる。

■住環境

- ・下町の良さ、住みやすさがある。
- ・古い建物も見られる。

■自然環境

- ・地区の西側に中川、地区内東側に高砂北公園がある。
- ・中川の水辺が活用されていない。
- ・地区内散策時にちょっと休憩できる場所がない。

■防災

- ・海拔ゼロメートル地帯で、高台が少なく水害に不安がある。
- ・細い道路や古い建物が災害時の被害拡大、避難や救助活動の妨げになりえる。
- ・避難できる場所が少ない。

■活動

- ・高砂音楽祭などのイベントを開催している。
- ・イベント開催やまちの魅力発信等、まちを盛り上げる活動が考えられる。

課 題 ～求められていること～

課題1：安全で連続性のある交通ネットワークの構築

鉄道による地区内の分断解消や鉄道同士、鉄道からバス・タクシーへの乗り換えの連続性の確保が求められています。また、地区内に複数ある拠点や地域資源を結ぶ回遊性があり安全な交通ネットワークの整備が必要です。

課題2：魅力あるまちづくりでまちの活性化

駅前の整備や鉄道車庫の移転、都営高砂団地の建替などの契機を魅力あるまちづくりにつなげていくことが求められています。複数の拠点にそれぞれ特色を持たせ、それをつなげることでまち全体の魅力をアップさせ、インバウンド需要も見据えた高砂らしさをつくっていく必要があります。

課題3：下町の良さを活かした住みやすいまちの整備

下町の良さを残しながらも古い建物を更新し、子どもや子育て世代、高齢者など、誰にとっても住みやすい住環境の整備が求められています。今後、拠点等の整備が進んで行く中で、賑わいと住環境の調和も必要です。

課題4：健康で文化的な活動の場となる身近な自然の活用

中川の川辺や高砂北公園を誰もが安全に遊んだり散策したりできる、緑に親しみ健康的に過ごせる場、また高砂音楽祭のような文化的活動の場として整備することが求められています。また、街路樹整備など地区全体の緑豊かな環境づくりも検討が必要です。

課題5：災害に対応できるハードとソフトの対策

地震や水害等への防災対策に加え、災害時の避難や救助活動に資する基盤整備や協力体制の構築が求められています。誰もが災害時でも安全で安心に感じられるまちをつくる必要があります。

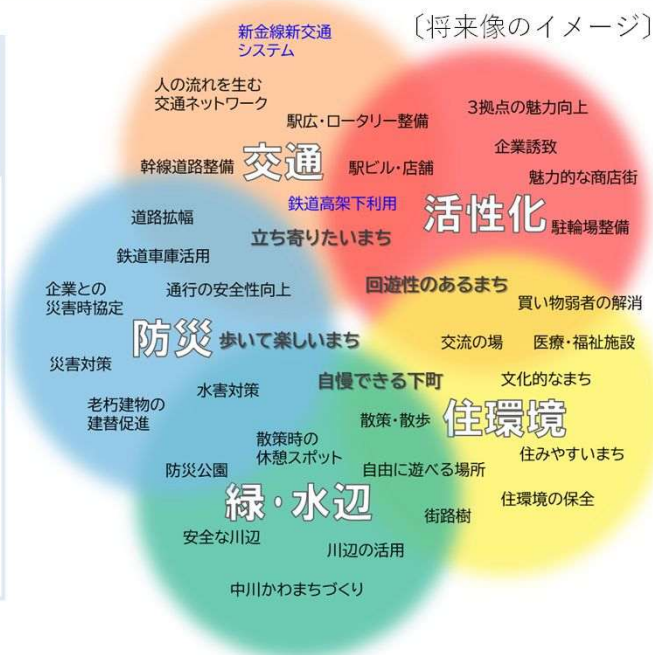
まちの将来像

人が集い、賑わいと地域のつながりによって持続可能となる「まちの将来像」を定めます。

GO！高砂 ～つながるまち、広がる未来～

「GO! 高砂」は、交通や人々が集まり、地域の未来が開かれていくという意味を込めています。下町の魅力と現代の利便性が融合したまちで、住む人も訪れる人も楽しめる新しい拠点として発展していきます。

これらのイメージは、高砂の交通利便性、賑わい、下町情緒、自然環境、防災、地域のつながりを織り交ぜながら、地域の未来志向と地域の暮らしやすさを表現しています。



まちづくりの方針

高砂駅周辺のまちの将来像を実現するため、以下の5つの方針を定めます。

方針1 だれもが安心して回遊できるまち

交通

交通結節点として鉄道・バス・タクシー等が連結され、地区内を安全で快適に回遊できる交通ネットワークを構築するため、駅前広場や幹線道路、歩行空間の整備の推進を図り、コミュニティバスや次世代モビリティも検討します。

方針2 歩いて楽しく、訪ねてみたい賑わいのあるまち

活性化

広域拠点・交通結節点機能を持つ「駅前拠点エリア」、賑わいを生み出す複合機能を持つ「駅東拠点エリア」、地域の文化・交流・商業の活性化を促進する「創出用地エリア」の3つのエリアが一体となった魅力的で愛着の持てるまちづくりを進めます。

方針3 心ふれあう下町情緒が残る文化的で住みやすいまち

住環境

3つの拠点エリアと住宅地との調和を図りながら、下町の良さを残し、地域に住む様々な人々が共生・交流し、豊かに暮らし憩えるための環境整備及び人々がまちに関わって活動できるような仕組みづくりを行います。

方針4 豊かな自然を活かした多世代が憩えるまち

緑・水辺

水辺空間の活用や緑の多い街並みづくり等、身近に自然を感じ活用できる環境整備を進めます。

方針5 災害にも強い安全・安心なまち

防災

災害時に安全に避難できる道路・駅前広場・公園等の整備、減災のための建替の促進、地域コミュニティによる防災力の向上等、災害に強いまちづくりを進めます。

高砂地区の土地利用構想図とまちづくりイメージ

高砂地区のまちづくりは、高砂駅周辺地区まちづくりガイドプランで示されている7つの土地利用ゾーン、3つの拠点エリアを基本とし、計画的なまちづくりを目指します。

また、これまでの勉強会意見を踏まえ新たに設定した、「商業と住宅の調和を図る地域」や「防災性の向上を特に図る地域」など、地域の課題に対応したまちづくりについても検討していきます。

■ 7つの土地利用ゾーン

- 商業環境形成ゾーン**〔商業・業務機能の集積や公共サービス機能などの充実〕
- 住環境向上ゾーン**〔商業環境と調和した住宅市街地の形成、密集市街地の環境改善〕
- 住環境保全ゾーン**〔静かで落ち着いたある現在の住環境の保全〕
- 水辺環境形成ゾーン**〔水辺空間を生かした景観形成の誘導、親水性の向上〕
- 住宅団地ゾーン**〔都営高砂団地の建替えによる良好な住宅施設の整備〕
- 創出用地活用ゾーン**〔地域の活性化に資する生活利便施設や福祉施設などの整備誘導〕
- 複合開発ゾーン**〔広域的な商業・業務機能の集積や、良好な居住機能の整備誘導〕

■ 3つの拠点エリア

駅前拠点エリア〔高砂駅周辺地区の顔にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めるエリア〕

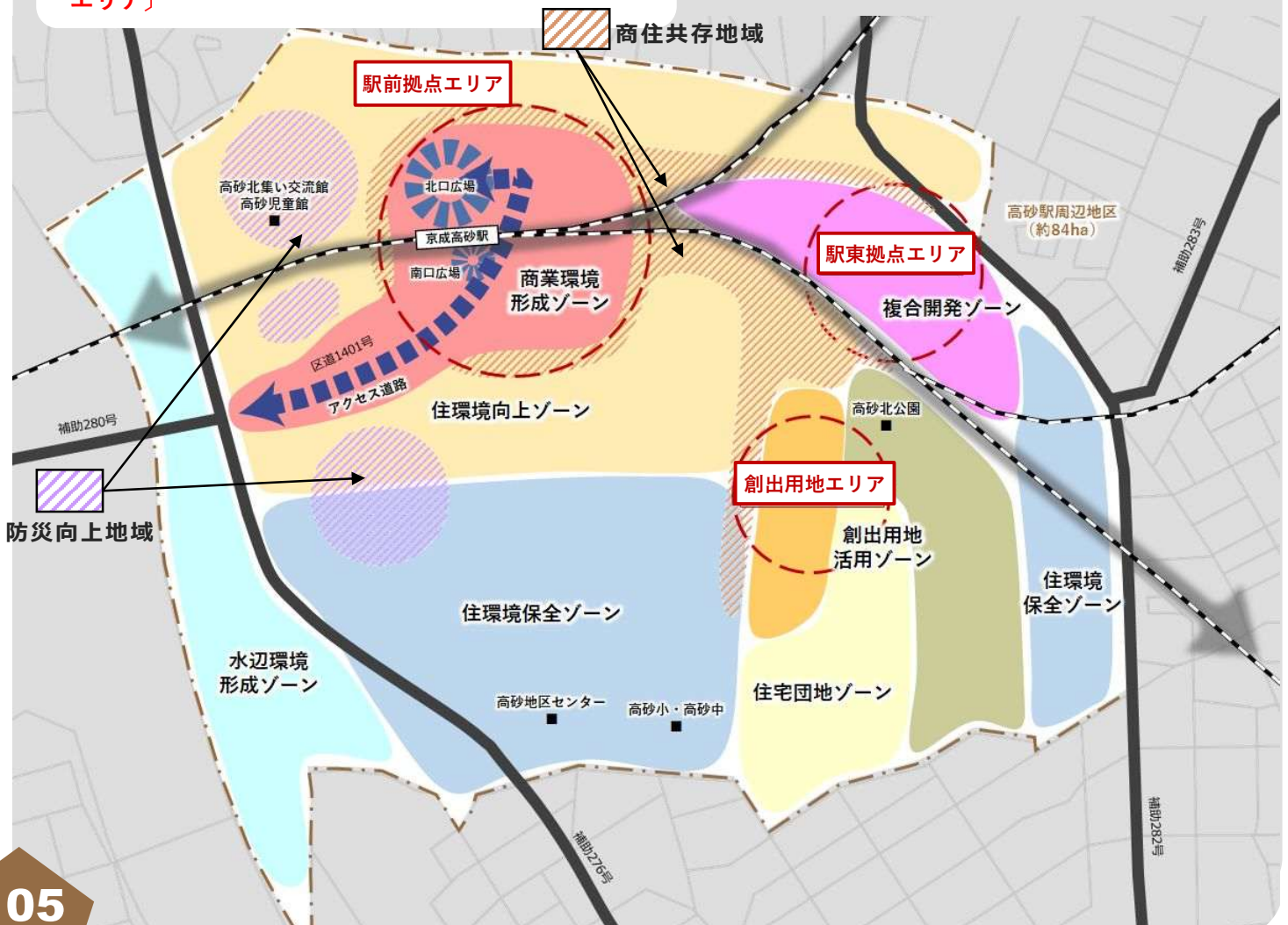
駅東拠点エリア〔鉄道車庫移転による大規模土地利用転換にあわせてまちづくりを進めるエリア〕

創出用地エリア〔地域の活性化に資する生活利便施設などの誘導や公園の再編を行い、まちづくりを進めるエリア〕

■ 2つの地域

商住共存地域〔拠点エリアの賑わいをつなぎ、商業と住宅の調和を図る地域〕

防災向上地域〔地震や火災への対策を進め、防災性の向上を特に図る地域〕



高砂地区の道路ネットワーク概念図

高砂地区の将来の道路ネットワークについては、下記に示す5つの視点からそれぞれの道路の機能を検討し、利便性、回遊性、安全性が高い道路ネットワークの形成を目指します。

※この図は道路の機能と概ねの位置を示したものであり、道路の詳細を示すものではありません。

■道路ネットワークに関する5つの分類



③連続立体交差事業に伴う道路



①駅周辺の利便性と回遊性
のための道路※リングロード



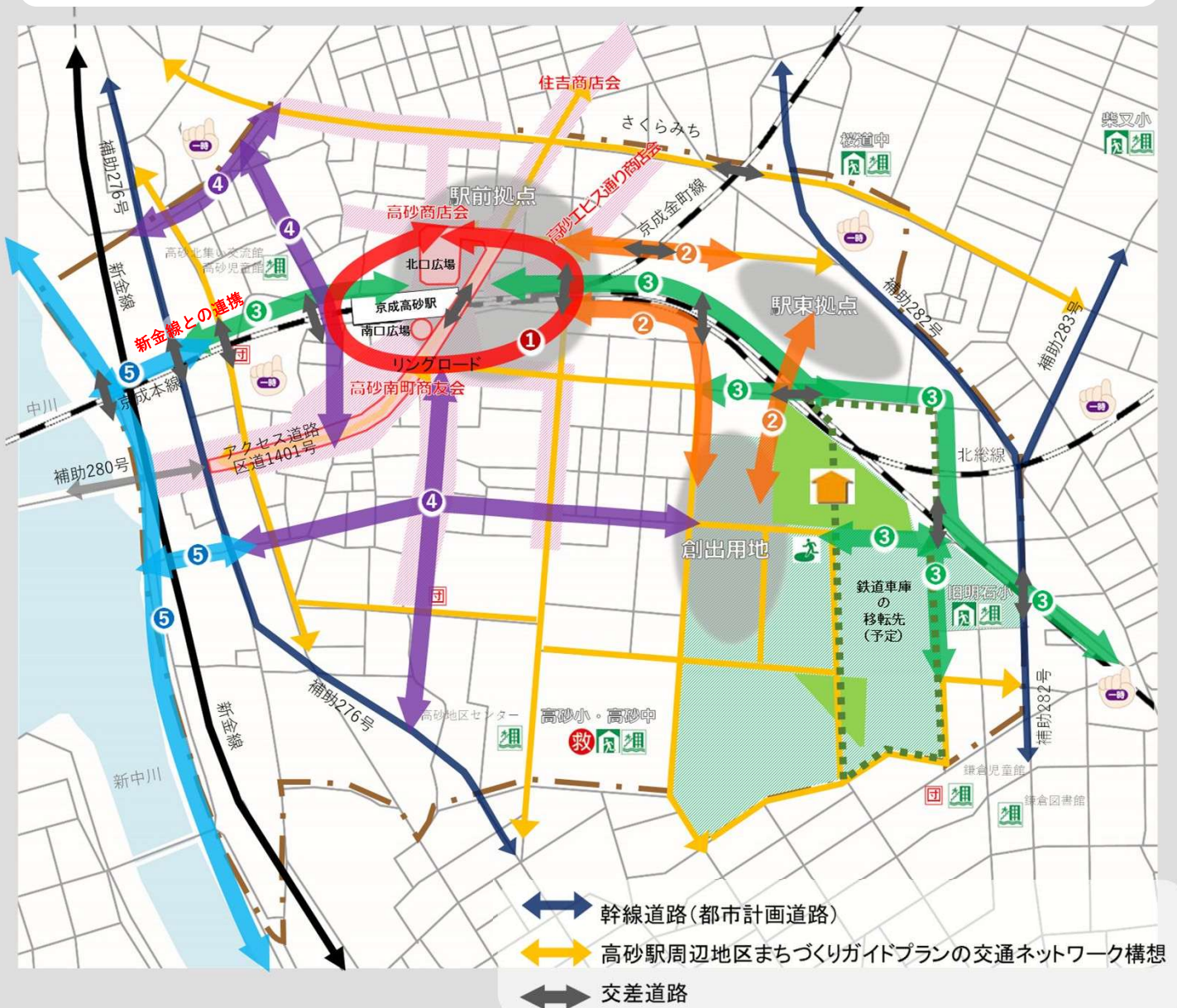
②3つの拠点エリアの連携と
回遊性のための道路



④防災の観点から見た道路



⑤水辺空間と連携する道路



一時集合場所



洪水緊急避難建物



防災活動拠点



指定避難所(区立学校)



公園・児童遊園



消防団の資機材倉庫



緊急医療救護所



商店街



避難場所(都営高砂団地一帯)

※上記凡例は現在の位置を表示したものです。

まちづくりの取組

具体的なまちづくりの取組について多くの意見を出し合い、まちづくりの方針に沿って整理しました。

方針1 だれもが安心して回遊できるまち

取組1-1 人を中心とした交通環境の創出

- ・歩行者、自転車、自動車それぞれの通行の安全性確保（空間の分離）
- ・災害対策、防犯対策等を重視した、安全安心なまちづくりを推進
- ・ベビーカーやシルバーカーが安全に通行できる歩道の整備
- ・ベンチや休憩スペースなどの休憩施設の整備
- ・行き止まり道路の解消

取組1-2 自転車・自動車利用環境の向上

- ・自転車道路の整備
- ・駅周辺や商店街における適正な駐輪場・駐車場の配置

取組1-3 道路ネットワーク・幹線道路の整備

- ・都市計画道路、駅前広場（北口・南口）整備
- ・回遊性を生み出すためのリングロードの整備
- ・拠点間を結ぶわかりやすく移動しやすい道路ネットワークの整備
- ・東西方向及び線路南北の交通ネットワークを強化する道路の整備
- ・アクセス道路の整備と歩行者・自転車の安全な通行空間の確保及び大型車の区内通過を抑制する道路計画の検討
- ・高砂駅南側の側道整備
- ・高砂駅の北口と南口をつなぐ自由通路の整備の検討

- ・新金線へのアクセス路の整備（ハード）と京成高砂駅との連携（ソフト）
- ・新金線方面へアクセスしやすい高砂駅西口改札の設置の検討
- ・移転先の鉄道車庫上空に通路設置

取組1-4 公共交通網の充実

- ・駅前広場や周辺道路の整備状況を踏まえた新規バス路線の導入や再編を促す
- ・南北方向の移動円滑化や周辺地域との連携・つながりの強化（コミュニティバス等の導入検討）
- ・新金線を活かした新たな交通手段の推進

取組1-5 新たな交通機能の検討

- ・自動運転、無人バス、グリーンスローモビリティ等を含めた次世代モビリティの利用を見据えた道路づくりの検討
- ・電動キックボード等、各移動手段のすみわけ・通行ルールの検討
- ・次世代燃料を利用するインフラ用地の整備



人・自転車・車それぞれが安全で快適な道路
〔区内整備例：補助284号線 東新小岩南区間（幅員16m）〕

方針2 歩いて楽しく、訪ねてみたい賑わいのあるまち

取組2-1 3つの拠点エリアと拠点連携のまちづくり

- ・エリアの機能や特性を強化した拠点エリアの整備
- ・地域全体の活性化を促す、3つの拠点エリアが連携した環境整備

A 駅前拠点エリア：『商業環境形成ゾーン』を中心

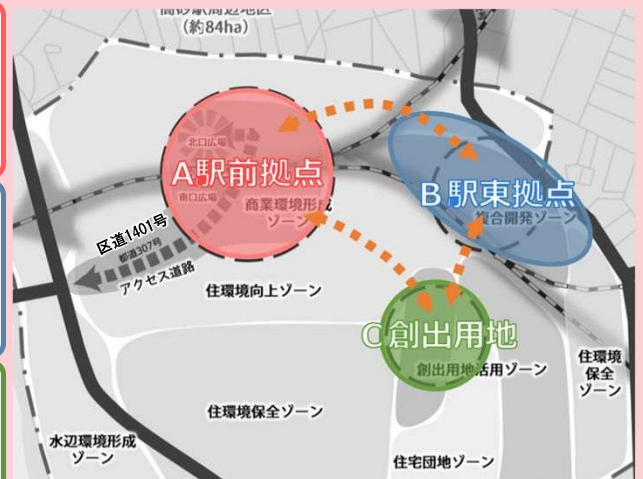
広域拠点としての交通結節点機能を強化し、高砂駅周辺地区の顔にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めるエリア

B 駅東拠点エリア：『複合開発ゾーン』を中心

鉄道車庫移転による大規模土地利用転換にあわせ、賑わいを生み出す複合機能を持つまちづくりを進めるエリア

C 創出用地エリア：『創出用地活用ゾーン』を中心

商業の活性化や文化施設などの誘導、公園の再編を行い、まちづくりを進めるエリア



A 駅前拠点エリア

- まちの顔となる商業地
 - ・商業・業務機能などが集積する、まちの顔となる商業地を目指す
 - ・インバウンド需要にも対応した商業施設やホテルの誘導を検討
 - ・店舗の充実、既存商店街の活性化、空き店舗の活用（地域交流など）
- 広域拠点としての交通結節点機能の強化
 - ・交通結節点機能を強化し、ハブ（中継点）として位置づけたまちづくりを検討
 - ・鉄道、バス、タクシー等のスムーズな乗り換え環境の整備

- 鉄道高架下の有効活用
 - ・店舗、生活利便施設（福祉・子育て支援施設、図書館や多目的ホールなど）、多目的スペースとして有効活用
- 安心して暮らせるまちづくり
 - ・商業地周辺の商業環境と調和した良好な住宅市街地の形成
 - ・治安の良い、明るく安心な駅前の環境整備
- 地域情報の発信・シンボルの検討
 - ・高砂地区らしさを表現するシンボルの設置を検討
 - ・デジタルサイネージや散策マップ等、「訪ねたくなるまち」「歩いて楽しいまち」「立ち寄りたくなるまち」の仕掛けを検討

B 駅東拠点エリア

- 都市機能が集積した複合市街地
 - ・広域的な商業・業務機能や良好な居住機能が集積した複合市街地の形成を誘導
- 賑わいを生み出す複合機能の導入
 - ・店舗やホテルを有するモール、広場と一体となったマルシェ、文化交流施設、多世代が憩える教育文化施設、運動施設、総合病院やクリニックモール、福祉施設、子育て支援施設、アミューズメント施設、図書館等、多機能施設の誘導を検討
- 災害時の避難に資する施設
 - ・災害発生時に避難が可能となる施設の誘導
 - ・備蓄倉庫の設置の検討
 - ・多方向からアクセスできる避難経路の整備

- 広場・公園など楽しめる空間の創出
 - ・緑豊かでゆったり過ごすことのできる広場、ランニングコース、エクストリームスポーツスペース、ドッグラン、鉄道車庫の展望スペース等、地区の内外の人が活用したくなる広場・公園の創出を検討
 - ・京成高砂駅とつながる歩行空間の検討



広域拠点として整備
(押上・スカイツリー駅周辺)

C 創出用地エリア

- 創出用地の活用による地域の活性化
 - ・都営高砂団地の建替に伴い創出される用地における、民間活用による地域の活性化に資する生活便利施設や福祉施設、子育て支援施設や住宅などの誘導
 - ・賑わいを生み出す複合施設、スポーツ施設、文化施設、教育関係施設、集会所機能、中小企業が集積する工場団地等、地域を活性化させる施設の機能と誘導を検討
 - ・誘致施設に伴う駐車場の設置、避難場所としての機能の付与
 - ・駅と団地を結ぶアクセス路の整備及び団地周辺の快適な道路環境の整備
 - ・駅周辺の事業推進と生活再建のための移転先となる代替地の確保

- 鉄道の立体化や車庫移転に対応したまちづくり
 - ・鉄道による地区分断の解消
 - ・移転後の車庫によって地区分断が生じないような整備
 - ・移転後の鉄道車庫上空への通路設置の検討
 - ・車庫移転や団地建替にともなう道路整備
- 公園の整備
 - ・既存の公園と一体となった公園機能を確保
 - ・高砂北公園の再編にともなって、防災公園や体験型公園の機能の追加を検討



都営団地の建替創出用地活用整備
(東大和市東京街道団地地区)

取組 2-2 歩いて楽しくなる交通環境の向上

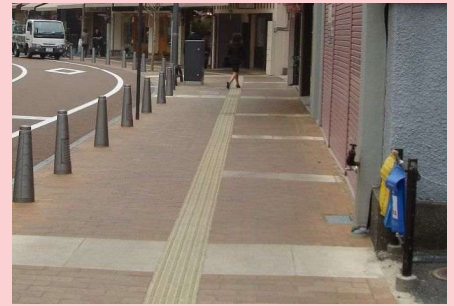
- ・ 鉄道立体化に伴い高架下の活用及び側道を歩行者・自転車のための空間として活用
- ・ 高砂駅から周辺等、各拠点間を散歩したくなる空間づくり、休憩スポットの配置
- ・ 歩行者、自転車の安全安心な通行の確保
- ・ 商店街の通りなどにおける歩道段差解消等



ベンチや季節の花による憩いの場



緑豊かなコミュニティ道路



歩道舗装デザイン・バリアフリー

取組 2-3 訪ねたくなるまちづくりの検討

- ・ 線路や車庫を一望できる公園や鉄道車庫跡地に(ミニ)鉄道博物館を整備し、「鉄道のまち」を活かしたまちづくりを進める
- ・ 高砂橋付近(京成線と新金線交差)における「撮り鉄」等の魅力スポットとしての整備と撮影場所の安全性確保の検討

方針 3 心ふれあう下町情緒が残る文化的で住みやすいまち

取組 3-1 安心して遊び憩える公園の整備

- ・ 様々な広さの公園整備と公園の適切な配置の検討
- ・ ボール遊びできる公園(高砂北公園)の維持
- ・ 鉄道車庫跡地の一部を子ども大人も楽しめる公園になるような検討
- ・ 交通公園等、多様な公園機能の検討
- ・ 高砂駅周辺や鉄道側道、アクセス道路で自然(緑)が感じられる整備の検討

取組 3-2 住みやすいまちづくり

- ・ 街灯設置や防犯、ごみ問題への対策の検討
- ・ 地域の祭りや伝統行事など、文化資源の継承・活用及び人とふれあう機会の維持
- ・ 高砂音楽祭などの地域イベントの開催
- ・ 地産地消を活発にするマルシェ等の検討
- ・ 外国人を呼べるようなイベントの検討
- ・ 魅力ある下町の雰囲気との調和
- ・ 高砂の下町情緒を活かしたまちづくりの検討



新小岩公園における「未来志向の公園づくり」

- ①緩傾斜型堤防、②高台広場、③斜面広場、④自然・遊び広場
 ⑤屋内施設・賑わい広場、⑥多目的スポーツ広場、⑦小規模スポーツ広場、⑧バリアフリー園路、⑨エントランス、⑩新小岩駅北口とのアクセス



高砂天祖神社例大祭



方針4 豊かな自然を活かした多世代が憩えるまち

取組4-1 緑を感じられる住宅地の整備

- ・街路樹及び住宅地内の小さな公園の整備
- ・地域に花や緑（フラワーポット）を増やす取組及び保育園・幼稚園・小中学校と協力した「緑の住宅地」の取組の検討

取組4-2 水辺を活かしたまちづくり

- ・中川かわまちづくりとの連携、水辺の快適性の維持や釣り、**水に親しめる空間づくり**、**ジョギングコース**等のレジャーの整備
- ・高砂駅から中川・新中川までを連続させる道路の整備、また、アクセス道路を水辺につながるシンボル道路（並木道）として整備
- ・高砂橋の下における川沿いの道の連続性確保を検討
- ・**水辺空間の創出（ベンチ、休憩スペースの設置）**
- ・**中川の舟運を活かしたまちづくりの検討**



TOKYO mizumachi(東京ミズマチ)



中川かわまちづくりイベント



隅田川テラス

方針5 災害にも強い安全・安心なまち

取組5-1 防災を見据えた道路の整備

- ・延焼遮断や避難等の役割を持たせた幹線道路や緊急車両が通行できる防災道路の整備
- ・細街路の解消による防災性の向上
- ・行き止まり道路の解消
- ・土地区画整理事業などの面的整備の検討
- ・防災に資する電柱・電線の地中化の促進

取組5-2 災害時を見据えた駅前広場の整備

- ・駅前広場における災害時滞留を想定した整備の検討

取組5-3 災害時を見据えた公園の整備

- ・公園や広場などのオープンスペースの確保
- ・高砂北公園を防災公園として整備



道路拡幅・行き止まり道路解消・建替で防災・減災！
京成押上線 四ツ木駅付近の南側道路

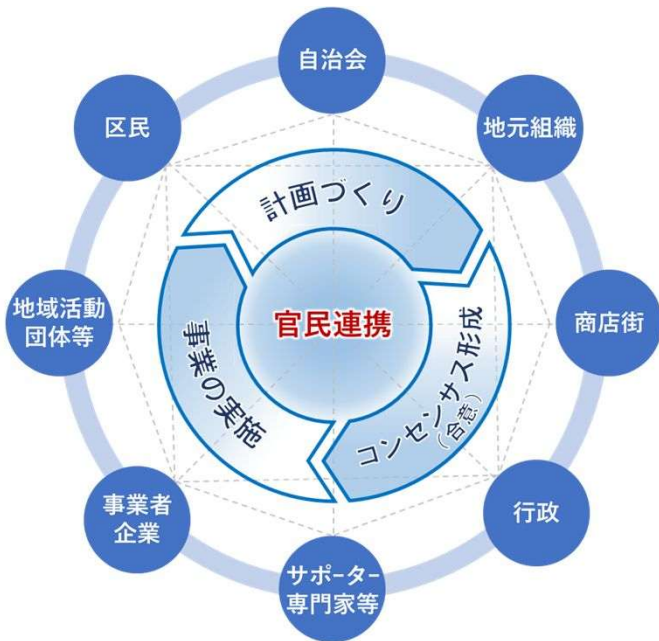
取組5-4 地域の防災性の向上

- ・倒壊の危険性が高い木造建物の建替促進
- ・建替時の建物の壁面後退の検討
- ・倒壊・延焼の危険性が高い空き家の解消
- ・鉄塔高圧線の地中化の検討
- ・駅前拠点などの拠点開発（3つ）にあわせた避難建物、避難スペースの確保の検討
- ・**地域の民間企業との連携・協力による防災まちづくり推進**
- ・災害に強いまちになるためのルールづくり
- ・災害時の拠点となる防災センターの配置
- ・**水害に備えた高台まちづくり**や面的な高台避難対策の検討
- ・避難場所の案内や災害情報のデジタルサイネージ設置、外国語による情報提供の検討
- ・ハザードマップの周知、自助・共助活動の促進、**避難訓練の実施**等による地域の防災力の向上
- ・**災害時を想定したヘリポートの設置の検討**

将来像の実現に向けて

高砂駅周辺のまちの将来像を実現するため、多様なつながりを持ち、まちづくりを継続していきます。

まちづくりの取組を進めていくためには、**住民**(区民・自治会・商店街等)、**民間事業者**、**行政**が連携して取組を進めていくことや、調整が円滑に進められる仕組み、話し合いの場を整えることなど、**官民連携**による取組(地域の課題解決を地域が主体となって行うエリアマネジメントなど)が必要です。



〔高砂地区のまちづくりの推進イメージ〕



〔高砂地区まちづくり勉強会〕



〔高砂音楽祭〕



〔中川かわまちづくりイベント〕



〔高砂天祖神社例大祭〕

将来像の実現に向けて、**官民多様な主体が連携**しながら、具体的な**計画を検討**し、関係者の**コンセンサス形成(合意)**を得て、まちづくりの**事業を実施**するプロセスを繰り返すことにより、高砂地区の将来像の実現を目指します。



発行元：高砂地区開発協議会 会長 関根榮一

協力：葛飾区 都市計画課 高砂地域整備担当係

<連絡先> 電話：03-5654-8344(直通) FAX：03-3697-1660

HP：「高砂地区開発協議会について」

〈HPはこちら〉



2 京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会について

高砂駅北口地区では、令和3年度に設立された「京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会」において、駅前広場の整備や駅前の魅力あるまちづくりの実現に向けた検討を進めている。

令和7年8月28日に開催した第12回全体会では、「防災まちづくりと再開発」をテーマに、先進事例などを参考に地震や水害に備えたまちづくりについて勉強し、防災性向上に向けた取組について意見交換を行った。（資料3参照）

また、令和7年12月4日に開催した第13回全体会では、「にぎわいまちづくりと再開発」をテーマに、先進事例などを参考ににぎわいを形成する要素となる「駅や駅前広場とまちが一体となる空間形成」、「歩きたくなる街」、「ここちよい場づくり」などについて勉強し、にぎわいづくりに向けた取組について意見交換を行った。（資料4参照）

引き続き、全体会を開催するとともに個別面談も行い、駅前広場整備を見据えた駅周辺のまちづくりのあり方や個々の権利者にとって望ましい生活再建の意向把握を行っていく。あわせて、再開発事業を取り巻く状況の変化や近接する連続立体交差事業の影響なども考慮しつつ、再開発事業の具体化や合意形成を図っていく。

京成高砂駅北口地区 市街地再開発準備会ニュース

令和7年10月発行

防災まちづくりと再開発について、 事例を含めて勉強しました！

令和7年8月28日(木)高砂北集い交流館にて、京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会第12回全体会を開催しました。当日は6名※の方にご参加いただきました。

高砂駅周辺の現状を踏まえ、防災性の向上とまちづくりをどのように考えていくか、質疑応答を含めて活発な意見交換が行われましたのでご紹介します。



【第12回全体会の様子】

※9月上旬に個別面談を別途開催し、5名の方に参加していただいております。

【当日の内容】

- (1) 防災まちづくりと再開発 ・地震に備えたまちづくり ・水害に備えたまちづくり
(2) 質疑応答・意見交換

第12回全体会でいただいたご意見 (抜粋)

<地震に備えたまちづくりについて>

- 京成高砂駅周辺は道路が狭く、緊急車両が入れないこともあるので、地震等に備えた防災まちづくりは、とても大切だと思う。
- 線路北側エリアは、南側の高砂北公園などへ避難できる動線が大事なため、鉄道の連続立体交差事業と併せて考えてほしい。
- 高砂地区の消防署の管轄は本田消防署(公助)になる。そこから駆け付けるには距離があり踏切もあるため、迅速に助けに来てもらえない可能性がある。そのため、自助、共助が大切であり、併せて、道路などの基盤整備を進め、災害に強いまちをつくることも重要である。

<水害に備えたまちづくりについて>

- 高台まちづくりの考え方は、ぜひ積極的に取り入れて検討してほしい。
- 駅周辺は低い建物が多いので垂直避難できるような建物があるとよい。
- 駅前に高い建物があれば目印にもなり、周辺居住者の安心感も高まると思う。



<地域の方々が気持ちよく協力できるまちづくりを>

- 高砂地区は子育てが終わると他地区へ移住してしまう傾向があると思うので、本当に大規模なマンションが必要なのか？権利者が追い出されることがないようにしてほしい。街がきれいになることは良いことだが、住んでいる人達が気持ちよく協力できるよう進めてほしい。

←(区回答) 駅前の限られた敷地の中で、駅前広場整備と権利者の生活再建(高度利用)を図る手法の一つとして市街地再開発事業を検討しています。それに併せて、ご当地の交通結節点機能や防災性、にぎわい等を総合的に向上させていくために、今後とも、皆様の意向や思いを丁寧にお聞きしながら一緒に考えていきたいと思っております。

テーマ：防災まちづくりと再開発

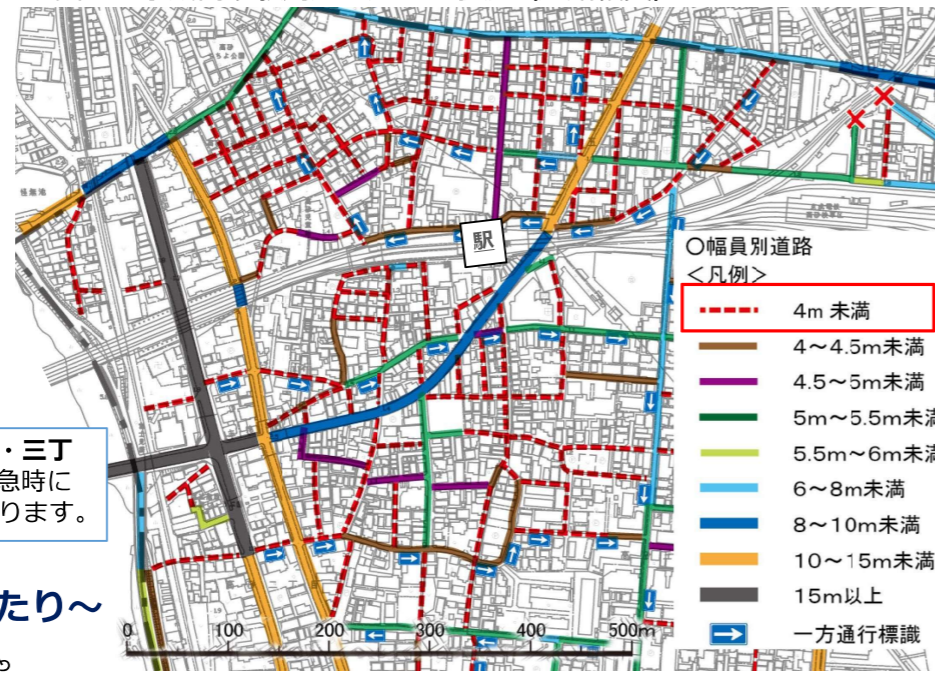
◆地震に備えたまちづくり

道路の幅員が狭く、建物が密集している場合は、火災による延焼被害が拡大し、避難などに問題が生じることがあります。

そのため、地震に強いまちづくりに向けて、道路整備やオープンスペース（公園）の確保、燃えにくいまちづくりを進めていくことが重要となります。

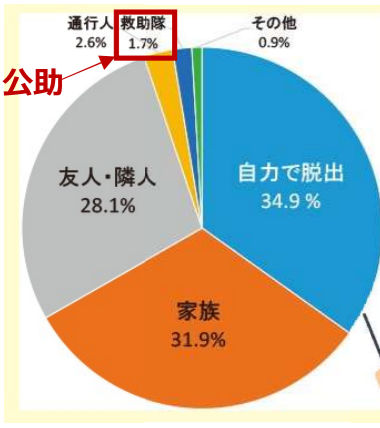
駅北側（高砂五丁目）及び駅南側（高砂二・三丁目）は4m未満の細街路が多い状況で、緊急時に消防車や救急車が入れないなどの課題があります。

図1：京成高砂駅周辺の道路の状況（道路幅員）



～防災まちづくりを考えるにあたり～

図2：阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



広域的な大規模災害が発生した場合

阪神・淡路大震災での救助主体は、約7割弱が自力と家族を含む「自助」、約3割が友人等の「共助」により救出されており、「公助」である救助隊による救出は僅か2%弱に過ぎません。

そのため、道路などの基盤整備や燃えにくいまちづくりを行い、災害時に備えたまちづくりを進めることが重要となります。

内閣府作成データ（参考：日本火災学会1996年資料より）

地域危険度

(※)説明はP4のQ&Aを参照

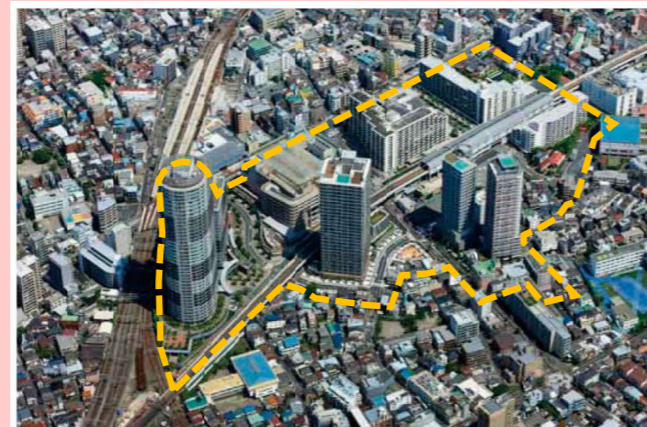
地震に関する地域危険度測定調査(第9回)より

- 高砂五丁目：4
- 高砂二丁目：3
- 高砂三丁目：4

事例：曳舟駅周辺地区【墨田区】

複数の再開発事業を計画的かつ段階的に進め、駅前広場と各地区をつなぐリング状の道路や主要生活道路等が整備され、安全で快適な都市環境を創出しています。

- 曳舟駅周辺は、関東大震災や東京大空襲による災禍を逃れたものの、老朽化した木造建築物が多く緊急車両が進入できない密集市街地となっていました。
- 京成押上線の連続立体交差事業を契機に、権利者の合意が図られた地区から順次段階的に、これまで4地区で再開発事業を実施し、広範囲にわたる密集市街地を改善させました。



事例：西小山駅周辺地区【目黒区】

地域住民と行政等が連携・協力のもとで、それぞれの役割を担いながら街づくりを進め、特定整備路線の整備の推進、建物の共同化による不燃化の促進により地域危険度が大きく改善されつつあります。

- 平成21年に地域住民の方々と設立した協議会「西小山街づくり協議会」を主とする地域住民と行政等が連携・協力のもとで、それぞれの役割を担いながら、街づくりに取り組んでいます。
- 権利者による共同化事業は、「原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業」をはじめ、複数箇所で行き進んでいます。

地域危険度(※)説明はP4のQ&Aを参照 地震に関する地域危険度測定調査(第9回)より
 令和4年 原町一丁目：ランク3
 (ランク5(平成20年) →ランク3(令和4年)へ改善されています)

「西小山街づくり協議会」の対象範囲：原町一丁目1番から19番



西小山駅前「原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業」令和6年度竣工

◆水害に備えたまちづくり

- 東京都では、水害への備えの一つとして高台まちづくりを推進しています。
- 高台まちづくりエリアの取り組みとして、下記事例では建物に広域避難できなかった人のために一時的な避難スペースを整えます。また、建物群を歩行者デッキで結び、建物間の移動や物資の輸送を可能にすることや、浸水区域外を結ぶ非浸水動線を確保し、徒歩で浸水区域外へ避難できるようにします。

事例：JR小岩駅周辺地区【江戸川区】

大規模水害に対応可能な「高台まちづくり」のモデル地区として再開発事業とともに推進する。

- 建築物間の移動を可能とする通路（避難デッキ）を整備。



JR小岩駅南北において複数の再開発事業整備を通して、建築物間の移動を可能とする通路を整備する計画 →



事例：船堀地区の高台まちづくり【江戸川区】

建築物をデッキ等でつないだ建物群による高台まちづくりを実現する。

- 広域避難が困難な場合に、一時的に高台まちづくりエリアへ避難でき、安全が確保された後に浸水区域外へ段階的に避難できるようにする。
- 新庁舎・複合施設（市街地再開発事業）、タワーホール船堀（既存施設）が一体となって、防災活動拠点を形成。
- 防災活動拠点と高台まちづくりエリアを結ぶ歩行者デッキ等の非浸水動線のネットワークを確保。



災害に強いまちづくりのあり方を考えるには、様々な観点から対策を講じる必要があります。今後も、皆様の声や先進事例の知恵を活かして高砂駅周辺のまちづくりについて考えていきます。

第12回全体会でいただいたご質問（抜粋）

Q 「地域危険度」はどのようなものですか？

A 地域危険度とは地震に関する地域の危険性を示す指標で、建物倒壊や火災の危険性、災害時活動の困難さを考慮して定めています。なお、東京都では町丁目単位を対象に、危険度の高い順に「ランク5からランク1」の5段階に分けて公表しています。



Q ここ最近、高砂地区において水害などの被害はありましたか？

A 下水道が整備された以降は大きな被害はありません。ただし、東京都の下水道は、時間降水量50mm対応が基本となっており、昨今の異常気象や集中豪雨などを考えると、今後のまちづくりでは、水害に備えたまちづくりは非常に重要だと考えています。

Q 高砂駅南北に鉄塔と高圧線がありますが、鉄塔の撤去と高圧線の地中化は可能でしょうか？

A 鉄塔を撤去し高圧線を地下化する場合には、高圧線を安全に地下に埋める必要があり、既存の道路には様々な埋設物があるため、それらを避けるか、それに代わる道路が必要となるなど、課題は多くあると考えられます。しかしながら、今後、駅前周辺のまちづくりを考えるうえで鉄塔の在り方は、景観面、防災面、高度利用の観点からも大切だと考えています。

令和7年度の準備会活動について

準備会活動について報告します。

※地元まちづくり組織の活動も併せてお知らせします。

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 今回 令和7年8月28日 第12回全体会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 令和7年12月（予定） 第13回全体会 </div>	
再開発事業の勉強	○防災まちづくりと再開発 最近の再開発事例から防災まちづくりについて学ぶ	○にぎわいまちづくりと再開発 最近の再開発事例からにぎわいまちづくりについて学ぶ	
個別面談	個別面談（9月3～7日） ・防災まちづくりについて ・まちづくり事業と生活再建に関する意向把握	個別面談（12月予定） ・にぎわいまちづくりについて ・まちづくり事業と生活再建に関する意向把握	
※高砂地区開発協議会活動	令和7年 8月、9月、10月 まちづくり方針（仮称）オープンハウス	令和7年11月（予定） 先進事例視察会	令和8年2月（予定） 駅周辺地区まちづくり検討会(3.0ha)



対象者の方で、第12回全体会に欠席された場合の当日資料の受け取り希望や、ご意見・ご質問等は事務局までお問い合わせください。

＜京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会 事務局＞

葛飾区都市計画課 高砂地域整備担当係 臼田・黒崎・鈴木

TEL：03-5654-8344（直通）

区HP：「京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会について」



＜HPはこちら＞

京成高砂駅北口地区 市街地再開発準備会ニュース

令和8年1月発行

にぎわいまちづくりと再開発について、 事例を含めて勉強しました！

令和7年12月4日(木)高砂北集い交流館にて、京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会第13回全体会を開催しました。当日は5名※の方にご参加いただきました。

高砂駅周辺のにぎわいをどのように考えていくか、事例を交えて、活発な意見交換が行われましたのでご紹介します。

※12月上旬に個別面談を別途開催し、5名の方に参加していただいております。



【第13回全体会の様子】

【当日の内容】

(1) にぎわいまちづくりと再開発

にぎわいを形成する要素について事例から学びました。

<事例イメージ>

① 駅や駅前広場とまちが一体となる空間の形成



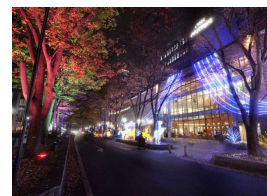
糀谷駅 駅前広場



糀谷駅前 歩行者空間



府中駅周辺
府中けやき並木通り



府中駅周辺
ライトアップ

(2) 質疑応答・意見交換



③ ここちよい場

④ まちを育てる活動

第13回全体会でいただいたご意見（抜粋）

<高砂駅周辺の現況について>

- 高砂駅周辺では、街へ出歩く人が少なく、にぎわいが減ってきていると感じる。
- 近年、高砂駅周辺のお店が減ってきていると感じる。
- 高砂地区に愛着はあるが、高砂というまちをアピールするものが少ないと感じる。
- 高砂駅周辺でイベントを開催した際は多くの人でにぎわったが、人が滞留するスペースが少なく、困ったことがあった。
- 高砂地区にお住まいの方の中には、新しい店よりも馴染みの店を大事にする方がいる。
- 商店街の多くは後継者が不足しており、世代交代がなかなか進んでいない。そのため、様々な集まり（会合）でも世代間の交流が希薄になっていると感じる。
- 高砂駅周辺では休憩スペースや気軽に集まれる場所（カフェ等）が少ない。地域の方々には立ち話をしているのが実態である。



テーマ：にぎわいまちづくりと再開発

◆にぎわいまちづくり 高砂地区での考え方（例）

他地区の再開発によるにぎわい創出事例を参考に、高砂駅周辺のにぎわいについて考えてみました。

高砂地区に今後望まれること

- ・ 広域拠点として、まち全体および商店街のにぎわいづくりが大切
- ・ 商店街が今後とも必要とされる場所として継続していくことが望まれる
- ・ 駅周辺を行き来したくなるような、回遊性の向上や魅力的な空間形成の創出が必要

① 駅や駅前広場とまちが一体となる空間（駅まち空間）の形成

- ・ 連続立体交差事業の進展に伴い、行政・鉄道事業者・区民・民間事業者など多様な関係者が協力・連携する
- ・ 高砂駅前および駅東・創出用地との連携（商業、交流の場、イベントの場、学びの場、医療、行政サービス等）
- ・ 駅周辺の回遊性や一体性を高めるための道路ネットワークの強化



これからの駅まち空間のイメージ（駅まちデザインの手引き 国土交通省HPより）



府中市民活動エリア

② 歩きたくなる街（ウォーカブル）の実現

- ・ 駅前広場の整備（駅北交通広場・駅南歩行者系広場）歩道が確保されるアクセス道路の整備
- ・ 再開発等とともに、歩道状空地、広場や緑地の整備
- ・ 駅舎と連携する昇降設備や周辺エリアとつながる道路の整備等



麹谷駅前 歩行者空間



府中駅 駅前広場バス乗降場

③ ここちよい場をつくる（ウェルビーイング）

- ・ 快適な通行ができるような空間の形成
- ・ ゆとりのある空間、イベントのできる空間の創出
- ・ 休憩スペースの確保、ベンチ・テーブル等の設置



府中駅周辺 歩いて楽しい歩行者空間



麹谷駅 ゆとりのある駅前広場

④ まちを育てる活動（エリアマネジメント）

- ・ 多くの関係者が協力・連携して、まちをよりよくしていくための取組
- ・ 既存の商店街や地元自治町会との協力関係の構築



府中駅周辺 府中マルシェ



府中駅周辺 キッズ向け遊具コーナー（まちづくり府中HPより）

◆他地区再開発によるにぎわい創出事例

事例：府中駅南口地区【府中市】 ～3地区（3.8ha）の再開発事業 商業集積を形成～

防災性や商店街衰退の課題に対応するため、昭和後期からにぎわい形成に向けた取組を開始し、平成30年度に完了。

- ・ 連続立体交差事業（駅の高架化）にあわせ、地域の合意形成に沿って商業の集積をはじめ、サービスや交流施設の整備 ← ①駅まち空間
- ・ 駅前広場、ペDESTリアンデッキの整備により、利用者の利便性・安全性の向上 ← ②ウォーカブル
- ・ けやき並木通り、大國魂神社との歩行者ネットワーク、ゆとりのある街並形成・親しめるイベント空間の創出 ← ③ウェルビーイング
- ・ 持続的なにぎわいづくりへの仕掛け「株式会社まちづくり府中」の活動 ← ④エリアマネジメント



第一地区の状況 専門店・交流施設（府中市HPより）

広い歩道 壁面後退

けやき並木通りと再開発地区

府中駅前のデッキの景観

第三地区の状況 専門店街

第二地区の状況 デパート・専門店街

大國魂神社

府中駅

事例：麹谷駅前地区【大田区】 ～駅前顔づくり（1.3ha）地域との結節点～

駅前で狭い道路に小規模木造住宅が密集していたことから防災上の課題があり、それらを解決するため地域に安全性とにぎわいをもたらす取組が平成11年度に始まり、平成28年度に完了。（駅舎改札は地上1階）

- ・ 防災対策などのまちづくりにより、まちなぎわいや一体性を高めることで、安心して暮らせる便利な街となる ← ①駅まち空間
- ・ 利便性の高い駅前広場や歩行者空間の整備により、周辺商店街との結節点となる ← ②ウォーカブル
- ・ 麹谷地区は安く買い物ができる商店街が魅力。再開発事業により創出されたここちよい空間と既存の商店街が共存し、地域の生活を支えることでにぎわいを生む ← ③ウェルビーイング



地区の状況（東京都都市整備局HPより）

再開発ビル北側空間

バス乗降場

再開発ビル北側空間

再開発ビル北側空間

再開発ビル北側空間

再開発ビル北側空間

再開発ビル北側空間

第13回全体会では、府中駅南口地区の回遊性を高めていく方法や、大田区麹谷駅前地区の立地や条件が高砂地区に似ており、まちづくりを考える上で参考になるという意見をいただきました。

第13回全体会でいただいたご意見及びご質問（抜粋）

<先進事例から学ぶ点>

- 糀谷駅前地区の再開発事業は、駅南北2つの既存商店街の中間に位置しており、商店街を歩きかう人々の結節点になっている。高砂駅周辺の雰囲気に合わせて参考になると思う。
- 府中駅南口地区では3つの再開発ビルが駅から2階のレベルで繋がっているが、高砂の場合には、それが地上階レベルで繋がると考えると参考になると思う。



<高砂地区ににぎわいを生み出すための意見>

- 高砂駅周辺に気軽に集まれる小規模のスペースがあると、様々なコミュニケーションが生れると思う。日頃からコミュニケーションをとれる交流の場所を作ってほしい。
- 高砂地区のにぎわいづくりに大切なことは、各拠点間を移動する途中の空間を、いかに魅力的に楽しくしていくかだと思ふ。
- 高砂駅前にすべての機能を集約するよりも、駅前・駅東・創出用地の3つの拠点それぞれで役割分担し、商店街や3つの拠点を回遊して買い物や散策ができるようにしてほしい。
- 現在検討されている新金線を活用した新たな交通システムの乗降場所が高砂橋あたりに整備されれば、高砂駅と地区西側の回遊性やにぎわいを創出するための新たな道路や商店があるとよいと思う。
- 今後まちづくりが進む中でチェーン店が出店することもあるだろうが、地元店舗をいかに残すかという視点も大事にしてほしい。チェーン店と地元店舗が共存する姿が必要だと思ふ。
- 今後もお店を持続させていくためにも馴染み客を大切にしつつ、新たなにぎわいを生むまちづくりを早く進めてほしい。
- 今年度、高砂地区開発協議会によるアンケートやオープンハウスで地域の意見を集めたと聞いた。まちの課題や改善点が客観的に見えるので、そのような意見を大切にしてほしい。

Q. 金町駅周辺は多くの若い世代が行きかう姿があるが、高砂地区を若い世代などの人々が行きかうようなまちにするためにはどのようにしたらよいでしょうか。

A. 金町では製紙工場跡地などで住宅供給が進み、居住者の世代の若返りが図られたと考えられます。高砂では区の「広域拠点」のひとつとして、土地の高度利用を図りながら、広域的な商業・業務等の多様な機能の集積、中高層住宅を誘導することで、居住者の世代が若返ることも考えられます。また、本日のテーマのように、にぎわいを創出しながら多くの人を高砂へ呼び込む考え方でまちを良くしていくことが非常に大切であると考えられます。

令和8年度の準備会活動について

今後も引き続き、駅前広場整備を見据えた駅周辺のまちづくりのあり方や個々の権利者にとって望ましい生活再建の姿を確かめていくことを準備会の基本的な進め方としていきます。

その際、先進事例から学ぶほか、今後の再開発を取り巻く状況の変化などを確認しながら、皆様と活発に議論し、まちづくりの方向性を固めていきたいと考えます。



対象者の方で、第13回全体会に欠席された場合の当日資料の受け取り希望や、ご意見・ご質問等は事務局までお問い合わせください。

<京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会 事務局>

葛飾区都市計画課 高砂地域整備担当係 臼田・黒崎・鈴木

TEL：03-5654-8344（直通）

区HP：「京成高砂駅北口地区市街地再開発準備会について」



<HPはこちら>

3 都営高砂団地の創出用地活用に向けた高砂四丁目地区地区計画等の変更について

高砂駅周辺地区において、区では、鉄道立体化を見据えたまちづくりを着実に進めていくため、「高砂駅周辺地区まちづくりガイドプラン」を令和2年8月に策定した。その中で高砂駅周辺地区では、駅前拠点、駅東拠点、創出用地を地区の3つの拠点エリアとして位置づけ、魅力と活力にあふれる安全で快適な広域拠点を目指している。また、創出用地エリアのまちづくりについては、都営高砂団地の建替えを適切に誘導し良質な住宅の供給を行うとともに、創出された用地を活用し、地域の活性化に資する生活利便施設や福祉施設などの新たな都市機能を西側部分で導入することなどが示されている（資料5参照）

なお、都営高砂団地の建替えについては、平成20年度に決定した高砂四丁目地区地区計画を踏まえ、東京都が建替えを進めている。これまで合計8棟の住宅が完成し、令和3年度には最後の1棟の住宅が計画されたことを受け、高砂四丁目地区地区計画の変更を行い、最終棟についても令和8年度から建替え工事に着手する予定であり、団地建替えについては最終段階を迎えている。

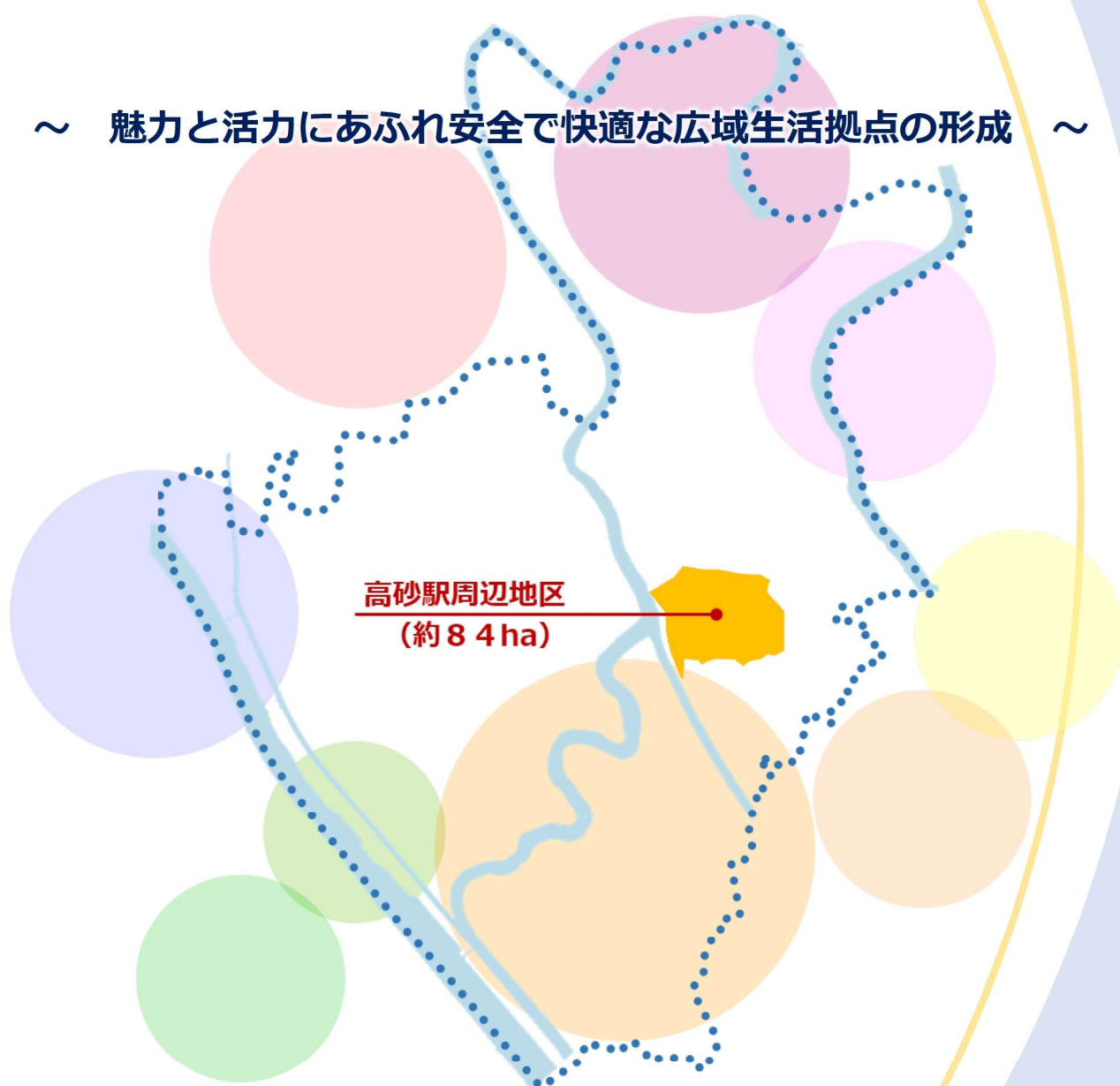
そこで令和8年度より、創出用地のうち西側部分を対象に、地域の方々と必要な機能などについて意見交換会を行う予定である。また、土地所有者である東京都とも協議を進めながら、それらの都市機能の導入に必要な高砂四丁目地区地区計画や用途地域の変更の準備も進めていく予定である。（図1参照）

今後の進め方

令和8年度	地域との意見交換会を開始
令和9年度	都市計画決定（地区計画及び用途地域変更）（予定）

高砂駅周辺地区まちづくりガイドプラン

～ 魅力と活力にあふれ安全で快適な広域生活拠点の形成 ～



令和2年8月

葛飾区

高砂駅周辺地区まちづくりガイドプランの策定の目的

高砂駅周辺地区では、成田スカイアクセスの開通などによるポテンシャルの向上を活かすとともに、鉄道車庫の移転などによる大規模土地利用転換を契機に広域的な商業・業務機能の誘導や区内外の観光拠点との連携による賑わいの創出を図ることが求められております。

本ガイドプランは、連続立体交差事業、鉄道車庫の移転、都営高砂団地の建替えなどを見据えた将来の7つの土地利用ゾーンと都市基盤に関する構想を明らかにし、高砂駅周辺地区における3つの拠点エリアのまちづくりを誘導することを目的として策定するものです。

都市基盤構想

(1) 京成高砂駅の交通結節機能の強化

京成高砂駅の交通結節機能の強化を図るため、駅南北における駅前広場の整備や公共交通網の充実、自転車利用環境の整備を検討します。

■公共交通網の充実

・駅前広場の整備にあわせて新規バス路線の導入など、公共交通網の充実を目指します。

■自転車利用環境の整備

- ・都市計画道路では、自転車ナビマークなどによる安全な自転車通行が可能となる環境整備を検討します。
- ・自転車利用者の利便性向上のため、駐輪場の整備を検討します。

[自転車ナビマーク]



■駅前広場の整備

- ・安全で円滑な乗換えやバリアフリーの観点から、駅出入口から直接アクセスできる駅前広場の整備を検討します。
- ・京成高砂駅の利便性を高める交通結節機能や、魅力的な駅前空間を形成する交流機能の強化を目指します。
- ・駅南北の広場がそれぞれ機能を分担・連携することにより、まちの一体感を確保します。

【北口広場】

- ・バスやタクシーの乗降場や、高齢者等移動制約者用の乗降場を確保し、安全で円滑に利用できる施設配置を検討します。

<施設>

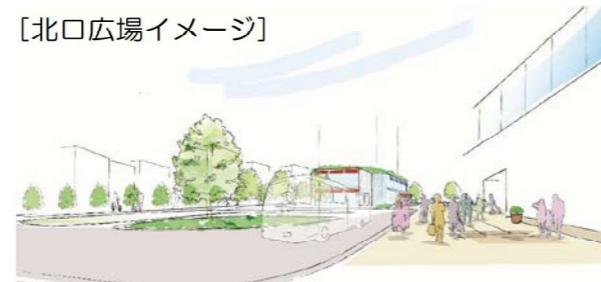
- バス乗降場
- タクシー乗降場
- 移動制約者用停車スペース など

<規模>

- 約3,000~4,000㎡を想定

◎施設や規模は、配置する位置や関係機関との協議・調整により、今後変更する場合があります。

[北口広場イメージ]



【南口広場】

- ・連続立体交差事業による市街地分断の解消にあわせ、駅・商店街・周辺施設などの回遊性やまちの一体感を確保を目指し、人々が集い憩える魅力的な空間整備を検討します。

[南口広場イメージ]



(2) 高砂駅周辺における交通ネットワークの形成

人やモノのスムーズな移動や回遊性の向上を目指し、まちづくりにあわせた体系的な道路網の整備や、鉄道による市街地の分断を解消します。

■まちづくりにあわせた体系的な道路網の整備

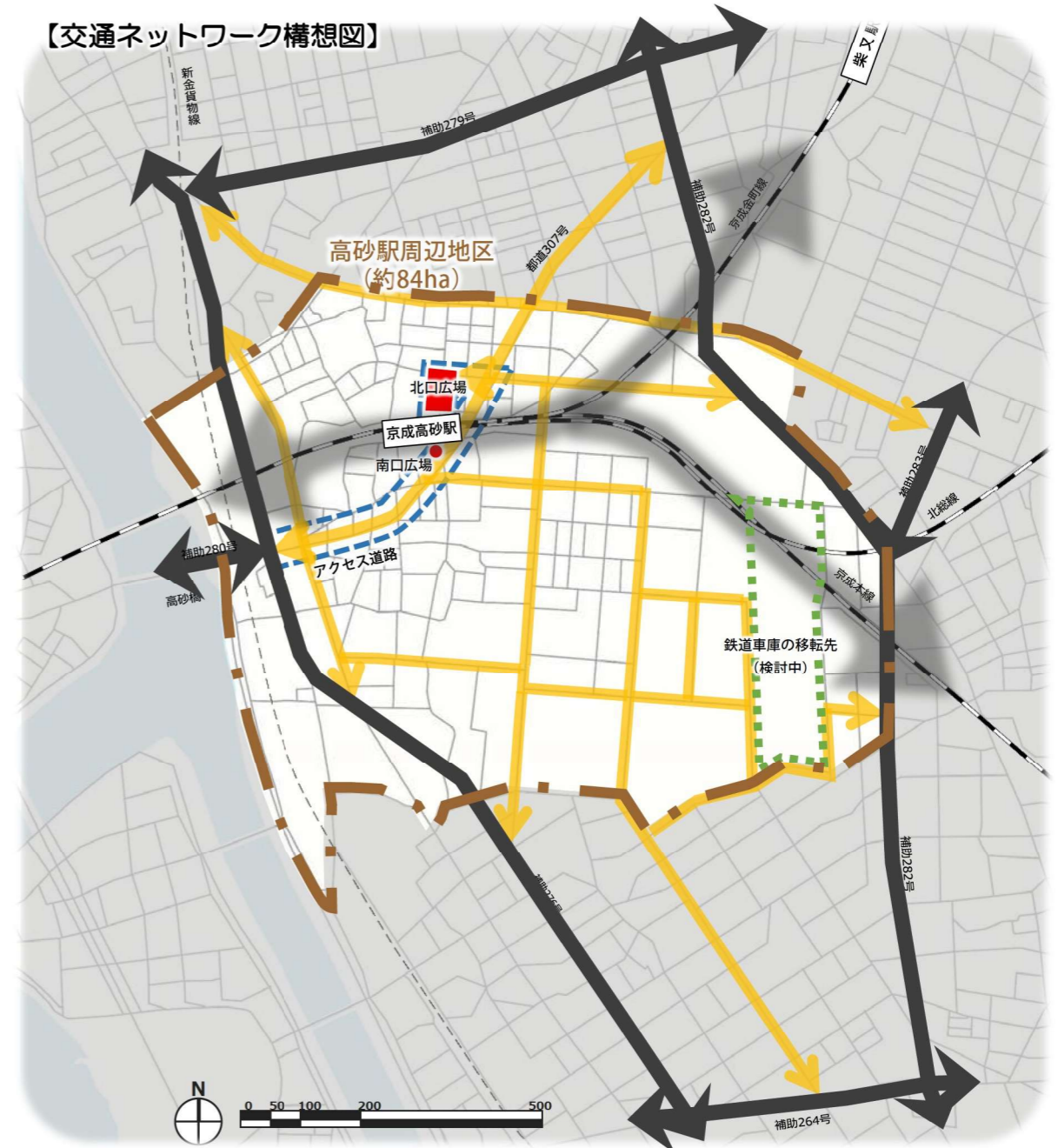
- ・連続立体交差事業により踏切が除却される高砂駅周辺地区においては、現道の役割を踏まえて道路の位置づけを再整理し、体系的な道路網の整備を検討します。

- 幹線道路 : 高砂駅周辺地区の外側にある、地区間を結び都市の骨格を形成する都市計画道路。
- 区画道路 : 幹線道路に囲まれた地区の内側で、地区内の自動車交通の主軸となり、まちづくりにあわせて整備を検討する道路。
- - - - アクセス道路 : 高砂橋付近から京成高砂駅前（北口広場）に接続する都市計画道路。

■鉄道の高架化による踏切除却と新たな通行機能の確保および側道の整備 (凡例: ⇄)

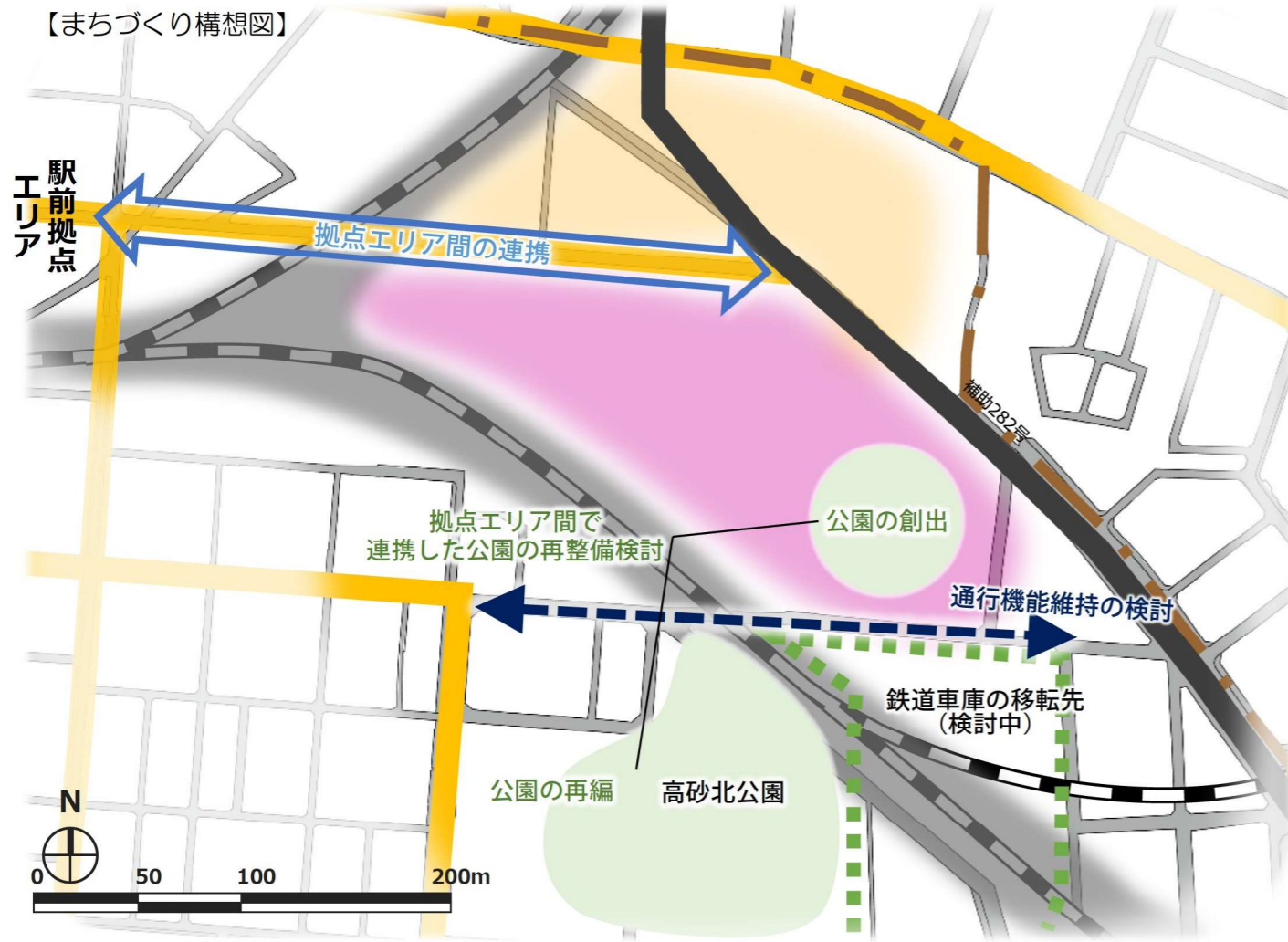
- ・踏切除却により、地区内外の交通の円滑化を図ることが可能となります。
- ・まちづくりとあわせて南北市街地の交通円滑化を実現するため、新たな南北動線の確保を検討します。
- ・鉄道の高架化にあわせて整備される側道は、周辺のまちづくりにも寄与するように検討します。

【交通ネットワーク構想図】



(3) 駅前拠点エリア

駅前拠点エリアと一体となった新しい拠点を形成するため、鉄道車庫跡地を中心とした都市基盤と建築物の一体的整備により、広域的な商業・業務機能や良好な居住機能が集積した複合市街地を目指します。



都市機能が集積した複合市街地 (凡例: 、)

- ・鉄道車庫跡地について、都市開発諸制度などの活用を視野にいれ、広域的な商業・業務機能や良好な居住機能が集積した複合市街地の形成を誘導します。
- ・地域に資する公園の整備を誘導します。



住環境の向上 (凡例:)

- ・複合市街地周辺では、大規模な土地利用転換と調和した良好な市街地の整備を誘導し、住環境の向上を図ります。

都市計画道路の整備 (凡例:)

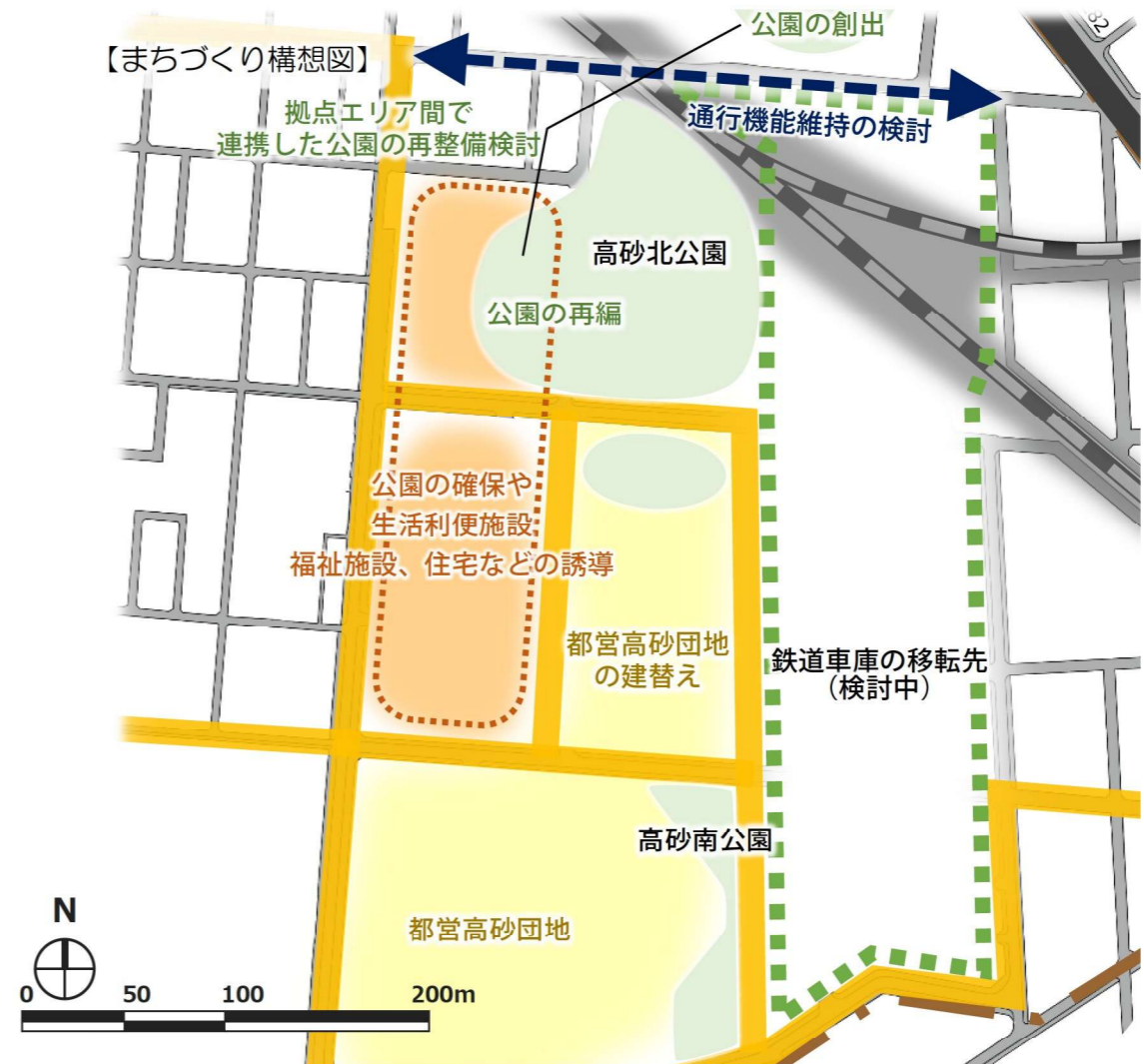
- ・連続立体交差事業や鉄道車庫の移転による大規模な土地利用転換にあわせ、都市計画道路の整備を推進します。

拠点エリア間の連携 (凡例:)

- ・鉄道車庫の移転による大規模な土地利用転換にあわせ、道路の整備を検討し、駅前拠点エリアとの連続したまちの賑わい創出を誘導します。

(4) 創出用地エリア

都営高砂団地の建替えを適切に誘導し良質な住宅の供給を行うとともに、建替えに伴い創出される用地に新たな都市機能を導入することや、他の拠点との連携などにより、地域の活性化を図ります。鉄道車庫の移転にあわせた公園の再編や周辺住環境への配慮により、良好な住環境を保全します。



都営高砂団地の建替え (凡例:)

- ・都営高砂団地の建替えにより良好な住宅施設を整備するとともに、地域に必要な公園や広場を確保します。

創出用地の活用による地域の活性化 (凡例:)

- ・都営高砂団地の建替えに伴い創出される用地では、地域の活性化に資する生活利便施設や福祉施設、住宅などの誘導とともに、既存の公園と一体となった公園機能を確保します。



公園と防災機能の再編 (凡例:)

- ・鉄道車庫の移転に伴い縮小される公園については、みどりの拠点として周辺環境と調和した公園と防災機能の再編を検討します。

鉄道車庫の移転にあわせた周辺住環境への配慮 (凡例:)

- ・鉄道車庫の移転にあたり、緩衝緑地帯などの整備といった新車庫周辺の住環境に配慮した取組みを検討します。
- ・鉄道車庫の移転を踏まえて新たな通行機能などを検討します。

まちづくりの実現に向けて

高砂駅周辺地区におけるまちづくりの取組みについて、短期（～約5年）、中期（約5～10年）、長期（約10年～）を目安としたスケジュールです。

なお、このスケジュールに含まれていない取組みについても、地域の皆様と区による協働のまちづくりを進めていきます。

主なまちづくり内容	スケジュール		
	短期	中期	長期
都市基盤整備			
連続立体交差事業の推進	都市計画決定		事業実施
駅前広場とアクセス道路の整備	都市計画決定		事業実施
交通ネットワークの形成	交通ネットワークの検討・実施		
拠点エリア整備			
駅前拠点エリア	土地利用の検討・実施		
駅東拠点エリア	土地利用の検討・実施		
創出用地エリア	土地利用の検討・実施 都営高砂団地 建替え完了		
その他のエリア	地域特性に応じたまちづくりの検討・実施		



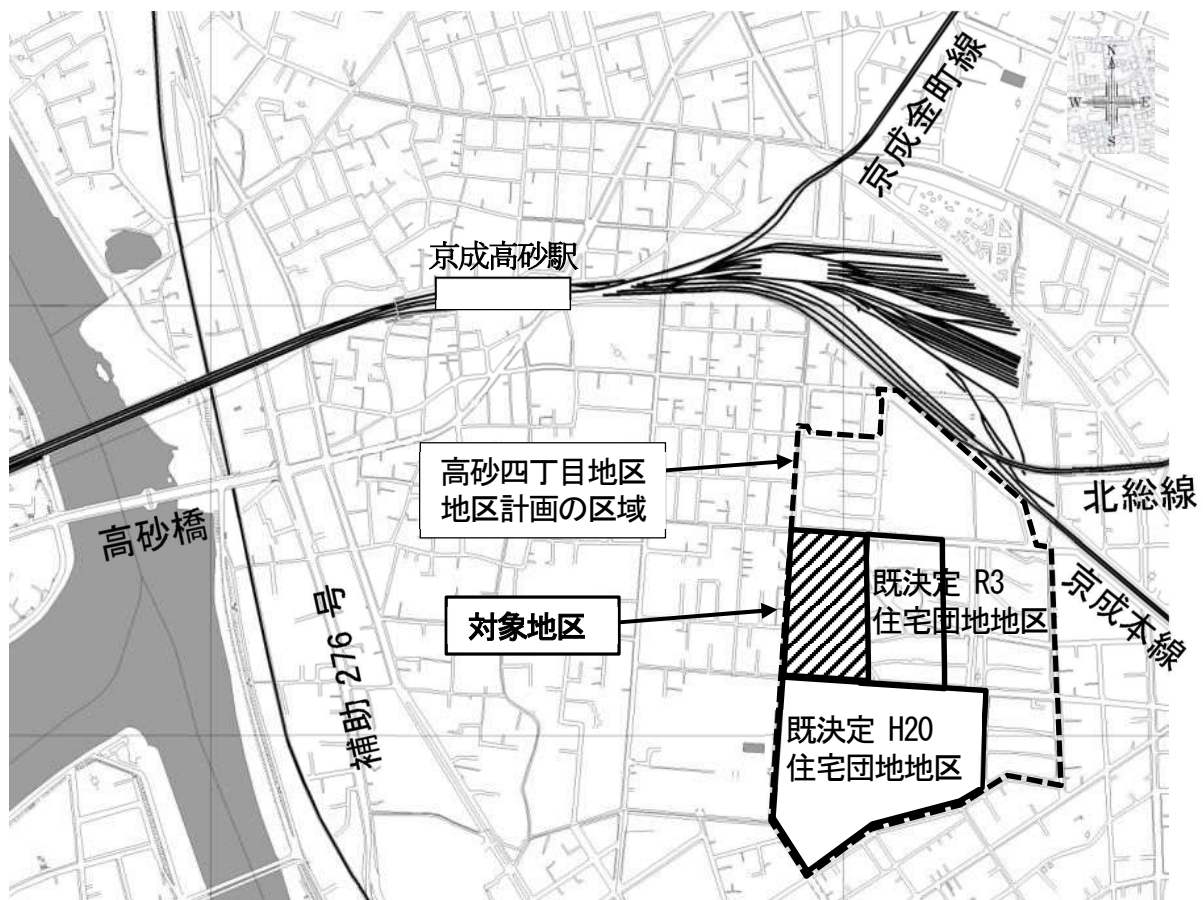


図1 案内図

不燃化特区における建替え助成について

密集地域整備担当課

1 不燃化特区の概要

区では、木造住宅密集地域のうち、特に改善を必要としている東四つ木、四つ木、東立石、堀切の各地域の一部地区について、東京都から不燃化特区の指定を受け、燃えにくい住宅への建替えと老朽建築物の除却などを支援することで災害に強く安全・安心なまちづくりを推進している。

不燃化特区制度は、当初の期限である令和7年度から延長され、令和12年度までとなったことを受け、都との調整を行ってきた。この結果、これまでと同じ対象地区において、引き続き都の支援制度を活用しながら不燃化推進の取組を進めていく。

2 建替え助成の拡大

不燃化特区においては、現在、老朽建築物の除却と新築の設計・工事監理及び新築の工事にかかる費用の一部を助成している。このうち、老朽建築物の除却と新築の設計・工事監理にかかる費用については助成上限額を200万円としてきた。

この助成上限額について、近年の資材価格及び人件費の高騰による事業費の増加を踏まえ、令和8年4月より220万円に引き上げる。なお、新築の工事にかかる費用の一部についても、耐火性能及び床面積に応じた額を助成している。

3 不燃化特区についての今後の予定

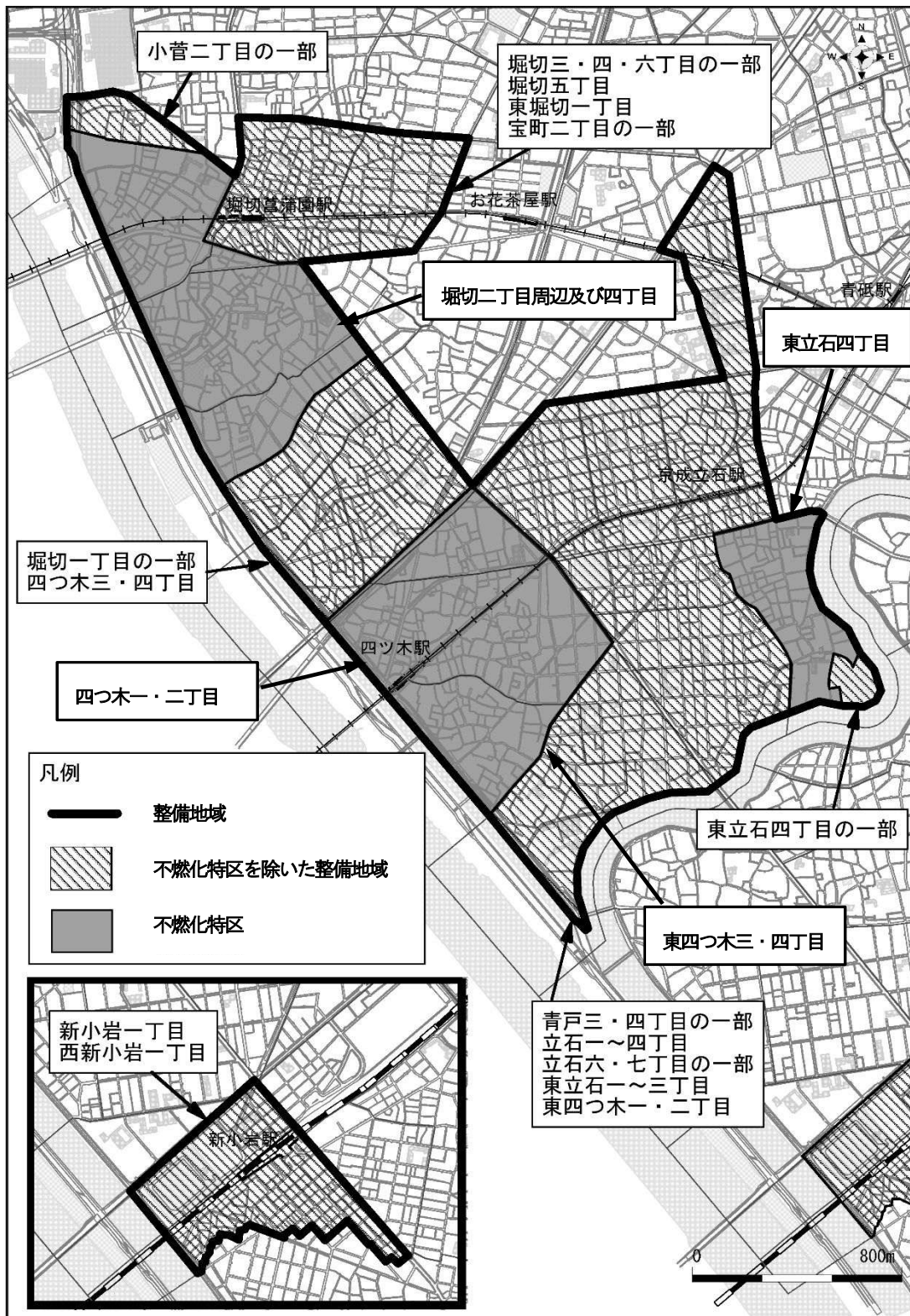
助成上限額引き上げ等について周知を図るため、不燃化特区内のすべての戸建て住宅にパンフレットを配布するとともに区ホームページへの掲載を行い、制度の積極的な活用を促す。これらの取組により、一層の不燃化を図り災害に強い街づくりを進めていく。

4 整備地域について

不燃化特区を除いた整備地域について、令和6年度から2年間の時限的な取組として東京都の整備地域不燃化加速事業の支援を活用した老朽建築物の建替え助成を実施してきたが、令和7年度末をもって終了する。

この地域に対しては、令和8年度以降は木造住宅耐震助成制度の積極的な利用を促すため、地域内のすべての戸建て住宅にパンフレットを配布することにより、引き続き不燃化を推進していく。

不燃化特区及び整備地域範囲図



令和7年度主要工事進捗状況 (1/2)

公園課

(令和8年1月31日現在)

整理番号	工事番号	工 事 件 名	工 事 箇 所	契 約 金 額	契 約 者	工 期	出 来 高	進捗状況 (単位%)			
								工 種	工種割合	工種進捗率	出来高
①	令和6年度 第01号	都市計画道路補助第276号線 (細田北)整備(その1) 及び排水施設(その1) 工事	細田四丁目 12番先から 細田三丁目 30番先まで	494,645,800	尾花興業(株)	R6.6.24 R9.2.24	63.8%	1) 準備・片付け工	7.3	95.8	7.0
								2) 土工	18.9	56.8	10.7
								3) 電線共同溝工	33.0	75.7	25.0
								4) 排水施設工	39.5	50.3	19.9
								5) 信号機施設工	1.3	90.1	1.2
									100.0		63.8
②	令和6年度 第012号	八剣橋橋梁架替 (その11)工事	奥戸八丁目 6番先から 奥戸九丁目 15番先まで	696,224,100	(株)横河 ブリッジ 東京営業所	R6.10.11 R8.7.30	77.0%	1) 準備、片付け等	6.3	36.5	2.3
								2) 桁製作工	50.1	100.0	50.1
								3) 輸送工	4.8	100.0	4.8
								4) 地組工	0.5	80.0	0.4
								5) 架設工	30.4	53.6	16.3
								6) 現場継手工	4.3	60.5	2.6
								7) 橋面工	1.3	0.0	0.0
								8) 現場塗装工	1.0	0.0	0.0
								9) 橋梁足場工	1.3	38.5	0.5
③	令和7年度 第01号	柴又公園拡張部 (広場等)整備工事	柴又七丁目19番14号 及び10番16号	246,895,000	東香園(株)	R7.6.24 R8.6.1	61.1%	1) 準備・片付け工	4.0	50.0	2.0
								2) 土工・撤去工	9.2	88.0	8.1
								3) 植栽工	1.5	0.0	0.0
								4) 給排水設備工	5.6	83.9	4.7
								5) 電気設備工	16.7	32.3	5.4
								6) 園路広場工	8.7	42.5	3.7
								7) サービス施設工	1.9	84.2	1.6
								8) 管理施設整備工	23.1	48.5	11.2
								9) 付帯施設工	2.0	50.0	1.0
								10) 建築工	23.6	86.9	20.5
								11) 仮設工	3.7	78.4	2.9

令和7年度主要工事進捗状況 (2/2)

公園課

(令和8年1月31日現在)

整理番号	工事番号	工 事 件 名	工 事 箇 所	契 約 金 額	契 約 者	工 期	出 来 高	進捗状況 (単位%)			
								工 種	工種割合	工種進捗率	出来高
④	令和7年度 第03号	小菅西公園スケートボード場 設置工事	小菅一丁目2番1号	245,089,900	榊山溪緑地	R7.6.24 R8.3.31	65.8 %	1) 準備・片付け工	5.0	60.0	3.0
								2) 土工・撤去工	3.6	100.0	3.6
								3) 給排水設備工	2.1	95.2	2.0
								4) 電気設備工	20.8	96.2	20.0
								5) 園路広場工	13.6	84.6	11.5
								6) 遊戯施設整備工	26.9	81.0	21.8
								7) 修景施設整備工	0.1	0.0	0.0
								8) サービス施設工	3.5	0.0	0.0
								9) 管理施設工	23.8	16.4	3.9
								10) サイン工	0.6	0.0	0.0
									100.0		65.8
⑤	令和7年度 第02号	都市計画道路補助第276号線 (一口橋南)整備(その3) 及び排水施設(その2) 工事	高砂二丁目 10番先から 細田三丁目 37番先まで	473,770,000	尾花興業(株)	R7.12.18 R10.2.17	0.3 %	1) 準備・片付け工	11.6	3.0	0.3
								2) 土工・撤去工	20.7	0.0	0.0
								3) 排水施設工(道路)	5.4	0.0	0.0
								4) 街築工	2.7	0.0	0.0
								5) 舗装工	9.8	0.0	0.0
								6) 交通安全施設工・植栽工	8.0	0.0	0.0
								7) 電線共同溝工	32.3	0.0	0.0
								8) 排水施設工(下水)	9.5	0.0	0.0
									100.0		0.3
⑥	令和7年度 第17号	水元小合溜河川環境改善 (汚泥処理設備改修等) 工事	水元公園8番3号	304,700,000	荏原実業(株)	R7.12.18 R9.3.31	5.0 %	1) 準備・片付け工	40.0	12.5	5.0
								2) 撤去工	5.0	0.0	0.0
								3) 仮設工	10.0	0.0	0.0
								4) 土工	5.0	0.0	0.0
								5) 機器据付工	18.0	0.0	0.0
								6) 配管工	12.0	0.0	0.0
								7) 電気工	10.0	0.0	0.0
									100.0		5.0

主要工事施工箇所図

令和8年1月31日現在

⑥ 7-17
水元小合溜河川環境改善
(汚泥処理設備改修等) 工事

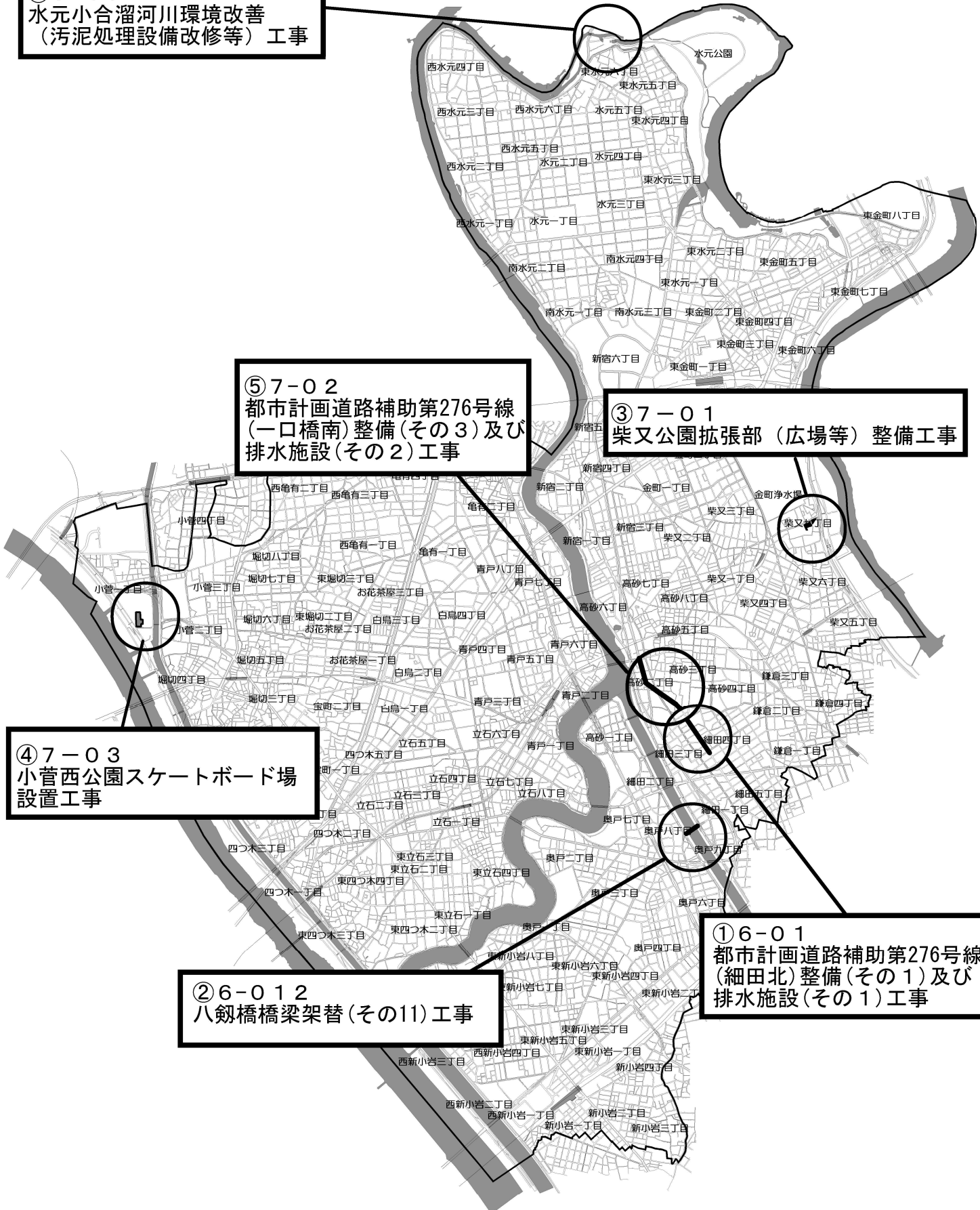
⑤ 7-02
都市計画道路補助第276号線
(一口橋南)整備(その3)及び
排水施設(その2)工事

③ 7-01
柴又公園拡張部(広場等)整備工事

④ 7-03
小菅西公園スケートボード場
設置工事

② 6-012
八剣橋橋梁架替(その11)工事

① 6-01
都市計画道路補助第276号線
(細田北)整備(その1)及び
排水施設(その1)工事



令和8年度 建設環境委員会行政視察（案）

1 視察日程

令和8年5月11日（月）～13日（水） 2泊3日

2 視察先及び概要

日程・視察地	視察項目
5/11（月） （1日目） 北海道 札幌市	<p>○ 雨水浸透緑化について</p> <p>雨水浸透緑化とは、雨水貯留層等による雨水の貯留・浸透・浄化機能を備えた緑化工法である。水流出量の多い広場や舗装された歩道・車道などに設置し、都市に降った雨をその場で浄化しながら貯留・浸透させることで、浸水による被害の軽減、回避を図りつつ、都市の貯水機能を向上させる。</p> <p>札幌市では、国土交通省の実施するグリーンインフラ活用型都市構築支援事業を活用して緑化施設の整備を検討される民間事業者を支援している。</p>
5/12（火） （2日目） 北海道 札幌市	<p>○ ウォーカブルシティについて</p> <p>札幌市では、令和5年10月に策定した「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編）」に基づき、「居心地が良く歩きたくなるまち（ウォーカブルシティ）」を実現するため、都心・地域交流拠点・住宅市街地それぞれにおいて、ハード・ソフト両面から効果的な取組を推進していくこととしており、令和7年度には札幌独自の新たな都市空間像である「Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン」の策定を予定している。</p>
5/13（水） （3日目） 北海道 旭川市	<p>○ 花やみどりを活用したまちづくりについて</p> <p>あさひかわ北彩都ガーデンは、旭川駅周辺の大規模な空間を生かしたまちづくりを進める「北彩都あさひかわ」事業の中で、市民をはじめ旭川の玄関口として外から来た人も楽しむことができる場となり、都心部の魅力を高め賑わいづくりに繋がることを目的に整備された。</p>